

第21回 全国シェルター シンポジウム 2018 in 札幌

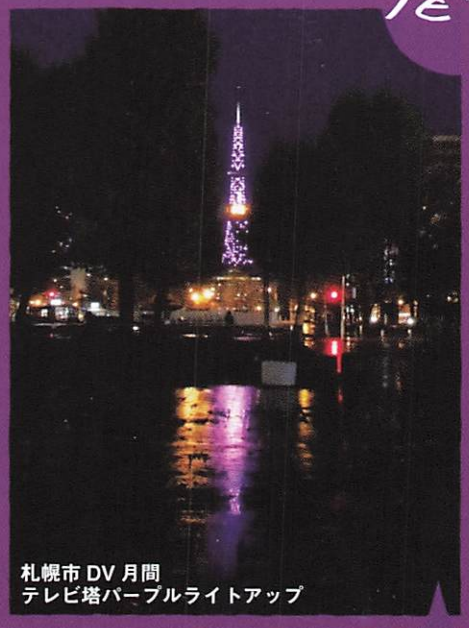
「官民の境を超え、地域を超え、
国境を超える、女たちのネットワーク
～#Me Too, #We Too, #With You～」

DV

デート
DV

貧困

虐待



札幌市 DV 月間
テレビ塔パープルライトアップ

性被害

差別

2018 年

11月3日(土)・4日(日)

会場：北海道立道民活動センター
(かでの2・7)

#Me Too,
#We Too,
#With You



主催

NPO 法人 全国女性シェルターネット (代表理事 北仲千里)

第21回 全国 シェルターシンポジウム 2018 in 札幌実行委員会

第21回 全国シェルターシンポジウム 2018 in 札幌

報告集



目次

主催者挨拶	2
大会日程	3
開会セレモニー	4
基調講演	10
シンポジウム	21
議員フォーラム	39
2日目の日程と分科会一覧	52
分科会	54
大会アピール	108
閉会セレモニー	109
全国シェルターシンポジウムの軌跡	110
〈資料〉イスタンブール条約	111
賛同・後援・助成団体リスト	135

主催者挨拶

第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌 実行委員長

山崎 菊乃

(NPO 法人 女のスペース・おん 代表理事)

昨年は「第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌」に温かいご支援を頂き、まことにありがとうございました。

国内から2日間で延べ1,100名、海外からも8か国26名のご参加を頂き、有意義なシンポジウムを開催することができました。

1日目の基調講演では、DV被害者支援の国際スタンダードとして、イスタンブール条約を皆様にご紹介することができました。この条約は日本では全くと言っていいほど知られていません。参加された議員の方からは「目から鱗でした。日本はまだまだ遅れていると感じた」との感想をいただきました。

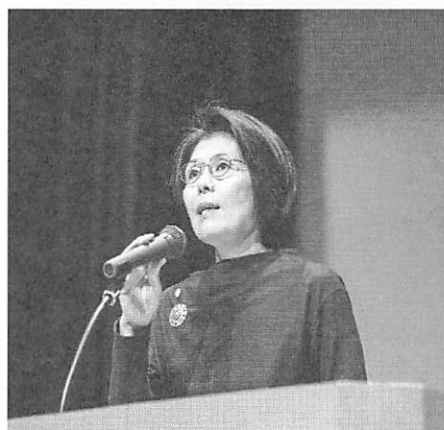
シンポジウムではシンガポールでの官民協働の被害者支援の現場について、支援団体代表者のお二人に活動を紹介してもらいました。

2日目の分科会では15団体という、あらゆる切り口から各分野での活動報告、課題、それらについての討論が行われました。どの分科会も非常に中身の濃いものになりました。

多くの参加者から、有意義なシンポジウムであったとの感想をいただきました。これも皆様のご支援とご協力によるものと、心から感謝いたしております。本シンポジウムを契機に官民、地域、国境を超えた連携が広がるよう、これからも尽力してまいります。

また最後になりましたが、不慣れなことで不行き届きの点多々ございましたこと心よりお詫び申し上げます。今後とも変わらずご支援いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具





2018
11/3
(土)

第21回

全国シェルターシンポジウム 2018 in 札幌

会場：かでの 2・7 大ホール

10:30 ~ 受付

11:30 ~ 12:10 **開会セレモニー** **手話通訳**

知事、市長、省庁職員等挨拶、アトラクション（漫談）

12:10 ~ 13:40 **基調講演** **英日逐次通訳・手話通訳****欧州評議会「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約」（イスタンブール条約）と欧州における女性シェルター**

■講師：ローザ・ローガーさん（オーストリア）

WAVE（ヨーロッパ・シェルター・ネットワーク）理事長
「イスタンブール条約」専門家監視委員会第一副委員長13:45 ~ 15:45 **シンポジウム** **手話通訳****「官民の連携・ネットワーク～シンガポール・北海道～」**

■進行：山崎菊乃（NPO法人女のスペース・おん代表理事）

■シンポジスト

ハムザ アブダル ムタリブさん（シンガポール）

シンガポールのDVや家庭内暴力被害者のためのシェルター、Casa Raudha Women Home 前理事長、現理事

ロレイン・リムさん（シンガポール）

シンガポール女性団体協議会（Singapore Council of Women's Organizations, SCWO）が運営する女性のシェルター、Star Shelter のマネージャー

美藤加代子さん 北海道立女性相談援助センター所長**北仲千里さん** NPO法人全国女性シェルターネット代表理事16:00 ~ 17:30 **議員フォーラム** 国会議員、道・市議会議員

「包括的な性暴力禁止法の制定に向けて～イスタンブール条約と女性支援国内法の整備～」

18:30 ~ 20:30 **交流会** 会場：センチュリーロイヤルホテル**分科会** 会場：かでの 2・7 会議室

9:00 ~ 10:00 分科会受付

10:00 ~ 12:00 **分科会 A**

12:00 ~ 13:00 昼休み

13:00 ~ 15:00 **分科会 B**

15:30 ~

**かでの 2・7
大ホールにて****閉会セレモニー****大会アピール文の採択**

16:00 終了



2018
11/4
(日)

開会セレモニー

※開会セレモニー、基調講演、シンポジウム、議員フォーラムの記録については、録音した音声をもとに一部再構成しております。

司会：NPO法人全国シェルターネット事務局長 佐藤 香

第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌

実行委員長 山崎菊乃

(NPO 法人 女のスペース・おん 代表理事)

皆さま、本日は日本全国から、そして海外からも北国北海道へようこそおいでくださいました。この9月には震災があり、一時は開催がどうなるかと皆さまにご心配をおかけしましたが、なんとか無事に開催に漕ぎ着けました。全てに感謝しております。

さて、本シンポジウムの実行委員会は私ども NPO 法人 女のスペース・おんが事務局を担わせていただいております。女のスペース・おんは1993年、札幌の小さなアパートの一室に女性に対する暴力を根絶したいという女性たちが集まって、開設されたものです。女のスペース・おんの“おん”という名前の由来ですが、女から名を取って名の無い女という意味です。そして暴力を根絶していこう、連帯を続けて行こう、という「go on」、 「keep on」の「on」でもあります。

1998年、札幌で第1回目の全国シェルターシンポジウムが開催されました。実はその年は、私にとっても人生の大きな転換期でした。その年、私は3人の子どもを連れて、立ち上がったばかりの民間シェルターに避難したという経験があります。法律も制度も何も無いなか、民間シェルターがあったから私たち親子は助けられました。第21回目を迎えるシェルターシンポジウムは、再び札幌で行います。当時 DV 被害者として傍観していたシンポジウムに主催者として関われるとは、本当に想像もしておりませんでした。しかしこれこそが、私たち運動の本質であると思っています。当事者が声を上げなければ何も変わらない。そういうことを学ばせてもらったこの20年間でした。

2001年に当事者の声を受けて、DV防止法が議員立法で成立施行されてから17年が経ちました。その間、新たな制度が作られ被害者支援に対する理解も広がってきましたが、女性に対する差別はまだ強く残っています。一方諸外国を見ると、クォーター制度など女性の政治参加が活発な国は、女性や子供への支援制度が充実しています。本シンポジウムでイスタンブール条約の理念を学び、シンガポールでの官民の連携を学び、国内外の情報を共有し、今私たちは何をすべきなのか、何が出来なのかを模索していきたいと思っております。

本日のシンポジウムで、皆さまとの出会いが官民の境を越えた暴力根絶のうねりになることを強く望んで、私のご挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございます。

ご来賓の方々からの祝辞

北海道環境生活部くらし安全局 堀本 厚 様

只今ご紹介を頂きました北海道環境生活部暮らし安全局長の堀本と申します。本来でございましたら北海道知事高橋はるみが参りまして、皆さまにご挨拶を申し上げるところでございますが、本日所用のため出席ができませんので知事からお祝いのメッセージをあずかりましたので、代読をさせていただきます。

北海道では12年ぶりの開催となります第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌に、全国各地、また海外からお越しの皆様を心より歓迎申し上げますと共に、日ごろから配偶者暴力の被害者に対する支援など、様々なお立場から安全安心な暮らしの確保にご尽力をいただいておりますことに、深く敬意を表します。また9月の胆振東部地震に際しましては全国の皆様から温かいご支援を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さてDVや性暴力などの暴力は絶対に許されるものではなく、またDVは子供への心理的虐待にもあたる重大な人権侵害です。北海道においては配偶者暴力防止法の制定以来、配偶者暴力支援センターや専門相談窓口の整備など、被害者やその子供を対象とする様々な取り組みが実施されております。とりわけ民間シェルターでは被害者に対する相談から一時保護、自立まで、きめ細やかな支援をいただいております。こうした活動が暴力のない社会の実現に向けて大きな力となっています。本日ご参加の皆様には「官民の境を超え、地域を超え、国境を超える、女たちのネットワーク」というテーマのもと、このたびのシンポジウムを通じて日ごろの活動での課題や成功事例、研究の成果などの貴重な情報を共有し、国内外で活躍されている方々とのネットワークをいっそう広げられ、今後さらなる活動の展開につなげていただきたいと思います。

結びに、本シンポジウムのご成功とお集まりの皆様のご健勝、ご多幸を心から祈念し、私からのメッセージといたします。

——平成30年11月3日 北海道知事 高橋はるみ 代読

本日はご盛会、誠におめでとうございます。

札幌市市民文化局男女共同参画室長 本間^{よしあき}芳明 様

只今ご紹介いただきました、札幌市市民文化局男女共同参画室長の本間です。市長の秋元にご案内いただいたところではありますが、所用のため出席ができませんでしたので、私からこの場で市長から預かりましたメッセージを読ませていただきたいと思います。

第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌に日本国内のみならず、海外からもお越しいただきました皆様を心から歓迎いたしますとともに、配偶者等からの暴力被害者の一時保護や自立支援などに日々ご尽力いただいておりますことに、深く敬意を表します。また去る9月に発生いたしました北海道胆振東部地震では、札幌におきましても一部地域で液状化など深刻な被害もございましたが、全国の皆様からのご支援を賜りましたことを、この場をお借りして厚く御礼を申し上げたいと思います。

札幌市では札幌市配偶者暴力相談センターやステップハウスを開設いたしまして、被害者の相談や自立支援に取り組むとともに市民への意識啓発、若年層への予防教育など、配偶者等からの暴力防止と被害者支援を進めてきたところでございますが、一時保護に関しましては公的な施設だけでは対応しきれない事例など、民間シェルターの皆様のご協力なしには成り立ちません。今回のシンポジウムのプログラムを拝見いたしましても、高齢者や性的経済的に搾取される若年層女性など、DVや性暴力被害は多くの人々に関わる社会的な問題であり、多様な支援が必要なことがわかります。また私どもも、女性だけではなく男性や性的マイノリティー当事者の方も被害があることから、まだまだ全ての被害者が支援を受けやすい環境が整っているとは言えず、取り組みをさらに進めていく必要があると考えております。

結びになりますが、本シンポジウムの開催にあたりましてご尽力いただきました全ての皆様に、厚く御礼申し上げますとともに、ご参加の皆様の今後ますますのご活躍を祈念いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

——平成 30 年 11 月 3 日 札幌市長 秋元克広 代読

本日はご盛会、誠にありがとうございます。

内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室室長 杉田^{かずよし}和暁 様

内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室室長杉田です。まず先の北海道胆振東部地震につきまして、お亡くなりになりました方に哀悼の意を表しますと共に、被害に遭われた方々に対してお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、今年も全国シェルターシンポジウムが盛会のもとに開催されることをまずもってお祝い申し上げたいと思います。皆様方におかれましては、日ごろから配偶者からの暴力を始めとする女性に対する暴力の根絶に向けまして真摯に取り組まれていることに、改めて深く敬意を表します。DV 防止法が施行されてから 17 年の年月が経過いたしました。皆様方のご尽力もあり、これまで 3 度にもわたる改正を経まして内容の充実が図られて参りました。性犯罪の厳罰化に関しましても、昨年刑法改正が行われてきたところです。

このような対策が講じられる中、ここ最近の女性に対する暴力を取り巻く環境に目を向けてみますと、改めて予想を上回るスピードで大きく状況が変容してきていると思います。SNS を活用した暴力被害、いわゆるデートレイプドライブの問題、# Me Too 問題、さらには行政とメディアの間に起こったセクシャルハラスメント事案の問題などがありました。今年 6 月には、セクシャルハラスメントの緊急対策を政府決定いたしました。性暴力被害者支援のためのワンストップセンターの設置につきましては、この 10 月に目標を 2 年前倒しいたしまして全都道府県設置ができました。

次に DV 被害の実態の対策についてですが、内閣府の調査によりますと女性の 3 人に 1 人の方に DV の被害経験があり、そのうち 7 人に 1 人が命の危険を感じたとされております。また DV 被害を受けた女性のうち 7 割以上の方が別れたいと思ったが別れなかった、あるいは別れたいとは思わなかった、とされています。DV 問題は依然として厳しい状況にある、被害に遭われた方々が必死に耐え忍んでいる現状が垣間見えたというふうに考えております。

内閣府の女性に対する暴力に関する専門調査会におきましても、委員会から数々のご指摘をいただいております。面前 DV その他、子供への配慮を求めるもの、被害者を逃すためのものから発想の転換を求めるもの、面会交流についてのもの、機関間の連携を求めるもの、相談員の待遇に関するもの、加害者更生プログラムの実施を求めるもの、などがありました。いずれも真摯に向き合っていかなければならない重要な課題だと認識しております。

今回の大会のテーマは「官民の境を超える」という事から始まっていると伺っております。民間部分の熱に頼りすぎてもいけないものと考えております。今日お集まりの皆様方の日々の努力には本当に頭が下がる思いであります。今後とも共に手を携えて、お互いの立ち位置を認識しそれぞれの強み弱みを補いあいながら、対策のさらなる充実を共に考えていかなければならない、と考えております。今日この大会への参加がそのような取り組みの一部となることを願いながら、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室室長 度会^{わたらいてつけん}哲賢 様

皆さん、こんにちは。厚生労働省の度会です。本日第 21 回全国シェルターシンポジウム 2018 in 札幌が開催されますことを、心よりお喜び申し上げます。また全国各地からお集まりの皆様をはじめ、このシンポジウムを

主催される NPO 法人全国シェルターネットの皆様や実行委員会の皆様におかれましては、日頃から配偶者からの暴力や性暴力等の被害者の立場に立ち、きめ細やかな支援を行っていただいていることにつきまして深く敬意を表するとともに、心から感謝を申し上げます。

厚生労働省では婦人保護事業の実施により様々な困難な問題を抱える女性に対する支援を行っておりますが、全国の婦人相談所及び婦人相談員に寄せられる DV 被害に関する相談件数の割合は年々増加傾向にあり、被害に遭われた女性に対する支援の充実がいつそう求められています。このような中、各都道府県の婦人相談所から被害者の一時保護委託を受けられる民間シェルターや関係機関の皆様におかれましては、被害者や同伴するご家族に対して、常日頃から寄り添いながら自立に向けた支援に取り組んでいただいていることにつきまして、改めて感謝申し上げます。

さて、婦人保護事業はすでに 60 年を超える歴史を重ねていますが、様々な事情による被害者の方々への支援がより適切にできるよう、社会の変化に見合った婦人保護事業の見直しが求められています。このため本年 7 月には困難な問題を抱える女性の支援のあり方に関する検討会を立ち上げ、支援現場の方々や有識者の方々のご意見を十分に伺いながら、支援のあり方についての検討を重ねているところです。厚生労働省としましては、今後とも様々な困難な問題を抱える女性の支援の充実に努めてまいりたいと考えており、そのためには引き続き、公的機関と民間支援団体との密接な連携による対応が必要であると考えております。今後とも婦人保護事業の実施にご協力いただけるようお願い申し上げます。

結びとなりましたが本シンポジウムの成功と皆様方のますますのご活躍をお祈りし、私の挨拶といたします。
本日はおめでとうございます。

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習安全課長 三好 圭 様

まず北海道胆振東部地震を始め、発生した災害によって亡くなられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々が 1 日も早く平常の生活に戻れますよう心からお祈り申し上げます。

本日は第 21 回全国シェルターシンポジウム 2018 in 札幌が多くの方の参加を得て開催されることを、心よりお祝い申し上げます。本シンポジウムの開催にご尽力された実行委員の皆様を始め、日ごろから DV 性暴力等の被害防止、被害に遭われた方の支援活動等を全国各地で行っていらっしゃる皆様に、深く敬意を表したいと思っております。

女性への暴力等については、文部科学省に於て第 4 次男女共同参画基本計画を踏まえ、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりや対策等の推進に取り組んでおります。今年度は JK ビジネスやアダルトビデオ出演強要問題等の若年層に対する対策の強化に向けて、相談窓口等の情報をまとめた啓発資料を作成し、高等学校や大学に配布したほか、会議において教育委員会や大学関係者等への周知をしているところです。今後とも若年層を含む女性の暴力の根絶に向けて、教育や学習振興の観点から取組を進め、男女共同参画社会の実現を図って参ります。

本シンポジウムの成功と皆様のご健勝を心より祈念しております。

(司会代読)

大会本部より挨拶

NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表 北仲千里

こんにちは、皆さん。21 回目ですよ。また皆さんに前回の東京以降お会いできてとても嬉しく思います。今回この 1 年の間に熊本の地震、大阪の地震、それから私の住む広島でも災害があつて、北海道でも地震がありました。皆さんおっしゃっていたように、それを乗り越えて大会ができて本当に嬉しく思います。国や北海道、特に札幌市の方々のご支援もあつて、それからもちろん地元実行委員会の頑張りがあつて今日開催することができ

ました。ありがとうございます。

それからこの1年、本当にいろんなことがありました。先ほども出てましたけれどもセクシャルハラスメントもちよっと炎上していますよね。様々な事件がありました、今回のシンポジウムのテーマは大きく言うと2つあると思います。

世界でも#MeTooムーブメントが吹き荒れて、日本もついていかないと、もう男女平等度、低くて低くてまです、この日本。それで今回はアジアの会議も昨日ありましたし、世界中で皆さんこの問題に取り組んでいて、かなり高い基準というのが議論されています。ですから今回のシンポジウムを通して、世界中で動いているレベルに日本もキャッチアップするということを、皆さんで話し合いたいと思います。

もう一つは私たち民間と行政の関係、これも世界中で大きなテーマです。この2つの中で、特に北海道は日本の中ではいろんな意味で少しモデルとなるところでもあります。ですから北海道からもいろいろ学びたいと思っています。

では二日間よろしくお願いします。ありがとうございました。

シンポジウム開催へのメッセージ

衆議院議員 大河原真子 様

第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌の開催、おめでとうございます。全国シェルターネットの皆様、DV並びに性暴力被害者の支援にかける変わらぬ熱い情熱に、心から敬意を表します。皆さんが北京での世界女性会議の体験を経て、90年代に誰よりも早く女性たちを救う為に草の根でDVシェルターを立ち上げられたこと、被害実態と当事者の声を集めてDV法の制定や改正に取り組まれたこと、継続的な政策提言によって法制度の拡充に取り組まれてきたこと、などは日本の市民運動の中でも特筆すべき実践であると考えています。国会議員として立法に携わる私たち誰もが皆さんに多くを学ばせて頂いてばかりでしたが、ようやく昨年12月、立憲民主党としてジェンダー平等推進本部を立ち上げることができました。日本の政党の中でジェンダー平等を党の綱領にあげた最初の政党になりました。日本のジェンダー平等に関する政策は50年遅れていると指摘されております。私は立憲民主党のジェンダー平等推進本部の事務局長として、女性の政治参画を進めてDV性暴力被害者への支援拡充、厳正な加害者処罰、包括的な被害者自立支援に向けた法制度の確立等に力を尽くす決意を表明して、皆さんへのお祝いのご挨拶といたします。共に進んでまいりましょう。(司会代読)

アトラクション (漫談)

渡辺エンターテインメント所属 まるやまれい

こんにちは、皆さんよろしくお願いします。まるやまれいと申します。

私は東京でお笑いタレントとして活動させていただいております。経歴が3年目で21歳になります。なぜ私が、今回このシンポジウムに呼んでいただいたかといいますと、私自身、北海道の北見市出身で、中学と高校の頃北見市のシェルターの皆さんにとってもお世話になり、私の母も、今シェルターの代表として被害に悩むお母さんや子供たちのために日々働いているというご縁もあって、今回話をさせて頂くことになりました。まだ未熟な部分があるかと思いますが、皆さんぜひよろしくお願いします。

北海道の北見市は、この時期になると夜は凄く冷え込んで、冬になると自分の身長より高い雪山をザクザク掻き分けて登下校していました。私の母は、私が気づいたときには、もうDVの被害者になっていました。私自身は幼少の頃から祖父母や両親、たくさんの方から愛情を受けて、ご飯もたくさん食べさせてもらったし、服もおもちゃもたくさん与えてもらってなに不自由なく過ごしてきて、自分の生活に悩むことなく、すごく満足

した状況で幼少の頃は生活を送っていたんですね。

でも小学生時になると、なんか家族と囲む食卓が楽しくない、食事が楽しくない、買い物に行っても父親がすごく急かしてくるから自分も買い物楽しめない、というような、なんかあれって思うことが増えてきました。夜になると父親と母親が喧嘩したり、兄と母親が取っ組み合いを始めたりとかがあって、ある日学校から帰ってくると、母がおでこに大きいアザを作っていて、それを必死に前髪で隠していました。それがとても…ごめんなさい、泣かないと決めてたんですけれども…まだ立ち直れてなくて、その時の記憶を思い出すととても辛くて涙が出ちゃうんです…。なんか家庭でちょっとおかしいということが増えてきて、気がつくとも母親の本棚には「DV」とか「不完全機能家族」とか、わからない名前の本がたくさん並んでいました。私は喧嘩を止めようとしても怒られるので、部屋で、何か武器になるものを探して、水泳の賞でもらったガラスの盾をずっと持って、泣きながら震えて布団の中に隠れていました。それが小学生の時です。

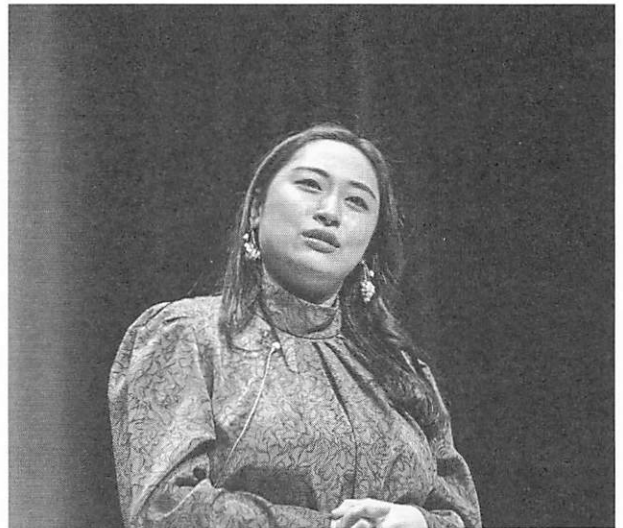
中学生になると、5歳上の兄が大学に進学するということで、お金の工面が難しい状況で、父と母は離婚しました。そして私は大好きだった自分の家を離れて、母とアパートに住みました。もうほんとに小さなスペースで、2人で生活を始めました。後から聞いた話では、私たちが出て行った次の日から女の人が家に来ていたということで、父親は新しい人とお付き合いをしていたわけですが、自分はまだ中学の時だったし、父親からすごく愛情受けていて大好きだったから、やはりちょっと受け入れられない状態もありました。でも母は、たくさん本やネットで情報を得て、私や兄に不自由がないように、悩みとかがないように、学業にはたくさんお金をかけてくれました。そのおかげもあって、母がたくさん勉強してくれたおかげもあって、離婚した後も、私は父と会う機会を作ってもらったり、普通の家庭の子供たちと多分同じ位、ちゃんと愛情を受けて育つことができたので、本当に母には感謝しています。

母自身も、母の両親からDVを受けていたということもあって、母は私と2人になると泣くことも多かったです。今でも思い出すと泣いてしまうことがたくさんあるので、私は母の話をたくさん聞いて、母を励ましたり、ちょっと立場が違うかもしれないですけども、姉妹のような感覚でありました。私は母を励ましたりするシーンがとても多かったです。しかし母は私の夢、やりたいことを全力で応援してくれる母です。

今、私はお笑いタレントとして活動させてもらっています。お笑いタレントになるまで、高校卒業してそのまま東京の養成所に通うことになったんですけれども、そのオーディションを受けた時も「やりたいならやってみたらいいじゃん」、と、幼少の頃に我慢させた分、あなたはやりたいことをやっていいよ、と言ってくれたので、今、私はこういう活動することができています。たまたま高校3年生の時に受けたそのオーディションで声をかけていただいて、お笑いの道に進むことになったんですが、高校の時は保健室の先生になりました。保健室の先生というのが1番身近で、私が辛い状況の時にたくさん言葉をかけてくれて、学校で苦しくなった時にも声をかけて助けてくれる存在だったからです。ですから保健室の先生というのも捨てがなくて、その夢と芸人の夢でとても悩んだんですけれども、私は人を笑顔にさせたり元気にすることがとても好きで、母もすごく陽気な人で大好きだし、そういう面をたくさん見ていて人が笑ってくれることが自分の幸せと思って、芸人の方がもっと不特定多数の人に笑ってもらえるんじゃないかなと、私はこの道に進むことに決めました。今まだ芸歴3年目なんですが、ものまねやコントなどもやりながら活動しています。東京で居酒屋に住み込みで働いていて、生活もけっこう苦しいんですけれども、母がいつも応援してくれて私は頑張ることができています。本当に感謝です。

今シェルターで悩む方々のこともザックリとですが聞くこともあり、何か私も力になれることがあればと思い、今日ここへ来させていただきました。ほんとにつたない話になってしまい申し訳ないですが、そういう活動をしていますので、よろしくお願いします。

(お笑いタレント まるやまれいさん)



欧州評議会「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約」(イスタンブール条約)と欧州における女性シェルター

講師：

ローザ・ローガー さん

欧州評議会 (Council of Europe) 「イスタンブール条約」 専門家監視委員会 GREVIO (Group of Experts on Action against Violence against Women and Domestic Violence) 第一副委員長
ヨーロッパ・シェルター・ネットワーク (Women Against Violence Europe : WAVE) 理事長、Domestic Abuse Intervention Center (オーストリア、ウィーン) 理事長



通訳：東北大学教授 ぬまざきいちろうさん／北翔大学名誉教師 相内 眞子さん／ドロシーイフルさん
手話：公益財団法人札幌聴覚障がい者協会 皆さん

こんにちは。

始めに、演技して下さったまるやまさんに感謝の言葉を申し上げたいと思います。とても感動的な話でみんな涙が浮かんだと思いますが、その後に笑わせてもらい、とても素晴らしいオープニングでした。

まず最初に企画をして下さった全国シェルターネットワーク…それからここに書いてあるみなさんに感謝申し上げます。北海道知事、札幌市長にも感謝申し上げます。(ローザさんが関係している) 欧州評議会の条約の実施のモニタリングをしている委員会からのメッセージをお伝えしたいと思います。

私たちの委員会とイスタンブール条約に関心を示していただいて本当にありがとうございます。日本政府はオブザーバーステータスで欧州評議会に参加して、いくつかの条約には締約国にもなっています。私たちは日本とともに様々な活動をしていくことを楽しみにしています。イスタンブール条約はあらゆる国に開かれた条約ですので、ぜひ日本の政府も参加してください——(というのをもっと丁寧な、外交的な言葉でおっしゃいました)。

そして全国シェルターネットワークが第 21 回目の

全国シェルターシンポジウム

2018年11月3日、北海道札幌市

欧州評議会「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約」(イスタンブール条約)と欧州における女性シェルター

ローザ・ローガー

ウィーンDV介入センター所長、ヨーロッパネットワーク WAVE 共同創設者、欧州評議会 GREVIO 委員会メンバー

はじめに

- まず、北海道知事、札幌市長などこのシンポジウムを支えて下さった皆様とともに、全国女性シェルターネットワークや北海道女性センターの仲間たちに、感謝を申し上げたいと思います。今日はここ札幌でのシンポジウムにお招きいただきましてありがとうございます。
- DVをはじめとする女性と少女(women and girls)に対する暴力の防止と被害者支援に関する私たちの経験をこの場で共有できることを、私は大変光栄に、嬉しく思います。
- 女性と少女に対する暴力はありふれたもので、世界中のどの国でも大きな問題となっており、私たち全員に関わりのある事柄です。
- この暴力を防止するために私たちはもう一歩前進する必要があります。暴力は女性と少女はもちろん、その家族や社会全体にも多大な悪影響を及ぼすとともに、暴力のない生活を送るという人権を享受する機会を女性と少女から奪うものだからです。

③

個人的な背景

- 私はオーストリアやヨーロッパ、また国際的に女性に対する暴力とドメスティック・バイオレンスの防止に専門家としての人生を注いで来ました。
- 普段はDV介入センターの所長として働いています。私たちは毎年、6,000人を超えるDVやストーカーなどの女性に対する暴力のサバイバーにサービスを提供しています。
- 私は1994年に共同創始者としてヨーロッパネットワークWAVE (Women against Violence Europe) ヨーロッパ暴力に反対する女性たちを立ち上げ、今でもこの活動に関わっています。
- 47カ国が加盟する政府横断的国際機関である欧州評議会では、2008年から2010年にイスタンブール条約草案の作成に貢献する機会を得ました。
- 2015年6月からは、独立した専門家委員会であるGREVIO のメンバーとしてイスタンブール条約のモニタリング(監視)をしています。
- 私の発表では、イスタンブール条約についてオーストリアやヨーロッパの女性シェルターについてお話ししたいと思います。

④

女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンスに関する条約はなぜ必要なのか？

女性に対する暴力がいまだに広範に存在しており、憂うべき問題であるから：

女性に対する暴力に関する欧州連合調査 (2014年)：

- 27カ国が参加、約40,000人の女性がインタビュー調査を受けた主な調査結果：

- 3人に1人の女性が、15才以降になんらかの身体的および／または性的暴行を経験したことがある。つまり、6,200万人の女性が被害経験がある。
- 18才から74才の女性の7%にあたる約1,300万人の女性が、調査の前12ヶ月以内に身体的暴力を経験していた。
- ヨーロッパにいたる約370万人の女性(2%)は調査の前12ヶ月以内に、レイプやその他の性的暴力を経験していた。
- 婚姻関係や交際関係にある、または、あった女性の5人に1人が身体的および／または性的暴行をパートナーから受けたことがある。
- パートナーからの暴力を受けた女性の42%は、妊娠中に暴力を受けた経験があると回答した。

参照：European Union Agency for Fundamental Rights – survey on violence against women 2014
<http://fra.europa.eu/en/survey/2012/survey-gender-based-violence-against-women>

⑤

イスタンブール条約はどのように生まれたか？

- 2008年から2010年にCAHVIO委員会で草稿が書かれ、2011年5月にイスタンブールで採択された。
- 2014年8月に施行が始まった。
- ヨーロッパにおいて、女性に対する暴力とドメスティック・バイオレンスを根絶することを目的として作られた、初めて法的拘束力のある文書である。
- この条約はまた国際的に見ても最も包括的な内容である：12章、80条以上
- ヨーロッパにおける女性に対する暴力とドメスティック・バイオレンス防止の共通の基準となった
- EU加盟国だけでなくあらゆる国が批准することのできる開かれた条約である

⑥

署名と批准

2018年10月1日時点でこの条約は

33カ国が批准：

- アルバニア、アンドラ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、ドイツ、ギリシャ、フィンランド、フランス、グルジア、アイスランド、イタリア、ルクセンブルグ、マケドニア、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ

12カ国が署名：

- アルメニア、ブルガリア、チェコ、ハンガリー、アイルランド、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、モルドバ、スロバキア、ウクライナ、イギリス

- 2017年7月にヨーロッパ連合がイスタンブール条約に署名

全国シンポジウムを開催されることにお祝い申し上げます。ここに参加して、みなさんから日本の経験を学ばせてもらうことはとてもうれしく思いますし、特に北海道モデルと呼ばれる官民協力の形についても学ばせてもらえることを楽しみにしております。

北海道では官民の協力が大変上手に進んでいるというのを伺ってます。DVの被害者の方々が直接民間のシェルターに行けるという事はとても良いことだと思います。そして札幌はNPOである女のスペース・おんにDVセンターの運営を委託しているというふうに聞いていまして、それは官民協力の形としてとても良いことではないかと思います。

特に被害者の方が最初に民間の官僚的でない人たちに会うことができ、その人たちもあちこちたらい回しされて何度も同じ話を違うところでしなければいけないこともなく、直接的な援助をもらえるという事はとても良いことだと思います。私たちは皆そういうふうな仕組みを作るために頑張っていかなければいけないと思っています。

PowerPointのスライドは印刷してお手元の資料の中に入りますので、今回ここで喋る時にその全部を読むのではなく、いくつかスキップすることあるかもしれません。さらに追加で補足のような話もしていきますのでご了承下さい。

私はウィーンでDVセンターの理事長をしておりますして年間6,000人ほどの支援をしているわけですが、いつか皆さんがウィーンの私のセンターに来てくださることを望んでいます③。

欧州評議会での私の仕事は100%ボランティアですし、欧州評議会の人権問題のモニタリングをしている委員は全員給料をもらっておりません。ボランティアでやっております。それは独立した立場で仕事をしなければならないからです。協議会のイスタンブール条約の事について今日は話をしますけれども、さらにヨーロッパでのシェルターについて、またウィーンの活動についても話したいと思います。時間を残して質疑応答もしたいと思っています。

なぜイスタンブール条約のような国際条約が必要になったのでしょうか。ヨーロッパ27カ国で40,000人以上の方にインタビューを行いました。ここに調査の結果がいくつか示されていますが、さらに情報が必要であればいくらかでも提供できます④。

調査の結果、3人に1人の女性が何らかの身体的暴力あるいは性的暴力を15歳以降で経験していることがわかって、それは計算するとヨーロッパで6,200万人の女性が身体的あるいは性的な暴力を受

けているということになります。

なぜ国際的な条約が必要なのかということについて、ヨーロッパ全体で47カ国の代表が集まって協議をして、ヨーロッパ全体として共通の基準、共通の問題解決の方法を提供するということを話し合いました。そして2年間条約の協議にかかり、100人以上の人たちが参加して様々な専門家も入りまし、NGOからも参加がありました⑤。

2011年5月、トルコが議長国でイスタンブールで開かれた会議でこの条約が採択されたので「イスタンブール条約」と呼ばれています。そしてこれはヨーロッパで最初の、女性に対する暴力・DVに対する法的に効力のある条約です。他の地域でも、例えば南北アメリカではインターアメリカの地域的なコンベンションが開かれております。あるいはアフリカでもプロトコルといわれているものができています。

今までのところイスタンブール条約は33カ国に批准されています。批准されているというのはそれぞれの国の国会が承認して国内法として適用されるということです。さらに12カ国が署名しています⑥。

モニタリングとは、この条約をどのように実施しているのかということをチェックするためのものです。“監視”と訳していますが、条約を批准した国が実際に自分の国の中でその条約を実施しているかをチェックしているものです⑦。

2つの機関がこのモニタリングに関わっています、1つは締結国の委員会です。2つ目のGREVIO（女性に対する暴力およびDVを撲滅する行動に関する専門家グループ）は独立した専門家のグループで、私もその委員になっています。15人の専門家が、それぞれの国が条約を実施しているかをモニタリングします。

モニタリングはどのようなことをどのように行われているかということなど、細かいことについては専門的になりすぎるので省略しますが、いくつかのポイントをお話したいと思います⑧。

委員会では25ページの質問紙を作っていて、それに対して各国政府がどのように条約を実施しているのかを答えるようになっています。手元の資料にリンクが貼ってありますので、その質問紙の細かい情報を知りたい方はこちらの方を見てください。それぞれの政府に対しては、ちゃんとデータを出せ、ということを強調していて、特にどういった刑法での犯罪として裁かれているのかとか、どれくらいの保護命令が出されているのかとか、詳しいデータを求めています。

私たち委員会は、政府の方が質問に対しきちんと包括的に全部答えを返してくれることを期待しています。また私たちは女性団体のNGOからの報告を強く

モニタリング(監視)

イスタンブール条約の監視機構:

- ・ 締結国委員会:
 - ・ 条約締結国代表によって組織された組織
- ・ 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスを撲滅する行動に関する専門家グループ (GREVIO):
 - ・ 独立した専門機関であり、この条約の監視と実施を目的として設立された
 - ・ 専門家が締結国からの推薦され、締結国委員会では選ばれた15名の独立した専門家からなる

監視手順(約1年)

GREVIO監視チーム(報告者2〜3名、事務局、外部の専門家ら)

- ・ GREVIO質問票
<https://rm.coe.int/CoERMPublicCommonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentid=09000016805c35b0>
- ・ 締結国による報告書
- ・ NGOからの報告書 (shadow report) やその他の情報
- ・ 締結国訪問調査 (1週間)
- ・ GREVIO報告書と勧告の発行、GREVIOのウェブサイトでも閲覧可能 (<https://www.coe.int/en/web/istanbul-convention/country-monitoring-work>)
- ・ 締結国への送付
- ・ 締結国委員会への送付- 勧告の採択
- ・ 締結国の国会への送付

GREVIO国別報告書

- ・ 2018年10月現在、4カ国のGREVIO報告書が発行されている: モナコ、オーストリア、アルバニア、デンマーク
- ・ GREVIOのウェブサイトでも誰でも閲覧可能 (サイト上のCountry-monitoringのページを参照)
- ・ 2018年10月にもう2カ国分の報告書が発行される予定: トルコ、モンテネグロ
- ・ 2019年1月: スウェーデン、ポルトガル
- ・ 現在、5カ国が評価の最中: フィンランド、フランス、オランダ、セルビア、イタリア

イスタンブール条約の射程

- ・ ドメスティック・バイオレンスを含む女性と少女に対するあらゆる暴力を対象としている
- ・ ドメスティック・バイオレンスが特に女性に偏って影響を与えているということを認識している
- ・ 国はほかのドメスティック・バイオレンスの被害者にもこの条約を適応するように推奨されている

求めています。というのは、政府の報告というのはもちろん様々な色付けがされて上手に nice ピクチャーが描かれることがあります。一方 NGO の活動家の人たちは地に足をつけて活動しているので、現場の実態がよくわかるからです。

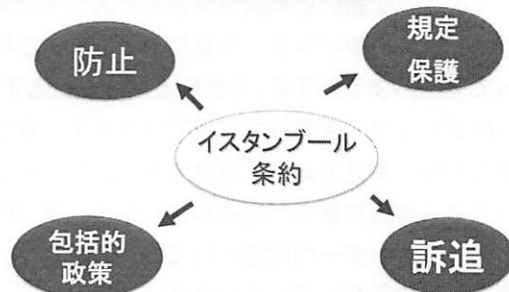
しかし私たち委員会はそれぞれの政府と建設的な対話をするということを強調しています。私たちが求めているのは現状を把握してどのようなことが行われているのかということを知ることであり、どのような問題があり、どのような解決ができるのか、ということと一緒に考えるということです。委員会は 1 週間それぞれの国を訪問します。政府とも話をし、市町村、自治体レベルの人と話し、NGO から話を聞きます。

皆さんも女性差別撤廃条約に関しても各国の政府が報告を出してシードの委員会が報告するということをご存知かもしれませんが、欧州の DV 関係の報告というのは 50 ページとか 70 ページとかものすごい長くて、私たちはできるだけあらゆることを含めた報告をしようと心がけています。もちろん私たちは女性差別撤廃条約の委員会が公表する報告も注意深く見ていますし、そちらの条約で出てくる問題とこちらで出てくる問題をできるだけ総合して、改善策を求めるようにしております。こちらにリストされている国々についてはすでに報告書が出ていてウェブサイトで見ることができますので、英語の読める方で関心のある方は、ぜひ私たちの長い報告書を読んでください⑨。

イスタンブール条約は DV だけではなくて女性とそれから少女——日本語で少女と呼ばれると少し大きい子を想像しますが、生まれたばかりの赤ちゃんから女性全て——に対してのあらゆる暴力を対象として、女性と女兒全てを射程に入れているので、その点で様々な国で行われている DV 対策とはちょっと違うところがあるかもしれません。最も大事なことは、女性と女兒に対するあらゆる暴力を防ぐためにどういう政策を行うか、ということが中心です⑩。

条約の対象としているのは単に法律的なことだけではなく、またサービスの提供だけでもなく、全てを含めての支援の提供だと思っていただければいいと思います。包括的なアプローチを強調しています。防止する様々なサービスを含めた施策として保護、そして加害者の訴追も含めて 4 つ書いてありますが、全体的に全てまとめて統合して行うことが大事です。例えば裁判所、それも刑法で犯罪として裁く場合と民法で損害賠償等で扱う場合と、あるいはどのように警察対応するかということも全部コーディネートされていて、一貫していないといけません。それぞれにギャッ

女性に対する暴力と闘う 包括的で総合的なアプローチ



ジェンダーを考慮したアプローチ

- この条約は、女性に対する暴力が男女間の歴史的に不平等な力関係を明らかに示すものであると述べている—女性に対する暴力の構造的性質を認めている
- 女性に対する暴力(VAW)はジェンダーに基づく暴力(GBV)であるという定義: 女性が女性であるという理由で向けられる、または特に女性に偏って影響を及ぼしている暴力
- 女性と男性の間での法令上および事実上の平等は、暴力防止の重要な要素であるとの認識
- ジェンダー不平等と女性に対する暴力の結びつきを認識し、実質的な女性と男性の平等を実現する義務(4条2項)。

ジェンダーを考慮したアプローチ 2

ジェンダーを考慮した政策(6条)

- 条約の実施と評価にジェンダー視点を取り入れる
- 女性と男性の平等のための政策を促進し、効果的に実施する

女性のための特別措置(4条4項)

- ジェンダーに基づく暴力を防止しかつ女性をそのような暴力から保護するために必要な特別措置は、差別と見なされない

人権に基づくアプローチ

条約の中で人権に基づくアプローチを確立させている中心的な規定:

- 公的領域および私的領域の双方において暴力から自由な生活を送るすべての者、とくに女性の権利を促進しおよび保護する(4条1項)
- 差別禁止(4条3項)
この条約の規定の実施において、国籍、宗教、性自認、性的指向、移住者もしくは難民としての地位、その他のいかなる事由によっても差別を禁止する
- 政策において被害者の権利があらゆる措置の中心に位置づけられる(7条2項)
- 被害者／サバイバーの支援および保護のための措置は、女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスに関するジェンダー化された理解を基盤とし、かつ被害者の人権および安全に焦点が当てられること(第4章保護および支援、第18条3項)

ブがあってはいけないという事です⑪。

この条約ではジェンダーを考慮したアプローチ、ジェンダーを考えなければ理解できないことを強調して、そのことを書いた条文がきちんと入っています⑫。ジェンダーブラインド、つまりジェンダーに目をつぶって見ないようにする、つまり過剰に一般化する、あるいはジェンダー中立的な立場ではなくて、女性と女の子たちが、女性である、女兒である、ということによって被る被害や暴力があるわけだから、その問題をきとんとジェンダーの問題として直視しなさい、ということはこの条文に書いています。

条約では、ジェンダーの不平等というものと女性に対する暴力というものが密接に関係するんだ、ということを書きこんで明記しています。女性が男性に比べて収入が低かったり、あるいは政治の世界とか企業の世界で男性と対等な立場でなかったり、様々な差別を受けたりなど、そういう状況があるのであれば、女性に対する暴力の問題を解決することがとても難しくなるんだということです。したがって前段の不平等を解決するための施策と、それから女性に対する暴力を根絶するための施策というものは、手を携えて両方とも進めなければいけません。

〈4 条第 4 項女性のための特別措置〉で書いてあるのは、ジェンダー不平等やジェンダーに基づく暴力の問題のためには、女性のためのさまざまな施策が行われなければいけないわけですが、女性だけを対象とした様々な特別な措置を取るということは差別にはなりませんよ、ということを書きこんでおります。というのはいくつかの国では女性に対してだけ何かすると、それは男性差別になるのではないかという懸念が表明されることがあるので、それを防ぐためにきちんと、条約の中に女性に対する特別措置は差別ではないんだということが書いてあるわけです⑬。

もう一つ、人権に基づくアプローチ、基本的権利というものも、この条約の中でもきちんと明記されています⑭。特に強調されているのは全ての人に——女性も女の子も含めて——家庭でも社会でも、暴力を受けずに生きる権利があるのだということを強調しています。

しかしその次の〈差別禁止の条項〉では、暴力を防ぐための施策を実施する上で、誰か特定の人たちに対する差別にならないようにしなければいけない、ということも書いてあります。

例えば障害を持った DV 被害者の女性も、障害を持っていない女性と同じように、対等にシェルターに行く権利があるということです。あるいは障害のある子供たちもシェルターに収容されるべきだということ

非政府組織(NGO)の重要な役割

イスタンブール条約は独立したNGOの重要性を認めている:

締約国は、女性に対する暴力との闘いの分野で活動する関連の非政府組織の活動および市民社会の活動をあらゆるレベルで承認し、奨励しおよび支援し、ならびにこれらの組織との効果的協力を確立する

イスタンブール条約の実施における民間女性団体の重要な役割

女性に対する暴力防止のため、民間女性団体はこの条約の実施のあらゆる領域で重要である:

- 防止: 地方や地域レベルの民間女性団体が、意識向上や啓発活動においては主役となることがしばしばあり、この問題が検討課題として認識され続けるようにしているのも彼女たちである
- 包括的政策: 民間女性団体は、総合的で包括的な政策を作り上げ、実施する際(例えば、国別行動計画を作成する際など)にその専門的ノウハウを政府・行政に提供することができる
- 訴追: 暴力被害を受けた女性は、司法手続きを取ろうとする際にたくさんの障壁にぶつかる — 独立した女性団体によるエンパワメント支援がなければ、被害者は法的手続きをとることができないことが多く、暴力被害が報告として上がらないままになってしまう
- 規定: 民間女性団体は専門的で、ジェンダーに配慮した、エンパワメントとなるような支援を、暴力被害にあった女性とその子どもに提供するのに重要な役割を果たす

イスタンブール条約における暴力からの保護の原則

- 公的領域および私的領域の双方において暴力から自由な生活を送るすべて女性と少女の権利を促進しおよび保護する(4条1項)
- 女性に対するいかなる暴力行為に関与することも差し控える締結国の義務
- 被害者を先を見越して(pro-active)保護するとともに、暴力を防止し、捜査し、処罰し、かつ暴力行為に対する保障を提供する目的で相当な注意義務を果たす締結国の義務(5条)
- 暴力被害を受けた女性とその子どもに対して、その場を離れる(女性シェルターや新たな住居への移動する)権利および住居にとどまる権利を保障する(52条 緊急保護命令、53条 接近禁止または保護命令)
- 被害者の一人ひとりが自由にパートナーのもとを離れるかどうかを選択する権利(人権と基本的自由の保護のための条約第8条)および保護を受ける権利
- フェミサイド(女性が女性であると言う理由で殺害されること)や深刻で繰り返される暴力を防止する(第51条 リスク評価とリスク管理)

自宅で安全に過ごす権利—緊急退去・接近禁止命令 (Emergency Barring Order)

第52条 - 緊急退去・接近禁止命令

締約国は、権限ある公的機関が、差し迫った危険が存する状況において、ドメスティック・バイオレンスの加害者に対して被害者または危険な状況にある者の住居から十分な期間退去することを命じ、かつ、当該加害者が被害者または危険な状況にある者の住居に立ち入ることまたはこれらの者に接触することを禁ずる権限を与えられることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。この条にしたがってとられる措置においては、被害者または危険な状況にある者の安全が優先される

です。さらに性的なマイノリティー、特にレズビアン
の女性たちも、シェルターに入る平等な権利があるん
だということです。そしてその他様ざまな差別しては
いけないことが、条約に書いてあります。

私がこの条約の中でとても大事だと思っているの
は、あらゆる施策を行う上で被害者の方が中心でなけ
ればならない、という事です。例えばシェルターに入
っている女性とその子供たちの場合にも、彼女たちに
最大限の自由が保障されていなければいけない、彼女
たちの権利というのが中心なんだということです。

残念ながらヨーロッパの中でも、まだシェルターが
刑務所・監獄みたいになっている状況があります。例
えばシェルターに入った時に守らなければならない規
則というのがたくさん書いてあります。この条約が強
調してるのは、被害者の権利というのが最大に尊重さ
れなければならないということです。シェルターに來
た被害者が最初に目にすべきものは、あなたにはこ
れだけの権利がありますという権利のリストであっ
て、こうしなきゃいけませんという規則のルールはそ
の次に来るべきです。

さらにこの条約でもう一つ重要なのは非政府組織、
NGO ですね、何らかの民間の組織の重要性です¹⁵¹⁶。
特に女性に対する暴力と DV に対するものについて
は、NGO の活動がとても大事だとしています。で
すからこの条約の中にははっきり NGO の重要性を明
記した条文が一つあって、女性に対する DV に対応す
るときには NGO などの非政府組織、それから市民社
会の私たち一人ひとりの活動が大事だ、ということをし
っかり承認し、さらに民間の活動を積極的に奨励し
ています。あらゆるレベルで民間と政府が協力してい
かなければならないと明記しています。またスライドに
はないんですが、お金のことも書いてまして、NGO
も資金を提供されるべきだということが明記されてい
ます。お金の話はまた後でしましょう。

条約の原則について、さらに政府が暴力を行使して
はいけないということがきっちりと書いています¹⁷。
政府が暴力的な行為を行ってはいけないということ
は、暴力的な行為を容認してもいけないという事でも
あります。たとえば警察官とかソーシャルワーカーの
人たちが「いや、そんな大したことないよ。旦那さん、
大した事してないんだから家に帰りなさい」と言うこ
とは、政府が暴力を容認することになります。

政府の役割義務というのは、何かが起きてからそれ
に対応するとか、問題が悪化するまで何もしないでい
るということではなくて、積極的に何かの起こる前に
プロアクティブという、暴力が発生する前にちゃんと
した政策をしなればいけないということです。以前

ドメスティック・バイオレンスと 女性に対する暴力の犯罪化

この条約は以下の形態の女性に対する暴力を犯罪化する:

- 身体的、性的、および精神的暴力
- 性的暴行および強かん（暴行が用いられたことではなく、
同意がなかったことに基づいて定義される）
- ストーカー行為
- 強制結婚
- 女性器切除 (FGM)
- 強制中絶および強制不妊手術
- セクシャルハラスメントの犯罪化もしくは制裁措置を取
- 「名誉」という名目で行われる犯罪群に取り組む
- 職権による審理

被害者への支援

イスタンブール条約は被害者保護と支援の2つを
並行して行うことを見こしている:

- 保健・福祉サービスによる一般的な支援:被害
者を援助し、適切な専門的サービスへつなぐの
が役割
- 一般的な支援には経済的支援や住宅供給、教
育、仕事を見つけるための教育及び訓練も含ま
れる (20条)
- 専門的女性支援サービス (22条～25条)

被害者支援における中心的主体としての 専門的女性支援サービス (22条～25条)

- 暴力の被害を受けたすべての女性およびその子どもには専門的な女性
支援サービスを受ける権利がある (22条)
- これには以下が含まれる: 地理的に適切に配置された、暴力被害を受け
たすべての女性のための即時的、短期的および長期的な支援サービス
- この条約は母親に対する暴力を目撃した子どもが年齢にふさわしいカウ
ンセリングを受けるよう措置することを求めている (26条)

以下のサービスが必要である:

- 女性のための電話相談: 24時間365日匿名でかけられる電話相談窓口
少なくとも1つ、無償
- すべての地域に女性シェルターがあること
推奨される最低基準: 住民10,000人に対して1か所
- 強かん救援センターや性暴力センターを含む女性センター
推奨: 住民 200,000人に対して1か所

ヨーロッパにおける専門的女性支援サービ スに関するデータ

WAVE2017年報告書からのデータ (46か国):

https://wave-network.org/wp-content/uploads/2018/09/WAVE_CR_2017_180702_web.pdf

女性のための電話相談:

- 24か国が無料で掛けることのできる全国的な24時間365日稼働の女性の
ための電話相談を提供している
- 22か国ではそのような全国的な女性相談電話はない

女性シェルター:

- ヨーロッパにはおよそ1,900の女性シェルター運営団体があり
- 26,900か所を提供している
- 最低基準からすると68,000か所が必要とされるはずである
- 女性センター: 女性のためのカウンセリング、強かん救援センター、介入
センターなどを含む居住型でないあらゆる種類のサービス
- ヨーロッパにはおよそ3,861か所の女性センターがある

19

20

21

22

日本でも、警察に3カ所から通報があったにも関わらず何もなかった、という例があります。そういう事は他の国でもよく起こることで、それはしてはいけない。残念ながら私の住んでいるオーストリアでもそういった事はありません、法律はとてもよくできているのだけれども積極的な活用ができなかったために、DV被害者の女性が殺されてしまったというケースがあります。

私はその事件の2つのケースについて女性差別撤廃条約の委員会に対して訴えていますし、ヨーロッパ人権委員会にも訴えを起こしています。その訴えはまだ継続中です。

イスタンブール条約に戻りますが、条約の中には被害者の権利として重要な、2つの権利を明記しています。1つは家庭を離れてシェルターに逃げるという権利です。もう一つは家庭にとどまることもできるという権利です。被害者の女性がどうするかを選べる、どちらを選べるということが大事です。

しかし彼女たちが母子家庭にとどまる、家にとどまることを選んだ場合には、彼女たちの安全が保護されなければいけない。

ではどうやって女性の安全を確保するのでしょうか。家庭にとどまる場合にはどのように安全を確保するかというと、加害者の方を何とかしなきゃならない。加害者をなんとかするために加害者を再発防止プログラムに通わせたり、あるいは様々な制約を出して暴力をふるえないようにするということが大事です。

条約の中の、家庭にとどまる権利を保障するための条文を紹介したいと思います。日本語に翻訳するのがちょっと難しいようですが、緊急事態の時に関わる命令（第52条 緊急退去・接近禁止命令）というのがあります^⑩。それは緊急事態が起きている時、要するに女性被害者が危険な目に遭っているその時には、加害者を直ちに退去させなければならない。日本のDV防止法にも保護命令というものがあって加害者を退去させるということに法律上はなってるみたいですが、ただしそれには“直ちに”という緊急事態が含まれておらず時間がかかる、ということを知っています。その緊急事態に対し、日本の法律も何かできることがあるのではないかなと思っています。後ほど、オーストリアで緊急事態命令というのがどのように運用されているかをお話ししたいと思います。

次に条約の中の「女性に対する暴力の犯罪化」についてお話しします^⑪。条約では女性被害者の保護だけではなく、あるいは犯罪化することだけではなく、両方をする必要があると書いています。ここに書いてあるいくつかの行為は、犯罪として処罰されるように、

23

結論 ヨーロッパにおける専門的女性支援サービス

- 専門的女性支援サービスはEU加盟国を中心に、EUの中でも主に北西部に位置している
 - 多くの国と地域ではいまだに専門的支援が受けられるかどうか大きな地域差がある
- 結論:**
- ヨーロッパにおいて女性と子どもを支援するためにはさらに努力を重ねていく必要があり、専門的女性支援サービスの数を増やしていかなければならない
 - イスタンブール条約はこうしたサービスの提供を締結国の義務としている点で、この目標を達成するのに重要な法的手段である
 - モナコ、オーストリア、アルバニア、デンマークについてのGREVIOは、専門的支援サービスの増加と資金提供についての具体的な勧告を含んでいる

24

暴力による損失と 暴力防止のための経済的資源の投資

- イスタンブール条約8条:締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力を防止しおよびこれと闘うための統合的政策、措置およびプログラム(非政府組織および市民社会によって実行されるものを含む)を十分に実施するため、適当な財源および人的資源を配分する
- 暴力による損失:**
- 欧州付加価値評価(The European Added Value Assessment) *は2011年に、EUにおける女性に対する暴力による1年間の経済的損失は2,280億ユーロ(EUのGDPの1.8%)であると見積もりを出した。この金額はヨーロッパ市民一人当たり毎年450ユーロが失われているのと同じである。
 - この損失のたった10%(一年間で市民1人当たり45ユーロに相当)を投資すれば、暴力による経済的打撃を減らすことに貢献できるかもしれない。
 - 人権という視点から見ても女性に対する暴力の防止と被害者支援への投資は重要であると同時に、十分に報われる投資である!
- * 欧州議会(2014年): 女性への暴力撤廃委員会への勧告を含んだ2014年2月25日の欧州評議会決議(2013/2004(INI)), Para R.

25

オーストリア - 概要

- およそ860万人の住民
- ウィーンの人口:およそ180万人
- オーストリアは連邦共和制国家であり、立法と行政権を持った9つの州でできている。
- 国の機関としては自治体が最小の単位である
- オーストリアは国連、欧州評議会、ヨーロッパ連合の加盟国である

26

オーストリアにおける女性シェルター

- 1978年: 初めての女性とその子どもたちのためのシェルターが設立
- 女性シェルターは一般的に独立した民間女性団体が運営しており、政府機関(主に州政府)からほぼ100%資金提供されている
- 女性団体と国との密接な協力関係が出来上がっている: 官民連携
- 女性シェルターの中には1年や3年、もしくは期限なしの契約(ウィーンの場合)を国と結んでいる
- 女性とその子どもたちの支援を受ける権利が明確な法的根拠を持って保障されているところで、資金は最も適切に提供されている。連邦レベルではまさにこの通りだが、州によってはかならずしもこの通りではない。
- 国と民間女性団体との協力関係はおおむね良好なものである: 女性の社会進出や女性と男性の権利平等を支持しない右派政党が強くなると緊張関係が生まれる

ちゃんと国が法律に明記すべきだということです。

全部について話せる時間はないので性的暴行とレイプに関する所についてお話しします。この条項は世界でも比較的新しい事をしようとしています。

強姦（レイプ）の定義について、それに暴力が使われているかどうか、あるいは脅しが行われているかということを基準にするのではなく、同意を得られているかどうか、ということを経済にすべきだということを書いてあります。

多くの国の刑法では強姦（レイプ）というものは、暴力あるいは脅し（によった）場合というふうに定義されています。いくつかの国の法律では、女性が抵抗したかどうかということまでその定義に入っているところがあります。それは被害者の方に過剰な負担をかけることになりまして、さらにそのように定義を狭くすると、それに該当しないレイプケースがたくさんあることになります。

実際にはレイプの多くは、家族の中とか既に親密な関係にある中で巧妙に行われるもので、プレッシャーをかけたりうまく操ったりということで行われることが多いのですから。もちろんそれから露骨な暴力ではなく相手に恐怖を感じさせるといった様々なケースでも、この条約では女性が同意していない限りそれはレイプなんだということを定義しています。「私はしたくなかったんだ」と言えば、それはレイプです。

そうすると、女性が同意していなかったということを実証するのは大変だという事は、もちろん皆さんご存知かと思いますが、こういった条約のような法律の中にはっきり、ノーはノーなんだ、と書いてあることが重要です。

それでは女性の被害者に対するサポートはどのようなものが必要なのか、という話をしたいと思います²⁰。条約では二重の方針、保護とサポート、その両面を強調しています。

サポートのひとつは、保健・福祉サービスによる一般的なソーシャルサポートです。様々な社会福祉とか健康保険料等必要なサービスを提供する事だけでも、それと同時に被害者の女性を専門家の方にちゃんと紹介してあげる、つなぐということです。日本はどうなっているか知りませんが、医療でも、あらゆる相談を受ける一般医と特殊な能力や機能を持った専門医に分かれてるのと同じようなことです。一般的なサポートの中ではもちろん金銭的な援助、住居の提供、教育、それから雇用仕事の紹介も含まれます。

条項の 22 条～ 25 条に書かれているのは、それに加え、専門的な女性の被害者支援サービスが必要ということです²¹。私は北海道モデルは、市町村は一般的

オーストリアにおける 専門的女性支援サービスの概要

政府関係機関からの資金提供で組織された支援サービス:

- 女性のための全国電話相談窓口1つ、24時間通話料無料: 0800 222 555 (女性・家族・若者大臣による資金提供、女性シェルターネットワークによる運営)
- 性暴力被害を受けた女性のための6つの地域別電話相談
- 1978年から31か所の女性シェルター; ウィーンには4か所
- 9か所のDVおよびストーカー被害者のための介入センター - 組織的介入システムと立法の一部として (最初の法律は1997年)
- 1か所の人身取引の被害者のための介入センターおよびシェルター
- 1か所の強制結婚の被害をうけた少女と若い女性のためのシェルター
- 暴力被害を受けた女性のためのカウンセリングセンター5か所;
- 女性の地位向上のための30か所の一般的カウンセリングセンター

54

法的小および支援のための措置

暴力からの保護のための法律 (1997年5月1日に最初の法律が制定され、のちに数回にわたる改正とそれ以降さらなる法律がいくつかできている)

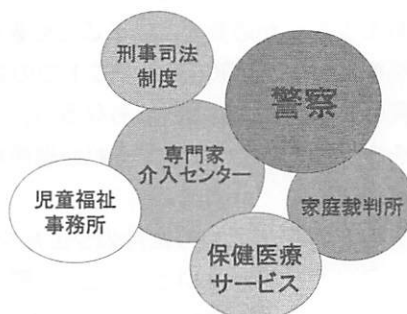
法的小および保護規定の中の3つの主要な要素:

1. 警察による退去および接近禁止命令: 被害者の住居からの加害者の即時退去は2週間; 被害者の住居への加害者の帰宅を禁止する、あるいは、子どもの幼稚園や学校へ出向くことを禁止する(オーストリア警察法38a節); 2週間以内に被害者が裁判所に保護命令の申請をする場合、警察による退去・接近禁止の期間は4週間まで延長される
2. 民法による接近禁止および保護命令は、6か月もしくは1年もしくはそれ以上の期間、仮差止命令 (interim injunction) の形で発行されることがある。ストーカーのケースでは保護命令も発行されることがある
3. 被害者のための先回りの (pro-active) 支援: 9か所の介入センターが設立されている。警察は緊急退去・接近禁止命令を出した場合、地域の介入センターに知らせなければならない; 被害者からの連絡を待つのではなく、センター側から被害者に連絡が取られ、包括的な支援を提案される

さらなる法的小および支援のための措置

- すべての暴力(刑法上のあらゆる強力犯)被害者が無料で心理社会的支援と法的支援を受ける権利 (裁判での法定代理人を含む)2006年より;
- ストーカー防止法、2006年から (オーストリア刑法107a節);
- 2009年6月に新たな条文が刑法に採用され、暴力の度重なる行使は処罰の対象となった (刑法107節)。

オーストリアにおける組織的介入システム: 関係者



なサポートを提供して、NGO が専門的なサポートを提供するという形になっているのではないかなと思っております。

それでは条約ではどのような専門家が必要ということになっているのでしょうか。22 条では、女性と女の子の被害者たちは、女性の専門家のサポートを受けられるべきだと書いています。なので誰でも入れるようなシェルターでは十分ではありません。ヨーロッパでは女性の被害者が、一般のホームレスのシェルターに入れられてしまうようなこともあります。それはダメだということです。

さらに強調されているのは“直ちに助けてもらえる”ということなので、24 時間サービスがなければいけません。直ちにというのはすべての助けが得られる、あちこちたらい回しにされるのではなく、ただ 1 人の専門家に会えば、その人が全てをやってくれるということになります。ただ、常に助けてくれる専門家ってのが、信頼できる人でなければいけないんです。さらにそれが短期的なヘルプではなく、できれば理想はより長期的な援助も出来るような人でなければなりません。というのはこういう被害者が必要としているのは本当に信頼できる人で、しかもその信頼できる人が次々と変わったのではダメなので、この人なら大丈夫だという人がずっと付き合ってくれる、ということが重要だと思います。

そして皆さんもご存知だと思いますが、日本でも行われているようですが、子供たちに対するサポートも同時に重要で、この条約の中では暴力を目撃していたり、直接暴力を受けている子供たちに対して、その年齢にふさわしいカウンセリングを受けられるようになるべきだと書いています。

条約が求めているのはどのようなサービスでしょうか。

すべての国に、少なくとも 1 カ所、24 時間無料でアクセスできるホットラインを設けることを求めています。日本にあるのは私も聞いています。無料でというのは働いてる人がタダということではありません。このホットラインをやっている人たちは給料をもらうべきです。

さらにすべての地域でシェルターを設けることを求めています。これは義務ではないんですけども、推奨として人口 10,000 人につき 1 つのシェルターというのを提案しています。人口 10,000 人に対して 1 つのシェルターということを基準にして、それに比べてどれだけ進んでいるか、遅れているかを見ることができます。

さらにシェルターと別に、家庭にとどまっている女の人に、カウンセリングとその他のサポートをするような女性センターも必要です。そういった女性センターでは、あらゆる女性に対する暴力についてのカウンセリングができなければいけないし、特に性的暴力／レイプについての情報提供することが必要になります。200,000 人に 1 つの女性センターが必要だということを書いてます。

もしもこの基準に従って 200,000 人に 1 つの女性センター、10,000 人に 1 つのシェルターが実現できれば、それだけで啓発にもなるし情報提供にもなるし、みんなの意識を高めることができるし、さらに多くの有能な若者たちに仕事を提供することができてそれが理想なんですけれども、まだそこに近づいている国はなかなかないのが現状です。

これは 2017 年の WAVE という女性のシェルターをやっているネットワークの報告書からのデータです②③。ヨーロッパはどういう状況かという、24 時間ホットラインというのは 24 の国で実現してますが、まだ 22 の国ではそれは実現されてません。ヨーロッパで 1,900 カ所の女性のためのシェルターがあります。計算して

制度化された協力関係

警察は以下の機関に報告する義務がある:

- 地域の介入センター: 電子メールもしくはファックスにて、DVおよびストーカーのすべてのケースは24時間以内に;
- 緊急退去命令に関する最初の報告と命令違反に関する報告;
- その他のDVへの介入およびストーカーに関する報告
- 児童福祉事務所は未成年者が関わっている(目撃者もしくは被害者、加害者として)すべてのケースについて通知を受ける;
- 家庭裁判所: 被害者が民事裁判所命令を申請する場合または、加害者が家庭裁判所が発行した保護命令を違反した場合
- 警察は押収した鍵を家庭裁判所に提出しなければならない
- 病院は被害者支援ユニットを持つ必要があり、専門家サービスへ被害者をつなぎ、警察と児童福祉へ通報する

ご清聴ありがとうございました!

これからも協力し合えることを楽しみにしています!

ローザ・ローガー連絡先:

rosa.logar@interventionsstelle-wien.at

オーストリアにおける法的手段および保護措置について、
詳しくは以下のサイトをご覧ください(英語):

<https://www.interventionsstelle-wien.at/gewaltschutzbroschuere>

どれだけ足りないか計算してください。ヨーロッパの半分位の地域に、まだシェルターがない。

少しオーストリアについてお話ししたいと思います。オーストリアは小さな国で北海道より少し大きい位で、人口は860万人です。ウィーンは札幌みたいで180万人です②⑤。

オーストリアのシェルターはすべて女性NGOによって運営されていて、経費は100%国が出しています。ただ右翼政党が政権に入っているのでこれからどうなるか少し心配していますけれども、これを守るためにこれから戦わなければなりません②⑥。

そのシェルターは政府と1年～3年、あるいはウィーンなんかは無期限の契約を政府と結んでいます。

国が100%経費を出してると言いましたけれども、そのためには法律的な裏付けが必要です。オーストリアの全てでその法律があるわけではないんですけれども、いくつかの州ではその法律に基づいて経費を出すのが決まっております。それがなくなるともらえるお金が上がったり下がったりすることがあります。

それからオーストリアの女性に対する専門的なサービスというのはどういうものがあるかということについては、スライド資料にありますのでご覧ください②⑦。

最後に、緊急事態に関する命令ということがオーストリアでどのようにされているかを説明したいと思います②⑧～③①。以前申し上げましたように、家庭にとどまることができるために直ちに何をしてもらえるか、ということです。オーストリアでは警察がこの緊急命令を出す権限を持っています。

現場に来た警察官が自分の権限でその緊急命令を出すことができます。上からの命令を待つ必要はありません。その警官は現場でどれだけ危険な状態かという程度を判断することができるように、専門的なトレーニングを受けています。警官が現場で家庭にいる女性や子供たちがどの程度危険かということ判断して、もし危険だという判断に達すると、直ちに加害者を2週間退去させます。そして2週間待機をさせてる間に警察が報告書を作って、そして私たちのNGOがやっているセンターに通知します。すべての州にそういったセンターがあります。そのための経費は連邦共和制国家で払っていて、内務省と女性省という2つが担当しています。

そして私たちはその間にプロアクティブ、事件になる前に、警察が緊急命令を出した被害者とコンタクトをとって必要な支援を提供します。警察はその緊急命令を出したら直ちに3～4時間後に、その報告をセンターに送ります。今は警察の報告書がEメールで届きます。

加害者は家の外に退去させられていて、まず電話してその被害者の人と何とか信頼関係を作るようにします。私たちが、その彼女が本当に安全かどうか、加害者が戻ってきたりしていないか確認します。

そしてもし私たちのセンターが、それでもやはり彼女は危険な状態だということになれば、シェルターを紹介することになります。

もしも6カ月とかそれ以上の保護命令が欲しいという場合には、その被害者の人が2週間の間に申請書を書かなければいけません。彼女がそういった様ざまな申請をするのに手助けが必要であれば、私たちのセンターが手助けします。彼女が望むのであれば2週間の緊急命令が4週間に延長されます。その延長された4週間の緊急避難の間に、裁判所が、彼女が十分な保護を得られているかどうかということ判断します。ウィーンでは警察が年間3,800件ほどの緊急命令を発しています。オーストリア全体で8,000件になります。

それでは最後に、来年11月に台湾の高雄で開催される女性シェルターのグローバルネットワークの集まりに、ぜひ皆さん一緒に参加しましょう。そこで引き続きお話を続けられたらと思います。それからオーストリアにいらっしゃるときにはぜひコンタクトをとって、私のセンターを訪ねてください。

そして今日と明日2日間、この会議に参加していますので、その間にできるだけ多くの人といろいろなお話できることを楽しみにしております。ありがとうございました。

質疑応答

Q： ありがとうございました。NPO法人デートDV防止全国ネットワーク阿部と申します。

素晴らしいオーストリアのシステムだなと思ったのですが、日本の中ではDV防止法というのは配偶者の暴力だけに保護があるのですが、若年層の結婚していない被害者に対しても行われるのかを確認したいです。婚姻関係がないことによって難しくなるのであれば、そのあたりも教えて欲しいです。

A： イスタンブール条約は結婚しているしていないということに関わらず、すべての女性、女兒に適用されるので、もちろんデートDVや元彼の暴力なども全て対応となります。

Q： 同じく、NPO法人デートDV防止全国ネットワークのながやすと申します。

とてもわかりやすいレクチャーありがとうございました。2つ聞きたいことがあります。

一つ目は北京綱領1995年から、イスタンブール条約にいくまで15年かかったのは、何か障壁があったのか。もう一つは男児も性的な被害となることがよくありますが、男児は対象になるのか、教えてください。

A： なぜ時間がかかったのかという事についてですが、ひと言でいうと家父長制のせいだろうと。やはりヨーロッパでもさまざまな国が一つのテーブルに座るだけでも時間がかかり、議員や政治家だけではなくNGOがキャンペーンをしてましたが、とても時間がかかりました。もう一つの問題は、多くの国でまだまだ女性や女兒に対する問題が存在するんだということを認めたくないという雰囲気があり、それを否認する人たちがまだまだたくさんいる、それは地球の温暖化は起きてないという人たちがいるのと同じで——しばしば言っている人達は同じですが…そういった抵抗勢力があるのでなかなか大変だったということですね。そしてまだまだ男女平等という考え方が社会に浸透していない。未だに男性の方が特権をもっていることを守りたい人たちがいて、そういった勢力があるので難しい。

二つ目の、男児にもカバーされているのかという質問は、もちろん男児も対象となります。特に男の子であれ女の子であれ、家庭で暴力を目撃している子供は対象となりますし、かならずしもすべての締約国で実施義務があるわけではないですが、全ての暴力被害者にこの条約を適用するということに多くの国がしています。それから子供については、特にヨーロッパでは子供の性的搾取に関する国際条約もあるので、そちらも併せて適用されています。

Q： 埼玉から来ました佐藤と申します。私は面前DVの被害者でありまして、そのことで今後私にどのようなサポートが出来るか、またどのようなサポートを受けられるか知りたいです。

A： ぜひ、ここの会場で出会った様々な団体とコンタクトをとって、自分がどのようなサポートを得られるのかということもですけども、さらに自分が体験者としてどのようなサポートが出来るかということも考えて、ぜひ、この運動に参加してください。私もここで多くの若い男性たちが運動に参加しているのを見て心強く思っているので、ぜひあなたも参加して、ぜひ、来年台湾で会いましょう。

*

【北仲さんよりローザ・ローガーさんの補足・追加情報】

再確認の追加情報だけいたします。

ヨーロッパの話なんじゃないの、と思われたかもしれませんが、EUではなく別の団体、欧州評議会（Council of Europe）というのがあって、人権や法の支配の分野での国際機関です。欧州評議会の加盟国は47カ国なので、先程ローザさんがおっしゃられたのは47カ国みんなで先程の基準にしようと話し合っているということですが、アメリカ・カナダ・日本・バチカン・メキシコもオブザーバー国で、日本もいくつかの条約に参加しているので、頑張ればイスタンブール条約をやりますと言えるんですね、現実には遠いですが…。です。でヨーロッパの話というのではなく、私たちも目指せるのでご紹介しています。イスタンブール条約を決めた通りやっているかという厳しい監視モニターがあり、ローザさんはその監視委員会の副委員長で、いくつかの国に行き、レポートを書いているという立場でもあります。もちろんシェルターの理事長でもあるし、ヨーロッパシェルターネットの理事長でもあるんですが、そういった人がイスタンブール条約を決めた通りにやっているかを監視する仕事をしているので、日本に来て内閣府の局長にもお会いしたり、この数日で日本の近況についてお話ししたのですが、ローザさんは学んでいるところです。

シンポジウム 「官民の連携・ネットワーク ～シンガポール・北海道～」

いま日本では…4日に1人の女性が、配偶者によって殺されています。

1週間に1人の子どもが、虐待で命を落としています。

性被害を受けた10人のうち7人の女性は、誰にも相談できていません。

男女平等ランキングで、世界144か国中114位です。

6人に1人の子どもが貧困にあります。

こうしたDV・虐待・性被害・差別・貧困などのさまざまな社会問題の根源には、

力の不均衡とその濫用からおこる暴力が存在しています。

あらゆる暴力を容認せず、一人ひとりが尊重される多様性のある社会にすることは、日本および国際社会にとって重要な課題です。

本シンポジウムでは、DV 被害者支援の国際条約を紹介し、官民協働で支援体制を築いているシンガポールの現状を学びます。

■進行：山崎菊乃（NPO 法人 女のスペース・おん代表理事）

■シンポジスト

ハムザ アブダル ムタリブさん

シンガポールの DV や家庭内暴力被害者のためのシェルター、Casa Raudha Women Home
前理事長、現理事

ロレイン・リムさん

シンガポール女性団体協議会（Singapore Council of Women's Organizations, SCWO）が運営する女性の
シェルター、Star Shelter のマネージャー

美藤加代子さん 北海道立女性相談援助センター所長

北仲千里さん NPO 法人 全国女性シェルターネット代表理事

進行：山崎菊乃

今ローザさんからイスタンブール条約の話を伺って、10,000 人に1つの DV センターとなると、札幌だと200 件、というような計算をそれぞれの県の方もされていたと思うんですけども、オーストリアでは国がちゃんと NGO の活動を保障しなければいけないということでイスタンブール条約に基づいて国の経済的資金提供で NGO が運営しているということを伺いました。

今回なぜこういうシンポジウムをしようと思ったかという、日本の中で地を這いずるようなシェルター活動をしているとなかなか外が見えない。たまたま去年台湾に行ってローザさんのお話やハムザさんの話を聞いたときに、海外の理念と日本と違うな、ということを感じたんですね。ぜひこれは皆さんに紹介して、グローバルスタンダード、そしてシンガポールでの活動などを私たちの参考にしたいな、と思って、このシンポジウムを企画したわけです。

今回は、シンガポールではやはり国がお金を出して NGO が活躍してるということで、ハムザさんとロレインさんから、具体的なお話をぜひ聞かせていただきたいと思います。北海道では北海道立女性相談援助センターの所長美藤加代子さん、婦人相談所と民間シェルターが定期的な会議を持ちながら被害者支援をやっているのは多分、日本国中で北海道しかないのかなと思っています。そういった婦人相談所と私たちの連携というのを美藤さんから話ししていただきたいと思います。

それではまずハムザさんからシンガポールのカサ・ラウダのお話をしていただきたいと思います。

人生をインスパイアする カサ・ラウダ——女性の家

講師：

ハムザ アブダル ムタリブ さん

Casa Raudha Women Home 前理事長、現理事



こんにちは。私はハムザと申します。シンガポールのカサ・ラウダ前理事長を約10年間しており、カサ・ラウダを共同で設立したメンバーでもあります。

私たちのカサ・ラウダは、緊急一時保護をするシェルターをやっています。女性の家ということになりますが、非常に特徴的なこととしては、理事のメンバーが10人いますがそのうち7名が男性、残りが女性というところにあると思います。

女性が前面に出て戦うというイメージがあるかもしれませんが、カサ・ラウダの理事の場合はマジョリティーが男性ということになりますので、男性も女性の権利のためにきちんと前に出て戦うということを考えています。

本日の発表は二つに分けてやります。一つはカサ・ラウダの成り立ち、どういうことを今まで成し遂げてきたのかということと、私たちの活動全体をいかにして維持し、今までの成功を導いてきたかという事。そして後半では、皆さんに私たちの活動を参考にしていただけたところや、戦略という点でも皆さんにお伝えできることをお話ししたいと思います。

カサ・ラウダの名前について少しお話しさせていただくと、カサは家という意味で、ラウダはオリジナルはアラビア語で平和、ピースという意味で、“平和の家”という意味になります。

2017年の7月4日の立法府での審議の中で、1人の国会議員クリストファー・デ・ソウザがDV関係の担当省庁である社会・家族発展省に対して1つの質問をしました。社会・家族発展省はDVあるいは精神的、感情的な暴力によって苦しめられてきた女性をどうやっ

人生をインスパイアする

Casa Raudha
WOMEN HOME

カサ・ラウダ
女性の家

私たちの声明



ビジョン

不当な扱いを受けた女性の
ための前向きな変化と新し
い始まりのための安息所



ミッション

暴力被害を受け居場所を失った女
性のためのシェルターとケアを提供
し、自信を持って自立できるように
エンパワーすること

家庭内暴力に対する政府の立場

“

社会・家族発展大臣に対する質問

「省庁として、家庭内暴力や精神的暴力被害を受けた女性をどのように保護し、また、仕事や学業、社会活動へ段階的に復帰できるよう支援するためにこれらの弱い立場に置かれた当事者の回復を手助けするNGOとどのように協働しますか？」

—Mr Christopher de Souza (オランダ・ブキティマ氏 集団選挙区の国会議員)2017年7月4日

参考: <https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Protection-for-women-who-suffer-from-domestic-abuse.aspx>

て保護し、これらの脆弱な立場に置かれている人々がリハビリテーションで心を回復して、さらに徐々に社会や学校や職場に戻っていくことができるように、どのようなことが関係省庁としてはできるのか、という質問です。

それに対して社会・家族発展省の大臣がどのように回答したのかということですが、身体的あるいは精神的暴力の被害を経験している女性たちを保護するためには、まず政府の関係機関と地域の草の根活動家たちが共同で強いパートナーシップ、関係性を作ることが求められる。さらには被害にあった女性たちを救済するときには、カウンセリングとかグループセラピー、安全のための適切なセーフティプランというものを作る、ということが介入の方法として考えられるということ。DVの被害者は一時的な宿泊場所がシェルターの中で提供されるということ。さらには虐待をする加害者である家族構成員からの法的な保護には、保護命令の適用を申し立てできるようにすることを確立することが必要だと、関係省庁は答えました。

それからファミリーバイオレンスに対して、沈黙を破るというキャンペーンが必要だということにも言及しました。具体的にはDVというのは決して個人的な問題ではなくて明らかに社会的な問題であるということ。そうであるからこそファミリーバイオレンスに対する認識と意識を高めなければならないということ。さらには被害者を救うためにも、そして安全にサバイバーを助けるために、それに寄りそう人たちが適切な資源とスキルを身に付ける必要があるということも申しました。

沈黙の中で暴力に耐えなければならない人は誰一人いない。私たち全員が家族の構成員だったり、友人だったり、隣人だったりするわけですから、すべての人が、暴力の被害に遭って助けを必要としている事案を通報したり、助けを求めたりすることにおいて役割を果たさなければならないと、関係省庁の大臣はいいました。

政府と関係省庁がファミリーバイオレンスについてどのような立場をとっているかということをし少し申しあげますと、ファミリーバイオレンスに対して社会・家族発展省は緊急一時保護のためのシェルターに資金提供し、それによって被害者に一時的な宿泊場を提供すること、その一方で、その被害に遭っている女性とその家

家庭内暴力に対する政府の立場

社会・家族発展省の回答より一部抜粋:

- 1) 身体的または精神的暴力を経験した女性を保護するため
 - a. 政府関係機関と草の根の活動家たちとの間の強固な協力関係が必要とされる
 - b. 提供される介入方法にはにはカウンセリング、集団療法、安全のための適切な計画づくりの補助が含まれる
 - c. 被害者は緊急シェルターで一時的な宿泊ができる
 - d. 加害的な家族構成員からの法的保護には個人保護命令が適応されることがある
- 2) 「沈黙を破れ!家庭内暴力反対」キャンペーン
 - a. DVは個人的な問題ではなく社会問題である
 - b. 家庭内暴力についての認識を改め、認知度を上げる
 - c. 被害者を助けるために安全に介入する技術と社会資源を非当事者に身につけてもらう
- 3) 沈黙の中で暴力に耐え忍ばなければならない人はひとりもない
 - a. 私たち全員に(家族、友達、隣人)
 - b. 役割がある(通報や暴力に影響を受けた人のために助けを求めること)

参考: <https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Protection-for-women-who-suffer-from-domestic-abuse.aspx>

続き...家庭内暴力に対する政府の立場

緊急シェルター

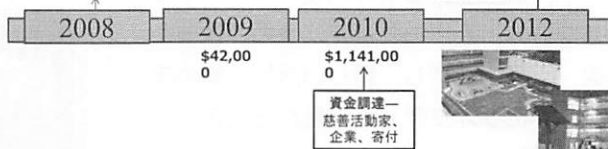
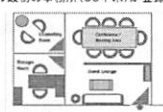
家庭内暴力の被害者のため、社会・家族発展省は一時宿泊を提供するために緊急シェルターに資金を提供しており、これらの被害女性とその家族には安全計画が策定される
合計220床を備えた4つの緊急シェルターがある



参考: <https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Statistics-on-shelters.aspx>

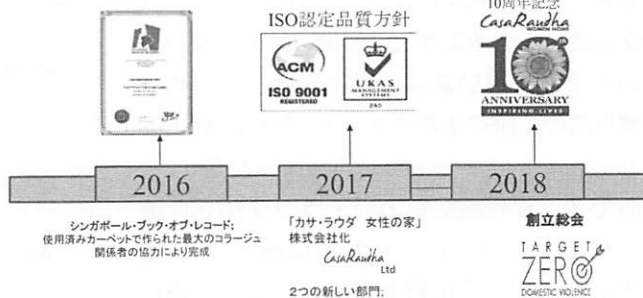
私たちの歩み

2008年2月27日に「カサ・ラウダ 女性の家」の最初の事務所(50平米)が登録されました



私たちの歩み

「カサ・ラウダ 女性の家」10周年記念



（上）シンガポール・ブック・オブ・レコード（下）カサ・ラウダのシンガポール・ブック・オブ・レコード（2016年）

族に対して、セーフティープラン、安全計画がきちんと策定されるということにも言及していました。現在シンガポールには4カ所の緊急シェルターがあり、全部で220人が入居することができる施設となっています。このシェルターは本当に一時的な、緊急に宿泊する場所ですが、私たちカサ・ラウダは次の自立に向かってのステップハウスというものも持っています。

カサ・ラウダは2008年にたった50㎡の広さの事務所から始まりました。

2009年には私たちの口座の中には42,000シンガポールドルしかありませんでした。そしてそれに対して私たちは資金を集めるためのファンドレージング（資金調達）を2010年に始め、114,100シンガポールドルを集めることができました。私たちはそのファンドレージングしたお金で新しい場所に事務所を作ることができました。

私たちの今の事務所は2012年6月16日に正式に開所しました。私たちのアドバイザーの中には現在のシンガポールの初めての女性大統領も入っています。

2016年には入居者と協力して、使い古しのカーペット（絨毯）を使ってシンガポールで一番大きなコラージュを作り上げました。それがシンガポール版のギネス記録、2016年版シンガポール・ブック・オブ・レコードに記録されています。

2017年、非常に大きな年を迎えました。2つの大きな目的、暴力の防止と、暴力の被害からの修復、回復を目指し、新しい活動を始めました。この年にクオリティーを高める認定であるISOを認証されています。そして私たちは2018年8月に10周年記念の場を持ちました。その中でDVをシンガポールからなくす、ゼロを目指す会議を持ちました。

おそらく皆さん中には、なぜカサ・ラウダがISOの認証を求めたかと、疑問に思う方がいらっしゃるかと思います。通常ISOというのは商業目的の認証を求めるもので、International Organization for Standardizationを略したものです。なぜ私たちカサ・ラウダがISOを取ったのかというと、私たちは確かにNGOですけれども、その質をきちんと示す、単にNGOなのだということで判断されるのではない、ということです。

カサ・ラウダ

ISO認定品質方針



- ✓ なぜISO?
 - ・ 構造化されたシステムと手順
 - ・ 方向性を定め、収支のバランスを保証する
- ✓ 誰に利点があるの?
 - ・ 関係者
- ✓ なぜ関係者に利点をもたらすの?
 - ・ 役割と責任や明らかになる
- ✓ 運営強化
- ✓ 信用の獲得

株式会社「カサ・ラウダ 女性の家」



防止

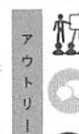


保護



回復

学校
ユース団体
企業
宗教組織
地域クラブ



講習
一般向け講座
会議
座談会
啓発活動

カサ・ラウダ 女性の家

エンパワメントプログラム

カウンセリング



起業家となるための能力開発



夢想/カウンセリング



就業訓練

SOSUPプログラム(ステップアウト・ステップアップの頭文字)

教育する

現在の状況に対する気づきと
将来への展望をつくる



エンパワーする

自ら指揮をとって、
自分の人生を変える



豊かにする

目標を追求し、生活の質を高める
新しいことを経験する



社会的企業

知識や技術を
獲得する

女性の自立のための
支援をする

経済的
エンパワメント



もう一度、なぜISOなのかということを強調しておきますが、私たちは基本的にはきちんと構造化された制度やそのプロセスというのを伝えたいと思いました。そして私たちは我々自身の方向性を定めて、さらには収支のバランスをきちんと確保するのが大切だと思いました。

ではこのISOの認証から、だれが利益を得ることができるのかということです。その受益者というのは、私たちのシェルターに入居している利用者だということになります。では受益者である入居者がどのようにして利益を得ることができるのかということですが、私たちの構造化したシステムに基づいてスタッフに的確なトレーニングをすることで、役割分担、責任をはっきりさせることができます。ISOとしてやってきたことからこういった利点があるかという、私たち自身が構造化されたシステムを使うことによって、正しい、的確な活動をする、それによって運営を強化することができる。カサ・ラウダとしての組織としては、私たちにお金をくださるドナー、スポンサーに対して、我々の活動についての信頼を得ることができ、信頼関係を築くことができます。

私たちカサ・ラウダの活動は基本的に入居者の保護を目的とするものです。私たちは活動を始めて8年で、入居者等々の生のデータを集めました。それは我々の活動を分析するデータとなりました。私はそのデータ等を通して活動を見た時、被害にあって女性を保護するだけでは十分ではないという認識に至りました。

先程カサ・ラウダの新しい二つの目的について言いました。その一つが暴力の防止、もう一つが暴力からの回復ということでした。つまり暴力にあった人たちを保護するというに加えて、暴力をやめさせる、防止させていくことを意味するわけです。もう一つの回復のことですが、私たちのシェルターにいる女性たちは、いずれ一定の期間が過ぎていくと私たちのところから離れていくわけです。そうなった時に、いわゆる回復というものが大きな意味を持つてくるわけです。継続した環境を維持していくためには、一方の眼から見た時の加害者も、当然なんらかの支援を必要としているかもしれない。加害者がどういう支援が必要かもみていきます。

私たちのプログラムは基本的に教育、それから被害者のエンパワメント、さらには、被害者

「カサ・ラウダ」は社会に貢献します

女性たちが自分自身のことを超えて他の人のために貢献し、前向きな社会変革を起こす主体となるためのプラットフォームを作ることを目指している



2016

心理的な影響:
・ 自尊心の強化
・ 他人を癒し、自分を癒す



2017



2018

社会的に

- コミュニケーション
- 継続
- 社会貢献

I AM SMART 「私は賢い (smart)」 プログラム (子供向けプログラム)

たのしみ

- 自信
- やさしさ
- 前向きな考え方

声を上げる

- 自信を持って発言する
- 習慣として読書をする

責任感を持って

役割と責任

目標意識を持つ

- 目標設定
- 目標達成

成功の指標

自尊感情の高まり

- 与えられた情報をもとに自ら選択することができる
- 自ら決定を下すことを恐れない
- 加害者への恐怖心がやわらぐ
- 思考の変化: 被害者からサバイバーへ

「カサ・ラウダ 女性の家」のプログラムに積極的に参加する

- エンパワメントプログラムやイベントに参加する



自立

- 自身に得るものがある雇用関係を結び、仕事を維持する

生涯学習

- 生活のための技術を得るために講座を受講する

サバイバーたち... ライフストーリーを書き換える



Farhanaさん

- 病院からの紹介。暴力による怪我が残っていた。
- シェフになりたいという夢を失っていた。
- 新しくやり直す勇気を持っていた。
- 後援:
 - 焼き菓子作り講座
 - Webデザイン
- インターネットでケーキ販売を開始
- 製菓の卒業証書を取得
- 現在アメリカでインターンシップ中
- 社会をよくする運動の主体となった

の人生をもう少し豊かなものに、生活を意味のあるものとしていきます。私たちはカサ・ラウダの中で社会的起業ということを考えています。かつて「魚を欲しいという人に魚をあげるな、やはり魚の釣り方を教えなきゃダメだ」ということを言っている人がいたと思うんですが、私たちカサ・ラウダはそれだけに留まりません。魚を与える、魚の釣り方を教える、そしてどうやって魚を売るかも伝えます。

例えば、私たちはパンを焼くという社会的起業のプログラムをやっているのですが、もちろん商品化にあたっては、衛生の問題なんかにについても入居者に伝え、販売もしますが、それは我々の施設内、関係者内での販売に加えて、外で販売する能力もつけさせるということも考えてプログラムを組みます。ソーイングに関しても、私たちはもちろんソーイングのコースもやりますが、そのスキルを身に付けて外で雇用されることができるだけ能力を身に付けさせるようにします。

私たちプロジェクトでは、職業につながるようなトレーニングをするにあたって、2年間できちんと自分たちが作ったものを売ることができるようになる、ということを宿題にするんです。それをこなすことによって、実際に入居者が後々自分たちで稼いだりすることができるように、その能力を維持することができるようにするというを考えているわけです。

私たちはグリーンハウスを入居施設の中にもっていますが、それをやりたい人は単にそこで育てるだけではなくて、種をきちんと作ってそれを売ることができるよう、種を売る、という発想にまで持っていくようにしています。私たちが試行的にこのグリーンハウスのパイロットプロジェクトをやった時には

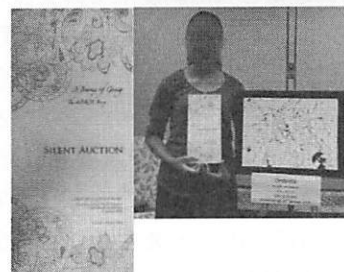
本当に小さい庭でやっていたので、たった10キロくらいの野菜を作って売るところから始めました。今では100キロくらいの収穫物を、このグリーンハウスを通して得ることができるまで成長しています。

先ほどカーペットを使ってシンガポールで一番大きなコラージュを作ったという話をしましたが、それを含めて、カサ・ラウダは「社会に対して貢献します」というプロジェクトをやっている唯一の団体だと思います。

2016年に、私たちは20人くらいの入居している女性たちと、リサイクルの使い古しのカーペットを集めてこのステージくらいのコラージュを作りました。私たちは2017年にシングルマザーを対象にして冊子を作りました。0歳から2歳までの間、誰にも支援を受けずにどうやって子どもを育てることができるのか、というマニュアル本も作りました。私たちは2018年に、小さなぬいぐるみを置いたブーケを作って販売することもしました。なぜこういったことを私たちがするのかというと、基本的には、女性が自分達の問題だけではなくてそれを超えたところで、実は社会を変えていく、社会的な変革のための主体となることができるようにするため

Aishahさん(仮名)

- 言葉の暴力を受け、家族からも拒絶された
- アートセラピーの講座で、自らのアートの才能と情熱を発見した
- 彼女の初めての作品がチャリティーサイレントオークションに出品された
- 2番目と3番目の作品は歯科医師によって買い取られた
- 自尊心と自信が非常に高まった
- 心理学者になるという目標があったが、アートセラピストになるという新しい選択肢が見えてきた



FUNDING BY THE GOVERNMENT



資金調達 - 地域の支え

- 企業: 交流ディナー (ガラ/年1度のディナー)
- チャリティゴルフ
- 金曜日のモスクでの募金活動
- クラウドファンディング
- 協賛
- 基金
- 寄付 企業・慈善事業家
- 大統領チャレンジ
- 社会的企業



のプラットフォームとしてやっているのです。

この「カサ・ラウダは社会に貢献します」プロジェクトが、入居者に対してどういう精神的なインパクトを与えるかということですが、それはまずは自分自身の価値が高まったということを実感してもらう、その価値を増やすことにあります。ですからそのプロジェクトを通して、自分たちは単に何かを受け取るだけでなく、もちろん他の人に対してもなんらかを与えることができる、そういう人物になったということを感じてもらわけてです。つまり他を癒すということは、自分自身も癒すということになります。

ここで入居者だった一人を紹介したいと思います。ファルハナという女性です。彼女は暴力によって怪我をしていて、病院から紹介され私たちのシェルターにやって来たわけですが、シェフになる夢を持っていたのですが、DVによってそれを失ってしまうわけですが、しかし私たちがケーキやクッキーを焼くベーキングのコースに通う為にお金を出し、さらにウェブデザイナーになるためのプログラムのお金を出したことによって、彼女はその後ウェブデザイン等々をすることになりました。彼女は今、アメリカでインターンシップをして暮らしているところです。

これから私は、持続性というものについてお話したいと思います。おそらく多くの団体が、自分たちの組織を維持するためのいわゆるファンディングというものに非常に苦労されているかと思うからです。私たちは従来の評価方法としてはSWOT分析というものを利用してました。Strengths、Weaknesses、Opportunities、Threatsの頭文字を取った評価をいいますが、SWOT分析方法によると通常は「強さ」とか「弱さ」、を内部の問題として分けて、「機会」や「脅威」は外部的に測るものだと考えます。しかし私がみている分析方法はそうではなくて、例えば「成功」と「失敗」というのは内部の面だけではなく外部の面もある。あるいは「競争」とか「脆弱性」というのも内部の問題だけでは無くて外部の問題もあるという、それぞれ二つの面から見ながら分析をするというのが私がやっているSWOT分析というものになります。

まずは、ひとつの例を使って話をしますが、先程パイロットプロジェクトとして自分たちのシェルターの中で10キロくらいの野菜を作った話をしました。その次のレベルとして30キロ作ってみようと。それが成功したので、次は60キロ分をみました。つまり言いたいことは、先に「強み」という部分だけで進めていると次に進まないの、自分が10キロ、30キロ、60キロという量を増やして成功してきたことをみて、「強み」と「成功」を合わせて大きなものを作り上げている。その例として先程グリーンハウスのことを話しました。

つまり何が起きるのかということ「強さ」と「成功」を合わせると大きな広がりを見せることができます。「弱み」と「失敗」は単に閉じる、終わりにしないといけない。「機会」と「競争」を与えることを合わせると「持続」ということになるかなと思うわけですが、ここで言うておかなければいけないのが、競争というのはネガティブな意味だけを持つものではない。私たちいろいろなシェルターがありますが、それぞれが別に競争しあっているわけではないです。

私たちがどういうふうに通コミュニティの中でお金を集めてきたかということですが、企業に取り込んで私たちを企業と養子縁組をしたかのように見ていただき、「子どもにはお金を与えるでしょ」というような養育的な関係を作る、あるいはゴルフでチャリティーをやったり、金曜のモスクの礼拝時にお金を集めたり、スポンサーを探したり、それから寄付をもらったり、社会的な起業をやるなどしてお金を集めてきました。

もし私たちがなんらかのプロジェクトをやりたいと思ったら、まず始める前に、そのプロジェクトのゴールがなにかを見定めないとはいけません。もちろん誰がドナーとなるのか、誰がスポンサーとなってくれるのか、そしてそれらのドナーやスポンサーはどのような期待を持っているのか、ということもきちんと理解しなければいけません。シンガポールは実のところ、ドナーやスポンサーになるとTAX（税金）の控除があります。これが政府のポリシーで、例えば1,000ドル以上の寄付をしたら2,500ドルの控除がスポンサーに対して与えられます。ですからなんらかのプロジェクトをしようとしたら長期間の関与というものを図るようにして、最初のプランA計画が終わった時に、次にはB計画がなにかを出していかなければならない。この繰り返しをしていくことが必要となります。

ファンドレイジングをするのは何もお金を集めることだけを意味するわけではありません。もちろんファンドレイジングする時にはきちんとした報告書とかプロポーザルを出すという事が大切です。

例えば我々が本当にお金をファンドレイジングしたいと思ったら、直接的に「お金下さい」、「お金が必要です」と言わないで、こういうイベントがあります、ここが会場です、という風に言い、人集めをしたりと、直接言わないことも大切です。このイベントをするとなると会場が必要で、会場を得たらそれを埋めるだけの人が必要と

なります。人が必要であれば皆さんに「私たちこういったイベントをするので、他の人にもどんどん広げて、満員になるように」と伝えることができるのです。例えば会社にファンドレージングする時も、お金が直接ないという場合には、「私たち、こういうプロジェクトをする時に専門的なスタッフが必要なので、そちらの会社から2カ月間スタッフをおくってください」というような交渉もします。結局こういった交渉を通して最終的にはお金を得ることができる、ということになります。ですからみなさん、お金を直接キャッシュ（現金）というところから始めない方がいいと思います。

私たち、今のところ支出分の64%はシンガポール政府からの補助金によってカバーされてます。残りの36%はこのように自分たちで集めてきたファンドレージングによって成り立っています。例えばですが、シンガポール政府はたいへん親切な政府で、例えば自分たちの施設も相当かかりましたが、90%は政府が出してくれました。私たちが出したのは10%分です。

私たちが今使っている施設は、もともとは古い学校であったものをシンガポール政府がタダで提供してくれているので、もちろん家賃もタダですが、それを自費の350万シンガポールドルを使ってキレイにしたんですね。しかしその改修費もシンガポール政府が90%出してくれたので、我々が出したのは10%のみです。

私たちは単にNGOとして義務を果たしているだけではなくて、期待以上のことをすれば補助金が継続してもらえだけではなくて、それにプラスしたエクストラを政府がくれることがシンガポールでは期待できます。みなさんシンガポールに来てもらえば、シンガポール政府と我々NGOがいかにいい関係を持っているかを理解していただけたらと思います。

ありがとうございました。



暴力のない生活再建のための 「たくさんの支援の手」アプローチ ～スターシェルターの経験から～

講師：

ロレイン・リム さん

シンガポール女性団体協議会（Singapore Council of Women's Organizations, SCWO）が運営する女性のシェルター、Star Shelter の Manager



みなさま、こんにちは。私の名前はロレイン・リムと申します。私はシンガポール女性団体評議会のマネージャーをしております。こちらにお招きいただきましたことは、大変名誉なことです。素晴らしい北海道に素晴らしい日本に…、このような機会をいただいたことに心より感謝申し上げます。

こちらにはたくさん専門家がいますので、いろいろ学び、経験させていただきたいと思います。カンファレンスのテーマは、NGOと政府がどのように協力しあって被害女性を救っていくか、助けていくか、ということだと思いますが、シンガポールは政府とNGOとの関係が非常によく、良好な関係の中で被害女性を救援・支援しております。その経験をこちらでお話して共有できたらと思います。

今日お話する内容は、シンガポールの「たくさんの支援の手」アプローチです。ファミリーバイオレンスにシ

ンガポールがどのように対応してきたのか、そしてスターシェルターという私たちが運営している組織における、「たくさんの支援の手」の事例を含め紹介し、そしてこれからどのように前進するのか、その為のご提案を差し上げたいと思っております。

シンガポールの「たくさんの支援の手」アプローチ、スライドにもありますけども「力強くありながら思いやりや配慮のある社会の中で自立を促すためには」政府と「市民、企業、地域住民組織、宗教団体、家族の一人ひとりが」協力して、不利な状況に置かれている人を支援する必要がある——ということです。要するにファミリーのみならず、全ての人たちに責任がある、そのようなアプローチを「たくさんの支援の手」アプローチと呼びます。

「たくさんの支援の手」の哲学・方針についてお話をしたいと思います。自分自身と家族、これがまずは支援の第一対象となるのです。そして私たちが覚えておかなければならないのが、自立こそが尊厳を与える、尊厳は自立によって生まれる、ということです。しかもその責任は、皆が分かち合うということです。思いやりのある社会、お互いに結び合った社会——これこそが理想とするものであります。

次にファミリーバイオレンスにどう対応していくかという戦略についてです。ファミリーバイオレンス、家庭内暴力というのは非常に多様であり、複雑でありまして、その対応には非常に多様な専門的なアプローチが必要になるということです。シンガポールでは4段階の被害者、加害者に対するアプローチの方法を考えていまして、それを通して家族を強めるということです。

それではその4つのアプローチというのは何かと申しますと、まずは法的な枠組みによって、もう一つは専門家の養成によって、さらに公的な教育と調査を通して、最後に「たくさんの支援の手」アプローチであります。虐待を予防するにはみんなの責任で、みんなが責任を負わないといけない、すべての人が負わなければならない。

まず政府ですが、政府は社会・家庭振興省によって主導されて、その他に保健省、法務省、教育省、内務省、国家開発省などが関わって、政府がまずは責任を果たすということです。

もう一つは法定の機関によってです。一つは全国ソーシャル・サービス評議会。あとは公的団体として警察、刑務所、病院、法廷裁判所ですね、それから学校、病院、移民局、このようなものが法定の機関として国家の責任を負うということでもあります。

その他にも社会福祉機関として社会福祉事務所が

暴力のない生活再建のための 「たくさんの支援の手」アプローチ ～スターシェルターの経験から～

全国シェルターシンポジウム
2018年11月3日
北海道札幌市

Lorraine Lim
ロレイン・リム
lorraine@scwo.org.sg
スターシェルターマネージャー
シンガポール女性団体協議会

SCWO



発表内容

- シンガポールの
 - ・ 「たくさんの支援の手」アプローチ
 - ・ ファミリー・バイオレンスへの対処法
- スターシェルターにおける「たくさんの支援の手」
- 事例紹介
- 前進するための提案

SCWO



シンガポールの「たくさんの支援の手」アプローチ

「力強くありながら思いやりや配慮のある社会の中で自立を促すためには」政府と「市民、企業、地域住民組織、宗教団体、家族の一人ひとりが」協力して、不利な状況に置かれている人を支援する必要がある



Abudullah Tarmugi
アブドゥラ・タルムギ
地方自治開発省大臣代理（1995年当時）



「たくさんの支援の手」の考え方

- ・ 支援の第一線は自身であり家族
- ・ 尊厳は自立によって生まれる
- ・ 全ての人に責務がある
- ・ 思いやりのある社会



あり、家族に対する暴力の専門センターや家族サービスセンターがあり、危機のためのシェルターがあります。これらはすべて政府によって基金を提供されています。

最後になりますが、地域社会と家族も責任を持つべきであります。例えば企業、会社とか、NPO、良識ある市民、家族が責任を持つべきだと考えています。

ですから大事なことは、どのようにみんなが協調、協力、そして協働するか、ともに働くかということです。政府はこのようにファミリーバイオレンスを防止するために組織をつくりました。それは全国ファミリー・バイオレンスネットワークでありまして22年前のことです。このネットワークは5つからできていまして、その一つは「ファミリーバイオレンス対話グループ」と言われています。これは先程の社会・家庭振興省と警察が主導いたしまして家庭内暴力対話グループが方針を定めるということにしています。

「全国ファミリーバイオレンスシンポジウム」というのが次の組織ですが、先程のファミリーバイオレンス対話グループが決めたその方針を受けて、ネットワークを形成して、調査結果あるいは最優良事例を共有するための基盤となります。シンガポールは国としては規模が小さく6つの区から成り立っていて、その一区一區に、この「ファミリーバイオレンスワーキンググループ」があるということになります。ファミリーバイオレンスシンポジウムの6区の中には代表がそれぞれ居りまして、NGOや警察からそれぞれ選ばれた人たちが協議をする場があります。これから「成人保護チーム」では、多くの専門的な知識をもった人たちがケース会議を開いて総合的にホリスティックなサポートを行うというところでもあります。「ファミリー・バイオレンス専門家センター」というところは、暴力に直面している家族あるいは子供に特化したプログラムを提供いたします。6カ所のセンターがあります。

政府は年に一回会議を持ちまして、その中でリサーチの結果を発表し、結果を共有し、さらなる進歩のための協議を行います。このようなネットワーキングを通して、それぞれの機関が明確な役割をもっていまして、切れ目のない効果的なサービスを展開しています。これが全体のネットワークのお仕事であります。

マルチアクセスポイントというのは複数のつながる先です。被害者はどのポイントに行っても常に支援を受けられるということ。どこかに行ったらいい



ファミリーバイオレンスへの対処法

- ・ ファミリーバイオレンスは複雑で多面的であり、様々な専門分野を総合したアプローチを要する
- ・ シンガポールにおける被害者、加害者への対応と家族を強化するための4段階アプローチ
 - 法的枠組み
 - 専門家の養成
 - 公共教育と調査
 - 「たくさんの支援の手」アプローチ

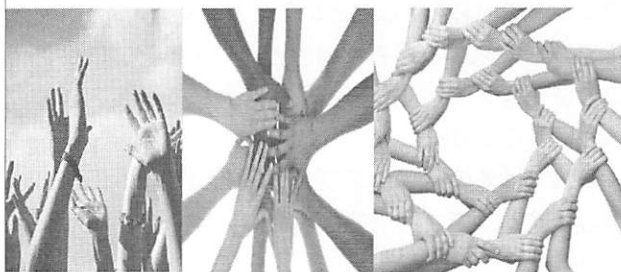


虐待を防ぐのはみんなの責任

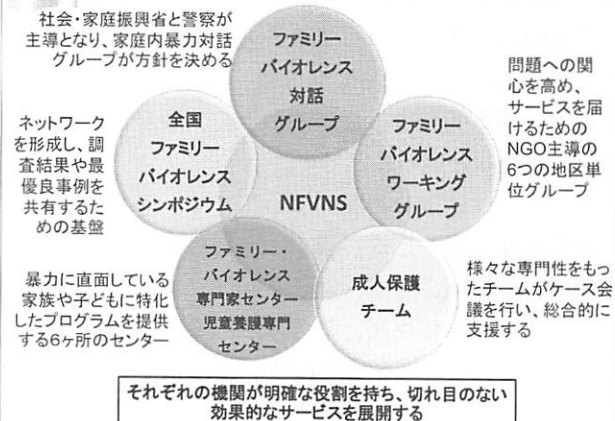
政府 主導：社会・家庭振興省 ほか：保健省、法務省、教育省、内務省、国家開発省
法定機関 全国ソーシャル・サービス評議会 公的機関／団体 警察、刑務所、病院、裁判所、学校、住宅、移住
社会福祉機関 社会福祉事務所 ファミリー・バイオレンス専門家センター、ファミリー・サービスセンター、 危機シェルター
地域社会と家族 企業、NPO、市民、家族



協調、協力、協働



全国ファミリー・バイオレンスネットワーク制 (NFVNS)



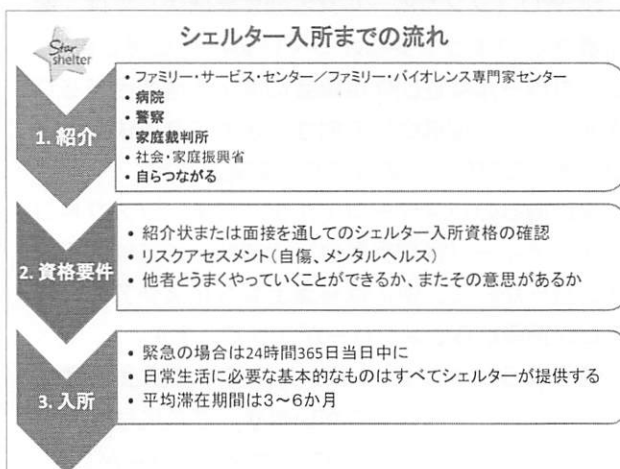
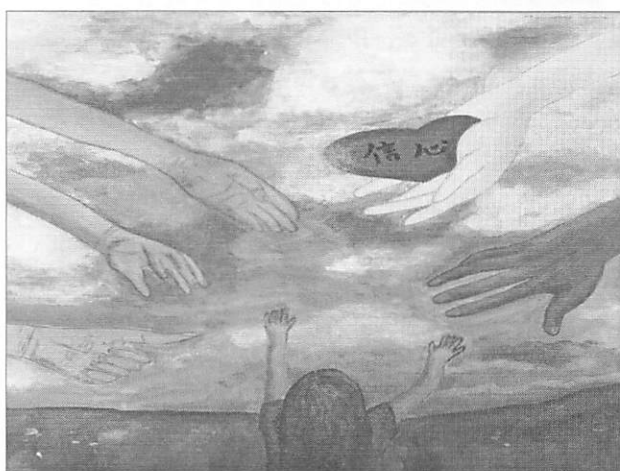
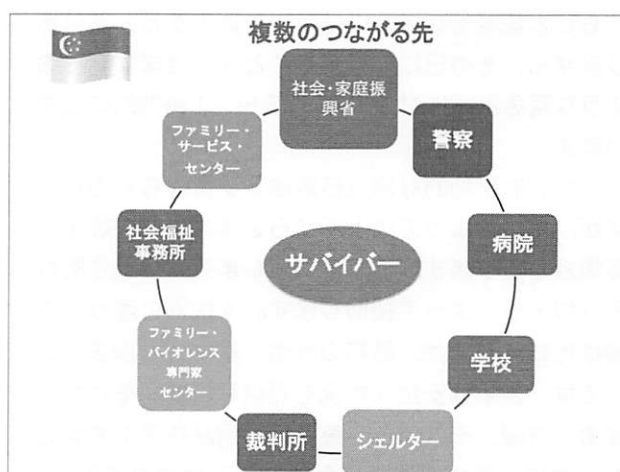
回しということではなくて、どのポイントに行っても救いの手を差し伸べてもらえるということです。例えば被害者が警察に行こうと病院に行こうと、あるいはファミリーバイオレンス専門家センターに行こうと、そこで当事者を担当した人——ソーシャルワーカーやカウンセラーが常時いますが、その人たちが「この人はとても危険だ」と評価すれば、必ずシェルターにつながっていくことを行います。

そしてスターシェルターですが、これは被害者である女性や子どもを一時的に避難させる場所で、この組織はシンガポール女性団体評議会が運営をいたしております。

ここでも多くの支援の手があります。この絵はかつてスターシェルターに滞在していた人が書いたものですけど、これは彼女がいかに安全を感じ、満足のいく生活を送ったかという印であります。

では被害者はどのようなプロセスを経てシェルターに来るのか、ということについてご説明します。シェルター入所までの流れは三段階あります。まず最初に紹介、問い合わせ、引き合わせる。次に入所資格要件の確認、最後に入所許可となります。紹介の80%はファミリーサービスセンターからの紹介であるということです。ファミリーサービスセンターというのは地域ごとにあり、困っている人たちを助ける組織であります。どの村にも設置されていて、シンガポールには今50カ所のファミリーサービスセンターがあります。サバイバーはソーシャルワーカーもしくはカウンセラーに面会することになります。もしそのソーシャルワーカーやカウンセラーが、この人は家に戻ることはできない、暴力から逃れられないだろう、と判断した場合にはクライシスセンターに連絡を取り、空きがあればシェルターに入居することができることになります。

その他に病院や警察、家庭裁判所からの通報があります。そうでなければ自分自身でそこに入居を申し込むこともできます。そんなに難しい入居資格の判定ではないのですが、はたして入居資格があるかどうかのをシェルターが紹介書を読み、面会をして判断します。そこでカウンセラーがリスクアセスメントというのを行います。危険度を判定するのです。例えば自傷の可能性が無いとか、メンタルヘルス精神上的の問題がないかどうかを判断します。それともう一つは、入りたいという入居希望者の意志です。他人と上手くやっていく意志があるかどうか、その能力があるかどうかです。シェルターは個室ではなく、皆と共同生活をするようになるからです。



もし大変緊急な場合には書類を提出する必要はありません。その日に入所することができます。そのような緊急事態に対しては365日24時間対応しています。

一般的に平均的な滞在日数は3ヶ月から6カ月ですが、場合によっては1年から2年の滞在を許可する場合もあります。被害者に対しては総合的なアプローチによって援助します。4段階に渡って支援は行われますが、最初の段階、基本的な欲求については、まずは安全な状況を提供します。それから食事、衣服、それからの毎日の日用品を満たす努力をします。それが第1段階です。入居者の50%は子どもを連れて入居します。

第2段階は実務的に必要なことで、どのシェルターも同じような努力をしていると思います。ケースの管理、保護命令申請、警察病院への届出、法律相談、生活費／養育費、保育に関する取り決めとして就労支援、家計支援、将来的な住居手配をするなどです。

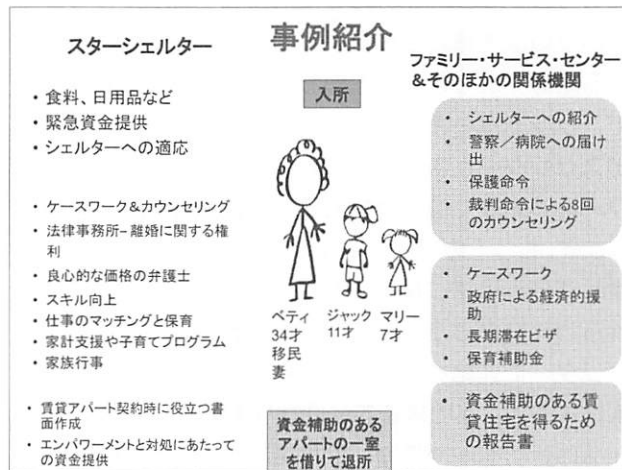
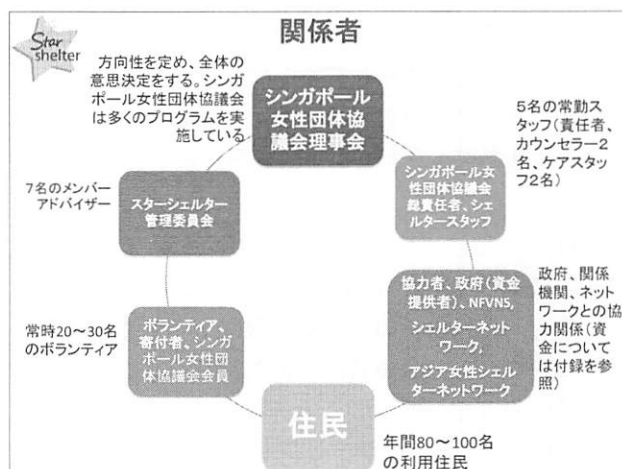
精神的な傷を負っている方が非常に多くいらっしゃいますので、第3段階としては精神的／心理的な援助というを行います。その必要性を満たすためにカウンセリングやアートセラピー、グループセラピーなど提供しております。

最後は自己実現のための段階が第4段階となります。豊かになること、技術を向上させてよりよい職業生活を送れるようになること。そしてボランティアリズムです。ボランティアに参加することですが、それは自身のエンパワメント力をつけることに貢献することになります。特にボランティアでは、高齢者施設にその方々をお連れして、高齢者施設で働いてもらうことがあります。それは高齢者の方々もかなり困難な生活を送っており、そういった生活を送っている方々に対して自分たちが貢献できるということで、自分たちの力のエンパワメントにつながるボランティアリズムとなります。

SCWO（シンガポール女性団体協議会）では、関係者がどのようにつながっているかを説明します。シンガポール女性団体協議会にはまず理事会がありますが、この理事会は方向性を定めて意思決定を行い、多くのプログラムを作り、実施します。

次にあるのがスターシェルターマネージメントコミュニティ（管理委員会）ですが、ここは7人のメンバーがいて、中には弁護士やヘルスケアの専門家とか警察からもメンバーが入っています。

同じようにシンガポール女性団体協議会総責任者、シェルタースタッフがいます。ここには5人のフルタイムのスタッフがいて、マネージャーが2人、



ベティからのコメント

シェルターと関係者のみなさん、ありがとうございました！シェルターがなかったら私たちにはどこにも行くところがありませんでした。私たちの必要なものはもちろん、それ以上のものを提供してもらいました。

どう考えたらいいのかわからないことがたくさんありましたが、暴力などたくさんのことについてどう受け止めればいいかを教えてもらいました。

子どもたちも勉強や生活全般で助けられました。私たちは今、暴力のない新しい生活を幸せに過ごしています。

ベティより

カウンセラー1人、ケアスタッフ2人から成り立っています。本日、ここに SCWO のメンバー、シェルタースタッフなどに来ていただいております。一緒に来ていただいて本当に感謝しています。

その他に 20 人～30 人のボランティアスタッフがありまして、常時この働きに参加していただくということができております。それから重要なパートナーとしては政府があります。私たちの運営資金の 75% を提供してくださっている重要なメンバーです。またアジア女性シェルターネットワークなどの方々のグループが私たちのパートナーに入ることです。最後の関係者が私たちのシェルターに住んでいる方々です。1 年間に 80 人～100 人の方がここに住まうことになります。

事例をご紹介します。移民としてシンガポールに来ているベティさんという 34 歳の女性とお子さん 2 人です。10 年間暴力を受けていまして、重症を負い何度も病院の治療を受けたという経験のある人です。

これ以上我慢はできないと、自分の生命も危険に陥っていると感じたベティさんはシェルターに参りました。

ベティさんは私たちの対応に大変感謝をしておりました。食料を与え、日用品を与えたからです。彼女は全くお金も持っていないくて、10 年間も働いていなかったので働く道もすぐには見つかりませんでした。それで彼女は医療による治療を受けて保護命令を受け取ることができました。彼女は 9 ヶ月間シェルターに滞在していたのですが、その間にカウンセリングを受けてトラウマから回復するような努力をしました。実際的な援助を我々から受けたことに感謝しており、彼女はホテルで仕事を得る事ができました。それ以後、このシェルターが提供しているさまざまなプログラムに参加し、非常に活発な活動をしてれています。レクリエーションなどにも参加してくれています。

このケースワークに関しましては政府から財政援助を受けることもできましたし、そして移民に関わる長期のビザも受けることができました。彼女の夢は子どもと一緒にシンガポールに住むことですが、しかしシンガポールの家賃は非常に高いので、まずは政府からの補助金のある借家を望んでいたということです。もともと移民でありますので、実は政府が補助金を出す家に入れる資格はないのですが、様々な NGO などが推薦書を書いたりし、7 ヶ月前にその努力が実って、補助金が出る住居に移

前進するための提案

1. NFVNSの中に地域社会を巻き込んでいく:



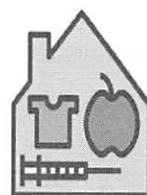
地域社会における
草の根のリーダー



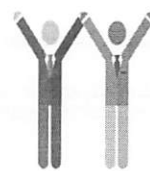
サバイバー/
関心のある市民

前進するための提案

2. さらなる調査研究



今起きていることを把握し、
現実的なニーズに対応する



よりよい支援&さらなる
政策形成を促進する

前進するための提案

3. 24時間、総合的な支援を提供する



24時間365日利用可能な
複数の連絡手段



心理的な障壁を減らす

前進するための提案

4. 公共教育をより広く、より深いものにする



対象者の拡大

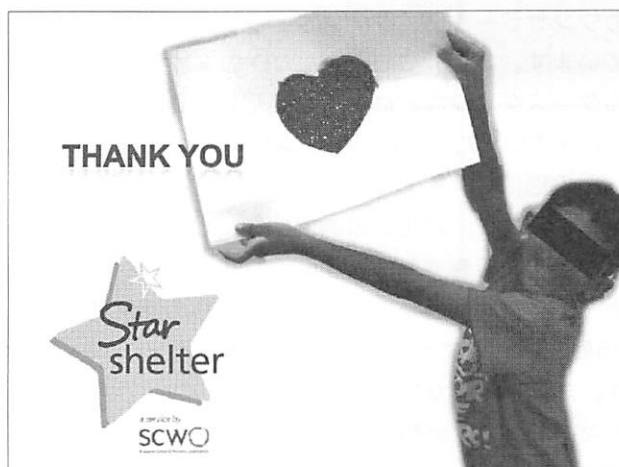


異なるプラットフォーム
を使った啓発活動

る事ができました。

写真はベティさんの家族です。彼女は非常にスターシェルターの働きに感謝してまして、この経験をみんなに伝えたいと思っているのではないのでしょうか。ここに書いてある通りの感謝状を、ベティさんがくれました。

ここでお話は終わります。あとでパネルディスカッションがありますので、その時に質問等を受けていきたいと思います。ありがとうございました。



参考

写真&情報

- <https://summitpowerinternational.com/abdullah-tarmugi>
- <http://www.calgarydiocese.ca/news-events/bishops-blog/bishops-blog-archives.html?theme=pastoralcare>

SCWO



付録

目標を達成するための資金繰り

資源の獲得:

- 社会・家庭振興省が利用者一人当たりに対して資金提供。満室で稼働したとして、運営費用総額の75%
- 社会サービス協議会によるプログラムにたいする資金提供、運営費用総額の約12.5%
- シンガポール女性団体協議会が運営するリサイクルショップの収益の一部
- 寄付

資源の配分:

- 人件費、運営費、光熱費

資源の報告:

- 資金提供を続けてもらうための重要業績評価指標 (KPI)
- 省庁、シンガポール女性団体協議会理事会&委員会への月次報告
- 必要に応じて、寄付者への報告
- 省庁、National Council of Social Services、Commissioner of Charitiesへの監査済み財務諸表の提出

道立女性相談援助センターについて ～民間シェルター等との連携～

講師:

美藤加代子 さん

北海道立女性相談援助センター所長

ご紹介にあずかりました、北海道立女性相談援助センターの美藤加代子と申します。本日はこのような皆さんの前でお話をさせていただく機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

私の方からは道立女性センターの業務、特に一時保護に関しまして、それから公的シェルターとしての役割ですとか民間シェルターとの協力、特に協力して実施している内容などを簡単にお話しさせていただきたいと思います。時間も押してますので簡略にお話しさせていただきます。あくまでも北海道の婦人相談所がこういうことをしているということでお話をさせていただきますので、北海道の事例ということでご理解いただきたいと思います。

それでは現状と役割ということで始めます。お手元に配布資料がありませんが、ご容赦ください。

根拠法ということで、婦人相談所が設置されております根拠は、昭和31(1956)年に公布されました売春

防止法になります。そこで要保護女子を一時保護する施設を設けなければならないとされておりまして、以前からずっと事業を行ってきていますが、平成 13（2001）年に施行されました配偶者暴力防止法によりまして、明確に配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにする、と位置づけられたところです。

法律ができたことで、国や自治体が被害者の支援ですとか DV 防止に責任を持つ、ということが明記された点が重要ではないかと思います。職務関係者の責務が明確にうたわれ、国や地方自治体が制度も人も予算もつけて整備して対処していく、ということになりまして、この時点から様ざまな面で大きな変化が生まれた事は私からここで申すまでもないと思います。これによって DV という言葉も広く知られるようになり、被害も顕在化してきております。

続きまして、女性相談援助センターがどのようなことをしているかということですが、公設公営の施設で働くスタッフは常勤・非常勤の別はありますが、すべて公務員であります。女性の抱える様ざまな課題等の相談に応じながら、関係機関と連携して自立のサポートをするところです。今は相談と一次保護がメインの仕事です。配偶者暴力防止法以降、DV 事案での一時保護が年々増加しておりまして、最近もっぱら DV シェルターとしての側面が大きいという状況ですが、その他いろいろ保護更生ですとか離婚の問題、家庭内での悩み事など、広く相談にのっております。

次に、沿革ですけれど、売春防止法が昭和 31 年に公布され、この法律に基づいて翌年昭和 32（1957）年に道立婦人相談所が中央区に設立されました。これは都道府県には必須の施設でして、北海道の場合、今のすすきのの隣あたり南 4 条西 10 丁目に置かれていました。当時いわゆる遊廓などがあったところで、そこに働く女性の保護が主目的で設置されました。そこで相談業務や一時保護等を行っていました。翌年売春防止法に基づき、手稲向静学園という名前の婦人保護施設を、婦人相談所とは別の場所に設置しました。婦人保護施設の手稲向静学園では、売春の恐れのある方々を比較的長期間入所していただいて、料理や裁縫等の基本的生活の訓練ですとか、職業生活に向けて基礎的な教養などを身に付けて自立して頂くというための場所です。すすきのの婦人相談所の一時保護を経由してから保護施設に入る、という流れになっていました。その後昭和 56（1981）年に婦人相談所を移転いたしまして同じ敷地内に併設いたしました。平成 7（1995）年から女性相談援助センターとして現在の名称でスタートをして、条例等も作っております。そして平成 17（2005）年に配偶者暴力防止法が施行されまして、センターは配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすということになりました。

配偶者暴力相談支援センターは次の機能を有しております。全国には 281 カ所あるということで都道府県設定が 173 カ所、市町村が 108 カ所、ということです。北海道内には 20 カ所あり、道が 16 カ所、札幌市 2 カ所、後は函館、旭川にあります。

相談件数ですけれども平成 14（2002）年度というのは法律が施行直後ということで記載しております。警察、配暴センターともに、相談件数がこれだけ大きく伸びているということがお分かりいただけるかと思います。北海道は特に警察への相談が毎年増えております。道内関係機関はおもだったところだけになります。他にもたくさん相談機関ございますが、1 番よく相談を受けているのが民間シェルターということです。私どもの女性相談援助センターも 1,540 件ということです。

次に一時保護についてお話しいたします。

目的は被害者の安全確保やこれからの生活についての相談と支援です。対象は被害者本人とその同伴する家族。同伴する男児については年齢により児童相談所などで一時保護する場合もあります。費用については利用料は無料ですが、医療費等本人負担となるものもあります。負担できない場合には生活保護等の申請などをしていただくということがあります。

続きまして流れについてフローチャートでお示します。実際は様ざまなケースがありましてこんな単純な形ではないですが、概略ということで今の法律では警察、自治体、配暴センターというところが中核機関と位置付けられているので、そこに特化したような図になっております。

被害者の方の相談先は様ざまです、親族・友人・知人というところが一番多いということです。あと市町村・警察・配暴センターの他、電話による相談先も法務局や弁護士会、司法書士会、行政書士会、性暴力被害者支援センター、民間シェルター等々たくさんあります。これがこの図でいけば関係機関となりますが、そうしたところから差し迫った状況であれば警察市町村の窓口につながりまして、緊急性があり危険性が高いという場合には一時保護依頼が当センターにまいります。それで保護というかたちになります。民間シェルターには私ども女性相談援助センターの方から DV の一時保護については委託しています。参考としてセンターが一時保護を委託さ

せていただいている道内の民間シェルターなどのリストを挙げておきます。

北海道はご存知のように広域分散型の地域でして、札幌の一時保護所だけでは対応が困難です。こういったことから民間シェルターに一時保護をお願いしています。

どういった内容を委託しているのかですが、毎年度契約をしております法第3条3項に基づいたものになりますが、ここに記載の通り被害者の受け入れ、安全、衛生の確保、プライバシーの保護に配慮された生活の場を提供、食事、食材、入浴、衣服の提供、相談、情報提供等々ございます。最後に記録の作成とありますが、状況報告書というのを書いていただいて提出いただいております。先ほど山崎さんのお話でもありましたように、全道のシェルターネットワーク会議を定期的に開催されている場があるのですが、私どもも参加させていただき、さまざまな情報交換、意見交換などを行い、顔の見えるお付き合いをさせていただいております。

一時保護者数は平成29(2017)年度はセンターで124名、内DVは81名。委託先シェルター等は138名、DVについて合わせますと合計219名です。一時保護の日数もセンターは平均14日、委託先は平均で25日となっております。年齢層でいいますと30代、20代、40代の順に多くなっており、三世代で全体の約8割を占めております。最近は休日夜間警察経由の保護が半数を超えるという状況。あと心の病をお持ちで通院、あるいは通院歴があるという方の割合が増えていますし、経済的暴力による生活困窮のケースも増えております。

次に自立支援ですが、これは皆様の方がお詳しいかと思えます。DVに限ったことではありませんが自立支援に向けては、例えば高齢者であれば「高齢者福祉法」がありますし、児童の場合であれば「児童福祉法」があり、障害者は「障害者福祉法」によって、それぞれ福祉サービスの受給者としてしっかりと位置づけがあります。例えば障害者総合支援法で居所の確保ですとか、就労支援などがうたわれております。

一方DV被害者につきましては自立支援に向けては国・地方公共団体の責務はありますが、具体的には福祉サービスの受給対象とはされておられません。対象は成人女性ということが想定されておりますので、福祉の対象というカテゴリーには当てはまらないということになってきます。何の給付、何のサービスの受給が出来るかなどは、一切決まったものはありません。幅広なので当たり前と言えば当たり前なんですけれど、そこで市町村や私ども責務を担う者が、その方、その方の事情や状況に合わせて現在の福祉制度を活用して支援を行う、ということになっております。

法律は被害者の自立支援の推進ということはおたっておりますが、具体的な政策までは考えておりませんので、所持金がなければ生活保護の申請、精神のご病気があれば例えばグループホーム入所のための共同生活の援助の支援、母子での民間アパート等での生活が難しいということであれば母子生活支援センターの入所等の手続きを進めていくことになります。様々な福祉サービスを組み立てていって、何をどう使って、どこで暮らして、必要な場合どう支援を受けて、当面の生活をどう再建していくか、というところですね。私どもは緊急一時保護を行っているところですので、長期間入っていただくという事は難しいですが、その辺を早急に決めて手続きをお願いしていかなければならないというのが今の状況です。当然、ご本人の意向というのが第一になって参ります。

続きまして職務関係者の責務として、法律の第23条にあります被害者の安全確保と秘密保持について、十分な配慮を求められております。安全確保といえますのは端的にいうと、加害者に被害者の避難先を知られないようにすることかと思えます。スムーズな自立支援というのは具体的には住民票を動かさなくとも行政サービスが受けられるようにしていくという事かと思えます。具体的な対応としては、法律ができてから、各省庁で発行されている通知がございまして、そこで様々な支援措置が取られるということになっております。

最後になりますが、自立に向けてセンターで行っている支援についてお話をしたいと思います。入所期間はおおむね2週間を目安としておりますが、入所してから新たな居住先を探して入居するというまでには2週間以上かかるケースもありまして、その辺はケースバイケースで対応しております。

まずは被害者の安全確保、心身の健康回復に向けた支援ですが、安全確保については被害者の身の安全が最優先ですのでここでは詳細はお話しできませんが、センターではその方の安全確保を第一に措置を行っております。それから安全が確保されてから、自立に向けた次のステップに移りますが、心身の健康回復については怪我をしている方の場合、医療機関での治療を優先させますし、心の健康を害してる方もいらっしゃるようですので心理判定ですとか、当センターの嘱託医による診察なども行います。後はDVの学習会を行い、入所されてる方にDVについて学んでいただくなどの学習の時間を設けております。また一緒に入られるお子さん達は学校へ行けませんので、センターの中で勉強の時間を設けて、職員の他小学校の校長を退職された方にボランティアをお願い

いして学習の時間を設けております。

法的な課題解決が必要な事案につきましてはセンターで委嘱してます弁護士さんによる相談、特に離婚の手続きですとか、債務整理の相談などが多いのですが、そういった業務も行っております。

そして生活・経済面の支援ですが、退所後の生活を支援するということで、今シンガポールの方からもお話がありましたけれども、同じような支援を行っております。生活保護については入所するにあたって地元の市町村からの相談が基本となりますが、入所の時点で収入がなければ生活保護の申請をした後すぐに行うこともありますし、入所する前に市町村に相談しておいていただくというようなことも出てきます。

安全確保に関する各種手続きの支援では、DV 防止法の中でうたわれております保護命令制度等が必要な場合にはただちに申し立てをする支援などを行っております。その他、安全確保のための健康保険の付与だったり、年金事務の支援、児童手当の受給者の変更等々なども、一時保護の証明書を発行するなどしてサポートをしているところです。

最後になります退所後の支援として、ご本人の了解を取りまして関係機関へ住所を連絡し、見守り支援を要請したり、退所後もセンターの職員が福祉事務所等に同行するなどの支援も行っております。

まとめになります官にしかできないこともあり、民間の持つノウハウ指導力などもありますので、協力し合うことで相乗効果が生まれ、支援につながります。これは道内のシェルターのスタッフの方もおっしゃってましたし、私もその通りだと思いましたので紹介させていただきました。以上、私からの報告とさせていただきます。ありがとうございました。

シンポジウム コンクルージョン

北仲千里：

コンクルージョンの前に一つ確認したいことがあります。

シンガポールの素敵な建物が写っていたのですが、それは組織の建物で、シェルターの場所は内緒です。シンガポールというのは私たちにとっていくつかの意味で見習うべきところがあります。まずアジアで一番最初にDVの法律が出来ています。先程の話では22年前だったと思います。緊急保護命令があるということですし、さらにはかなり公的な支援がシェルター等に対して入っているという話でした。

もう一つ今日のテーマの北海道モデルという件ですけど、私が山崎さんから聞いた、北海道と他の地域と何が違うのかですが、北海道は美藤さんがおっしゃってましたように領域がかなり広いので、札幌のDVセンターだけだと緊急の対応がカバーできないので、まず民間で保護してそれが民間の保護の自主性を尊重してそのまま委託になるということでもいいですね。だから先程の年間委託件数がセンターが124人、委託先への委託数が138人とかかなり多く、民間シェルターの方で保護しているということと、もう一つはNGO民間シェルターをかなり尊重してくださっていて、美藤さんもおっしゃっていたように北海道シェルターネットの会議には婦人相談所の所長や係長もきてケース検討会議をしたり、呼べば警察も来るとのことでした。あと、自立支援についても厚いとのことでしたが、間違いありませんか？

山崎菊乃：

自立支援についても婦人相談所を出た方が自分から婦人相談所へ行けば対応しますし、あと民間シェルターではそのまま毎年イベントに呼んだりなど、シェルターを出た方との連携はご本人が望む限りずっとやっているところは、他の民間シェルターと同じだと思います。

北仲：

あと北海道では生活保護の出し方が違って、北海道だとDVで逃げた人の元の出身自治体が生活保護を出す方針で、本州だと逃げた先の自治体が出すということでよろしいでしょうか。

山崎：

北海道はシェルターに逃げてきた後に、その方の出身地の生活保護課がシェルターを出る時の引っ越し費用ですとか、家具什器等の負担をするシステムになっています。

北仲：

だから外国の例を遠いなと感じてしまうわけですけど、今回アジアの方と会議をすると、シンガポールも台湾もマレーシアも緊急保護命令を持っているし、シンガポールと台湾は NGO はかなり政府といい関係を持っている。北海道もケース会議など、かなりいい関係を持っている。あまり大きな声では言えませんが、北海道以外のある地域では考えられないですね。ですから最初から支援をしている人がずっと民間シェルターで支援が来て、それが一時保護になるというのが日本でも出来るのだと確認したいなと思います。

山崎：

北仲さんからは日本全国、地域によって支援のやり方が全然違う、温度差があるということで、まるで北海道に逃げてきた方が安全なんじゃないかと錯覚を起こさせるような現状ではあると思います。ですから日本全国フラットな、というか同じ支援が受けられるような制度に変えていかないといけないのではないかと強く思いますので、ぜひ私たちもこれからも連携を強くしていきたいと思いますし、各県でもそのような試みをお願いしたいと思っております。最後、ロレインさんにコンクルージョンお願いいたします。

ロレイン・リムさん：

1 分間いただきましたので最後のコンクルージョンを私にやらせてください。

ハンドアウトにあります、Recommendations Moving Forward（前進するための提案）というところを見て頂きますと、なぜこれが必要かと申しますと NFVNS、全国女性家庭暴力被害者のネットワークは、実はプロフェッショナルな人たちからしか成り立っていません。大事なものはグラスルーツ（草の根）を作ることだと説明されると思います。

まずはコミュニティ、地域社会にむける草の根のリーダーを作ること。これが一つです。そしてもう一つは、サバイバー、つまり暴力被害を受けた人たちで生き延びた人たちと、それから意識ある市民——こういう人たちが巻き込むということが大事だということです。それが提案の一つ目です。

もう一つのやってもらいたいことは、更なるリサーチであります。現状を把握しながら、さらにどのように市民の必要性に迫るか、それに取り組む必要があります。将来の政策を形成するためにより良いサポートを必要としており、その形成に力を貸してもらうことが必要です。

もう一つは 24 時間総合的な支援を提供するということです。24 時間 365 日利用可能な複数の連絡手段を確保することです。現在緊急避難電話というのは警察のみにつながります。それは少し怖いと。それと暴力をふるう加害者からの逃走、避難を考えると、警察だけが連絡手段というのはあまりよくないということです。

それから訴える対象を拡大するということです。一般の市民にもわかってもらうということです。今日面白かったのは、コメディアンの方のまやさんがサバイバーとしてメッセージをくださいました。そのような活動が必要だと思っております。シンガポールでも大変有名なタレントがポピュラーなビデオや YouTube を使い、暴力廃止のメッセージを送っております。社会でこの意識を高めていくことが必要です。「たくさんの支援の手」を差し伸べましょう。ありがとうございました。

議員フォーラム

包括的な性暴力禁止法の制定に向けて ～イスタンブール条約と女性支援国内法の整備～

司 会： 佐藤 香

進 行： 遠藤智子（一般社団法人社会的包摂サポートセンター事務局長）

登壇者： 立憲民主党衆議院議員 大河原まさこ

日本共産党参議院議員 紙 智子

社会民主党参議院議員 福島みずほ

国民民主党参議院議員 矢田わか子

ローザ・ローガー



司会

本日最後のプログラムに移りたいと思います。今年の議員フォーラムのテーマは「包括的な性暴力禁止法の制定に向けて～イスタンブール条約と女性支援国内法の整備～」となっております。これからの時間ですが、進行は一般社団法人社会的包摂サポートセンター事務局長、「よりそいホットライン」と呼ぶとわかりやすいでしょうか、遠藤智子さんにお願いします。お見受けすると、今日は与党の議員の方は残念ながらご参加いただいていないという状況でどういう展開になるのでしょうか。遠藤さんにバトンタッチしたいと思います。

遠藤

みなさんこんにちは。恒例のシェルターシンポの議

員フォーラムの司会の遠藤です。今、総合司会の佐藤さんから話がありましたが、始める前に二つだけご報告をしておきます。自民党の上川陽子先生と公明党の山本かなえ先生に最後までご調整いただいたのですが、山本かなえ先生が舞鶴から飛んで来られなかったということになり、本日急遽欠席ですので、皆さまにくれぐれもよろしくお伝えください、ということ。上川先生からは議員フォーラムの為だけにメッセージを頂きましたので冒頭ご紹介を申し上げます。

「第21回全国シェルターシンポジウム in 札幌の開催にあたり、心からお祝いとお慶びを申し上げます。本日はわが党へご案内いただいたいたにもかかわらず、出席者を調整することができなかったことお詫びを申し上げます。現在 DV や虐待、性被害、差別、貧

困などの社会問題が深刻化しており、これらの問題を根絶するため、我が党としても議論を重ね、国民一人一人が尊重され輝く社会の実現を目指し、様々な政策、提言等を行って参る所存です。

本日の開催に際し、実行委員、そして関係者の皆様方のご努力に深く敬意を表し、更なるご発展を心よりお祈り申し上げます。自由民主党一億総活躍推進本部長 上川陽子」ということで頂いております。

めずらしく野党だけですから、今日は皆様のご意見を思い切り…いただけないかもしれない。なぜかといえますと、ローザさんにここにご登壇いただいて、日本の国会議員の皆さんからのご意見に対してシャープな感じのコメントをいただくという企画に急遽なりましたので、かたずをのんで聞いてください。

では、参加議員の皆さんの紹介をいたします。後からコメントが出ますのでまずはお名前だけ。立憲民主党衆議院議員 大河原まさこ先生です。並びの順で、日本共産党参議院議員 紙 智子先生です。社会民主党参議院議員 福島みずほ先生です。国民民主党参議院議員 矢田わか子先生です。

では本日の議員フォーラムの流れですが、基調報告のイスタンブール条約について、他の国に来たような素晴らしい考え方が、EUというところでは何十か国も条約になっているのだ、ということをご皆さん今日は知って、心の中がザワザワとしているかと思います。それをまとめていただいて鈴木ふみさんから15分程度ポイントレクチャーを頂いた後で、この4党のみなさんからイスタンブール条約を踏まえて、条約の批准についてや、ジェンダーに基づく暴力を防止するための女性を保護する措置は差別ではないということや、民間市民団体の位置付けや、自宅で過ごす権利52条ですね、それについてなどの考えをいただき、プラス、イスタンブールではないですが、現在厚生労働省で議論が進んでいる女性の包括的な支援制度について、今検討会大変ヒートアップしてますが、その5つのことについて、まずご意見いただいた後で、それをローザさん、議員の皆さんで意見交換する、という形で進めさせていただきたいと思います。

では鈴木さん、初めにお願いたします。

鈴木

鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。午前中のローザさんのお話をお聞きになった方には重複になるかもしれませんが、私の解釈も含めてイスタンブール条約についてお話をさせていただきます。

イスタンブール条約というのは「欧州評議会の女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンスの防止およびこれとの闘いに関する条約」の通称で、2011年に採択された条約です。今日配布したレジュメ52ページ以降にイスタンブール条約の条文が載っていますが、76条で欧州評議会が他の国にも加入を認めている条約でありまして、日本がイスタンブール条約に加入することは可能であります。そして実際にも欧州評議会の条約の中で、例えばサイバー犯罪に関する条約などは、日本も国内法を整備して批准をしていますし、また女性に対する暴力に取り組むつよい政治的意思というのがあれば日本も加入できる、というものです。

条約に加入するためには条約の水準に見合うように国内の法律を整備するという必要もありますし、また条約でのモニタリングと政府との建設的な対話を通じて、条約の力を借りてさらに女性に対する暴力の取り組みが強化出来るという点ですけれども、その点についていかがでしょうか。女性に対する暴力の課題に本気で取り組むのであれば、この条約への加入というのは決して無理な要求ではないと考えております。

今日は条約加入の話だけをするのではなく、条約をモデルとした国内法の整備についても、若干条約について触れながらお話ししたいと思います。52頁に条約の目次がありますが、第1章の部分には条約の目的、それからさまざまな定義、政府の義務というものが書かれています。2章では包括的な政策というものについて取り上げています。第3章については暴力の防止予防について、第四章は被害者の保護支援というものについて、第5章はドメスティック・バイオレンスや性暴力、ストーキング、セクシャルハラスメントなどについての実体法についての規定、条文がございまして、第6章は保護命令、刑事手続など裁判に関する手続きの条文です。第7章は移住・庇護に関する条文が書かれています。第8章は国際協力の条文があります。第9章ではモニタリング、今日GREVIOの話でローザさんがしてくれましたけれども、実際に条約に加入している国が適切に条約を施行・実施しているのかというところを確認するプロセスが定められています。

このイスタンブール条約ですが、女性に対する暴力を人権課題として認識し、女性に対する暴力を女性差別の根幹の課題として取り組む女性たちの長い運動の中で醸成された価値観というものが、例えばイスタンブール条約の他にも国連の女性差別撤廃委員会の一般勧告の19番や35番の中にも生かされていますし、国連の女性差別撤廃の宣言ですとか「北京宣言」及び

「北京行動綱領」の中にも受け継がれております。特に昨年採択された女性差別撤廃委員会の一般勧告 35 番というのは、条約に対する専門委員会の見解を示すものでもありますし、女性の地位向上部、今は UN Women という形で引き継がれておりますが、そちらの方での女性に対する暴力立法ハンドブックというのも国内法の整備として参考にすべきだと思います。

本日ご紹介するイスタンブール条約というのは、女性に対する暴力を対象とした法的な拘束力のある国際条約です。確かに日本の DV 防止法の中にはこのような価値観は一部引き継がれておりますが、これらの課題に取り組むには未だ不十分な点も多く、運用の中でも、女性に対する暴力は女性差別の一環であって社会の構造的な問題だ、という視点が弱められているという課題もあります。イスタンブール条約につきましては、ドメスティック・バイオレンス、性暴力、ストーキング、セクシャルハラスメントなど、女性が女性であるが故に向けられる女性に対する暴力について、女性に対して不釣り合いに大きな悪影響を及ぼしているという本質的な事実を、全ての政策を貫く支点としています。そしてそれが予防・保護・訴追を含めた包括的なアプローチとして採用されています。

条約の予防の部分ではジェンダー・不平等の解消こそが重要な要素である、という位置づけがされておまして、国や地方自治体などに主体は無く、慣習も含めてあらゆる形態の女性差別の撤廃をする義務というものを課しております。それが 4 条の所に書いてます。そして法律の対象を狭くとらえないという点は、日本が見習うべき点かなと思っております。日本では男女参画基本法というのがありますが、国連からはこれは不十分であるとして、包括的な女性差別禁止法ですとか、または女性差別撤廃条約に基づく女性差別の定義を採用しなければならない、ということは勧告されているところです。

また被害者の支援のところ、これは第 4 章になりますが、これにつきましては、ローザさんから話がありましたが、24 時間対応の電話相談、それから十分な数のシェルター (10,000 万人に 1 ヶ所) ということがありましたし、20 万人に 1 ヶ所のレイプクライシスセンターの設置を求めることが条約のガイドラインとしてもありますし、長期的な支援というのもこの条約は重要視しています。被害者の言動ということの自己責任としない建前も、この条文にはあります、例えば 27 条や 28 条ですね。これらを含めて被害者の立場に立った性暴力の被害者支援法というのが、課題として日本には大きくあると思います。

またイスタンブール条約というのは、保護の部分につきまして女性に対する暴力というのを例えば配偶者間のいさかいなどとして問題を矮小化するのではなく、暴力にさらされない生活を送る権利、被害者が関わる全ての局面で日本は本当にそうになっているかというのを問い直さなければと思います。

イスタンブール条約の中で特徴的なのは、加害者から賠償を受けられない場合に、国家に賠償義務を規定しているところです。これが 29 条、30 条のところにあります。また被害者が逃げたり居場所を去らなければならない、ということであるとか、DV が理由となる離婚事件において調停前置主義を始めとして暴力はその影響を軽視されて、または調停であるとか、面会交流を通じて加害者によるコントロールが維持されるというリスクが軽視されてしまって、話し合いや譲歩を迫られているという実態も日本の中には多々ありますし、性暴力の事件において、被害者の落ち度が裁判の中で指摘されるという事実も、日本の中には多々見られます。

今一度、女性に対する暴力の被害者について、自己責任的な個人に矮小化するのではなくて、暴力から守られる人権・権利というものと、安全が重視され、また暴力から被害者やその同伴する子どもなどの家族を守ることにについて相当な注意を果たす国家の義務、これは 5 条に規定されていますが、これを再認識し、またこれを前提とした政治設計というものが求められています。

女性に対する暴力の被害者が離れることも留まることも、いずれもが権利として、またやむ無くではなく真に自由な選択が出来る環境というのが必要ですが、イスタンブール条約というのはこのような環境や文脈というのを重要視しています。

また性暴力については、定義として日本のように抵抗を著しく困難にするような暴行・脅迫というのを要件とするのではなく、合意の無い性行為を性暴力の処罰の対象としています。また配偶者やパートナーによる加害も確実に処罰の対象とされて、適用されるように必要な処置を求めているという規定が 36 条にありますが、日本は例えば先程の国連人権理事会で示したように、刑法では配偶者を加害から外してしながら問題がないという話をしたり、そういう態度を崩そうとしないのですが、実際に皆さまが関わっている支援の現場で、夫からの性暴力に対してどれだけ処罰されているでしょうか。そういうことを踏まえますと、やはりこのような政府の対応について、どうかと思う所があります。それからこのような不十分な政府の認識の為に、多くの被害者が夫からの性暴力に耐えることが

義務といいますが、そうせざるを得ないという実態もあるということです。

またイスタンブール条約の40条では、セクシャル・ハラスメントで処罰されることを求めています。イスタンブール条約はドメスティック・バイオレンスで緊急の退去の処分を52条のところで求めていますし、55条では被害者の一方の申し立てのみによる処分ですとか職権による処分を認めています。別居後は必要性とか緊急性が非常に高いにも関わらず、日本ではDV事案では保護命令は原則、相手方に反論の機会とかを保証しないといけないとかで発令が非常に遅くなる、1週間以上はかかるということも、一般的になってますし、退去命令も非常に出にくいという実態もありまして、緊急保護命令について検討される時期が来ていると思います。

それからイスタンブール条約は暴力から保護される権利と国家の責務というのを重視していますが、被害者の側に立つ支援というのは当たり前になっていまして、時に見られるような行政の中立性を口実にした中途半端な支援であったりとか、被害者を責めたりとか、被害者の言動をけん制するというようなことは、女性に対する暴力の本質を誤っている結果といえると思われます。またイスタンブール条約の重要な仕組みとして、独立した女性に対する暴力の専門家のモニタリングと政府との建設的な対話というものがあります。

あとは、イスタンブール条約はNGOの役割、政府がNGOの役割を承認して支援しているということを重視しています。現場の被害者たちの声、それから政府に届きにくい女性への暴力に対してや女性差別についての社会の意識の改革、それから現場の知恵やノウハウを提供していくという役割で、またNGOとしての役割だけでなく、その独立性と財政的な支援ということも重視していると思います。

またイスタンブール条約の4項3条では非差別の原則として、差別をしない原則というものを挙げています。性的指向、性自認、障害、移住者であるなどの地位、などにより差別をしないということが挙げられています。日本では特に困難な状況を抱える女性たち、構造的な差別を受けている女性たちの中でも、さらに差別にさらされやすい女性たちに届く、あえて言えばそのような届きにくい女性たちにこそ利用しやすい支援の仕組みが必要です。イスタンブール条約の4条というのは、女性差別の社会的構造の撤廃を視野にいった重要な条文でして、女性に対する暴力、それから女性に対する差別、女性の生きがたさ、その一連のものとしてとらえていると解釈します。暴力、搾取の被害に遭いやすく、社会構造に切り込んだ改革や支援が必

要だと思います。

社会構造に触れようとせずに、例えば性産業に携る女性を悪者としてみたり、個人責任とする売春防止法の制定というのは、現場の改善の取り組みはなされていますが、未だ残っていると言わざるを得ません。生きにくさであるとか貧困であるとか、性産業を強要するような法律、それから補導などを対象とするようなことではなくて、自立支援という枠組みが今求められているものです。またニーズがある女性たちの利用をしにくくしている現状の支援を拒否し、支援から遠ざかっている女性たちが生きやすい社会、利用しやすい仕組みが必要です。

政府が今「すべての女性が輝く社会」というスローガンを好んで使用する傾向であります、そうであれば社会の基本的な在り方を見直すことが必要でありまして、その視点でDV防止法、刑法、売春防止法など、女性に関するあらゆる法律の抜本的な見直しが必要だと思われます。

以上となります。ありがとうございました。

遠藤

国際水準から見た時に、全部抜本的に変える必要があると、会場の人たちが理解しておけば過ちがないということによろしいですか。そうですね。今お話の中に男女共同参画社会基本法というのは極めて不十分だということが、国連で指摘されているというのがありますが…。

今簡単に日本の制度との対比を含めてお話いただき、ずいぶんポイントをまとめていただきよかったなと思いました。

もうひとつご紹介しなければいけませんでした。立憲民主党衆議院議員の池田まきさんが来られているのでご紹介いたします。

ではこれから現役の女性国会議員のみなさんにあらかじめ5つばかりお話を申し上げておりますので、お一人7分ずつくらいですが、大河原さんから自己紹介も含めてお願いいたします。

大河原議員

立憲民主党衆議院議員の大河原まさこです。立憲民主党は昨年10月22日の選挙で野党史上最小の第一党になってこの1年やってまいりました。党の綱領の中に男女平等、つまりジェンダーイクオリティというのをうたった初めての政党だと自負しております。私はこの立憲民主党のジェンダー平等推進本部の事務局長をしております。今本部長は、この臨時国会から西村ちなみ議員から上村美恵子議員に変わりました。

綱領の中に、私たちはありとあらゆる差別と戦うんだということをうたっておりまして、私自身も東京都議会議員、参議院1期6年やってきた中で、本当にこの国の何が世界に追いつかないかという人権意識、ジェンダーイコリティだということ。——日本のこれまでの法律は、法律自身が女性を差別してきた、そういう状況にあることを、本当に心痛む思いでなんとか直していきたいんだと、やはり女性だけではなく、むしろ男性がこのことに気がついて自分の生き方、働き方、家族との関係を見直していく機会になれば、もっと暮らしやすい、元気に一生懸命、生きる人との関係を楽しく繋がりていけると思っております。

この臨時国会から衆参ともに野党第一党になりましたが、衆議院の昨年の選挙でこれまで議員経験のない方もいます。このジェンダー問題、まだまだ知らないという新人議員もおりまして、私はこの党の方針を前に進めるという意味からも、また党内のジェンダー平等を進めるということも一緒にやっていこうと思っています。

今日のイスタンブール条約ですが、これが作られたのが2011年5月だということで、思い出しますとちょっとグツときてしまいます。あの頃こういうものが出来たという、そういうところまで目配りする余裕が自分自身になかったんだなど。立憲民主党のジェンダー平等推進本部には3年後の憲法改正に向けてのワーキングチームがありますし、そしてまた女性、子供、高齢者、いろんな方々が貧困に陥るということもありますので、そうしたものをどんどん解決していく方向を思っていますが、本当のジェンダー平等と人権アプローチについて、今日のイスタンブール条約の勉強の中からしっかりと伝えて行きたいと思っています。

憲法改正の議論の中でイスタンブール条約というものを知ったわけですが、この中身を逐条したわけではありませんが、私自身はこの条約は早く批准すべきだと思いますし、これが国際水準だよ、ということをお話ししていきたいと思っています。実は再生可能エネルギーで日本を立て直すという原発ゼロ法案、これを私たちも多くの方々に修正をかけていただいて、そして国民的な共有にするということをしてきました。このイスタンブール条約もそのような手法を使って、もっと大きく、広く、知ってもらわなければいけないと痛切に思った次第です。

この中でも特に私の胸に響いたのは4条のジェンダーに基づく暴力防止のところで、女性を保護する措置というのは差別とはみなさないということ。暴力だけではなく様々な方法で女性は排除されてきまし

た。女性に対して、例えば平等の政治議席を与える、というようなAffirmative action（差別撤廃措置）に対して逆差別になるという反論がたくさんありましたが、このイスタンブール条約の中では、これは決して差別ではないんだということをはっきり言っています。そしてその事は、やはり日本で一番足りないところです。

やはり政策についても実際の活動についても、役所で出来ないところはNGOや市民の団体の方々などと一緒に、身近なところで寄り添える人たちと一緒にやらなければ実態もわかりませんし、それに基づいた正しい対策も作ることができないと考えております。

先程の中でいえば52条のところですが、様々な性暴力被害についても暴行脅迫要件の強さ、それから抗拒不能な状態にならなければ証明が出来ない、というのは本当におかしなことで、私も娘が2人おりますが、「何かあったときに抵抗しちゃだめだよ、自分の命の方が大事だから抵抗しちゃいけない」と、普通は教えるんじゃないでしょうか。この日本の古い刑法も法体系もガチガチになっていますけれども、その法体系の下にあるのはやっぱり男性優位の発想だと、私は思っています。これはどうしても変えていかなければならないです。

そのためにはこうした新しい国際基準のジェンダー認識、人権認識を持つこと。それについてはやはり新法を作っていくという方向性を、私自身、党内で広めたい、了解を取っていききたい。そしてゆくゆくなんてあんまりのんびりした事は言いたくないですが、今日この場から、与党の参加者がありませんけれども、共通認識として超党派でイスタンブール条約を早期に批准していくための動きを作り出していききたいと思っています。ありがとうございました。

遠藤

ありがとうございました。原発ゼロ法案を立憲民主党のみなさんが日本中を回って作り上げていくお仕事をしたのと同じような形で、イスタンブール条約の考え方を広めていく、ということがまだ必要なのではないかというお話で、超党派でこれから進めていきたいというお話をいただきました。

紙議員

皆さん、こんにちは。日本共産党の紙 智子です。まず始めに、今回20年ぶりに札幌でこのシンポジウムが行われて、第1回が札幌で98年にあって今回21回ということで、何か感慨があるなと思っております。そしてやはりこの20年、ここに居られる皆さ

んもそうだと思うんですけど、歩みということであれば、やはり理不尽な暴力にさらされて人権を傷つけられている女性に対して、その暴力から救済し、自立した生活ができるようにする、という強い気持ちでいろいろ取り組まれて、行政にも働きかけるし社会的にもアピールするし、国会でも制度に反映させると、そういう皆さんの積み重ねということが非常に大事だったと思うんです。2001年にDV防止法が国会で作られて2004年改正が行われ、ストーカー規制法も2013年、2016年に改正されたと、2017年に刑法改正が行われた。これ自体がやっぱりそのつど、切実な願いから出発しているもので非常に大事だったと思うんです。

内閣府の実態調査で、配偶者の暴力相談センターに寄せられるDV件数は2014年で10万件を超えている。そして2016年度は減っているのかと思ったらもっと増えている。今までは表に出なかった隠されていたものが表にだんだん出てきたということ自体は大事なんだけれども、やっぱり解決に至っていないということなんですね。引き続き続いている。そういうところに胸が痛みますし、なんとかしなきゃいけないということで言えば、女性差別撤廃委員会の前委員長の林洋子さんが、やっぱり世界でも新しい流れがあるんだと指摘をされているように、今日のテーマであります。女性に対する暴力への取り組みは新しいステージになっているんだ、新しいステージに立たなければならぬんだと、その認識をしなければならないと思っております。

私は大きく2つの話をしたいんですけども、1つは今まで課題になってきたことの解決の弾みとなる国際社会の動き、このきっかけが2011年に欧州評議会で決められたドメスティック・バイオレンス撲滅条約とイスタンブール条約なんだと思うんですね。私自身も率直に言ってもっとちゃんと勉強しなければいけない、自分自身が理解した上で国民に語っていかなければいけない、と思っているわけです。

第4条についてですが、基本的権利、平等及び差別の禁止がうたわれているわけですが、日本憲法の中では両性の平等が規定されていながら、もう70年超えてもいまだに男女の差別というものがある。それから国会議員、地方議員も女性の進出がまだまだ遅れていると、世界経済フォーラムの男女平等ジェンダーギャップという指数が出てますけれども、2017年で144カ国中日本は114位だということですよ。ものすごく遅れている。それに伴って女性に対する暴力の問題も遅れているんだと思うんですね。

やっぱりイスタンブール条約では、女性に対する暴力を予防して本当に撤廃するための包括的なアプローチを求めている、ということだと思います。やっぱり国と国以外が暴力を予防していくための措置を取らなければならぬし、そのための財源の確保とかデータの収集とか意識啓発を行わなければいけないんだと。日本ではまだ義務化されていないわけですが、加害者に対する再発防止のためのプログラムの実施も国に求めている、ということがあると思うんです。

それから被害者支援に対しても、暴力被害を受けた女性と子供に十分な数のシェルターや24時間対応の無償電話ライン、こういうものをやらなければならない。性暴力被害者センターの設置が義務づけられることも条約の中で位置づけられていますし、さらに民事法とか刑事法の改正も促しているところがあって、やっぱり暴力の被害者が加害者に賠償を求めることもなんかも含めて、日本ではまだそうになっていませんが、そういったことも含めてあると思います。

それからやっぱり性暴力の定義についても、同意に基づかない性的行為ということが書かれていて、暴行や脅迫を要件としていないところも日本と違うところです。その他にも警察等の法執行制度の迅速で適切な応用、また関係諸機関が暴力のリスクを評価して管理するための措置を取らなければいけないんだということもあります。

こういう中身を私たちはよく参考にしながら、わが国においての具体的な前進に活かさなければならないと思います。今年4月12日に、実は仁比聡平議員が刑法性犯罪規定の改正について——3年後の見直しだということなんですけれど、命がけの抵抗がないと罪にならないような暴行脅迫要件のあり方について見直すべきだと、その時にイスタンブール条約と国連女性差別撤廃条約委員会の林陽子前議員の論文を示して批准をするべきだと言った時に、当時の上川法務大臣は女性に対する暴力は克服すべき重要な課題だと。外国の状況も調べ、他の省庁と協力していく、と言っていますから、ぜひそれを活かしていかなければと思っています。

52条については私、なんで被害にあった人が逃げて隠れなければならないのかと思っていました。そういう意味では加害者がやはり接近してはいけないということで、厳しい法の仕組みというのが必要なのではないかなと思っています。

それからもう一つの話は、女性の包括的な支援制度のあり方についてです。私たちが、もともと対応してきた婦人保護事業は、これ自体が何に基づいているかというと60年前の売春防止法なんですね。この枠の

中ではもう限界にきている、という声も出ている中で、もっと抜本的な権利擁護の立場に立った立法に発想を転換してやっていく必要があると指摘されています。そういう立場で、やっぱり女性の複合的困難を具体的につつみながら新しい法律を作っていくという立場で、何とか協力しながらやって行けたらいいなと思っております。以上です。ありがとうございました。

遠藤

ありがとうございました。共産党としてのご意見ということに、きっとこのままなと思いますけれども、女性の包括的な支援制度について新法的なところに理解があるという事と、それからイスタンブール条約が定義している内容については、ほぼ同意ができるものであると考えてよろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。

福島議員

皆さん、こんにちは。社民党参議院議員福島みずほです。2点申し上げます。ひとつは今の国会の状況について。そしてローザさん、ありがとうございます。ウィーンから来ていただいて、イスタンブール条約について私たちは共有することができたので、これを踏まえてどうしていくのかということをお話したいと思えます。

国会ではご存知の通り、政治の場における男女雇用参画推進法が成立しました。また今頑張っていることの1つに、優生保護法の強制不妊手術を考える議員連盟を作って超党派で法案作りをしています。与党PTも頑張っているんで、いずれできれば議論をして一本化して、来年、国会に3月とか4月に出して、皆さん被害者が高齢者になっているので、何とか成立をさせたいと思っております。

またぜひこれは皆さんの全面的な応援をお願いしたいんですが、性暴力の被害者支援に対する法律案というのを国会に提出しております。これは衆議院の内閣委員会に民進党や日本維新の会も提案者になって、野党が全部協力して実は出しています。国会に継続していて、これは血と涙と汗の結晶だということ大げさですが、一生懸命皆さんからの協力を受けてきたのです。

性暴力禁止法を分解すると、刑法改正的な面と被害者支援とが車の両輪だと思います。両輪の片方の被害者支援があまりに弱い。病院拠点あたりで様々なワンストップサービスがありますが、それを応援する性暴力被害者支援法案はすでに国会に継続しているんですね。それで何とか自民党、公明党も賛成していただ

きたい。私たちは一致してるので、ぜひ皆さん、成立できるように、もうシェルターシンボの総力で、応援してくださるようお願いいたします。

2つ目のイスタンブール条約ですが、やはり総括的で、私たちの獲得目標として目指していきたいと思えます。DV防止法も超党派の女性たちで、私も発起人になって作りました。その時ほんとうは女性への暴力を作リたかったんですが、あまりに大きいのでDV防止法保護命令を作ろうということでこれは頑張って作りました。ただ女性への暴力に対して総括的な法案は必要だね、というはずっと思っていて、今日一緒に、ひとつのモデルというか獲得目標として、私たちは共有できたと思っております。

女性差別撤廃条約の勧告も、私は男女雇用参画担当大臣だった時にその勧告を第三次基本計画にかなり盛り込みました。例えば24時間365日ホットラインとか、複合差別とか、性的マイノリティーとか、刑法についての見直しの検討とか、いろいろな勧告を盛り込んだんです。そういう形での検討とかだったとしても、その後進んでいくので、このイスタンブール条約を少しずつ提案していったって、もし可能であれば今度の第五次男女雇用参画基本計画に盛り込むことが出来ればと思っております。

国会の中で女性への暴力を、性暴力をなくす議員連盟を作りたいと思っております。自民党の中には女性への性暴力をなくす議員連盟があるので、性暴力というアレルギーはなくなっているわけですよ。ただ暴力という広い方がいいのかどうか。イスタンブール条約は暴力も刑法も民事も入って入って、子供への暴力も入ってるのでわりと広範囲なので、獲得目標としてどうでしょうか。女性への暴力をなくす議員連盟、もしくはイスタンブール条約を考える議員連盟のほうがいいのか…。でも批准という自民党、公明党はちょっと、となるので、それは今後みんなで検討してどういう形にすればもっと前進するのかというのを考えていきたいと思っております。その意味でローザさんが私たちに定義して下さって、本当にありがとうございます。

ヨーロッパ評議会について一言聞いてください。ヨーロッパ評議会はフランスのストラスブールが本部なんですが、私は人権委員会と本会議でプレゼンテーションをしたことがあります。テーマは「死刑」だったんです。EUは死刑を廃止又は停止しなければ入れないんです。オブザーバーステータスを持ってる5つの国、日本、アメリカ、バチカン、カナダ、ニュージーランドの内、死刑があるのは日本とアメリカだけなんです。ですからヨーロッパ評議会の本会議に死刑廃止

議員連盟で呼ばれたんですけれども、その本会議で発言する機会をもらいました。その後勧告が出て、日本も死刑を少なくするようにと、でなければオプザバーサステータスを失うぞ、という勧告を受けた訳です。

イスタンブール条約はまさにヨーロッパ評議会以外の国も批准可能ですし、サイバー条約など、ヨーロッパ評議会で作った条約を日本もいくつも批准をしています。そして日本はヨーロッパ評議会のオプザバーサステータスを持っている国なんです。とすれば、オプザバーサステータスを持っている日本が率先してイスタンブール条約を批准できるよう前に進みましょうよ、という事は言いやすい面もあるのではないかと思います。死刑の方は残念ながら日本ではなかなか進んでおりませんが、ぜひ日本の国会でイスタンブール条約批准に向かう大きな力をどこかで踏み出すことが出来るように、個人としても社民党としても超党派としても頑張っていきたいと思っています。また女性の自立包括支援法も共通の点がありますので、また一緒にやっていきたいと思っています。よろしくお願いします。

遠藤

ありがとうございました。獲得目標という言葉が出てきました。それから男女雇用参画の第五次に盛り込むというご提案、それから性暴力の被害者支援法という野党統一の法案が国会の衆議院で吊るされされているそうです。待機しているということですね。獲得目標であってそれを後でまとめますが、超党派の議連という言葉が出ましたね。

矢田議員

改めまして皆さんこんにちは。国民民主党の矢田わか子と申します。

私は2年前の参議院選挙で当選をしまして、実はこのシェルターシンポジウムには、2年前に大分で開催の時に、当選してすぐでしたが遠藤さんに来いと言われて行かせていただき、それ以降皆様の活動には注目をさせていただいております。

自己紹介も含めて、私はずっと一つの企業で30年間働いてきました。その間に男女雇用機会均等法が成立し、改正が行われ、雇用の場において女性が本当に平等になっているのか、ということを中心に見てきた人間です。ただこのシンポジウムに大分で参加させていただいてから、それだけの問題ではないと、もっと幅広い、雇用の問題を越えた大きな問題が男女の差別の中にはあるんだ、ということを学ばせていただいております。それから2年、当然法律も大きく変わった

部分がありまして、一つは110年ぶりの刑法の改正、もう一つは政治分野における男女雇用参画基本法がようやく前国会で成立したという動きにあります。

私は参議院の内閣委員会というところに所属しております。その中の野党筆頭理事を1年生ですが務めさせていただいております。したがってその中で福島先生もおっしゃった性合法を成立させたいと思い、何とかこの国会中も自分では一生懸命力を尽くしていたつもりです。ただご存知の通り二院制なので、衆議院で法律が降りて審議されなければ参議院に送られる事はありません。したがって衆議院の先生方に早く内閣委員会で性合法を吊るしてあるけれどもおろして欲しいんだというお願いを、前回もさせていただいております。

内閣委員会というところは一番法案の提出が多い委員会なんです。前回13本の法律、16本あったのですが13本の法律の審議をしましたが、やはりなかなか閣法といって、政府が提出している法律が先ですので、私たちが提出している議員立法についてはいろいろな圧力をかけても動く兆しがありませんでした。その中で何をすれば一体動くのだろうか、ということを常に考えてきました。

一つの方法としては福島先生がおっしゃるような与野党を超えた議員連盟なるものを作って与党も野党も関係ないと、この世の中に必要な法律を作るんだ、という気持ちで、私たち国会議員が力合わせてそれを迫っていく、というのが早い近道なのかもしれません。しかしながら今日も与党の皆さんには来ていただけなかったように、私たちが考える以上に与党の中には他の圧力があります。お一人お一人としゃべるとすごく賛同していただけるんですけれども、そんな所行くのかというような、声をかけてもなかなか動いていただけないという現実があります。

そしてもう一つの方策として、今回ご紹介いただきました、そういった国際法に照らし合わせをして、国際法はここまで進んでいるんだと、日本としても批准をしていかなければならないという事を正面切って自民党、公明党の皆様にもお話をします。国際的に見て日本は笑われていると、もっときちんとしましょうよ、という方法で迫っていくこと。もしかすると性合法もノルウェーの条約に比べれば、当然まだまだなのかも知れませんが、私たち自身がこの法律をきちんと前に進めていくためにも、条約の批准を求めていかなければならないのではないかなと、改めて感じた次第です。すでに33カ国も批准している、12カ国が署名しているとお聞きしていますので、そうした国際的な位置づけという意味からも、私たちの国が暴力を

予防し撤廃するためにも、包括的な措置を各国がとっている事を訴えながら1歩でも2歩でも前に進められるよう、以後頑張ってきたいなと思っております。

最後に、性暴力の事について少し触れておきたいと思います。今年の国会で刑法が改正されましたが、性犯罪の問題についてもう少し身近な視点から何かできないのかなと思っておりました。110年ぶりの改正といいましても、私たちが求める基準まで到達しているのかといえ、まだまだ弱いものであったのではないかと思っております。

私自身が内閣委員会で実際取り上げたのは、ワンストップセンターを全国各地に必ず1つ以上設置するようという事で、正式な場で求めさせていただきました。また本当に性犯罪に遭ったときに身近に駆け込むのは交番なワケで、その交番で二次被害に遭っているようなケースも見受けられます。そこでやはり婦人警官を多く配置し、尿検査キットを各交番に1つずつおくことによって、そういった時にすぐに検査が出来るような、そんな対応だったらできるでしょうということで、国家公安委員長にお願いをした次第です。前向きな回答いただいておりますので、きっとこれがなされていくのかどうか、見極めをしていきたいなと思っております。

国民民主党はまだですが、一步ずつ現実的な政策を提案し、一つ一つ課題解決に向けて頑張りたいと思います。最後に私が感じていることですが、まだ2年ですけれども、政府が一番怖いのはやっぱり世論の声なんですね、国会議員がどうこういうよりも世論形成というのがすごく大事だと思っております。皆様方のような活動がやはり何らかの形でマスコミやメディアに取り上げられて、やらなければならないという雰囲気を持っていくということも、すごく大事なことなんじゃないかなと思います。できればこの会場のみなさんから女性の国会議員になっていただく方が出てきて、多くの女性が国会に参画していく、それが本当に今一番求められていることではないかなと思います。国民民主党も来年参議院選挙に新人の候補者を出します。今日会場にも来てくれています。ぜひ皆様と一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

遠藤

2年間で成長して大変立派なお話でした。大分で一番初めの時にはなりたての時に来ていただきました。

今4人の皆さんのお話をぐるっと簡単にまとめると、イスタンブール条約については各政党としてはさほど深く知りえてはいない。だが内容についてはもち

ろんこれから各会派とも進めていくことに間違いは無い。

それでその中で性暴力の被害者支援法については既に上程をしている所もあって、そこはイスタンブール条約の国内法の先駆けとして実現をしていく必要があるであろう、というふうなまとめだったのかな。それで本当に国際水準のものを日本の中に実効あるものとしてどうやって落としていけばいいのかという所までは、まだ議論は始まっていない、というところですね。

そこまでお話を聞いていただいたところで、ご質問とアドバイスをローザさんからどうぞ

ローザさん

ありがとうございます。

議員たちはとても印象的で、その熱意にこそ強く感じました。

イスタンブール条約の議員たちはとても活動的で押し通したものであります。いろんな国の議員たちと委員会を作って通しました。この条約の中で議員たちの役割はとても大切だと示してあります。

私の意見ですが、日本ではまだまだ良くしていく余地はあると思います。だからみなさんのエネルギーな声を聞いてとても良いと思いました。男女平等では国でいうと114番目ですが、大変組織化された国でお金もあり、教育が行き届いている国だからできるはずだと思いますよ。これくらいのことは。

日本に来て、いろいろな観点から日本を見まして、例えば津波や地震などの地震災害に適應できるように訓練されていて、解決できているから、ドメスティック・バイオレンスの事も解決できるはずですよ。日本ではいろいろな問題を解決するのが上手で、前もって地震が来るとか津波がくるとか予測して、準備して構えて解決する。そういった能力があるから、この法律も解決できると思いますよ。

そして今聞いた、エネルギーな活動をしている議員たちでスタディグループを作り、みなさんに紹介まで持って行くことは非常に素晴らしいことです。そしてその中でも金銭的な面も考える必要があり、お金を必要なところに使わなくてはならないと考えることは非常に素晴らしいことです。理想は高いと思われると思いますが、投資をしないとやっぱり問題は解決しない。

議会にその問題をもっていくと、お金がかかるからダメと言われるかもしれませんが、反対に何もしないことの方がどれくらいお金がかかるか、計算した方がいい。被害にあった人が悲しんで何もできなくなって周りが混乱したりするよりは、それが無い方が安上が

り。

そして忘れてはいけないのはお金のことじゃなく、人権です。だからそのお金を使うことでシェルターやウィメンズセンターを増やしていけばいろいろな人の仕事になるし、働きたい女性もたくさんいるし、女性には理解もあるので、社会全体がうまくまわるかもしれない。ありがとうございました。

遠藤

そっか。いろいろなことが得意なんだから、やればできるという事ですね。

今のお話を受けてひと言ずつお願いいたします。

大河原議員

ローザさん、優しいアドバイスをありがとうございました。私たちは災害とか非常に危険な目にあったときに、この国の大事にしていたものは間違ってたんだなど。避難所の運営ひとつとっても、女性の声や子供や高齢者という弱い人たちの視点が全く反映されなかったことがありました。そして復興に向けても、お金も使う方にして、人がきちんと生活再建をしていく、ということに欠けているということもあって、非常に忸怩たるものがあります。これはやっぱり政権の発想が、悪いけどやっぱり違うんだろうと思います。私は野党の立場ですから国を立て直さなければならない、総理を変えなければならない、政権変えなければいけない、ということ、私はやっぱり主張させていただき、立憲野党の力でこの国を変えたいと思っています。

入管法の改正という大変大きな課題がこの臨時国会にかかっています。中身もしっかり作ってないのに、海外から人手が足りないと言って働きに来てもらう。その人の人生変わっちゃうかもしれないという、そこにおいても、この国のいい加減さ、この国の政権のいい加減さが現れていると思っています。がんばります。

紙議員

ローザさん、ありがとうございました。日本では今、チョコちゃんに叱られる、という番組があります。5歳の女の子に大人が知らないことや答えられないことがあると「ぼーっと生きてんじゃないよ」と叱られるんですね。今日はローザさんに叱られるのではないかなと思っていましたが、とっても励みになるアドバイスをいただけて、とても嬉しく、元気が出ております。ぜひ結束して、1日も早く暴力のない社会を作っていくために私も頑張ろうと思っていますし、今、大

河原さんが言いましたけれども、そういう法改正を前に向かって進められる政府を作っていかなければならない、ということでは同感であります。

皆さんと一緒に頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

福島議員

違う政府を作らなければならない、という点では全く同じです。やはり辺野古の新基地建設反対と沖縄県人が言っているのに、沖縄の心に寄り添うと言って殴りつける。私、これって「愛してる」って言って殴る暴力夫とそっくりと思って、「あんた言ってることとやってること違うやん」と言いたくなる。この暴力男と暴力夫のような内閣を、私は本当に変えたいと、日々思っております。女性に対するすべての暴力を、子供に対する暴力を全て無くすることができたら、この世界は本当に変わる。子供がもし幸せに生きていくことができたなら、この社会は本当に変わると思っています。

今日、イスタンブール条約がその女性への暴力をなくす総合的なものとして示して解説もしていただいたので、女性への暴力をなくすためにイスタンブール条約を活かしていく、女性差別撤廃条約の暴力の部の詳細版という感じにも見えますので、ぜひ国会の中でこれは超党派で、男性だって女性だって、与党だって野党だって関係なく、女性に対する全ての暴力をなくするという意味では一致できる、一致させるというようにできれば議員連盟を作って勉強会から始めるのが良いかなと思っています。ぜひこの集会を契機に、女性に対する全ての暴力をなくすために大きく前進するということをやっていききたいと思います。

また性暴力被害者の支援に関する法律案もなぜ作るかということ、ちゃんと予算をつけてもらいたいです。病院拠点型であれどんなものであれ、ちゃんと予算をつけて、ちゃんとやらなければ支援ができないんですよ。そういう意味ではぜひ性暴力被害者支援法が早急に通るように臨時国会、来年の通常国会に通るように、ぜひ皆さんのたくさんの力をお寄せください。明日分科会もありますし、シェルターネットを挙げてのロビー活動や応援を、ぜひお願いいたします。

矢田議員

ローザさん、ありがとうございます。今おっしゃられたことで感じた事は、私たちは結局日本の国の女性の自立を促進するためのいろいろな手段として、様々な法律を制定させたり、今ある法律を変えたりということをしていくわけですが、なかなかその目

的に到達するにはハードルがたくさんあるわけです。

津波が来たときの危険予知能力、日本は高いはずでしょ？と、震災でもちゃんとやったじゃないの、ということでしたけれども、政府の危険予知能力は極めて低いんです。この国の最大の課題がわかっていないと、私は思っています。少子化にしてもアプローチの仕方が悪いし、お金があるでしょうと言われても、予算の配分の仕方が間違っているんですよ。わかっていないんです。1番大事なところに配分もしないで防衛省のイージスアショアですか、そんなところに、来るか来ないかわからないような北朝鮮のミサイルを撃破するようなものばかりに、何千億もお金をかけているんですよ。本当はもっと子供や女性に、そしてNPOの皆様が一生懸命活動してるようなところに、現実的なお金を落としていかなければいけない。なのにできないんですよ、政府は。

私は2年前に素人から国会議員になりましたけれども、本当に腹立つことがいっぱいあります。ぜひ現政権を倒したいと思っております。法律に至っては立法事実と言って本当はこの法律を作るための大前提がなければ法律を作れないんですよ。ところが立法事実が無いような、データ改ざん、文書改ざんしてまで、これやれって政府は迫ってくるような、そんな国になってしまっております。皆さんと一緒に、ぜひ行政改革の力も強めながら、がんばっていきたいと思います。よろしくお願いします。

遠藤

こういうのは欠席裁判のようになってはいけなくて、今日来ると予定だった上川先生も山本先生も気持ちとしては本当に同じところがあって、国会担当としてずっとやってきていて、日本の国会議員の女性の最大の弱点は女性議員がまとまらないことだと思っております。

私はぜひローザさんにもお伺いしたいのですが、どうやったらまとまれるのかということ、イスタンブール条約を進められたときにどんなふうに国会議員とおやりになって、どこがポイントなんだろうかと、ということ。

20年前にここでやって、来年もこの続きというふうにならない方がいいかと、やはり今年大きな一歩を皆さんも含めて踏み出さないと変わることができないかもしれない。個人的に60歳になったというのもあって、ここでイスタンブール条約のような国際水準を国の実効ある法制度にしていくために、女性議員が全員ほんとうに真剣になって国会の中で動いてもらいたい。女性議員が本当に一緒になってやっていたこと

はかつてないです。DV法が出来たときには、ということでしょうか？ 私ホントのホントのところ手厳しく言わせてもらおうと、市民の人と一緒に全部の超党派でやるということの経験が少な過ぎると思っています。どこをポイントとして女性議員と私たちが一緒にやったらいいのだろうか、というところをお願いいたします。

ローザさん

この会議に来て議員たちの発言を聞いて、十分そのやりたい気持ちがあり、こっちで笑っている人達がそのことに関心がありましたので、そんな私があーしろ、こーしろ言うところではなくて、みんなこの機会を使って団結していけば上手くいくと思いますので頑張ってください。

遠藤さん

始まりが遅かったのであと10分くらいあります。今日議論した中で厚生労働省で検討が進んでいる女性の包括的な支援のところがなかったので、何のご準備もないと思いますが、その分科会にご参加の戒能先生いらっしゃいますか？ あっ横田さんがいました。今、分科会で起きていることやみんなに聞いてほしいことを3分位でお願いいたします。

横田

突然振られまして、全国婦人保護施設等連絡協議会の会長しております横田と申します。よろしくお願いします。今のお話の国の検討会ですけれども、実はもうずいぶん前、2012年だったと思いますが、小宮山洋子大臣の時に国の検討会が1回立ち上がりました。ただそれはまさに政権が変わり、厚生労働省の担当課長が変わり、その検討会は後々、論点整理ということにつながりましたけれども、全くなかったかのようになってしまったんですね。その時以来、私たちは検討会を立ち上げて欲しいと要望してきました。

じゃあ何の検討会？ 実はですね、私たちは婦人保護施設婦人保護事業という、紙さんから先ほどお話がありましたが、婦人保護事業に携わっているものですが、ただ公的なところの支援だけではなくて、最も居場所がない、行き場のない女性たちを支援している民間との連携こそが女性問題を集約するということで、検討会を立ち上げて欲しいと言って参りました。やっとここで検討会が立ち上がりました。立ち上がった当初、たった数回でまた終わってしまいそうな空気がありまして、もうこれが数回で終わっては大変ということで、早々に国の方にはきちと先が見える

まではこの検討会を続けてほしいと、すぐにお電話をいたしましたし、これから私たちとしては継続的な審議をして欲しいという要望書もしました。

ということで、今回私が、検討会が立ち上がって一番よかったと思ったのはですね、1回、2回、3回、4回、ずっと続けて参りましたけれども、それぞれの立場でプレゼンテーションをさせていただいたんです。そのことで公的な立場で私たち、それから婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談員さん、いわゆる法的なところでの売春防止法に基づく三本柱でのプレゼンテーションをさせていただきました。

その後に今日の主催である全国女性シェルターネットからも近藤さんが発表され、そして今一番アウトリーチに予算もなく、要は金もなくボランティア？で何年も若年女性の支援活動している「コラボ」、そして「ボンドプロジェクト」、また今日もしらっしゃってるか分かりませんが、児童養護施設を出たあとの子供たちを支援している「ユズリハ」という施設があって、そこの職員だった方が所長になられて、いやよくがんばったなと思いましたけれども。その「ユズリハ」という東京国分寺に拠点を置いているグループから、いわゆる若年の女性、そして子供たちの実態報告があったんですね。

プレゼンテーションの中で、これが素晴らしいかった。というのは、終わった時に「ユズリハ」の所長が私のところに来て、目に涙をいっぱいためて「今まで7年間やってきたけれども、こんな大きな会議で自分たちの活動のことを話せたのは初めて」と言ったんですね。初めてですよ。こんな最も大事な現場でやっているものの声が国に届いていなかったんですね。ですからそういう意味では、非常に良い検討会としてスタートしていると思っています。

ただこの検討会をどういう方向性に持っているのかという、まだ国の動きが見えていないんです。私たちの課題は出し切ったと思ってのんだけど、課題が出切った後、国が困難を抱えた女性たちについて、どのような方向性にもっていくのかという所で、今、私たちもっともっと議論を深めていく必要があると思っていますし、戒能先生ご自身も、本当に私たちが知り得ないような法整備のことも含めてやっていこうというふうに言ってくださっているんですね。

最後になりますけれども、私がプレゼンテーションの中で声を大にして言ったのが性暴力の問題です。性被害の実態のことです。これが胸の痛くなるような実態報告がありました。皆さんが揃って法律が欲しい、新しい法律が欲しい、と言っておりました。そういう意味では、遠藤さん60歳と言いましたけれども、

私は死ぬような年齢……私が生きてる間に何とか時代が変わってほしいと思っていつも祈っているんですけども、ほんとに待ってはられないんですね。それは私や遠藤さんのためだけではなく、被害者、当事者のためです。今日こうしている間にも虐待や暴力を受けている子供たちや女性たちがたくさんいると思います。待ってられないんです。ですから、今日イスタンブール条約の話聞いて、こんなに良い条約があるのだから、私たちもう一度さらっていかないかなと思います。

国の検討会のこれからの方向性が、大きく問われる時だと思います。厚生労働省、帰っちゃったかな。先ほど室長はいらっしゃいましたけれどもいってくださいたほうがよかったかな、なんて思っております。会に出ている一人として、また皆さんの声も反映できるようなところでがんばっていきたいと思います。応援をよろしくお願いいたします。

遠藤

イスタンブール条約の実現をしていくのに、今の女性の自立に向けた包括的な支援の法制度というものと性暴力の被害者の支援というのと、今日は議論になっていませんが実は刑法のもう一回の改正、この3つが柱になるのかなと。イスタンブール条約について、今日私たちが分かった事は、私たち自身もそうすけれども各会派についてもそんなに周知されてるわけでない、ということについてはわかりました。やればできるらしいので、

イスタンブール条約の批准に向けての勉強会のような形を、福島さんも何度かおっしゃっていただいたように、超党派の議員の方で、ぜひお作りをいただきたい。それを私なんかドキドキして日を区切りたくらい、11月中とかに何かはじめの会を——皆さんどうでしょうか。スタートを今月中に、11月25日でしたっけ、全世界暴力に反対する日がありますよね、その辺に院内集会でもいいので…、ということなどを含め、決意を1分くらいでお願いいたします。

矢田議員

遠藤さんありがとうございます。いつもご指導いただきまして、しょっちゅうお部屋にこられていろいろなレクチャーを受けております。私国民民主党ですけれどもがんばります。このイスタンブールの勉強会をまず第一歩として、福島先生、是非頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

福島議員

明日も居りますが、今日はほんとにありがとうございました。今遠藤さんがまとめた性暴力被害者支援法と女性の自立支援法案と刑法改正の見直しをやりつつ、イスタンブール条約はかなり網羅的な総括的なマグナカルタ、女性の暴力をなくす、マグナカルタ的な条約なので、まずはそれを日本で何が足りないかということを含めて、勉強会をやるための議員連盟を、しかもこれは与党も含め全党で入っていただくのが成功の秘訣だと思いますので、そのために汗をかき頑張りたいと思います。11月25日に間に合うかどうか、あまり拙速で野党だけで固まる事はしたくないですが、でもそれを目指して頑張りたい。札幌のタワーと東京タワーがパープルに染まる日に前進した、という報告ができるようにしたいと思います。ありがとうございます。

紙議員

今の提起をできるだけ早く出来るように、私たちも本当に全力で頑張りたいと思います。それと会場から横田さんがお話しされたように、新しい人権というところに立った形の中身をよく私たち自身も学んで、その方向で作ることが出来ればと思いますので、皆さん一緒に頑張りましょう。よろしくお願いします。

大河原議員

今日はありがとうございました。ものすごい励ましと激励をいただいて、でも私の中には「急いてはことを仕損じる」ということが同時に浮かんできました。

この臨時国会、大変大きな、日本の国の形が変わる、そういう法案がかかってます。だからそれを考えるためにも、このイスタンブール条約にも移民ということも入っていましたから慎重にやっていきたい。でも必ずやりたいと思います。ありがとうございました。

遠藤

皆さんの中でお時間がある方は11月25日を目指して、ぜひ東京永田町の方にご参集いただけるように、私は真面目に本当にやりたいと思っています。ローザさん、最後にどうぞお願いいたします。

ローザさん

みなさん、どうもありがとうございました。こちらにきて真似てもらい光栄でした。そしてみなさん、これからもずっと頑張ってくれると思いますので、この条約が通るように力をつくして頑張ってください。

遠藤

第21回シェルターシンポジウム2018の議員フォーラム、これで終了です。ありがとうございました。

司会

ありがとうございました。議員フォーラム、本当に短い時間でしたが、やれる気がするというのが出来るという確信に変わる——そんな時間だったと思います。それでは以上を持ちまして本日のプログラムは終了となります。御登壇いただきました議員のみなさん、ローザさん、ありがとうございました。



二日目の日程と分科会一覧

2018
11/4
(日)

9:00 ~ 10:00分科会受付
10:00 ~ 12:00**分科会 A**
12:00 ~ 13:00昼休み
13:00 ~ 15:00**分科会 B**

A 10:00 ~ 12:00

A-1

会場
820

**シェルターにおける支援理念と
安全対策のあり方を考える**
～「がんじがらめの安全対策」を
検証し、真に安全・安心な支援を考える～

全国女性シェルターネット理事

A-2

会場
1030

**いま性暴力被害支援法が
必要だ**

性と身体を考えるネットワーク会議

A-3

会場
1040

**米国研修ツアーから学ぶ
性虐待被害者支援の対応**

NPO 法人レジリエンス

A-4

会場
1060

**DV 離脱後のサバイバーを日常的に
支える仕組みづくり**

NPO 法人いくの学園

A-5

会場
1070

**若年層への DV 予防教育の
内容紹介と効果**
—高校、大学での結果から—

酪農学園大学

A-6

会場
1050

**AV 被害とリベンジポルノの
現状と課題**

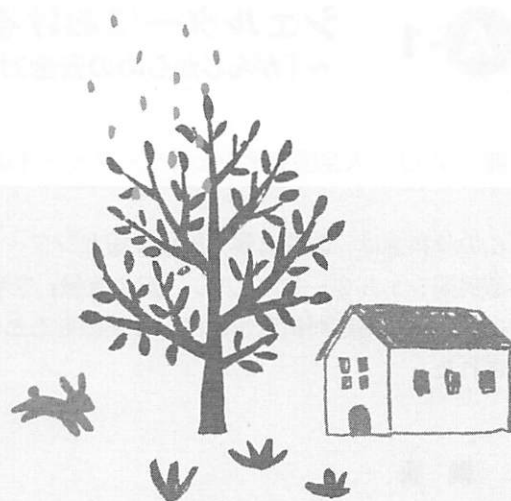
ポルノ被害と性暴力を考える会

A-7

会場
1010

**包括的な性暴力禁止法をめざして
～刑法の見直しを！～**

性暴力禁止法をつくろうネットワーク



B 13:00 ~ 15:00

B-1 会場 1040	女性自立支援法（仮称）の 制定をめざして	全国婦人保護施設等連絡協議会
B-2 会場 1030	高齢者虐待？ それとも DV 被害？ ～家庭内の高齢者への暴力の状況と課題～	NPO 法人ウィメンズネット・マサカーネ
B-3 会場 1010	暴力とハラスメントのない社会へ ～私たちが求める法整備の実現に向けて～	パープル・ユニオン
B-4 会場 1060	アイヌ文化に触れてみませんか？ アイヌ女性の生き方を聞いてください！	「アイヌ女性会議」メノコモシモン
B-5 会場 1020	DV 被害者支援基礎講座	駆け込みシェルターとかち
B-6 会場 1070	女性と貧困：貧困のサイクルを断ち 切るには	相内眞子
B-7 会場 1050	LGBT 支援マニュアルについての報告書	NPO 法人 L -Port
B-8 会場 820	子どもの視点から見た面会交流	NPO 法人ウィメンズ結

15:30 ~
かでの 2・7 大ホールにて

閉会セレモニー／大会アピール文の採択
16:00 終了

A-1

シェルターにおける支援理念と安全対策のあり方を考える ～「がんじがらめの安全対策」を検証し、真に安全・安心な支援を考える～

主催：NPO 法人全国女性シェルターネット理事

この分科会は、配偶者暴力相談支援センター（以下「配暴センター」と言う）と一時保護の委託契約を結んでいる民間シェルターに対して、「安全確保」を名分とするDV被害者への過度な自由の制限、個別事情を考慮しない画一的な対応が指示されている実態をもとに、支援理念と寄り添った支援のありかたを探ることを目的に実施された。

1. 概要

まず、配暴センターと委託契約している民間シェルター実態調査報告を石本さんが、住所情報保護の支援措置をめぐる自治体の対応に関する実態調査の報告を吉祥さんが行った。

●石本：一時保護委託の場合、被害者の個別事情は何ら考慮されずに、画一的に行動を制限するように配暴センターから指示される。当事者の安全や安心はそれぞれ異なるのに、当事者の意思や民間団体の意見は聞き入れられない。この状況を変えていくためにどうすれば良いかを考えるために実態調査を実施した。

今回の調査の結果、携帯電話を一様に預かる、配暴センターが認める以外の外出はさせない等の自由の制限は、配暴センター主導のところほど顕著であった。また、自由の制限以外にも、精神的な暴力を委託対象外にしたり、保護命令が発令されると次の生活の場が決まっていなくても委託を切る、所持金があると委託契約の対象としない、高齢者や障がい者等は個別の福祉法の適用を優先するように指示する等、合理的な理由なしにDV被害者としての委託契約を渋る実態があった。被害者の個性よりも配暴センターの意向が優先されている。このような状況が生まれる原因は委託制度にあり、財政的に脆弱な民間に対する支配的な姿勢にある。そもそも委託制度は民間団体への有効な財政的な支援にはなりえていない。見直しが必要。

●吉祥：加害者からの住民票の開示請求に対して地方自治体によって温度差がある。例えば加害者側からの開示請求に対して無防備な対応をしているところがあり、その結果被害者の住所を加害者に知られるという実態があることが明らかになった。この結果をもとに総務省と交渉して通達を出させた。いろいろな行政サービスが必要な人に適切に適用されるように運用されているかどうか等、可視化していくことが大事。それにより改善する道が開ける。

続いて、これらの報告によって見えてきた支援力や質の地域間格差、行政と民間との格差の拡大に対して、近藤さんが支援理念と今後の方向性について次のことを提起した。

●近藤：民間団体は「被害当事者のエンパワメント」と「当事者主義」を支援理念として大切にしてきた。当事者こそが専門家であり、どのような支援を選択するかは当事者が決めること。これまで民間団体が作り上げてきた支援理念や支援手法、民間が支援現場で追求してきた支援の仕方は、国際基準と一致している。被害者がいつまでも逃げまどわなければならない現状や加害者不処罰の現状を終わらせなければならない。イスタンブール条約をはじめとする国際基準に基づいた社会の仕組み、資源づくりをしなければならない。社会全体が支援力、回復力を持つようにしなければならない。

さらに、海外からのゲストが、それぞれの実践に基づいてコメントした。

●ロレイン・リム：

シェルター利用者の人としての権利が保障されること、シェルターにいる時にエンパワメントすることが大切。シンガポールでは、シェルター入所時には、まずは権利を説明し、その後にルールを説明して納得してもらう。

●ローザ・ローガー：

自由は最も大切なこと、シェルターに受け入れた時にルールを伝え、スタッフと当事者が自由に民主的に意見交換している。

この後、会場からも一時保護委託を受けた時の配暴センターによる合理性のない対応に振り回される実態や、厳しい指示などへの不満、実態、そのような配偶者暴力相談支援センターと闘っている現場の実態が相次いだ。

今後の方向性をしっかり意見交換するまでの時間はとれなかったが、中には配暴センターを民間団体に丸ごと委託してほしいという意見もあった。

最後に、全国女性シェルターネットで要望書を取りまとめて関係省庁に提出するプロジェクトを立ち上げ行動することの提案を行い、参加希望者の募集の呼びかけで終了した。

2. 感想

私たちが日ごろ感じてきたこと、考えてきたことは間違っていないことを共有できたと思う。日本の行政の対応は国際基準から逸脱しており、被害当事者を正面に据えて、安心してこれからのことを考えられるように、丁寧かつ、きめ細かに支援することが大切なことを確認できた。

A-2 いま性暴力被害支援法が必要だ

参加者：約50名

主催団体：性と身体を考えるネットワーク会議、性暴力救援センター・大阪 SACHICO、
ウィメンズセンター大阪

講師：雪田樹理 弁護士・性暴力救援センター・大阪 SACHICO 理事

加藤治子 産婦人科医師・性暴力救援センター・大阪 SACHICO 代表

司会：原田 薫 ウィメンズセンター大阪代表・性暴力救援センター大阪 SACHICO 運営委員

1. 性暴力被害者支援法の必要性とその根拠（雪田）

内閣府から報告されている男女間における暴力に関する調査によると、無理やり性交された被害者が性暴力救援センターに相談したのはわずか0.6%という数字になっている。2018年10月で全ての都道府県に性暴力救援センターというものが立ち上がったが、実際には被害者支援に関する法律もない中、支援につなげていない被害者が圧倒的な多数であるといえる。犯罪被害者等基本法という犯罪被害者に対する支援の法律はあるが、性暴力被害者すべてが対象にはなっていない。そもそも性暴力とは何かを定義し、すべての性暴力被害者が支援を受けられる法律を作っていかなければいけない。

『女性に対する暴力に関する立法ハンドブック（国連経済社会局の女性の地位向上部 2009年）』によると、「性暴力とは身体の統合性と性的自己決定権を侵害するもの」と定義され、暴行・脅迫要件は不要とされ、まさに性的な人権侵害を指している。さらに、明確で自発的な合意の存在の立証にあたっては、加害者側に対して被害者

から同意を得たか否かを確認するための段階を踏んだことの証明を求めるべきであると述べている。被害者支援としてまず取るべきスタンスはこのような考え方が必要である。

またリプロダクティブ・ヘルス・ライツ、その視点からも、性暴力とは何かということを考えていかなければならない。1994年カイロで開かれた国連国際人口開発会議で採択された行動綱領、この中でリプロダクティブ・ヘルス・ライツという概念が提唱され、その後第4回世界女性会議においても行動綱領の中でリプロダクティブ・ヘルスあるいはリプロダクティブ・ライツというものが提唱をされ確認されている。すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数や、出産間隔や、出産するときに責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的な権利を定め、並びに最高水準の性に関する健康やリプロダクティブ・ヘルスを得る権利を認める、そのことがリプロダクティブ・ライツであるというふうに謳われている。その権利の中には、当然、差別や強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。女性の人権には、強制、差別及び暴力のない、性に関する健康、及びリプロダクティブ・ヘルスを含み自らのセクシュアリティに関する事柄を管理し、それらについて自由かつ責任ある決定を行う権利が含まれている。こういったリプロダクティブ・ライツを尊重した性暴力の定義もきちんと取り入れた被害者支援の法律というものを作っていくとすることが必要ある。刑法改正もなされているがまだまだ不十分な点があり、圧倒的多数の性暴力被害者が救済を受けておらず、犯罪被害者の対象にはなっていないという現状があり、今ある刑法などで規定されている性犯罪に限定をせずに、性そのもの、あるいは性的人格権が侵害されているすべての性暴力の被害者を支援し、保護する、救済する、そういった法律がなければならない。

「NO MEANS NO、YES MEANS YES」

イスタンブール条約の性暴力の考え方で、被害者の同意のない性行為は全て性的な暴力として処罰していくという法制度により性犯罪に関する取り組みをしている国々がある。さらに暴行や脅迫等を用いられた場合はそれを加重したり、夫婦間の性暴力がより重罰化されている国もある。つまり「NO MEANS NO」というのは先進的な立法をしている国での流れとなっている。また2018年7月、スウェーデンでは「YES MEANS YES」という理念に基づき新しく性犯罪に関する法律ができ、自発的に参加していない者との性的行為を処罰するという考え方が採られている。国として、法制度として、「NO MEANS NO、YES MEANS YES」というメッセージを出していく、これが性暴力被害者支援にとっても、性暴力を許さない社会をつくるにあたっても、非常に重要なことだと考えられる。

さらに性暴力被害者支援法においては、性暴力被害者支援のためには産婦人科医療を中心とした病院拠点型ワンストップセンターであること、これをやはり明文化していかなければならない。全国都道府県に1か所、性暴力被害者のための相談場所という形はできているがほとんどが連携型で、病院拠点型は10か所程度という状態である。この点についても先の立法ハンドブックでは、「国に対して、暴力の被害者を支援するための包括的かつ総合的な支援サービスを構築するための資金の提供およびそれらのサービスへの貢献を義務づけるべき」であり、「すべての女性がこのようなサービスの提供場所に平等にアクセスできるようにすべき」であり、また、女性20万人につき1か所の性暴力救援センター設置が国際的な水準であると述べている。性暴力被害者が国の費用によって妊娠の検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症の治療、負傷の治療、被害後の対応及びカウンセリングを含む包括的総合的なサービスに速やかにアクセスできるように規定すべきであり、まさに、リプロダクティブ・ヘルスそしてライツという点でも、基本的なところをきちんと保証していく場所、それが性暴力救援センターであり、そのためには産婦人科医療を中心とした病院拠点型ワンストップセンターでなければこういった権利が十分に保証されないということになる。拠点病院の定義、そして国や地方自治体がそれを設置する義務がある、そして拠点病院でどのようなことを行わなければならないのかという権限を明確に規定する、そしてまた、財政的な措置を取る等、こういった基本が法律の中で盛り込まれていかなければいけない。

また国際人権NGOのヒューマンライツ・ナウは、各国の性犯罪に関する制度を調査し、2018年10月15日に勧告を出し、その中でワンストップセンターは総合病院内に拠点を有する病院拠点型で各都道府県に最低1か所、人口比の多い都道府県はこれに即して設置すべきであると示している。（勧告全文はヒューマンライツ・ナウのウェブサイトにて掲載）

こういった産婦人科医療を中心とした病院拠点型ワンストップセンターをきっちり作っていくということが、

性暴力被害者支援法の肝になると考える。根拠法を制定し、病院拠点型ワンストップセンターを全国にということで公的な財源の保証での安定的な運営を確保することが求められている。

また性暴力被害者支援法は、直近の被害から中長期的な支援に対してもきちんとした目配りがある法律としても必要であり、さらには防止に対する対策、性暴力を未然に防止するための施策をきちんとしっかり行うということが盛り込まなければならない。性教育あるいは人権に関する公的な教育により、性的人権について幼少期から学べる措置が対策として盛り込まれていることも必要である。

性暴力被害者支援は、ただ相談窓口があればいいというものではなく、私たち性暴力救援センター・大阪 SACHICO のような民間でのこれまでの実践経験、知識、それが社会全体に認識され還元され活かされるようなシステムづくりが必要で、それが性暴力被害者支援法制定により、全国一律の支援を提供できるようにし、どこでも誰でも一定水準の質が確保された支援が可能なことを保障した性暴力救援センターの運営が、社会を変えていくのではないかと考えている。

2. 性暴力救援センター・大阪 SACHICO の支援現場から見えていること（加藤）

性暴力救援センター・大阪 SACHICO には、大勢の子どもが訪れている。JK ビジネスどころではなく中学生など、性教育が全く立ち遅れている中、自分の身体について正しい知識も無く、具体的な言葉は何も使えないが、セックスをし、口に入れば妊娠はしないし性病も大丈夫と思っている子どもたちが少なくなく、中学生の咽頭のクラミジア、淋菌を調べてみると陽性に出るという事例が増えている。40 年間産婦人科医をしていて性暴力救援センターの運営に携わるまで、そういう事例の診察は殆ど知らなかったが、このところ普通の中学生生活をしている子どもたちの中にもこの状況が広がっているという実態がある。人権教育、性教育がなかなか進まない現状で、より大事なことは社会が変わっていくこと、社会の制度がそういう性の問題が子どもたちに侵襲してきている、という状況をなんとかしなければと考えることが、まずひとつの課題だと考えている。だからこそ性暴力とは何かという定義を法律で定め、それを国が周知させていくシステムが必要である。

児童虐待防止法や DV 防止法などが制定され、法律ができると通告件数が増え、当事者も自ら声をあげやすくなってきた。児童虐待は昔からあったが、法律ができ、通告しやすいシステム、例えば 189（イチハヤク）という番号にかけたらその地域の児童相談所につながる等、社会において児童虐待に対する認識が一般化してきており、これは DV 被害にも同様にいえることである。

ところが、性暴力被害者は相談の窓口が警察しかないような状況で、しかしたとえ警察に行けたとしても刑法による性犯罪と見なされない事案が数多くあった。犯罪被害者等基本法で支援されているのはごく一部の性暴力被害者で、圧倒的多数の性暴力被害者に対する法律、根拠法はないというのが現状である。

性暴力救援センター・大阪 SACHICO は病院拠点型ワンストップセンターとして、24 時間体制で支援員と産婦人科医師が対応できるようにしている。性暴力被害者を支援する際に大事なことは、どのような事案でも自己決定権を奪われた性暴力被害からの回復に向け、自分で選ぶ、自分で決めるということをつづつエンパワメントしていくことだと考えている。病院拠点型ワンストップセンターは、直近の被害に対して局所の治療をするだけの場所ではなく、今後の安全性の確保と再被害の防止に向け包括的・総合的支援ができる場所であればならない。そして性暴力のない社会の実現というためにも活動を継続していく場所でもある。

性暴力救援センター・大阪 SACHICO 開設から 8 年間で初診来所者（カルテを作成した人）が 1791 人。その分類は、他人からのレイプ、強制わいせつなどが 1 番多く、他人だがその 7 割は知っている相手となっている。2 番目に多いのは家族からで、これは加害者が父親にあたる人が多い。3 番目が DV、デート DV といわれる、親密な間柄からの性暴力。そして 4 番目が大人等からの性的搾取という順番になっている。来所者全体の 60% が未成年であるという状況で、子どもたちの性が今危機に瀕していることを表している。

性暴力被害者に対する診察において大事なことは、一貫した心のケアは言うまでもないが、さらに加害者対策としてその状況をきっちりカルテに記載をしておく、つまり克明な記録という事である。性器だけを診るのではなく、全身を診てそれをカルテに克明に記載すること、それが後々、性暴力被害者支援にはとても大きな意味がある。子どもの場合でも、例えばどういう形で指を入られたと考えられるのかということが問題である場合、それも証明ができるのは産婦人科医師である。証拠採取においても膣内容物を採るだけでなく、最近話題になっている薬物を使った被害等は 24 時間以内であれば尿に反応ができることもあり尿を採っておくこともおこなって

いる。簡易検査もできるが尿を確保しておけば後で科捜研に提出もできるので、血液も含め確保しておくことはとても重要である。またそれら証拠物を保管する専用の冷凍庫が必要で、一般病院のように不特定多数が冷凍庫を開けることの無い病院拠点型ワンストップセンターだからこそ、その証拠能力も担保できる。性暴力救援センター・大阪 SACHICO での警察への通報状況は 43.5%、残りの 56.1%は、「今のところ言うつもりはない。いや、言うかどうか迷っています」という人たちで、だからこそ証拠物を残しておく必要があると言える。

被害者の同意があれば警察への通報、証拠物提出も可能で、それに対しての供述書を書き、カルテを開示し、場合によっては裁判に出て行き、証言するということまで求められることもある。となれば、普通のクリニック、あるいは普通の病院では、なかなか「やりますよ」というまではいかない実情がある。性暴力被害者の診察には時間がかかり、診療には配慮が必要であり、そして基本的な視点として、セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス・ライツということに対する基本的な考え方というものが必要となり、そのための場所というのが拠点病院ということになる。

診察に時間がかかるという点で言えば、例えば 2018 年 7 月の 1 ヶ月間の来所者は 101 人で初診が 30 人、となるとほぼ毎日 1 人来ている計算となる。1 人あたりの平均診療時間は平均 1.5 時間で、1 ヶ月の診療時間にすれば 150 時間となり、これは医師が 8 時間フルタイム労働で週 5 日働くのとはほぼ同じだけの時間がかかっている。こうして計算してみると産婦人科医師 1 人を雇用するくらいの費用がいるということになる。それを保証していくためにも根拠となる法律が必要だと考える。

女性と子どもたちの性と、性の尊厳を守り育てていくためには、社会の中にセクシャル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツといった概念及びその実態をいかに広げるかが問われている。そのために大きな力となる性暴力被害者支援法を制定をすること、これが性暴力なんだということを国として法律として明らかにし、国として法律として被害者を支援できるということが必要であり、その支援の中心になる病院拠点型ワンストップセンターが必要だと考える。

大阪府では、性暴力救援センター・大阪 SACHICO が病院拠点型ワンストップセンターとして松原市にある阪南中央病院の一室を改装し病院と協力しながら運営を続けている。さらに大阪府と協力し大阪府内で 10 協力病院を設定し、病院ごとに研修を行い、性暴力被害者支援に関する土台と軸を共有化し有機的連携を実践している。年 3~4 回すべての協力病院が参加する合同カンファレンスもおこない、対応にばらつきの無いよう具体的事案の検討を必須でおこなっている。証拠物についても、大阪府、大阪府警、大阪地検、性暴力救援センター・大阪 SACHICO で協議し、証拠採取及び保存に対するマニュアルを作成し、それに則り、協力病院で採取した証拠物を性暴力救援センター・大阪 SACHICO 内の冷凍庫で保存するというシステムを構築している。これらシステムを今後も安定して定着させていくために、また各協力病院の負担を軽減していくためにも、やはり根拠となる法律が必要であると考えます。

また現在は連携型で運営せざる得ないセンターも、「県下全部の産婦人科が連携先。どこ行っても大丈夫」という姿勢ではなく、拠点になる病院を作り、その上で有機的連携というネットワークを作り、協力病院間でそのクオリティが保障された対応ができることが重要である。性暴力被害者が日本国内どこであっても安全で安心して回復にむかうためには、「相談場所」という形を作るだけでなく、その対応の品質を保証した「システム」を構築することが何より重要で、そのためには被害者の視点に立った性暴力被害者支援法が絶対に必要なのである。

A-3 米国研修ツアーから学ぶ性虐待被害者支援の対応

主催団体：NPO 法人レジリエンス

協力団体：NPO 法人博多ウィメンズカウンセリング

司 会：西山さつき NPO 法人レジリエンス

発 題 者：中嶋 幸子 NPO 法人レジリエンス

榎木 京子 NPO 法人博多ウィメンズカウンセリング

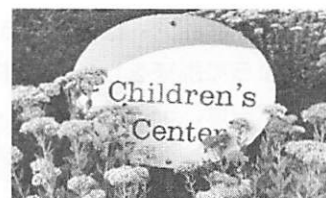
■ Children's Center

この施設は虐待を受けた18歳未満の子どもを守るセンターです。運営は民間団体（非営利団体）がしています。こういった施設はオレゴン州に20か所程度あります。

ここを含め、行政や警察、検察、医療など多機関が子どもを守るために「協力」しています。それぞれの機関の支援には限界がありますが、連携することで子どもをたらい回しにせず、再体験を防ぐこともできます。

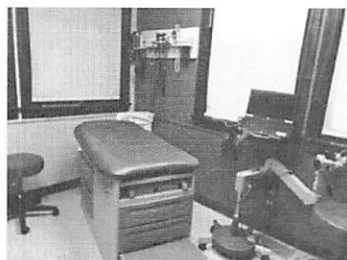
このセンターでは主に4つのことを提供しています。

その4つとは ①Medical Examination、②Forensic interviews、③Family support services、④Prevention & Educationです。今後はこれにカウンセリングの治療を加えます。カウンセリングを加える理由としては、今アメリカでは若年層の自死率が高く、子どもたちの治療が必要だからです。

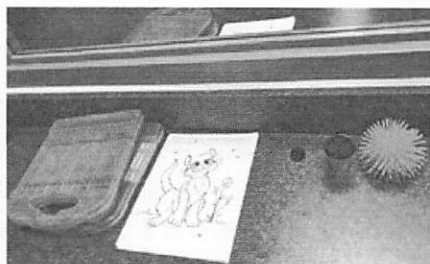


①Medical Examination

医療チェックと診察をします。この診察室には被害を受けた子どもと医師（アメリカで小児科医であるとともに、小児科医の医師会が認める児童虐待専門の研修の両方のライセンスを持つ）、司法面接官が入ります。



ここでは司法面接官がインタビューをして記録を取ります。診察は頭から足の指先までの全身、もちろんプライベートな部分も含めて必要な検査をしています。尿検査、毛髪の検査、X線検査（地域の病院）などその子どもに合わせた検査も実施しています。皮膚の傷などは写真にとりますし、性虐待の場合はビデオを撮ってデータ化することもあります。



診察時には必ずどこまで診察するか子どもが決めるようにしています。この時点で「私の身体は私のもの」ということを自覚してもらうためです。

②Forensic interviews

安全で自然な環境で子どもに司法面接を発達年齢に合わせて行います。そのインタビューは医療従事者、児童保護サービス、法執行機関によって観察、記録されます。子どもにはインタビューをする人以外の人（警察や医師など）が、隣の部屋で聞いていることを伝えますし、子どもがその部屋や聞いている人たちに会いたいと言えば紹介します。またこのインタビューで話したことはすべて録音されていることも伝えます。

面接前にはルール（わからないことは「わからない」と伝える。「もしかしたら～だったかも」という風には言わない。言いたくないことは言わなくていい。）を伝えます。インタビュアーはオープンクエスチョンで子どもが自由に自分の言葉で話ができるようにします。また人形（指で指し示すなど出来るように）など様々なツールを使います。（※人形には年齢、ジェンダーや肌の色など様々なパターンがあります）

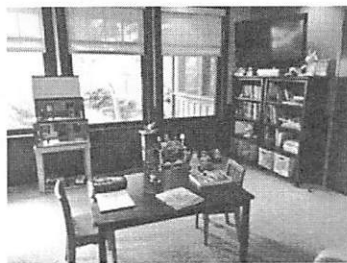
面接室には、粘土や塗り絵などが用意されており、出来るだけ子どもが緊張したり解離したりすることを少なくできるように工夫してあります。

このセンターではインタビュアーが外部から子どもへの質問の指示を受けるようなイヤホンを着用しません。

インタビュアーはそういうことをしないでいいように訓練をしています。同時にインタビュアーは、子どもの知的レベルや発達、理解力、言語レベルなどを十分に理解しています。

インタビューが8割程度終わったところで、子どもに「ちょっと隣の部屋（鏡の裏の部屋）

の人に質問がないか聞いてくるね」といって質問があるかどうかを聞きに行くことをすることもあります。



③ Family support services

保護者本人の申し出によって専門家により感情的なサポートや教育、地域でのサービスにつなぐなどを行います。当事者の子どもに関係する人であるならば（保護者でなくても）誰でもサービスを受けられます。

子どもがこのセンターで診察やインタビューが行われている間に保護者（非加害）がファミリールームでファミリーサポートのスタッフにこれまでの経緯を話したり、今子どもには何が行われているか、今後についてどう進んで行くのか、どういった影響があるのか、治療やサポートが受けられるのかなどの説明を受けます。このセンターを出る時にはある程度のイメージを持ってもらえるようにします。また今後カウンセリングの治療が行われるにあたって、カウンセリングのあとの子どもへの対応や距離感などの情報提供も、カウンセラーから受けることができます。

④ Prevention & Education

アメリカでは毎年 40 万人の子どもたちが性虐待の被害にあっています。

18 才までには 10 人に 1 人が被害にあっています。被害にあった子どもは被害にあっていない子より何倍もアルコールや薬に依存する可能性があり、学校を中退するのは 2 倍に増えます。性虐待の影響は長期的で多様な範囲にまで及ぶことが、ACE 研究で分かっています。

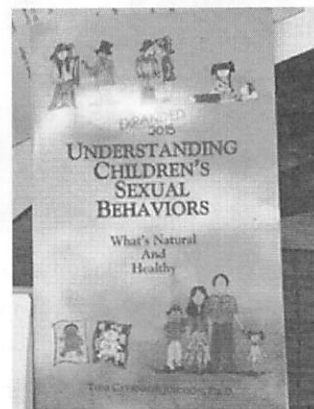
こういった状況を防ぐために、このセンターでは、コミュニティにとって我々がどういうリソースになれるか、どう手をつないでいくか、何が必要かなどを考え、コミュニティをどう教育し、児童虐待の防止につなげるかを考えています。それは一人の人間ではできません。多くの人とかかわっていくことが必要

です。ですので、様々な会議でプレゼンもしますが、地域でのイベントなどに出向くなどいろんな啓発活動を行っています。一人でも多くの人に問題意識を持ってもらうために情報発信をしていく必要があるからです。

アメリカでは、Erin's Law という性虐待防止教育をする法律があります。オレゴン州は 24 番目に制定されました。幼稚園から高校卒業まで一人につき 4 回その教育プログラムを受けることになっています。

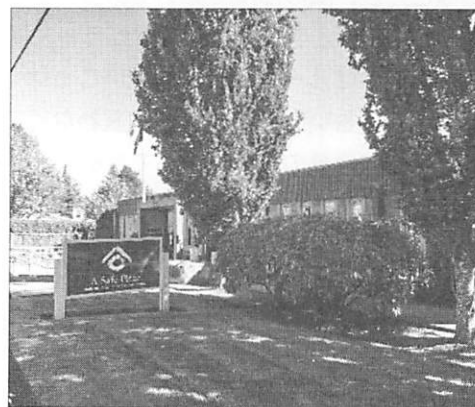
教育するのは保健の先生、教師、カウンセラーなどですが、このセンターから講師派遣もしています。

また子どもに理解してもらうだけでなく、もちろん大人にも理解してもらうためにプログラムを行っています。そのプログラムはサバイバーが体験を語るビデオを見たり、ワークブックを使用して話し合う等 3 時間のワークショップを英語とスペイン語で実施しています。大人が性虐待の知識を得るだけでなく、そういった会話ができる、そこで使う言葉を知るといことは、私たちの社会を変える要素にもなります。



■ A Safe Place

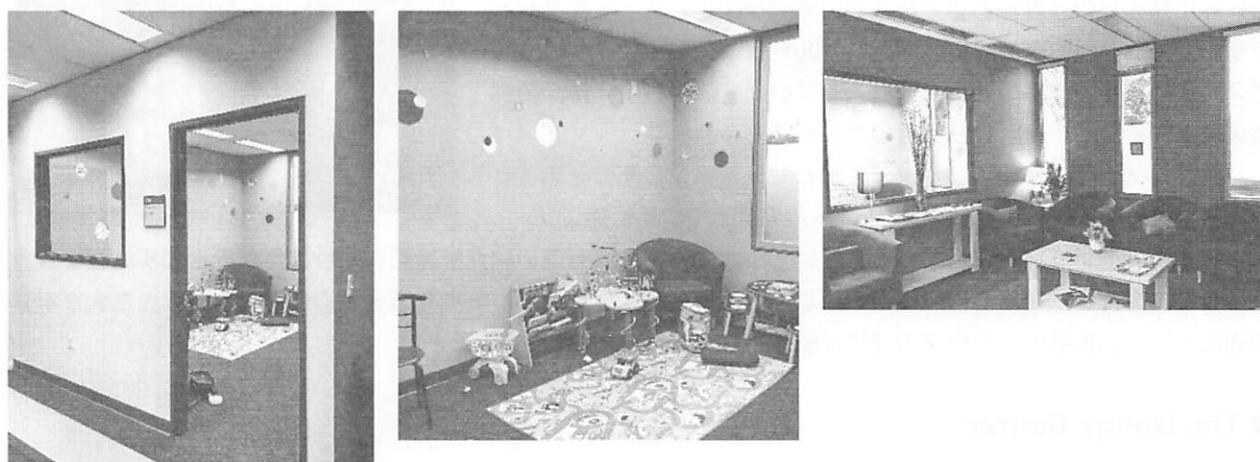
A Safe Place は、DV、性暴力、高齢者虐待の当事者がサポートやサービスを受けることができる施設です。米国内に 130 件以上設立されている FJC（ファミリージャスティスセンター）のひとつです。コミュニティにある他の支援団体、組織との連携や、法的なサービスも提供しています。警察もこの中にオフィスを持っています。当事者が必要としているもの全てが一つの場所で供給さ





れます。全米ではさまざまな FJC があり、どこが主導権をとるかはセンターによって異なります。A Safe Place は郡の警察が主導権を持っています。当事者が安全を感じ、尊重されるように配慮しています。サービスは無料で提供されます。

大変な思いをしてきた人たちがやっとの思いでたどり着く場所なので、できるだけ温かく受け入れる姿勢を心がけています。このキッチンではコーヒーを飲んだり、寄付のパンなどを持ち帰ることもできます。



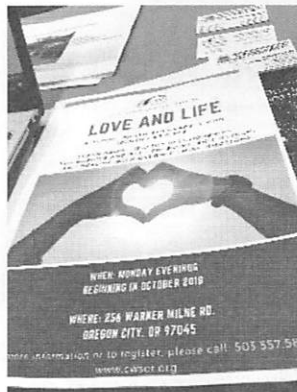
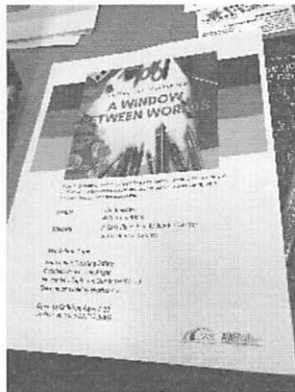
子どもたちが遊べる部屋もあります。子どもたちの部屋は待合室から眺めることがき、子どもを見守りながら過ごすことができます。部屋の装飾品や壁の色などについて、トラウマを経験した人の多くがどういものに対してどう感じるかを考え選んでいます。元警察の施設を利用しているため壁の色は無機質な感じでしたが、温かみのある紫に塗りかえました。インテリアにはなるべく自然のものや木材を使っています。特定の場所を思い出すことがないように配慮しながら、自然で落ち着くものを飾るようにしています。



接近禁止命令の申請がビデオリンクで行うことができます。当事者はここから一步も外に出ることなく、この施設の中のビデオを通して裁判所とつながり申請をすることができます。当事者が裁判所に行く負担を減らすことが可能になります。毎日 13 時にビデオを通じてやり取りをして、最大 1 時間くらいで接近禁止命令が発行されます。

様々な連携をする DV や性暴力支援の NPO 法人も施設の中に入っています。予防教育などを行う NPO は、この地域内の中





学校や高校に出向いてワークショップを開催しています。ヒスパニック系の方向けにスペイン語でのサービスを行っている NPO 法人もあります。警察官のいる部屋はあえて建物の裏の方にしています。入口の近くに警察官の部屋があると当事者の緊張が高まることもあるためです。カウンセリングやピアサポートグループやアドボケートのサービスもあります。検事のオフィスも入っています。被害者支援、高齢者虐待被害者支援、生活自立支援のサービスもあります。

パソコンは自由に使えて、セッションとセッションの間に見ることができますし 家も自由に探せます。メールのチェックも可能です。

スタッフの顔写真と名前は掲示されていて、次に会うスタッフの紹介や確認を行うことができます。次に会うスタッフの名前と顔を事前に確認できることで、緊張を和らげたり、負担を減らすことができます。さまざまな場面において当事者のトラウマの症状に配慮した工夫がみられます。



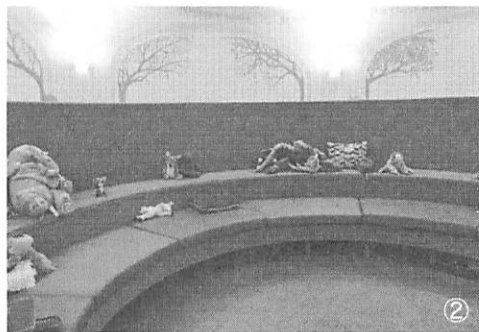
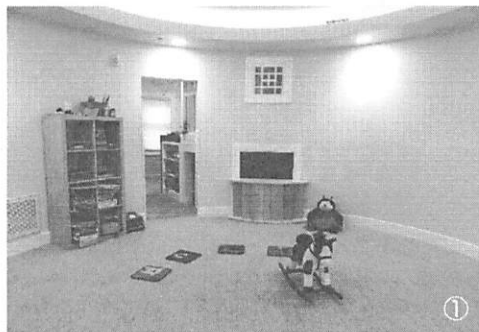
■ The Dougy Center

1982 年に設立されたアメリカ北西部オレゴン州ある全米遺児遺族のためのグリーフサポートセンターです。
<http://www.dougy.org/>

大切な人と死別した子どもたちのグリーフワークをサポートする施設です。

グリーフは死別、喪失体験をした後のとても自然な感情や反応です。グリーフの過程においてサポートがあることにより、1 人 1 人がグリーフに向き合い、回復への道を進み、癒されていきます。

ダギーセンターに来ると、毎回必ずオープニングサークルをします。みんなで輪になり自分の名前と、誰が亡くなったのか、どうやって亡くなったのかを語ります。年齢別に話をする場が設けられています。オープニングサークルが終わった後、子どもたちは自由に過ごします。様々な部屋が用意されています。



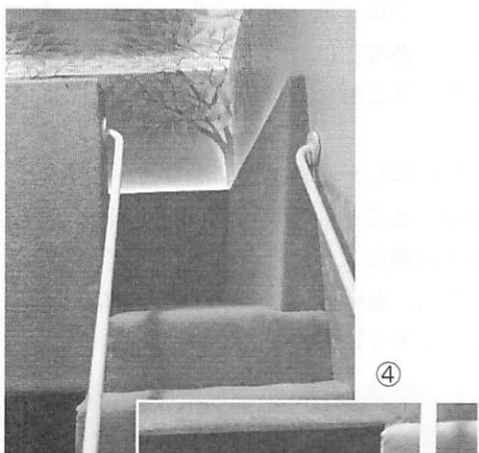
①この部屋は一番幼い3歳～5歳の子どもたちの部屋です。

②小学生のためのトーキングルームです。この部屋は神戸のレインボーハウスを参考にして丸い形の部屋になっています。子どもたちが話す際に、トーキングスティックを使っています。トーキングスティックの儀式的背景にはアメリカのインディアンの文化があります。トーキングスティックを持っている人の話を聞く、その人の話を尊重するという意味があります。エネルギーが有り余っている子どもたちのために少し重たいブランケットを用意しています。体に重みを加えることで気持ちが落ち着くことがあります。膝の上にかいたりジャケットのように肩にかけることができます。



③ 13歳～18歳の子どもたちはこの部屋で話をします。この年齢になると外で遊ぶより部屋でみんな話します。

10代の子どもは、自分で歌を作る、亡くなった方の一番好きだった歌を演奏する、または自分がグリーフの過程ですごく癒しを得た音楽を弾いたりもします。音楽は特に10代の子どもたちにとってとても大事です。



④ この部屋の階段の上には鳥の巣のような場所があって、そこまで登っていくこともできます。下には洞窟のような場所があります。小さい子どもたちの部屋からつながっています。

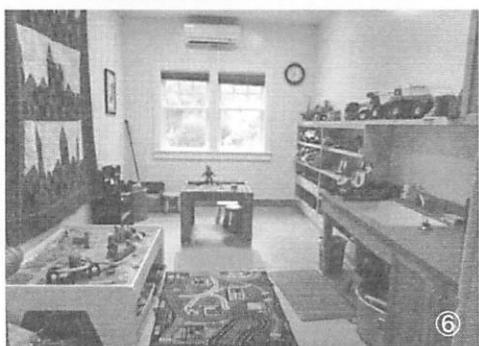
⑤ この部屋は音楽室です。打楽器がたくさん置いてあります。グリーフを感じている時はとても大きなエネルギーを発散する必要があります。その大きなエネルギーの発散の方法が悪い態度や行動に行かないように、ポジティブな楽しい事でそのエネルギーを発散できるようにと考えられています。

⑥ ここは小学生以下の子どもたちが遊ぶプレイルームです。小さな砂場があります。子どもは遊びを通して自分が置かれている状況や世界を理解しようとします。砂場には、棺おけ、がい骨、墓石などの小道具もあります。人形を砂に埋めて砂から出して生き返らせる遊びをする子もいます。恐竜などの強いオモチャと遊びたがる子もいます。自分が強くなった気分になれるのかもしれませんが。子どもたちが愛する人をなくした時に、コントロールできない出来事だと感じます。癒しの過程では、自分がコントロールをとりもどせる、自分に力があるんだという自信を持つことも必要です。

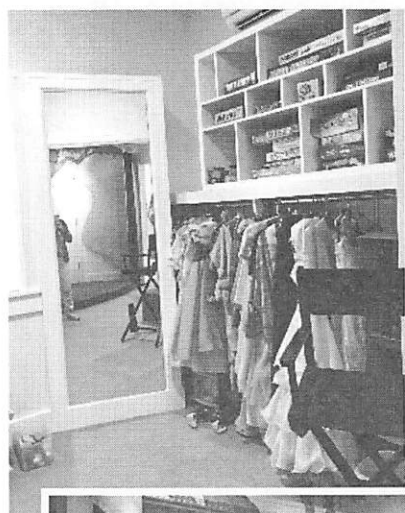
子どもたちに自分のやりたいことを選ばせることを大切にしています。その遊びが何らかのグリーフにつながっているのです。子どもたちの行動や遊びは、グリーフの過程においてとても重要なプロセスだと思い、信じて見守ることをしています。



⑦ 火山の部屋と呼ばれている部屋です。この部屋にあるものをパンチやキックしてエネルギーを発散することができます。部屋の中もあるものはすべて柔らかくしてあります。子どもたちはサンドバックを角に立ててよじ登り、そこから飛び降りたりします。ある女の子がそのサンドバックに登ってっぺんから「ジャンプすべきかしら、ジャンプすべきかしら」と何回も繰り返していました。お母さんがビルから飛びおりてしまった子だったのです。彼女にとってはビルの上に立ったお母さんのことを思い、母親がどういう気持ちでそこにいたのか、なぜそういうことをしたのかを、自分なりに理解しようとしてやっていたのかもしれません。

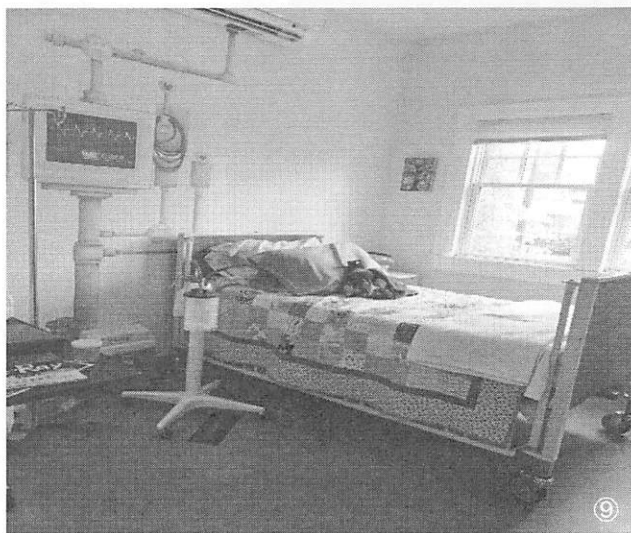


⑧ 劇場の部屋です。子どもたちは自分が経験している喪失体験、グリーフの話を演技を通じて表現することがあります。たくさんの衣装を用意しています。スーパーヒーロー系の衣装もたくさんあります。ウエディングドレスを着て、自分のお父さんかお母さんがいないという現実の中で自分はどんな結婚式をするのかと、将来の自分を演じることもあります。自分で語らなくて済むようにパペットに自分の気持ちを語らせることもあります。



⑨病院の病室のようにになっている部屋です。ある10歳の女の子はお母さんをガンで亡くしました。お医者さんがお母さんの治療をしてくれたが、お母さんが亡くなってしまったというのは理解しています。しかし心の中では納得できませんでした。彼女はこの部屋でお医者さんになり、スタッフが患者になります。毎回患者が治るように彼女は治療をします。「この注射をしたら治りますよ」「この薬を飲むと治りますよ」などと毎週そのような遊びをしました。それを繰り返したある日、頭の理解と心の理解が一致し、つながるものが彼女の中にできました。その時にその患者役のスタッフに、彼女は「ごめんなさい、もうあなたを治療できません。あなたは死にます」と伝えました。このような遊びを通じて、子どもたちは自分の現状を理解しようとしているのです。

死別だけではなく喪失を経験したときに誰しもグリーフを感じます。虐待や暴力を経験することも喪失体験となります。周囲の人たちが、虐待や暴力経験によってもグリーフが起きることを理解することができたら、当事者の人たちはそのグリーフを自然なものとして処理をしていくことが可能になります。



A-4 DV 離脱後のサバイバーを日常的に支える仕組みづくり

主催：団体特定非営利活動法人いくの学園

司会・発題者：いくの学園スタッフ、雪田樹理（いくの学園理事長、途中からの参加）

参加人数：84名

今回いくの学園として久しぶりに分科会を持たせていただいた。

当日は支援者・関係者だけではなく、当事者の方の参加もあり、Q&A やアンケートを通し、様々な意見をいただきました。

中でも多くみられた意見としては、

「暴力を受けたあとの生活を支える取組みの中で、障害福祉制度が活用できるという事に気付かなかったが、

そういう場所が必要だと思う」という意見が圧倒的に多かったように思います。

ただ、同時にサバイバーが「障害」として自分自身の状況を受け止めることや、制度を活用することのハードルの高さなど、障害福祉制度を使うことの難しさを感じる意見も多かったように思います。

私たちも障害福祉事業所としてスタートを切ったのですが、やはり同じような思いを抱えながら日々活動をしています。

前日の講演などでイスタンブール条約や、シンガポールの行政のサポート体制の状況を伺い、本来は障害福祉支援制度ではなくDV支援策としてこのような支援を国が保障することが必要であると改めて実感しました。

同じような思いを持った支援者が全国にいることを感じられる分科会で、私たちも力をもらうことが出来ました。

※この資料は、当日の配布資料の抜粋を掲載しています。



・ 全国シェルターシンポジウム
・ 2018in札幌 <分科会A-4>

分科会A

**DV離脱後のサバイバーを
日常的に支える仕組みづくり**

特定非営利活動法人 いくの学園

ホームページ <https://www.ikunogakuen.org/>

いくの学園について

☑ 婦人保護施設から民間シェルター（1998年～）へ
運営は、会費・カンパで運営（委託費以外の公的支援なし）

☑ 活動内容

- ・ 相談支援事業（電話相談・法律相談・カウンセリング）
- ・ シェルター（緊急一時保護）事業
- ・ ステップハウス（中・長期自立支援）事業
- ・ 退所者支援事業・生活回復支援事業
- ・ 広報、啓発事業

*この活動を
支えてください。*

退所者支援から回復支援事業へ

- ☑ DV被害当事者の自立支援に関する調査報告書
「482人の声を聴きました」（2009年11月発行いくの学園実施）
- ☑ いくの学園利用者の「お台所」の利用
- ☑ いくの学園の電話相談（ホットライン）への相談
「行けるところがない」「理解してもらえない」
- ☑ 相談者には「暴力被害の後遺症」と感じる共通点がある
- ☑ いくの学園退所者以外にもニーズがある
- ☑ 継続した、しっかりとした関わりが必要
- ☑ 実施するには人件費と財政確保が必要

☑ 当事者が困っている事

- ・ 自分をうまく語れない・伝えられないために、医療機関や役所とうまくいかない。制度につながりづらい。
- ・ すぐに疲れて物事を続けられない。外にも出たくない。
- ・ パニックになってしまう。日常生活がうまくできない。
- ・ 男性が怖い。暴力のこと聞かれるのがしんどい。
- ・ NOが言えない、人とうまく付き合えないけど、友達が欲しい。

→ 孤立 行けるところがない、他の作業所に行ったとしても続けられない、こんな自分がいや、しんどい、眠れない、外に出られない、生きることがしんどくなる。

→ 暴力の事について理解ある行き場所が欲しい！

人との安全な関わりが出来る場が必要

回復支援事業=まいふれいす でしたいこと

- 1、女性が安心して通える場所
- 2、人との関わりがあり、練習もできる場所
- 3、「暴力の後遺症」という視点の支援
- 4、その人のペースと「自分で選択していく」を大切にする場所

→ 「その人の回復」につながる場所

「障害福祉サービス」って？

障害福祉サービスの種類（介護給付・訓練等給付）

- ・ 介護給付・・・ホームヘルプ・ショートステイ等々
- ・ 訓練等給付・・・居住支援（グループホーム等）
自立訓練（機能訓練・生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援（A型・B型）
共同生活援助（グループホーム）

利用者の利用日数に応じて、訓練等給付を受け取る

<詳しくは厚生労働省「障害福祉サービスについて」をご覧ください>

自立訓練（生活訓練）って？

「自立した日常生活または社会生活ができる

よう、一定期間、生活能力の維持、向上の

ために必要な支援・訓練を行う」

＜厚労省HP「障害福祉サービスの体系」より＞

▶ 7

サバイバーって精神障害者なの？ ①

☑ 加害者から離れて安全になって、元気になるはずだった。
こんなはずじゃなかったのに……

夜眠れない、怖い夢を見る
人の目が気になり外に出るのが怖い
加害者に見つかりそうな気がして不安
漠然と不安、孤独感
様々な書類が読めない、書けない、理解できない
掃除、洗濯、かたづけができない
料理やお風呂に入るのが困難になってしまった
できるはずのことがどうしてできないのか
考えがまとまらず、頭の中でぐるぐる回り、決められない

▶ 8

サバイバーって精神障害者なの？ ②

- ・パニックをおこしてしまう
- ・電車等交通機関の利用をしにくい
- ・広い場所、狭い場所が怖い
- ・人混みに行くとしんどくなる
- ・音や声に自分でもびっくりする反応をしてしまう
- ・朝になってみないと、その日の体調がわからない
- ・人とうまくコミュニケーションができない
- ・役所やいろいろなところで怒りが止まらなくなってしまう
- ・依存症がある（アルコール、薬物、過食・拒食、窃盗他）
- ・生きていることがつらい、価値がないと感じ死にたくなる
- ・リストカット・オーバードーズをしてしまう などなど

～ 日々をすごすことが大変 ～

▶ 9

サバイバーって精神障害者なの？ ③

加害者と一緒にいた時だけが、加害者と離れて安全になった
からこそ出てくることもある。

→ おかしい人？ おかしくなった？

周りも、本人もそんなふうに感じてしまうことがある

サバイバーによくある症状は……

「暴力の後遺症」であることがある

PTSD、トラウマ という視点

▶ 10

サバイバーって精神障害者なの？ ④

PTSD とは……

米国精神医学会診断統計マニュアル第5版(DSM-5)の
基準によれば、PTSD(心的外傷後ストレス障害Post-
Traumatic Stress Disorder)とは、実際にまたは危うく死
ぬ、深刻な怪我を負う、性的暴力など、精神的衝撃を受
けるトラウマ(心的外傷)体験に晒されたことで生じる、特
徴的なストレス症状群のことをさします。

＜日本トラウマティック・ストレス学会HPより＞

▶ 11

サバイバーって精神障害者なの？ ⑤

PTSDの主な症状と診断 ①

☑ 侵入症状

トラウマとなった出来事に関する不快で苦痛な記憶が突
然蘇ってきたり、悪夢として反復されます。また思い出した
ときに気持ちが動揺したり、身体生理的反応(動悸や発
汗)を伴います。

☑ 回避症状

出来事に関して思い出したり考えたりすることを極力避け
ようしたり、思い出させる人物、物事、状況や会話を回避
します。

＜日本トラウマティック・ストレス学会HPより＞

▶ 12

サバイバーって精神障害者なの？ ⑥

PTSDの主な症状と診断 ②

☑ 認知と気分の陰性の変化

否定的な認知、興味や関心の喪失、周囲との疎隔感や孤
立感を感じ、陽性の感情(幸福、愛情など)がもてなくなり
ます。

☑ 覚醒度と反応性の著しい変化

いらいら感、無謀または自己破壊的行動、過剰な警戒心、
ちょっとした刺激にもひどくビクッとするような驚愕反応、
集中困難、睡眠障害がみられます。

上記の症状が1ヵ月以上持続し、それにより顕著な苦痛感や、社会生
活や日常生活の機能に支障をきたしている場合、医学的にPTSDと診
断されます。

＜日本トラウマティック・ストレス学会HPより＞

▶ 13

サバイバーって精神障害者なの？ ⑦

☑ 「複雑性PTSD」(ジュディス・ハーマン氏)

心的外傷後ストレス障害(C-PTSD)長期反復のトラ
ウマ体験によるPTSD……DVや虐待など

＜ 症状 ＞

感情調整の障害、解離症状、身体愁訴、無力感、恥、
絶望、希望のなさ、永久に傷を受けたという感じ、自己
破壊的および衝動的行動、これまで持ち続けてきた信
念の喪失、敵意、社会的引きこもり、常に脅迫され続
けているという感じ、他者との関係の障害、その人の
以前的人格状態からの変化など。

▶ 14

サバイバーって精神障害者なの？ ⑧

- ☑ 「暴力の後遺症」の視点でサバイバーの状況を見ると……
- ・PTSDは、暴力の状況に置かれていたからこそでてきた症状＝異常な状況に対する正常(当たり前)な反応
 - ・人や社会は、予測のつかない、不安と恐怖の世界のように感じてしまう。家の中ですら、フラッシュバックのトリガー(お風呂、台所、テーブル、ソファ、ドアの前、冷蔵庫の前等々)がいっぱいあって、安全に感じられない人もおられる。
 - ・何かを考えようとしても、頭の中が「ぐるぐる回る」ようになり(人によって「ぐちゃぐちゃ」「真っ白」など表現は様々)考えられなくなり、決められない。自分がない人のように見られる。
 - ・日常のちょっとしたことに反応してしまう。怒りが止まらなくなる。自分自身への信頼感が無くなっていく。

▶ 15

サバイバーって精神障害者なの？ ⑨

- ・思い出したくないシーンや加害者が出てくる夢を見るから夜眠りたくない。眠れない。昼夜逆転。弱い睡眠導入剤では効かない。でも強い薬を飲むと次の日起きれなくなる。薬の服用が止められなくなるのも怖い。
- ・「子ども虐待と脳の発達」友田明美氏
発達障害のように見えると言われることがあるけれど、児童虐待によるトラウマは、子どもたちに重篤な影響を与え、その発達を障害するように働くことがある。そしてそれは、従来の「発達障害」の基準に類似した症状を呈する場合がある。
- ・発達を生きることがトラウマの連続(大久保圭策氏)
発達障害があったり、敏感な子どもは被害にあいやすい。発達が先か暴力の影響が先かわからないこともある。

▶ 16

サバイバーって精神障害者なの？ ⑩

☑ 「精神障害者と言われたくない」という思い

- ・どうして、自分のせいではなく加害者のせいでこんなにしんどい思いをしないといけないのかという加害者への怒りと状況への理不尽さ。
- ・内面化された障害者へのスティグマ
(これも、加害者から植え付けられたものもある。生活保護制度・母子家庭・貧困・低学歴などなどについて)
- ・一般就労をし、暴力にあう前の普通の生活がしたい。
なので、お薬を飲むと止められなくなるのが怖い。
お薬を飲まずになんとかしたい。

☑ 複雑性PTSDの症状とみると理解できることがたくさんある

▶ 17

障害福祉サービスを利用する訳は？

- ☑ 安定した場所と、継続して専従できる職員の確保のために経済的収入源が必要
- ☑ 多くのサバイバーが、時には薬の力を借りることも必要な状況がある。
- ☑ 家事援助や同行支援、日常的に通所できる場所等、利用できる制度がある。
- ☑ 既にたくさんの事業所があるが、利用者の多くが男性で、スタッフも暴力の後遺症への理解がなく通えない。

▶ 18

まいふれいすが抱える課題

- ☑ 毎日の通所が難しく、日によって通所人数の差がある
- ☑ 利用者さん同士が慣れるのに時間がかかる
- ☑ 来ることで精いっぱい、プログラムまで参加できない
- ☑ 身体の変化に敏感で、変化が不安につながる
- ☑ サービス受給者証の申請から取得、契約まで時間がかかる
- ☑ 自治体による手続きや制度に差がある
- ☑ サバイバー自身の不安感から関係機関との連携が難しい
- ☑ 地域に暴力の後遺症への視点がないために連携が難しい
- ☑ 宣伝が難しく、また理解が得られにくい
- ☑ スタッフの育成に時間がかかる
- ☑ 自立訓練(生活訓練)の利用には2年の期間制限がある

▶ 19

まいふれいすで感じた利用者さんの変化

- ☑ スタッフとしか話ができなかった人が、他の利用者さんと会話をするようになった。
- ☑ 自分の話しかされなかった人が、他の人との会話のキャッチボールをされるようになった。
- ☑ 身体を使う、アート系のプログラムを避けてこられた人が、参加される中で自分を表現されるようになった。
- ☑ 表情や体が硬く感じられた人が柔らかく見えるようになった。
- ☑ 自分自身の気持ちを、帰らずに居続けながら調整しておられる。
- ☑ 調停等、しんどい状況の予定がある時に、これまでならしんどくなり、フラッシュバックを起こしたり、家から出られなくなっていたが、まいふれいすに来て過ごすことで「ぐるぐる感が減っている」そうである。

☑ 時間はかかるけれど少しずつ、その人なりのペースで変わられている。
それに気づける関係性を大切にしたい。

▶ 20

まいふれいすが考える「DV離脱後のサバイバーを日常的に支える仕組み」とは……

- ☑ サバイバーが安心でき、継続的に利用できる場所がある
本人負担が少なく、仲間がいて、ほっとできて、帰る時に少し笑顔が増える日常的に利用できる場所
- ☑ サバイバー自身の選択を大切に「選べる支援策」がある
PTSDやトラウマに対してのプログラムが安心して受けられる
- ☑ 安定した日常生活をつくるための、暴力の後遺症の視点を持ったところ、相談ができるところが複数ある
(役所、病院、各種サービス機関、就労支援機関、お店etc)

☑ 日常生活の安定が大切 ～ 一つの機関ではできない

▶ 21

提言

- ☑ 障害福祉サービスの自立訓練(生活訓練)の利用期間の制限の撤廃もしくは延長
- ☑ 社会に「暴力の後遺症」の視点を広める
- ☑ 「暴力の後遺症」を抱えた人のための回復支援制度の創設。
・医療以外のPTSD・トラウマ治療プログラムの費用の負担軽減
・日常的に通える「居場所事業」を経済的援助等々

▶ 22

A-5

若者層への DV 予防教育の内容紹介と効果

—高校、大学での結果から—

担当団体： 酪農学園大学

司 会： 須賀朋子 酪農学園大学 食と健康学類准教授

発 題 者： 須賀朋子 酪農学園大学 食と健康学類准教授

塩田真弓 北海道深川東高校 養護教諭

高橋飛鳥 酪農学園大学 大学院生

社本麗南 酪農学園大学 大学院生

参加人数： 62名

1. 目的

本分科会では、若者層に「DV 予防教育」を行うことは意義があることを、研究結果のデータを元にして示すことを目的とした。

2. 内容

深川東高等学校全校生徒 116 名、酪農学園大学教職課程学生 353 名に、DV 予防教育プログラムを行った。プログラムの内容は、「授業で活用できる高校生のための DV、デート DV 予防教育プログラム」(須賀朋子著 かりん舎 2017) を参照して頂きたい。

DV 予防教育プログラム後の高校生と大学生の効果を、以下に示していくこととする。

図 1 は、「デート DV について知りたいと思うか?」という質問に事前は「あまり思わない」が 40.2%と高かったが、授業後は「デート DV について知って良かった」と回答した生徒が「そう思う」、「少しそう思う」が 98.3%と高くなった。

図 2 においては、「デート DV は自分に関係があることか?」という質問に対して、授業前から、高校生は「そう思う」、「少しそう思う」が 67.5%と高く、授業後も「そう思う」、「少しそう思う」66.4%と高い値を保持した。

図 3、4、5 は「交際相手との間で次のような行為 (1. 殴ったり蹴ったりする、2. 怒鳴る、3. 長時間無視する、4. メールチェックや友達づきあいを制限する、5. 交際費をいつも払わされる、6. 避妊に協力しない) があったとき、その行為を暴力だと思いますか?」の事前事後の統計比較である。全項目が、授業を受けたことにより、「暴力である」という認識が有意に上がった。

この結果から、デート DV 予防教育を高校生に行うことは、意義があることが示された。

図 6、7 は、大学生への DV 予防の授業の効果を、事前、事後、6 か月後で、統計的に効果があることを示した。

図 6 の「DV は身近に起こるものである」も図 7 の「DV 加害者は暴力を振ったあと、謝るが、再び暴力を振ることが多い」の両方の質問で、授業前と授業後に有意に効果があらわれ、6 か月後も認識が持続していることが示された。

これらの報告を聞いて、参加者から、高校生への DV 予防の効果に関する質問がされた。

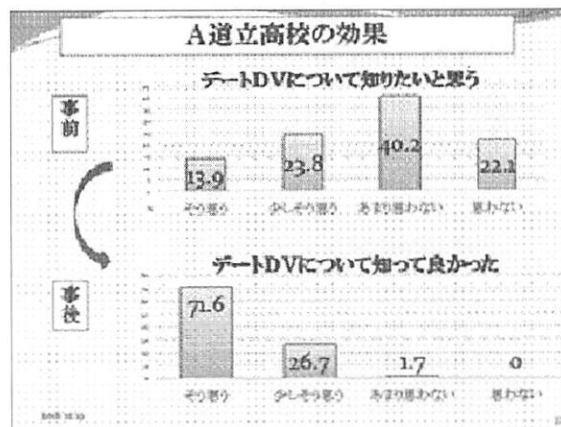


図1 高校生の前後比較①

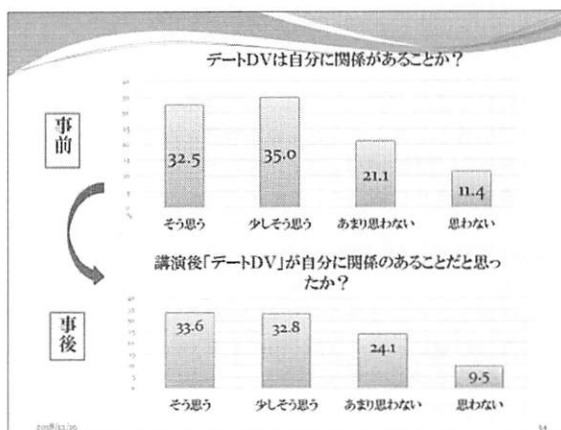


図2 高校生の前後比較②

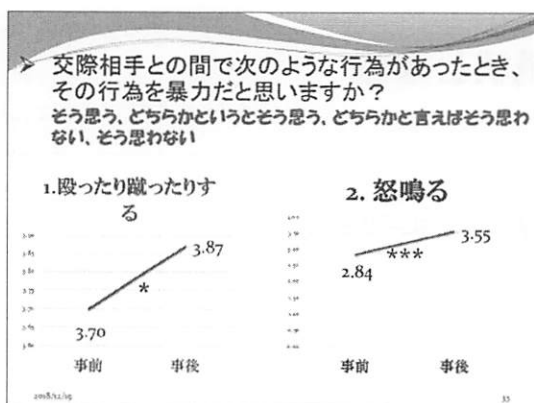


図3 殴ったり蹴ったりする。怒鳴る。

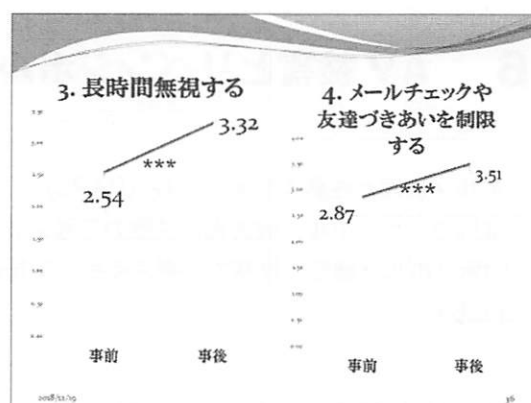


図4 長時間無視する。友達づきあいを制限する。

深川東高等学校の塩田養護教諭から、実際に、デートDV予防教育の授業後に、生徒から、「自分の行動はDVですよ」という話があり、その後、気をつけるようになったという報告がされた。

また大学での効果について、大学院生の社本麗南、高橋飛鳥から、授業を受けた人は、「自分がされていたことがDVなのではないか、と気づく人が増えた」、「DVの話を話題にする人が増えた」という報告がされた。

参加者は、和歌山県や東北など、多くの方が集まり、各々の地区で、高校生へのデートDV予防教育が、少しずつ行われていることの意見交換がなされた。

しかし、「依頼する側は、どこに講師の依頼をすればよいかわからない」、「デートDV予防教育の授業を行ってもらうための予算がない」など、率直な意見が出された。

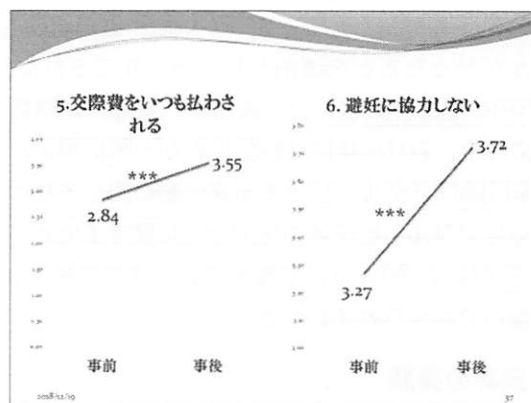


図5 交際費をいつも払わされる。避妊に協力しない。

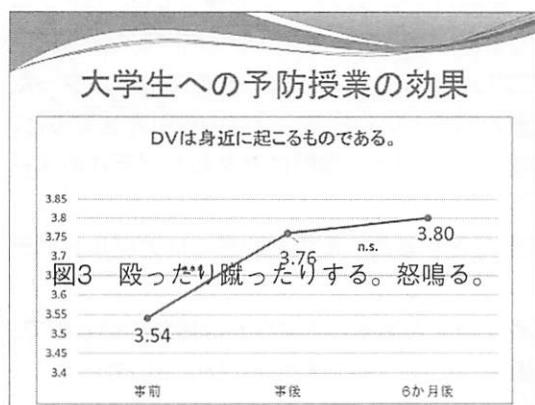


図6 DVは身近に起こるものである。

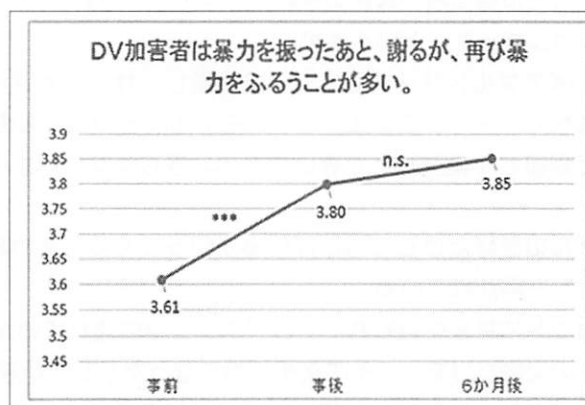


図7 DV加害者は暴力を振ったあと、謝るが、再び暴力をふるうことが多い。

また、東北の方から「デートDV予防教育は、高校生では遅く、中学生、小学生段階から必要ではないか」という提案がされ、発案者（須賀）から、予防教育の効果は、統計的にも高校生より中学生の方が高いことが報告された。札幌市では、男女共同参画課が、市内の中学校でも導入依頼をはじめているため、数校の中学で行われたことを報告した。

分科会のなかで、エンパワメントかながわの阿部さまより、「デートDV防止全国ネットワーク地域フォーラム2018」のチラシも配られ、説明があった。DV予防について、日本全国で連携と情報交換の必要性があることを、皆で確認することができ、あっという間の2時間であった。

(文責 須賀朋子)

A-6 AV 被害とリベンジポルノの現状と課題

主催団体：ポルノ被害と性暴力を考える会（PAPS）

発題者：金尻カズナ（ポルノ被害者と性暴力を考える会 支援チーフマネージャー）

司会：岡恵（ポルノ被害と性暴力を考える会 支援員）

参加者：約26名

1. ポルノ被害と性暴力を考える会＝NPO 法人 PAPS

PAPS は 2009 年に啓発活動団体として発足し、2012 年から相談活動を開始した。2012 年、2013 年の相談件数は各 1 件であったが、2014 年に、翌日出演するのがアダルトビデオ（AV）だとわかった女性が撮影現場に行かなかったことを理由として申し立てられた、プロダクションからの女性に対する損害賠償請求裁判（2,400 万円の違約金請求）で、被告側（女性）が勝訴したことにより、同じような経験をした女性から相談が入るようになり、2015 年には相談件数が一気に増えた。

2015 年以降はアダルトビデオ出演依頼に関してだけでも 100 件の相談が寄せられるようになった。

相談内容はアダルトビデオの出演強要に関するだけでなく、リベンジポルノ、児童ポルノ被害、風俗店を辞めさせてもらえない、知人からの売春強要、アダルトチャット（監視カメラのついた部屋で、ライブでお客の相手をカメラ越しでさせられる）などがある。

2. AV 業界の実態

相談の中で最も多いのがアダルトビデオに関するもの。アダルトビデオについては、以下のプロダクションと個人営業の 2 種類に分けられる。

① AV プロダクション

ほとんどの相談者の被害の経緯は、スカウトされていたり、錯誤のある広告を見て応募したら、AV プロダクションだった、というもの。

例えばアダルトグッズモニターを募集したサイトを通してプロダクションに行く。そこではモニターだけではなく、トークモデル、パーツモデルなどのモデルの仕事があるといわれる。会社の取引先を見ると、テレビ朝日とか集英社とか書いてある。怪しくないと思って営業周りで行く場所はアダルトビデオのメーカー。

モデルの登録だけしておけば仕事が回ってくると言われて登録をすると、その契約書にはアダルトビデオを含むと書かれている。

スカウトに甘言を言われてプロダクションに連れていかれるケースもある。スカウトは慣れているので、ラインの交換だけをし、その後相談役になったりして信頼関係をつくり、プロダクションについていく。

プロダクションに行くと契約書にサインをさせられる。そこには『自分の意志でヌード撮影（アダルトビデオを含む）を決意し』との文言がある。アダルトビデオはできる子がやればいい、と言われる。しかし契約書を読んだ後に「女性が出演業務を拒んだ場合プロダクションに対してそれによって生じた一切の損害について賠償しなければならない」ということを強調される。これをもとに仕事が断れなくなる。

さらに英文の細かい字の契約書にサインをさせられる。これは無修正のビデオを海外でアップするための契約書。

多くの被害者は上京したての大学生。高額で自分の時間に合わせてシフトを入れられるバイトを検索すると AV につながるサイトにつながる。AV 出演強要されて出演し、そのビデオの消費者が家族や上司、同僚同級生だったりする。このため退学や退職を余儀なくされるケースもある。その結果ますます孤立し、相談相手がスカウトやマネージャーだけにならざるを得なくなり、マインドコントロールされる。カルトのような場所だったと、ある相談者は言っていた。

②個人運営のサイト

錯誤のある広告や SNS を利用してスカウトする。「かわいくとった写真上げます。学生の子も安心です。エロい感じのものはありません」という内容。

最初は普通のポーズで写真を撮るが、徐々に脱ぐことを言われ、その場でレイプされ、そのまま撮影されてしまう。その後の撮影に来るように言われ、断ると違約金を母親に請求すると言われる。それはやめてほしいと言うと、学校に伝えると言われる。そのために 2 回、3 回と撮影に行ってしまった。

加害者はその後逮捕されたが、同じような契約書が 200 枚出てきたため、被害者は 200 名はいたケース。被害者は自分のことがバレるのを恐れて相談できない。多くの被害者は泣き寝入りをしている。

3. リベンジポルノと児童ポルノ

リベンジポルノで多いのはアプリで自分の写真を送ってしまって被害にあうケース。

ツイッターで知り合い、LINE 交換して仲良くなり、男性が顔の写真を要求する。男性からは若い男性の写真が送られてくる。顔を部分的に隠すアプリを使っていいと言われ、修正した顔の写真を送ると、要求がエスカレートしていく。脱いだ写真などを一度送ると、拒否できないように「拡散する」と脅す。

警察庁で「夏の約束」というポスターを作った。ポスターには「出会い系サイト、児童買春、児童ポルノは絶対だめ」と、加害者ではなく、被害者に向けてのメッセージになっている。結局は被害者が責められる風潮を作っている。結果、相談しづらくしている。

4. 相談から見えてきた課題

①性的なものの映像と商業的なもの、インターネットが加わり、新しい形の人権侵害が進行している。

アダルトチャットは新しい性風俗。消費者のニーズにこたえて女性がリアルタイムで「自慰行為をして」などのニーズにこたえる。PC を使っているために録画が出来てしまうので、エクスピオ（アダルトビデオのユーチューブみたいなもの）などに拡散してしまう。これがグローバルに拡散してしまい、100 万件ダウンロードされたりしている。

PAPS に相談が来て、動画共有サイトに削除要請をしても再び投稿されてイタチごっこになってしまう。このような受け身の状況（削除）ではなく、投稿したものや拡散したものを特定していく必要がある。PAPS は海外にあるポルノ動画共有サイトに対して IP アドレス（国や携帯会社の情報が入っている）開示を求め、裁判を起し、加害者に対して社会的な責任を求める事をした。

これからは法的に加害者の責任追及をしていく必要がある。

②性産業から昼職に繋ぐ必要性がある

当事者には AV を止められないという問題がある。借金があったり、風俗しか働いた事がない女性は昼の職業に対する抵抗感がある。また、居場所がないために AV プロダクションの借り上げマンションに住み、社会から孤立化されている人もいる。自分に価値がないと思っている女性が風俗で価値を見出すということもある。

PAPS では性産業をやめたい相談者と早期に関り、生活困窮を未然に防ぎ、昼職に繋げる事を目標にしている。

5. PAPS の支援・活動目標

※次ページのパンフレット参照

性的搾取に私たちの世代で終止符を打つプロジェクト

性的搾取にまつわる相談とは？

- アダルトビデオ (AV) 出演について
- 売春・性産業関連について
- リベンジポルノ
- 児童買春 (援助交際)、児童ポルノ
- 児童の性を対象にしたビジネス (JKビジネス、着エロ)
- アダルトチャット
- 性的盗撮



相談支援のながれ

① アウトリーチ



SNS・Instagram・ホームページ・相談者層のある学校での講演を通じての周知

② 相談窓口



24時間
365日

③ インテーク



1人の相談者につき2人の支援員が割り振られます。都内へお越しになるのが困難な場合支援員が遠征する事も。

④ チームで支援 (チームケア)



2名の常勤支援員、7名のボランティア支援員、2名のスーパーバイザーで毎月支援会議が行われます。ばっぶずの特徴として、支援員は様々なバックグラウンドを持っていて、それぞれの知見を持ち合い情報共有することで、お互いに気づきあいます。支援員1人で重い相談を抱え込んでしまうと、バーンアウトしてしまう危険性があります。相談者も支援員も、「ひとりじゃない」ことが大切です。スーパーバイザーも24時間体制でいることから、支援員も、安心して対応することができます。

⑤ 同行・交渉



相談者の被害経験や心境の変化など詳細に書かれた相談ノートを作成します。これは相談者をつなげる場所でも何でも同じ事を答えなくても良いように作成します。警察・弁護士への相談も相談しやすいように環境を整えたり、加害者や事業者と交渉して主訴の実現に向けて取り組みます。

⑥ フォローアップ



例えばアダルトビデオの場合、最初の相談内容は「販売は停止」だとしても、画像がネット上に拡散されていたり、その後の将来、人との関わり等に不安を覚える場合が多く削除請求、面談、電話、メールをしてフォローアップします。

相談者の個別の状況に合わせた支援

相談者がおかれた環境や人間関係などは人それぞれなので、支援はワンパターン化させません。例えば、「AVをやめたいけれどやめられない」との相談であった場合、相談者本人が貧困で居所がなかったり、パートナーに暴力をふるわれていたり、学校で知られてしまって通いづらくなっていたりと、重大な悩みが他にもある事は珍しくありません。

これらの付随した問題も合わせて本人と一緒に考えます。AVの出演を辞められたとしても、継続的な不安に対しても支援が必要な場合もあるからです。相談の多くは1日で解決するものではなく、支援は長期化します。「動画を削除したい」という相談の場合、載っているサイトなど様々な条件によって削除されるまでの期間が変わります。

相談しやすい交通整理を

相談するにあたって心配な事も併せてご相談いただきます。「保護者に心配かけたくない」と、親に報告されることを恐れて相談を躊躇する方が多く、高校生時代に被害を受けたものの20歳の誕生日まで待ち、次の日に相談に来られた方もいます。PAPSは本人の意思に反して親御さんに話す事はしません。重要なのは「相談したらどう

なるのか」をわかりやすくする作業です。結果、親御さんも巻き込んで解決できた事もあります。また、中学高校生だけでなくも親御さんや大人にとっても警察に行くハードルが高いため、この次はどうなるかをわかりやすくし、相談しやすい気持ちになれるよう交通整理をします。

⑦ 主訴の実現



A-7

包括的な性暴力禁止法めざして～刑法の見直しを！

担当団体：性暴力禁止法をつくろうネットワーク

司 会：戒能民江（性暴力禁止法をつくろうネットワーク共同代表、お茶の水女子大学名誉教授）

発 題 者：秀嶋ゆかり（弁護士・秀嶋法律事務所（札幌））

須田布美子（弁護士・NPO法人 ゆいネット北海道理事）

周藤由美子（性暴力禁止法をつくろうネットワーク共同代表）

■はじめに

性暴力禁止法をつくろうネットワークは、性暴力をめぐる包括的な法制度整備を求めて活動している全国組織である。性暴力関連法制の大きな動きとして、2017年7月に110年ぶりに刑法性犯罪の大幅改正が実現した。しかし、性暴力被害当事者や支援者が要望した改正項目が必ずしもすべて盛り込まれたわけではなく、早急に再改正が必要であるという声は改正当初から上がっていた。

この分科会は、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや性暴力を告発する裁判など、性暴力被害者を支援する現場の問題意識を共有することで、性暴力の被害実態に即した刑法性犯罪の再改正の気運を高めたいと企画した。

■発題者報告 周藤由美子（性暴力禁止法をつくろうネットワーク 共同代表）

今回の改正について、非親告罪化、法定刑の引き上げ（下限が3年から5年に）、強姦罪で口腔性交や肛門性交が膣性交と同等に扱われ被害者も加害者も性別を問われなくなる強制性交等罪への変更、18歳未満が監護者から被害にあった場合は暴行・脅迫の立証が必要ない監護者わいせつ・性交等罪の新設などが内容である。改正直後に当ネットワークが開催したシンポジウムで、ジェンダー法学者の谷田川さんは、今回の法改正について「表面的であり、本質的ではない。（中略）今回の改正によって、むしろ性別中立化による形式的平等実現で、『もはや差別はない』となるおそれもある」と批判していた。

京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都 SARA で支援に関わっているが、被害者が警察に被害申告しても、事件化されなかったり、不起訴になってしまう場合も少なくない。それは、被害時に被害者が拒否の意志を表明していないとか、騙されて被害にあったり、ひどい暴力があっても加害者が交際相手である場合などである。また、何十年も前の被害について、加害者を処罰したいと訴える相談もある。こういったことから、被害者がどれだけ抵抗したかを証明できないと加害者が処罰されない「暴行・脅迫」要件がそのまま残ったこと、公訴時効の撤廃・延長もなかった、等々、今回の改正では十分とは言えず、施行3年後の再改正が必要であるといえる。（再改正が必要なポイントについては表を参照）

法務省では「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」が立ち上がっているが、改正の必要があるかどうかを調査するという状況で、再改正の実現にはさらに粘り強い働きかけが必要である。与野党の動きとしては、自民党に性暴力に関する12(ワンツー)議連が結成されている。また立憲民主党にはジェンダー平等推進本部が設置され、刑法改正案策定ワーキングチームでの議論も行われている。

また、ワンストップ支援センターの根拠法として「性暴力被害者支援法」の実現が待たれている。法的手続きにおける被害者保護の内容も盛り込んだ法案が2016年と2018年に野党共同提案で国会に提出されたが、いまだに実現されていない。是非とも、現場の声を集めて成立までつなげていきたい。

項目	どのように改正すべきか
暴行・脅迫要件の緩和	暴行・脅迫要件を緩和し、威嚇、強制、不意打ち、偽計、威力などの要件を加えること
配偶者間の強姦についての明文化	配偶者間であっても強姦罪が成立することを明記すること
性交同意年齢の引き上げ	暴行・脅迫がなくても強姦罪等が成立する年齢を中学卒業年齢（15歳程度）まで引き上げること
公訴時効の撤廃もしくは停止	特に年少者が被害者である性犯罪について、（被害者が成人するなど）一定の期間は公訴時効が進行しないこととすること
地位・関係性を利用した性行為の新しい処罰規定の対象拡大	指導的立場にある者、保護する責任のある者などについて幅広く規定すること。たとえば学校の教師、スポーツの指導者、雇用主など

■発題者報告 秀嶋ゆかり（弁護士・秀嶋法律事務所（札幌））

性的虐待事案の対応について、釧路 PTSD 訴訟など成人してからの民事訴訟については、証拠確保や協力治療機関の確保の困難や、「時効」の壁がある。また、性的虐待事案についても、証拠確保等の点から刑事事件化が困難であることや、刑事手続きがワンストップになっていないために二次被害を受けることや、司法面接を実施できても録画が裁判で証拠として採用される制度や法の枠組みがない、などの現実がある。また、親からの性虐待事案について、児童福祉法違反で起訴されても、日本で 2008 年 4 月から導入された被害者参加制度（証人尋問、被告人質問や論告を行うことが出来る制度）の対象ではないとして、被害者参加ができなかったこともある。

釧路 PTSD 訴訟は幼児期に親族から継続的な性的虐待を受けたことが原因で PTSD やうつ病等を発症した女性が、加害者に損害賠償を求めた裁判である。釧路地裁では被害事実は全面的に認定されたが、「不法行為の時から 20 年」の除斥期間が経過したとの理由で敗訴した。控訴審では、精神科医や臨床心理士の意見書や関連する文献の提出、精神科医の証人尋問などによって、児童期の性虐待について裁判所に理解を促した。それは「被害に遭っている時点で被害の認識は困難」「違和感があってもなかなか相談できない」「成長してから、性的虐待の内容について認識」「交際、結婚、子どもを産む・産まない等のライフステージに直面し、被害が悪化する事案が少なくない」などである。また、松本克美氏（立命館大学大学院法務研究科教授）の時効や除斥期間について意見書も提出した。この意見書は以下の論文でそのまま読めるので参照していただきたい。「児童期の性的虐待に起因する PTSD 等の発症についての損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間」<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/13-3/001%20matsumoto.pdf>

このような立証活動の結果、控訴審ではうつ病の発病時を時効の起算点として、訴えを認める判決が出された。被告側が上告したが、上告不受理・上告棄却によって、原告の勝訴が確定した。原告代理人は、裁判後も、チェンジ・オルグに要望書賛同要請の取り組みを行い、時効制度の見直しや被害者支援・予防のシステムについての法改正も含めた内容を要望していたが、要望内容の一部は今回の法改正にも反映している。しかし、今回の改正によっても、釧路の事案のような「保護者」に該当しない加害者から受けた性虐待の被害については、児童福祉法違反によるしかなく、刑事処罰の困難さは残っている。

秀嶋さんは、2014 年に視察に行った韓国光州市のワンストップセンター等についても報告された。光州市のひまわり児童センターやワンストップセンターを視察され、児童期の性虐待事案に対して、医療機関拠点のワンストップセンターの必要性、性暴力被害者及びその家族の医療費無償化、司法面接や陳述協力人など先進的な制度についても紹介され、日本での法制度の改革を提言された。

■発題者報告 須田布美子（弁護士・NPO法人 ゆいネット北海道理事）

須田布美子さんは、性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH（さくらこ）の活動について紹介された。SACRACH は北海道と札幌市が設置して NPO 法人ゆいネット北海道に運営を委託したワンストップセンターである。相談センターを中心とした連携型で、月曜から金曜の 13 時～20 時に電話相談を行っている他、面接相談や情報提供、病院、警察、弁護士、区役所などへの付き添い支援も行っている。産婦人科や精神科、弁護士等の関係機関の紹介も行う。SACRACH 相談の特徴としては、病院拠点型と異なり、急性期の相談が少なく、民事・刑事のいずれの手続きもとれないくらい古い話が多い。必ずしも「性犯罪」とは限らず、結局警察には言えない人が多い。児童の性被害の相談が非常に多い。

SACRACH が法律や制度を整備してほしいのは以下の点である。

- 病院拠点型センターとして再構築できる法律と予算
- 緊急避妊薬（レボノルゲストレル）の市販化
- レイプドラッグの使用が疑われる事件の尿検査・血液検査のルーティン化
- 性と生殖の健康と自由について基本から学ばせるための性教育の義務化
- 申告率の低さの原因となっている刑事司法の問題点の解消と、刑法改正

性暴力救援センター全国連絡会の司法部会が中心にとりまとめた法制審議会での刑法改正に関する審議について、法務大臣宛の要望書を提出予定であることも紹介された。（その後、提出された）要望項目は以下である。

- 暴行・脅迫要件の緩和
- 凶器や薬物の使用、複数人による犯行、被害者が未成年者である場合、職務上の権限に乗じた場合などについて加重類型の検討
- 同意なき性交の処罰化、あるいは欺罔による同意の無効化
- 加害者が同意があったと誤認した場合に無罪となることの不当性の検討
- 監護者性交等・監護者わいせつにおける「監護者」の拡大
- 性交同意年齢の引き上げの検討

※SACRACHとは

Sexual	性
Assault	暴力
Crisis	危機
Relief	安心
Assist	支援
Center	センター
Hokkaido	北海道

■会場との質疑応答

会場からは子どもの性虐待の場合、どこにつなぐのかといった具体的な支援に関する質問なども出ていた。会場には、様々な地域の性暴力救援センター、ワンストップセンターの支援者も参加されていた。また、刑法性犯罪改正を実現するために、どのように被害実態や刑法改正の影響や不十分点を明らかにできるのか、などの問題意識を出され、検察などにデータを出すように働きかけるとともに、ワンストップセンターなど現場の実態が把握される必要があるなどの提起があった。会場には国会議員の参加もあり、全国の被害当事者や支援者とともに、刑法性犯罪改正への取り組みや性暴力被害者支援法の実現に向けて取り組みたいという発言もあった。

B-1 女性自立支援法（仮称）の制定をめざして

主催団体：全国婦人保護施設等連絡協議会

司 会：阿部千恵子 全国婦人保護施設等連絡協議会・元婦人保護施設長

発 題 者：横田千代子 全国婦人保護施設等連絡協議会会長・婦人保護施設長

小松留美子 元母子生活支援施設主任相談員

古川満寿子 NPO法人ウィメンズネット函館代表

戒能 民江 お茶の水女子大学名誉教授

参加人数：57人

全国婦人保護施設等連絡協議会は、多様化・複合化する女性支援のニーズに対応するために、女性自立支援法（仮称）の制定をめざしています。昨年の第20回に続き、新法制定をめざす現在の取り組みを紹介し、新しい法律に盛り込むべき内容について議論を深めたく、分科会の開催となりました。

はじめに 司会：阿部千恵子さん

売春防止法を根拠とする婦人保護事業には、様々な複合的困難に直面している女性たちが迫り着きます。売春防止法は女性の人権擁護の理念を欠く法律でありながら、制定から62年たった今も根幹にかかわる改正がされていません。その為に女性たちの多様なニーズに支援の実態が追いつかず、制度の狭間に置かれ、必要な支援が届かない女性たちが多い実態があります。

今年7月から厚労省で始まった「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」が10月で4回目となりました。この検討会には今日のシンポジストの戒能さんと横田さんもメンバーとして貴重な意見を発信されています。

私たち全国婦人保護施設等連絡協議会（以下全婦連）は、今回の検討会は単に支援のあり方を検討し、課題の整理をするだけで終わらず、困難を抱えたすべての女性、その女性と共に暮らす子どもたちが、公的責任において人権を保障され、それぞれが必要とする支援を受けるための新たな法制度の制定に向けて、具体的な議論を深めてほしいと切望しています。

今日は、婦人保護事業の抱える問題点は何か、支援を必要とする女性たちの多様なニーズに応えるために必要な制度とはどのような制度なのか等々、議論を深め、全婦連が求め続けている「女性自立支援法（仮称）」制定実現のための認識を、より広範な人たちと共有したいと思います。

1) 横田千代子さん

「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」での報告に基づき、「女性自立支援法（仮称）制定をめざして～売春防止法による婦人保護事業の現状と限界、これからの展望について～」というテーマで、以下の論点を提起されました。

- (1) 婦人保護事業の対象範囲の特徴：「要保護」という表現のあいまいさや差別的視点を指摘。
- (2) 女性たちの現状（施設利用者の現状）：①複合的な困難を抱えた女性 ②制度のはざまに置かれている女性 ③JKビジネスやSNSによる被害拡大と潜在する問題があるが、現行法では対応できない状況がある。
- (3) 婦人保護施設設置・運営状況から見える課題：婦人保護施設を未設置県が7県、休止県が1県ある。DVに特化される一時保護、自立支援の考え方の偏り、ニーズがあっても支援にたどり着かない措置入所制度の問題があり、施設の老朽化を克服しても入所率が低下している現状。時代にそぐわない現状見直しが必

要である。

- (4) 婦人保護施設による支援課題：個別的・専門的支援が必要で多様な課題を抱えた困難事例が増えているにもかかわらず、婦人保護事業が他法他施策優先の運用を行っており、婦人保護事業にたどりつけない。DV被害者支援に対しては子どもへの支援が圧倒的に不足している。他法他施策との連携が必要。現状は体制及び、支援のナショナルスタンダードがない。
- (5) 婦人保護事業が売春防止法を根拠法としていることの限界：制定当時の「保護更生」という発想が法の根底にあり、「支援」という考えがない。職員配置基準の考え方も同様であり、職員・専門職・施設の設備・利用者の生活資金の保証等に不足・不備があり、複合的課題への支援を難しくしている。
- (6) 婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究より：支援課題として心理的ケアの不足、性暴力被害に支援として対応できていない、専門性の不足等が挙げられている。連携における課題は明確で、婦人相談所との連携がとれていないという回答が47施設中43あった。
- (7) なぜ、女性か？なぜ、新しい支援の仕組みが必要なのか？：女性達の困難な状況の背景には貧困問題がある。性暴力、予期せぬ妊娠、不安定な女性の雇用、性別役割分業体制など、女性であるために女性性の困難が貧困問題につながる。入所理由では暴力被害が一番多い。そのような女性の自立を支える仕組みが売春防止法にはない。当事者を中心にした切れ目のない連携と継続的支援体制と中長期的支援が必要。全ての女性が当事者として主体となり意思と自己決定が尊重される支援を受けられるような新しい枠組み作りが必要である。

2) 小松留美子さん

母子生活支援施設で長らく女性と子どもの支援に携わってきた現場経験から、「女性自立支援法を目指して」というテーマで、事例に基づき問題提起されました。

- (1) 母子生活支援施設から見た婦人保護施設：2016年に児童福祉法改定がされたが、婦人保護施設の根拠法である売春防止法は変わらずにいる。婦人保護施設は女性を支援するための施設だが、DV防止法以降、DV被害の母子の一時保護支援機能も加わった。そのため、DV被害者母子がまず一時保護所に緊急一時保護されたのち、母子生活支援施設に入所する場合、利用についていくつか課題が浮上した。
- (2) 入所者を通してみた制度の課題：特に、中学生またはそれ以上の年齢の男児の入所が、集団生活をする上で困難があるとされ、入所できない事例がある。男子は児童相談所、児童養護施設での一時保護となる。DV被害で母子一緒に逃げてきたにもかかわらず、子どもと一緒に入所できない場合もあるが、女性と子どもを切り離して支援することは、暴力問題の解決にとって妨げになる。また、妊娠をした若年女性が家出をし、単身女性ではあるが、母子生活支援施設を利用せざるを得なくなった事例があったが、若年の妊婦は健康管理等リスクが高く、支援の配置の厚い婦人保護施設に入所できていたら良かったと思われた。このような女性には幼少期に虐待された経験のある人が少なくないため、心身のケアがとても大切である。また広域で施設入所ができる制度がぜひ必要である。
- (3) 法改正に向けて望むこと：現場経験から多様複雑な課題を抱える女性と子どもを支援するためには法改正していく必要を感じている。女性自身の心のケアとDV被害母子の心のケアのための心理職などの配置、妊娠している女性が親になるための心の準備や子育てのスキルを学ぶ機会など、支援体制を整えていけるような法改正を望んでいる。そして、地域格差のない安定した支援ができるような法整備が必要と考える。

3) 古川満寿子さん

「北海道の民間シェルターからみた北海道の女性の状況」というテーマで報告をされ、婦人保護事業への問題提起がされました。

- (1) 北海道での民間シェルター発足のかたち：北海道は草の根活動して来た人たちが継続して支援している。

1997年に労働問題をきっかけに札幌で「女のスペース・おん」が立ち上がったが、DV問題が拡大し、全道に呼びかけ7つの民間シェルターが順を追って発足、定期的に集まり連携を深めてきた。その繋がりネットワークが十分機能し、現在も情報交換をしている。具体的には行政機関に相談に来た人を民間シェルターが受け入れると、その時点で一時保護委託となる（北海道方式）。しかし、現状の問題は大きい。

- (2) 北海道シェルターネットの問題：まず財政の不安定なことが問題である。委託は出来高払いで収入は安定しない。委託がないと運営は厳しく、十分な常勤スタッフを雇用できない。民間だけの力では限界がある。広い北海道でシェルターは不足している。
- (3) 関係機関との連携なしにはできない：一時保護では解決できない自立のための長期の支援が必要であり、それには関係機関との連携が欠かせない。ウィメンズネット函館では、長期にわたって自立支援を行う際に、補助金等の窓口となっている市の子育て支援課と連携し、ステップハウスや子どもサポート事業などを行っている。ステップハウスは、手厚い支援が必要な性暴力被害を受けた女性の受け入れの場として活用している。連携ということでは、道内ではワンストップセンター（病院拠点型）がまだできていないところがあり、課題だ。
- (4) 婦人保護事業に望むこと：法律が整備されることによって沢山の支援ができる。当事者の長期にわたるサポート、幼少期の虐待や性暴力被害当事者への手厚いサポート、精神・発達などの障がいをもつ当事者の自立を支えるサポート、深い心の傷を負った性暴力被害者を支える仕組みづくりと合わせ、これらの支援を支える財政的支援を婦人保護事業に期待したい。

4) 戒能民江さん

前回第20回の分科会で、女性自立支援法（仮称）の必要性について総論を提起され、今回はさらに具体的な論点について国の動向を踏まえ提起されました。

「制度疲労」から「制度改革」へ

—国の婦人保護事業支援実態調査・女性支援のあり方検討会の動向—

(1) 制度疲労の顕在化

①DVをめぐる状況：婦人保護での相談件数・一時保護件数が減少し、保護命令発令件数と一時保護件数も下がっているが、2017年の男女間暴力調査では3割の成人女性がDVを経験し、DV等の警察相談は増加している。つまりDV法の中核的支援制度が機能していないことを意味していると考えられる。②制度疲労の原因は？：DVが少なくなったからでもなく、他の福祉制度を利用するようになったからでもなく、その理由はニーズと支援対応のミスマッチが挙げられる。制度の利用し難さがニーズに見合わないのである。利用者の多様化・社会の変化に対応できず、施設利用の為に一律にスマホ等の端末が持てないとされ、入所を諦めてしまう女性も多い。支援が難しい、継続的支援が必要な事例の増加にも対応しきれない。制度設計自体の見直しが必要である。

(2) 婦人保護事業支援実態調査・性暴力被害者支援プログラム調査

①婦人保護事業創設から61年、初の支援実態調査：平成29年12月から平成30年1月にかけて、厚労省は婦人保護事業が始まって以来、初の実態調査を行った。都道府県の予算や支援方針の調査も行われた。②利用者の複合的ニーズ（主訴以外）：「主訴」を問うと「DV」という回答が多い。複雑な問題を抱えている事例が増えている中、その他の問題を明らかにするため主訴以外の理由を問うた。③支援にたどり着けない女性たち：若年、同伴児のいる女性で婦人相談所の支援にたどり着けない理由として「本人の同意が得られなかった」という回答があった。この「同意」は自己決定なのだろうか、ニーズとのミスマッチの表れではないだろうか。障がい、高齢の女性は他法他施策へ、18歳未満の若年は児相の対応とされ、婦人保護の支援にたどりつけない。また、入所する前に、退所の見通しを前提に一時保護の申し込みをさせるハードルの高さも支援の弊害となっている。④不足する支援とその理由：全ての仕組みにおいて被害者の視点に立った支援が必要。しかし、心理的ケア、性暴力被害者支援、妊娠出産・性、個別支援計画、退所後支援、継続的支援、家族関係・対人関係支援など、様々な支援が不足している。その要因は人員

不足、専門性の不足、専門職の配置がない、他機関との連携不足、社会資源不十分等が挙げられる。⑤連携不十分：婦人保護事業の3機関間での連携、民間と行政の連携、生活保護・児童福祉・医療機関との連携、庁内の連携も不十分である。

(3) 厚生労働省「困難な課題を抱える女性への支援のあり方検討」の審議状況

①法改正が必要な点：検討会の中でも様々な意見が出ている。若年女性への支援は一時保護を経ないと婦人保護施設に入所できないことが問題となり、婦人保護所を通さずに市区町村がダイレクトに保護することはできないか…等。法改正が必要な点として、市区町の婦人保護事業（女性支援）の責務と婦人相談員設置義務化、婦人保護施設の措置入所の廃止と市区町への権限付与、専門性を保障するしくみの導入についてなどが挙げられている。②法改正を目指して議論すべき点：理念・法の目的、対象範囲。行政主導の措置制度から、利用者の権利主体性尊重の制度へ。女性性がもたらす困難と支援法の必要性（売防法依拠の限界）。性暴力・搾取被害者支援のしくみと連携。権利擁護のしくみ。婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設・民間団体の役割・権限の明確化。婦人相談員の常勤化・専門職化。一時保護入所基準など支援方針の制度化（ナショナル・スタンダード）と地域格差。シェルターの多様化・専門分化など、議論すべき点はたくさんある。③運用で改善すべき点：まず、婦人保護事業実施要領の改訂が必要である。職員配置基準、施設設備、他法他施策の見直し、専門性の保障などについて、あり方検討会で議論していくことが大切である。なぜ女性の特別な支援法が必要なのか。現行の法律に女性を加えればいいではないかという意見が必ず出るが、女性ゆえの深刻な被害、女性性がもたらす困難が多いがゆえに女性のための支援法、「女性自立支援法（仮称）」が必要である。

5) フロアから

残り時間がわずかな中で、多方面から実践に基づくご発言がされました。主な意見・提案を紹介します。児童養護施設興正学園秦施設長は、施設退所後の子どもたちが親を頼れず、他県に行っても施設に相談を求めてくるケースを報告。まだ10代であるがゆえに児童相談所と警察が関わったが、本人にとってという視点での連携が充分できない困難があった。一時的な保護機能ではなく継続した支援を考える必要があると提起されました。NPO法人さんかくナビの貝原さんは、岡山県で初めてのシェルターを立ち上げ、ステップハウスや学習支援など保護から自立への支援してきた経験から発言。最終的には公的なところで安心できる体制での支援が必要であり、民間での支援が公的位置付けになるといいと提案されました。一般社団法人エープラスの吉祥さんは、DV被害者の同行支援、加害者対応もしている実践から提案。被害者支援者の専門的地位の確立、DV被害者の子どもへのフォロー、親子で支援するという視点を持つこと、3人に1人は離婚を避けたいと望んでいる統計があり、心の揺れを聞く支援、逃げるだけが支援ではなく、揺れ動くことに寄り添う支援の必要性、DV加害者が知恵もついていることを理解しながらの支援、専門職へのDV研修を必須とすることが提案されました。NPO法人いくの学園の雪田さんからは、いくの学園はもともと婦人保護施設であったが統廃合され民間シェルターとなった経験から報告されました。DV被害者の地域生活の支援策が不十分であること。地域で生きづらさを感じる女性と子どもへの継続的な支援の必要性を提案されました。元婦人保護施設慈愛寮施設長細金さんからは、DV防止法施行による婦人保護施設の影響について発言されました。DV法が被害者の一時保護のために新規施設を設けるのではなく、従来の施設の空き室を使うことにした。その結果、本来中長期支援の婦人保護施設がDV支援に使用され、短期施設が増え中長期の支援ができる施設が激減した事実がある。利用者の多様化、困難の複雑化の中で、各々のニーズにあったところに入所できる仕組みづくりが必要と提案されました。平出北海道議会議員からは縦割り行政をどうするかという課題と、市区が責任主体となるにはどういう道があるか、立法はどうすべきか等、考えるべき課題について発言されました。

最後に発題者からまとめの発言を行い、今回の分科会で改めてシェルター、施設、行政が連携していくこと、女性と子どもの支援のための包括的な新法制定への理解が広がったことが確認されました。締め括りとして戒能さんから、全婦連が展開している新法制定に向けての全国キャラバン活動を続けていくこと、厚労省のあり方検討会のホームページを見て活動の応援のお願いがされ、実効性のある法制定に向け頑張りましょう、と結ばれました。

B-2

高齢者虐待？ それとも DV 被害？ ～家庭内的高齢者への暴力の状況と課題～

担当団体：ウィメンズネット・マサカーネ（北海道室蘭市）

司 会：佐々木博美（ウィメンズネット・マサカーネ）

発 題 者：ハムザ アブダル ムタリブ（シンガポール）

石井佐登子（ウィメンズネット・マサカーネ）

コメンテーター・通訳：清末 愛砂（室蘭工業大学准教授）

【内 容】

司会：ウィメンズネット・マサカーネは、北海道室蘭市で女性と子どもの人権事務所として活動し、民間シェルターも運営している。最近、高齢の女性がDV被害を受けてシェルターに逃げてくることが増えてきているように感じる。高齢女性がシェルターから自立する際、健康上の問題、一人暮らしの経験がないなど別の支援が必要な場合が多い。また、高齢だとアパートを借りることが難しく、受け皿が見つからないことが多い。この分科会では、皆さんとより良い支援の在り方を考えたい。

発題者①：石井佐登子（ウィメンズネット・マサカーネ）

胆振地域の「高齢者 DV 被害」をテーマにした研修会に、地域の包括支援センターなどからの参加者が多数あり、市町村の高齢福祉課や高齢福祉分野での高齢者虐待や DV に対して関心が高いこと、民間シェルターとの連携の必要なことに気付かされた。ここ 10 年間のマサカーネでの、65 歳以上の高齢のシェルター利用者をみると、年間利用者の 1 割前後で上昇の傾向はみられなかったが、高齢者の場合は一人ひとりの課題や希望が大きく異なるため、型通りの支援では対応できず、他の年齢層よりも入所期間が長くなる。また、自立後もずっと支援の必要性が続き、継続して支援している高齢サバイバーは年々増えていく。



高齢者虐待とは、高齢者虐待防止法（2005）では養護者および養介護施設従事者による虐待のことで、「H28 年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果」（厚生労働省）によると通告数と判定数は、養介護施設従事者（1,723/452 件）に対して養護者（27,940/16,384 件）と、家庭内で起きている虐待の方が多く、また虐待被害者の 77.3% が女性であり、息子（40.5%）や夫（21.5%）から暴力を受けていることがわかる。

マサカーネに関わった高齢女性の事例から

- 事例①（72歳）同居していた精神障害の息子（48歳）からの暴力で市役所に相談し、シェルターに入所したが、認知症の兆候があり介護施設へ移動した。息子は認知症と分からず、相談することもできずに、困って暴力におよんだのではない。
- 事例②（68歳）長年、夫（70歳）からの暴言、暴力があったが部屋に鍵をかけるなど自衛して暮らしていた。近隣とのトラブルから暴れ、警察に連絡したのを機会に家を出た。保護命令をとり、高齢でも自立し安心して自分らしく一人暮らしを楽しんでいる。
- 事例③（73歳）長年、酒乱の夫（78歳）の暴言、暴力に耐えていたが、ALS（筋萎縮性側索硬化症）と判定され、最期ぐらいは自分らしく生きたいと家を出たが、家族から孤立し、病気が進行して病院で亡くなった。
- 事例④（73歳）長年、酒乱の要介護の夫（73歳）の暴言、暴力に耐え介護していたが、暴力が激しくなり限界を超え、警察が介入し家を出たが、高齢福祉課から「介護放棄」と言われた。
- 事例⑤（67～83歳まで支援）40代前半に炭鉱事故で寡婦に、その後再婚相手から20年以上暴力を受け、働かさ

れた。激しい暴力で怪我をして脳外科からの通報でシェルターを利用した。その後ずっと単身生活をマサカーネが見守っていたが、しだいに認知症が進行し施設入所になるまで15年間支援が続いた。

高齢DV被害者の場合、一人で生活する能力（社会性、経済力、健康など）があるのか、加齢に伴う能力の低下はあるか、家族（子世代）との関係はどうかなどを考慮し支援する必要がある。特に、自立した生活が困難な場合でも、シェルター退所後の受け皿がほとんどない。また、介護保険制度は、継続した生活上の困難さがないと利用できず、さらに認定に時間がかかる等、課題が多い。



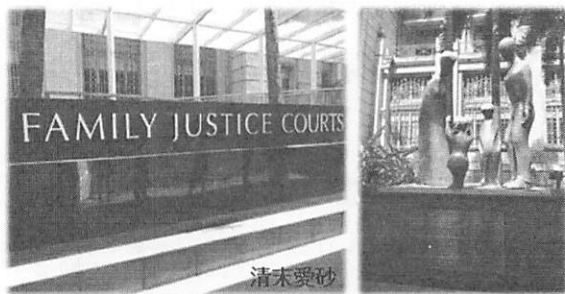
コメンテーター：清末愛砂（室蘭工業大学）シンガポールの家族法について解説

室蘭工業大学で、憲法学の教師をしています。憲法24条の研究をしています。また、アフガニスタンの研究、シンガポールの家族法制も研究をしています。シンガポールの法制度はかなり進んでいて、DV被害者支援がアジアの中で最も充実しています。

シンガポールは、1965年に独立した淡路島（北海道では函館市）くらいの小さな国で、そこに560万人が暮らし、日本と同様に少子高齢化が進んでいます。1980年から女性憲章の第7編に「家族の保護」を導入し、DVを含むファミリー・バイオレンスに対する対応をしています。（詳細は資料参考）

2015年11月4日 第21回全国シェルターシンポジウム2015 in 札幌
分科会「高齢者虐待？それともDV被害？～高齢者の虐待への暴力の状況と対応～」

シンガポールのDV被害救済法制について



清末愛砂
(室蘭工業大学大学院工学研究科准教授)

シンガポール概況

- 1965年独立（1824年～英国の植民地、1959年～英連邦自治州、1963年マレーシア連邦の一州）
- 面積：約719.1平方キロメートル（都市国家）
- 総人口：560万7,283人（2016年現在）
 - シンガポール市民：340万8,943人
 - 永住権保持者：52万4,616人
 - その他
- Department of Statistics, Ministry of Trade and Industry, Yearbook of Statistics of Singapore 2017, 2017
- アジア有数の移民国家（国際結婚の割合が高い）
- 民族構成：華人（74%）、マレー系（13%）、インド（タミル）系（9%）、その他
- 外資誘致に基づく輸出志向型工業化政策と人的資源の活用策（移民と女性労働）
- 世界有数の少子高齢国家

シンガポール：DV被害者支援先進国

- シンガポール：アジアの中のDV被害者支援における優等生。最も支援策が充実している国。
- 官民連携による被害者支援：民間団体の事務所経由で保護命令等の申請も可能
- アジアで初めてDV関連条項を家族法（＝女性憲章/Women's Charter）のなかに導入（第7編）（1980年～）
- 1996年改正によりDVを含むファミリー・バイオレンス対応条項へ。ただし、児童虐待や高齢者虐待問題については、別の個別法がある。
 - 「子ども・若者法/Children and Young Persons Act」
 - 「脆弱な成人保護法/Vulnerable Adults Act」
- 民間支援団体に対する公的支援が充実している。

シンガポールのDV法

- 1961年制定の女性憲章（Women's Charter）：シンガポールの主な家族法（次ページに構成）
- 女性憲章の正式名称（女性憲章は正式な略称）
 - 「一夫一妻制及びそのような婚姻の挙行と登録を規定し、離婚、既婚者の権利と義務、家族の保護、妻と子どもの扶養、女性や女兒に対する犯罪の処罰に関連する法を修正及び整理し、又これらに付随する事項を規定するための法律」
- 第7編：家族の保護について：DVを含むファミリー・バイオレンスを取り扱う
- 第7編が導入されるまでの歴史

1980年の女性憲章の改正

- ・ DV関連条項（68条から70条）の導入（イギリス法をモデルに）
- ・ アジア初のDV関連条項
- ・ 暴力の定義が狭い
- ・ 法の適用範囲が狭い

1996年の女性憲章の改正

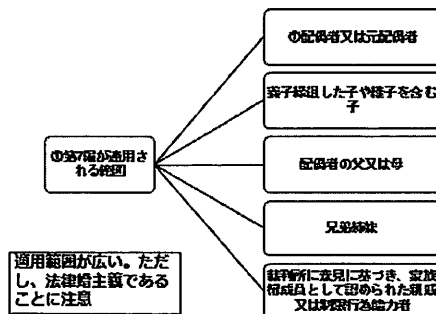
- ・ マレーシアDV法の成立を受けて、女性憲章とは別の法律を作る動きが始まる。
- ・ 68条から70条が削除され、現行の第7編（64条から67条）が導入される
- ・ ファミリー・バイオレンス条項へ
- ・ 現実にはDV条項

女性憲章の構成

- 女性憲章の構成(1編から186条、第1別表、第2別表)
 - 第1編:序文
 - 第2編:一夫一妻制
 - 第3編:婚姻の存続
 - 第4編:婚姻登録
 - 第5編:子への虐待と登壇に関する罰則と補則
 - 第6編:夫と妻の権利義務
 - 第7編:家庭の保護……ドメスティック・バイオレンスを取り扱う章
 - 第8編:養育、制限行為能力者である夫及び子の扶養
 - 第9編:扶養命令の執行
 - 第10編:婚姻決定別居、婚姻の解消、婚姻関係解除に基づく財産分与、外国の裁判所における婚姻関係解除に基づく財産分与、子の福祉、一般規定
 - 第11編:女性と女性に対する犯罪
 - 第12編:雑則
- 適用範囲:シンガポールに居住するすべての者および同国にドミナイル(実法上の住所概念)を有するすべての者
 - ただし、シンガポールとマレーシアの両方のイスラームの下で婚姻した者や婚姻登録をした者には一般適用されず、
 - ムスリム・基本法にはムスリム法執行法(Administration of Muslim Law Act)が適用される。しかし、第7編は宗教に関係なく適用。

第7編が適用される家族構成員

●女性憲章64条(解釈)



ファミリー・バイオレンスの定義

●女性憲章64条(解釈)

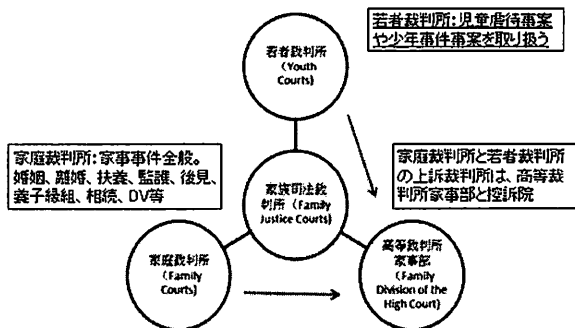
- ① 意図的若しくは承知の上で家族構成員に傷害のおそれを抱かせること、又はそうしようとする。
- ② 傷害が生じることになると認識しながら、又は当然認識していたであろうにもかかわらず、家族構成員に傷害を負わせること。
- ③ 家族構成員の意思に反し、その者を不当に監禁又は拘束すること。
- ④ 家族構成員に対し激しい苦痛をもたらすことを意図し、又はそうなるであろうことを認識しながら、その者に継続的嫌がらせを行うこと。

司法救済

●ファミリー・バイオレンスに対する司法救済

- 家庭裁判所はファミリー・バイオレンスの被害者からの申立があると、以下の命令を出すことができる。
 - ① 保護命令: 女性憲章65条1項から4項
 - ② 緊急命令: 女性憲章66条
 - ③ 退去命令: 女性憲章65条5項a号
 - ④ 義務的カウンセリング命令: 女性憲章65条5項b号
- 家庭裁判所は、保護命令とともに退去命令や義務的カウンセリング、およびこれらの命令の効果のために必要とされる支持を示した付随的命を発行できる(女性憲章65条5項c号)。
- 義務的カウンセリングの対象者: 加害者、被害者、両者の子(女性憲章65条5項b号)

家族司法裁判所の構造



シンガポールの高齢者の配偶者暴力問題

- 保護命令の申立て数: 2014年~2016年は2800件、うち75%は女性による申立て
- 20% (450件)は50歳以上の女性による申請(2014年: 480件、2015年: 465件、2016年: 432件)
- 申請数は増えているわけではないが、割合としては高い。申請していない被害者が相当数いることが推測される(暗数)。
- 2017年10月: 立法府で高齢者の配偶者暴力問題が問題化⇒目に見えにくい隠された問題
 - 私的な問題に対して救済を求めることの難しさ(恥)
 - 家族が援助することに躊躇する傾向
 - DV等のファミリー・バイオレンスの意味を理解していない被害者
 - 高齢者の裁判所(OP)問題⇒経済的困難
- ファミリー・バイオレンスに対するキャンペーンの継続(コミュニティで家族支援を実施している民間団体による支援体制等)や高齢者のDV被害者を含む高齢者のファミリー・バイオレンスに対する官民連携による支援の必要性が謳われる。

参考: Chennell-Hayward, "Family violence against older women: A hidden problem", 2017 44 (2) 211. "The hidden problem" of family violence: Older women who suffer in silence (2017 44 (2) 211)

今後の日本では、どのような施策が必要か?

- 高齢の配偶者の介護にあたっている者がDV被害者となるとき⇒「受け皿」がないという問題(石井報告)
 - 高齢者虐待防止法の枠組みには入らない
 - 介護認定を受けているわけでもない(介護者をしている)
 - 家族による圧力
 - 住居 & 経済問題
 - 自立は困難: 年月の経過とともに自立がより困難に、シェルターを出てからの支援が長くなる
- 長期的アプローチが必要(ハムザ報告を参考に)
 - 長期滞在ができるシェルター(「緊急一時保護」ではない) = 高齢のDV被害者が長期滞在できる専用の特別施設、介護認定を受けているか否かにかかわらず滞在ができること
- いかなる法制度が必要か?
 - DV防止法の改正で、高齢のDV被害者支援関連の条項を盛り込む?
 - ファミリー・バイオレンス全体を網羅できる法律を別途制定する? (ファミリー・バイオ防止法みたいなもの?)

発題者②：ハムザ アブダル ムタリブ

(シンガポール カサ・ラウダ前理事長)

シンガポールでは2012年以来、年200件以上の高齢者虐待が通報されている。はじめに、シンガポールでの4つに分類化された高齢者虐待の支援システムの解説がなされた。4つの分類とその対応策は：

- ①子による扶養の拒否・・・両親扶養法により特別法廷に申立て、子から扶養費をもらうことができる
- ②経済的虐待（子が親のお金に頼る）・・・日本の成年後見制度のように親のお金を適切に管理する制度
- ③身体的、性的虐待や遺棄・・・医院や病院から警察のホットラインや家庭裁判所へつなぐ
- ④心理的虐待や遺棄・・・地域ごとにあるFSC（ファミリーバイオレンス スペシャリスト センター）などから警察や家庭裁判所へつなぐ

深刻な場合は、シェルター（原則21～60才）や高齢者養護ホームへ入所させる、自宅での生活を希望する場合は、デー・リハビリセンターやデー・ケアセンター、ホームヘルプサービス、近隣住民との連携などによる見守りなど。



しかし、家族の絆を壊したくない、子の将来にリスクを残したくない、また、スティグマ（恥）を恐れて、虐待を受けていることを誰にも相談しないケースが多く、政府やコミュニティが「たとえ親が通報しようとも、子どものことは愛しているよ」「親が虐待されていると話しても、家族の価値は変わらない」などとうたうキャンペーンを行い、通報しやすい環境をつくっている。

次に3つの事例から、カサ・ラウダでの支援の状況が紹介された。

事例①（71歳）同居し介護していた車椅子の息子（45歳）は、精神的な病気の薬の副作用で暴言がひどく、母親を使用人のように扱った。女性は非常にストレスが溜まり、カサ・ラウダに来たが、保護命令は取りたくなかった。回復のために、カウンセリングを受けながら、息子の長所・短所を思いおこし、許すという手紙を息子あてに書いた。その後、彼女は体調を崩しインドに治療に行った。帰国後しばらくして、息子は亡くなったが、亡くなる前に息子は母に謝罪し、母も「愛している」と伝えた。

事例②（60歳）夫（65歳）からの性的暴力を受けていたが、本人から通報できなかった。治療していた医者が、深刻なケースだと判断しファミリー バイオレンス スペシャリスト センターに通報した結果、カサ・ラウダにやってきた。通常は加害者側にはかかわらないが、このケースの場合は夫とも話をした。夫は体調が悪く仕事をしていなかった。夫婦間の支配関係に注目し、妻をエンパワメントした形でバランスをとり、関係性の回復に努めた。エンパワメントの方法として、彼女に、衛生管理や調理の資格をとる経済的な支援をし、収入を得ることができるようにした。こうして、夫と妻の立ち位置が変わった。夫の性欲が強くあることで妻が苦しんでいることに加え、「妻がいなかったら困るでしょ。あなたには選択肢は他にないよ」ときっぱりと伝え、同居して生活できるようにした。彼女は、カサ・ラウダでメンター（指導員・助言者）となり、また、それはシンガポールの社会変革の主体になることを意味するものであった。

事例③（71歳）再婚したアルコール依存の夫の暴力がひどく、妻は自分が所有している家を出た。カサ・ラウダに来たときは恐怖心が強かったので、自立した生活をする、生活を向上させること、尊厳を回復させることの3つを柱に支援した。彼女は、保護命令の申立を決意して、離婚もした。彼女はシンガポールで生活していたのに英語が話せなかったため、英語を学び、メンターになった。

このような事例からも、カサ・ラウダは、支援を通してトラウマを回復し、自信を取り戻し、自分自身をエンパワメントできると確信している。

コメンテーター：清末愛砂（室蘭工業大学）

- ・シンガポールも日本も少子高齢化が進行している。日本では、介護が必要ではない女性が息子から暴力を受

けるケースのように、高齢者虐待防止法もDV防止法も適応できない事例が起きている。一方、シンガポールでは、家族内での支配関係によって生じるあらゆる暴力に女性憲章が適応され、NGOが運営するシェルターにもきちんと国から援助があるので、ソーシャルワーカーやカウンセラーなどの専門家が、段階的な解決の方法を探りながら、長期的なケアを行っている。

- 住居や年金のない高齢のDV被害者の尊厳を保ちながら、長期的に支援（介護）する特別なシステムをつくる必要がある。
- 暴力を振るう要介護者を置いて避難すると「介護放棄」とみなされ高齢者虐待の加害者にされてしまう場合や、介護認定を受けることができない高齢の被害者など、国がきちんと支援のしくみを整備すべきである。
- シンガポールの女性憲章のような、全体を網羅でき、家族間のすべての暴力に適応できるファミリー・バイオレンスの視点での法を整備するとともに、児童虐待防止法、DV防止法などの個別法と両立をさせ、支援を強化していくことが求められているのではないかと。

〈質問〉

Q：シンガポールでは、移民や国際結婚カップルに対して、どのような対応をしているのか？

A：シンガポールでは、ファミリー・バイオレンス被害者が危険な状態に置かれているなら、民族・宗教・国籍は問わず、保護している。例として、インド人の科学者のカップルの妻が、夫からの暴力でカサ・ラウダにきた。夫の父親がインドでは有力なマフィアで、彼女は怖がっていたが、「シンガポールでは、被害者はどんな加害者からも守られる」と伝えた。

Q：高齢者の離婚の背景には、性的なことが原因になっている場合が多い。性交痛がありしたくないと思っても、夫に性欲がある場合、夫婦間レイプがほとんど認められない日本では、産婦人科医は痛くないようにとゼリーなどを処方するしかない。シンガポールでは医師が通報することを知り、ショックを受けた。

A：シンガポールでは、夫婦間レイプは刑法上まだ有罪ではないが、法改正について議論がされている。現状では、夫婦間レイプがある場合には、ほとんどに他の暴力があるので、通報は身体的暴力や心理的暴力と性的暴力で行ったりしている。

B-3 暴力とハラスメントのない社会へ ～私たちが求める法整備の実現に向けて～

司 会：佐藤かおり

報告者：① 佐藤かおり（パープル・ユニオン執行委員長）

② 内藤 忍（労働政策研究・研修機構 副主任研究員）

③ 松野奈津子（日本労働組合総連合会 総合男女・雇用平等局部長）

ILO（国際労働機構）総会で、職場でのハラスメントをなくすための拘束力のある条約を制定すべきとする委員会報告が採択されました。国際的な動向を踏まえて、セクハラ被害の実態に即した法整備について、参加者と討論・検討しました。

報告① 佐藤かおり（パープル・ユニオン執行委員長）

#Me Too ムーブメントのうねりとともに、日本国内で表面化した、セクシュアル・ハラスメントの実態が報告されました。伊藤詩織さんに対する被害者バッシング、財務省官僚のセクハラ発言及び関係閣僚のセクハラ

加害者擁護の姿勢、許しがたい状況が続いています。

○相談現場からみえる被害実態は深刻であり、

- 複数の相談機関にアクセスするが、解決の糸口がみえない。
- 約9割の被害者が退職する。
 - 社内相談窓口担当者が加害者を守り、「同意、恋愛関係」などを理由に被害事実を抹殺することが多い。その後、パワハラが発生し、業務上の不利益を受ける。
 - 被害者は仕事を失い、生活圏・生存権を脅かされるが、加害者はそのまま社会生活を全うする。
 - 企業側が再発防止策を講じることは少ない。

○被害当事者は

- 被害のトラウマで再就職がうまくいかない。
- 傷病手当では生活が維持できず、医療費も払えないほどの貧困生活に陥る。
- 労災申請の壁があつく、支給までに時間がかかる。
- 裁判に訴えるだけの力がない。
- 深刻な PTSD による生活上の困難を抱え、希死念慮が高い。

○被害者の願いは

- セクハラの実事を認めてほしい。
- 謝罪してほしい。
- 二度と繰り返してほしくない。

というものです。したがって、求められる法制度は、

- ハラスメント禁止法や差別禁止法の制定であり、
- 禁止規定、加害者処罰の明記
- 中立的立場で被害者が安心して利用できる相談窓口や調査委員会の設置
- 課題解決から回復までのワンストップ支援体制
を作り上げることなのです。

報告② 内藤 忍（労働政策研究・研修機構 副主任研究員）

内藤さんからは、「日本の職場のハラスメントに対する法的対応の現状と課題」と題して、何ができるか、何ができないのか、どこを変えるべきなのか、国際比較もあわせての報告がありました。

セクシュアル・ハラスメントに関する現行法

- 民間職場と地方公務員職場は「男女雇用機会均等法」11条と指針、国家公務員職場は人事院規則10-10が適用となる。
- 雇用機会均等法は、事業主のセクハラに関する措置義務を規定したもの
- 行政指導・制裁の規定もあるが、企業名公表の前例はない。
- 救済システムは、司法的救済と行政的救済があるが、セクハラ民事訴訟に着手できる人はわずか。

セクシュアル・ハラスメントに関する現行法の問題点

- 措置義務の行政指導…違反を発見されない事業主はそのまま。また、企業名の公表は抑止力とならない。
- 禁止規定、行政救済…行政が判断できるセクハラ禁止規定が必要。
- 被害者の相談から救済までの支援体制を構築し、職場復帰の権利を確立すべき。
- 相談窓口は、職場の利害関係から中立性を保つシステムでなければならない。

セクシュアル・ハラスメントの法整備の在り方

- セクシュアルハラスメントの法整備（禁止規定の導入）←女性差別撤廃委員会、ILOからの要請
- 均等法を「差別禁止法」に作り替えるのか、新法として「セクハラ禁止法」をつくるのか、セクハラは性暴

力であることから「性暴力禁止法」をつくるのか。

ILO「職場でのあらゆるハラスメント、暴力を禁止する条約」

- ・先進国ではセクハラ禁止規定を持っている国が多数派となっている。欧州ではEU指令ですべての国が禁止規定を持っている。ILOが制定しようとしている条約を日本も批准し、セクハラ禁止の法整備に踏み出すべき。

報告③ 松野奈津子（日本労働組合総連合会 総合男女・雇用平等局部長）

松野さんは「仕事の世界における暴力とハラスメント～ILO条約採択と国内法整備に向けて～」というテーマで報告されました。

仕事の世界におけるハラスメントの実態

- ・全世界の16歳以上の女性の35%が、家庭、地域、職場で性暴力や身体的暴力を受けている。（8億1800万人）
- ・EUの女性の40～50%が、セクシュアル・ハラスメントを経験している。
- ・日本では、過去3年間に32.5%がパワハラを、28.7%の働く女性がセクハラを経験している。

ILO総会の議論

○「仕事の世界における暴力とハラスメント」の国際労働基準を設定しようという議論が始まった。2019年6月の総会で新国際条約採択か。

○条約のポイント、ハラスメントの定義

- ・仕事の世界における「暴力とハラスメント」という用語は、許容しがたい一定の行為と慣行、またはその脅威と理解されるべきであり、単発か反復かを問わず、身体的、精神的、性的または経済的危害を目的とする、またはそれを引き起こす可能性を持ち、ジェンダーに基づく暴力とハラスメントを含む。

○ジェンダーに基づく暴力

- ・「ジェンダーに基づく暴力とハラスメント」は、性別またはジェンダーを理由として直接的に個人に対して向けられ、または特定の性またはジェンダーに偏向して影響する暴力およびハラスメントと理解されるべきであり、セクシュアル・ハラスメントを含む。

○ドメスティック・バイオレンス

- ・ドメスティック・バイオレンスは、雇用、生産性、健康及び安全に影響を与え、また仕事の世界とその制度および政府は、その他国内的措置の一環として、ドメスティック・バイオレンスを認識し、それに対応しまた対処するための支援が可能であることに留意する。

○平等及び被差別の権利

- ・加盟国は、女性労働者、仕事の世界における暴力とハラスメントにより過大な影響を受ける一人、または複数の脆弱なグループに属する労働者、あるいは脆弱な状況に置かれるグループに属する労働者を含め、すべての労働者の平等および被差別の権利を確保するための法令、規則、および政策を採択すべきである。

日本における影響

- ・ILO条約は、国際「労働」最低基準である。
- ・加盟国として批准を意識した取り組みが求められる。
- ・条約採択後は、加盟国は国会で報告し、批准について審議する。
- ・加盟国は、たとえ未批准でも、定期的にILOへの報告が求められる。

その後会場からの活発な議論を経て、均等法の改正、ILO条約の採択・批准をみすえ、包括的な禁止法制の実現に向けてひとりひとり力をつないで行こうとまとめられました。

B-4 アイヌ文化に触れてみませんか？ アイヌの女性の生き方に触れてください！

——ムックリ演奏から始まる——

演 奏 者：川上 恵

司 会：光野 智子（アイヌ女性会議メノコモシモシ）

・アイヌ女性の複合差別と「アイヌ女性会議」メノコモシモシの活動報告

多原 良子 代表

2002年3月から複合差別問題に取り組んで来た。合計3回の国連女性差別撤廃委員会日本政府審査会に参加しアイヌ女性の現状について訴えた。

2017年に実施された「北海道アイヌ生活実態調査」の項目に「複合差別の設問」が設けられたことで、活動を継続する重要性を語った。

アイヌ女性の権利回復と誇りを持って生きるために、を目的として2017年4月「アイヌ女性会議」メノコモシモシを設立。1年間の活動を報告。

・アイヌ女性のアンケート調査報告

月山 佳代 「アイヌ女性会議」メノコモシモシ理事

日本政府や国連、国際会議に、現状を見える形にし、要望するためにも必要である。道内、道外のアイヌ女性に対し8月～9月にアイヌ女性への実態調査を行った。200名に配布、165名の回答。集計の報告をした。

・パネルディスカッション—アイヌ女性として生きて—

川上 恵（北海道十勝出身）

アイヌ文化伝承者として活動の日々を報告。

幼少の頃に受けた差別体験、アイヌから逃げたくて東京に移り住んだが、東京で若いアイヌたちとの出会い、心の変化を語った。

現在は、アイヌの血を引く方と結婚、1児の母として仕事をし、アイヌに誇りを持って活動をしている。

松平 亜美（札幌出身）

札幌という都会に生まれ、若い世代ということもあり、それほど差別を受けた覚えがない。ハワイアンとの国際交流をきっかけに、アイヌとしての目覚めがあった。ポーランドの劇団にアイヌ女性として出演し、舞踊を演じる新しい自分の発見を語る。

檜木貴美子（樺太アイヌ出身）

アイヌ民族も地域、歴史、環境でも受ける差別が違う。

明治8年に841名の樺太アイヌが強制移住させられ、400名が天然痘などで亡くなった。亡くなった方の遺骨を樺太の地へと返してあげたい、との思いを語った。

田中 妙子（むかわ出身）

祖母に日本語で話しかけたところ、妙子さんに「シャモカ！」と言われた事、日本語で会話をしなければならぬ祖母の無念さを思い心が痛む。子どもがアイヌ関係の職業であることをうれしく思う。

本日は祖母の着物を着て出席しました、と語った。

・ワークショップ—アイヌ創作料理の紹介—

加賀谷京子（アイヌ女性会議）発表者

長縄由加利 //

阿部 紘美 //

石井 美香 //

セタエントゼリーを試食して頂きました。ミルクとガムシロップをお好みで入れて食べます。ラッピングしてあるので、都合で先に帰る方にもお持ち帰りしていただけた。

セタエントは風邪の予防や二日酔いに効く。お茶や、おかゆで食べた。

※参加者の反応は良く、とても美味しいと言ってくれた。

・アイヌ古式舞踊—演目：ヤイサマー

アイヌ女性会議メンバー

ヤイサマ（収穫の様子）の披露の後、ウタレオープンパレワ（さあ立ち上がって一緒に踊りましょう）大勢の人々が集まった時に踊る。ひとつの大きな輪になって参加者全員で踊った。

他参加者

居橋 千明（アイヌ女性会議）

藤岡 良子 //

川上 裕子 //

佐々木洋子 //

石井 彩花 //

2時間のシンポジウムを通し、アイヌ民族の歴史・文化、アイヌ女性の生き方を知るには、時間が足りないと、参加者からのうれしい苦情があり、皆さまの関心の深さを知り、この企画、内容はとても良かったと思う。

今後もエンパワメントを推進し、日本全国に発信し、世界の先住民族との交流、国際的な活動に今後も取り組んでいきたい。

B-5 DV 被害者支援基礎講座

主 催：駆け込みシェルターとかち

司 会：棟方恵理子（駆け込みシェルターとかち）

発 題 者：美藤加代子（北海道立女性相談援助センター所長）

嶋田 恵（駆け込みシェルターとかち）

棟方恵理子（駆け込みシェルターとかち）

参 加 者：34名

札幌でのシェルターシンポジウムは20年ぶりである。一般の方が参加しやすい開催地でDVに関心を持って貰い、ひいては高齢化が進むシェルタースタッフ確保の一助になればと、DV基礎講座を企画した。基礎講座を分科会のスタンダードとし、開催地における支援者の裾野を広げていくこともシンポジウム開催の意義があると

考える。

DV 支援の基礎的知識は、道立女性相談援助センター所長から過不足なく十分な説明がされたが、「資料がない」との苦言があった。講師が内閣府等様ざまな部署に確認を取った結果、資料配布が許可されなかった為であることをご理解願いたい。配布資料がない分、説明が長くなった。

講演後は十勝のシェルターの成り立ちや活動内容、十勝における官民連携について紹介した。また、短い時間ではあったが、災害時における対応策について意見交換をした。会場が狭すぎたのが残念であった。

『女性に対する暴力被害者支援について』

北海道立女性相談援助センター所長 美藤加代子

I 配偶者暴力相談支援センター

1、配偶者暴力相談支援センターの業務

- DV 被害の相談、機関の紹介、情報提供
- 医学的、心理的指導、自立支援
- 保護命令制度の情報提供、助言
- 緊急一時保護
- 設置数等～全国 281 か所、北海道 20 か所（道 16 市町村 4）

2、根拠法（DV防止法第3条）

3、配偶者暴力に関する相談件数（平成29年度）

- 全 国～警察 72,456 件 配暴センター 106,110 件
- 北海道～警察 3,032 件 配暴センター 2,880 件
- 道内関係機関（28 年度）11,942 件
- 民間シェルター（8 団体）4,767 件 女性相談援助センター 1,540 件（配暴センター内数）
- 関係市（12 市）※婦人相談員配置 1,137 件 法務局 126 件

4、市町村の窓口は～配暴センターとしての機能を果たすように努めることになっている

たとえば 江別市→健康福祉部子ども家庭課 母子・父子自立支援員

小樽市→生活環境部、町民生活課、町民課 等が所管

女性相談援助センターは市町村の所管課、生活保護担当課等と連携を図っている

5、一時保護利用者の入所理由

- DV65.3% • 交際相手からの暴力 6.5% • ストーカー被害 4.8% • 親の暴力 5.6%
- 親族からの暴力 2.4% • その他の者からの暴力 0.8% 約 9 割が暴力からの避難
- 居住先なし 8.9%

II 一時保護の流れ

1、フローチャートによる流れの説明

2、一時保護委託先

DV防止法第3条4項

一時保護は婦人相談所が自ら行い、または厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う

女のスペース・おん（札幌）／ウィメンズネット函館（函館）／メンズネット旭川（旭川）

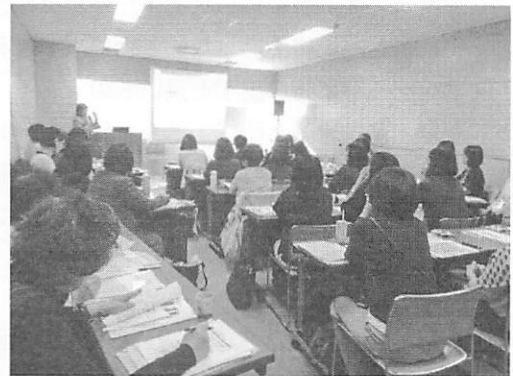
ウィメンズネットマサカーネ（室蘭）／駆け込みシェルターとかち（帯広）

ウィメンズ・きたみ（北見）／ウィメンズ結（苫小牧）／駆け込みシェルター釧路（釧路）

その他 母子生活支援施設、救護施設 4 施設

3、平日、夜間休日の流れ

- 平日～市町村が状況把握し一時保護が必要と判断すれば女性相談援助センターに保護依頼→入所（相談票を送付する ※道で使用している様式）
- 夜間休日～各警察署の事情聴取、一時保護が必要と判断すれば女性相談援助センターに保護依頼



援助センターは日直当直が受理し緊急担当職員が確認・調整し警察署に受入の連絡→入所
翌開庁日に本人の面談、市町村等への連絡

Ⅲ 一時保護の留意事項

1、被害者およびすでに入所している者の安全確保が最優先

- 危険性、本人の意志、避難はセンターが適当か、直ちにいま、入所が適当か
判断のポイント～緊急性、危険性、居場所（がない）、本人の意志

2、「一時保護の措置」を理解、納得してもらう必要がある

- 集団生活のルールあり。通勤通学は不可、通信機器使用不可、親族友人等への連絡等は制限、外出の制限、貴重品のあずかり等

3、加害者から避難するときの助言

- 加害者に居場所を知らせる手がかりは残さない！
- 子どもと一緒に生活したい場合は、できる限り子どもを連れて出る！
- 家を出る時に持ち出すと良いもの
現金・預金通帳と印鑑・キャッシュカードなど、健康保険証・運転免許証・パスポートなど、
知人等の電話番号リスト・住所録、家の鍵・携帯電話・衣類・常備薬・処方箋、裁判等で証拠となるもの（診断書・日記・被害届）、自分と子どもの大切な物（写真・教科書・母子手帳）

Ⅳ 自立支援

安全を確保する～加害者に被害者の避難先を知られないようにする

スムーズな自立支援のポイントは～住民票を動かさなくとも必要な行政サービスが受けられるようにする

1、入所中～被害者の安全・心身の結構回復等に向けた支援

- 警察との連携
- 加害者の追跡防止
- 保護命令制度の活用
- 専門医の相談対応
- DV 被害学習会、リラクゼーション
- 同伴児童への学習機会の提供 など

2、自立に向けた支援、手続き

- 法的な課題解決が必要な事案～弁護士の助言、法テラスへの相談など
- 生活・経済面の支援～住宅確保、生活保護制度の活用、就労支援、福祉制度活用のための支援
- 安全確保のための具体的対応～（例）住民票閲覧制限、医療保険被扶養者からの脱退等、児童扶養手当、国民年金保険料の免除、公営住宅の優先入居、生活保護申請に際し配偶者に扶養照会をしない等
- 入所児童の就学支援～転校手続き、児童相談所との連携、児童福祉サービス受給の手続き等

3、退所後の支援

- 関係機関（市町村・警察）への見守り支援の要請
- 生活・経済面、法律面の支援～関係機関への同行 等

『十勝で官民の連携ができるまで』

駆け込みシェルターとかち 嶋田 恵

1. 十勝のシェルターことはじめ

1996 年から準備を始め、1997 年 5 月に設立総会。離婚相談の女性の話から、離婚理由が暴力であるケースが少なくなかったことから、弁護士が人権擁護活動をしている知人に呼びかけ設立。弁護士事務所に電話を置き電話相談から始め、今年 22 回目の総会を開催した。とかちは男性が多く携わっており、今回のシンポジウムにも 4 名参加している。自立支援事業で開催している自然観察会は男性の指導員に依頼。夏・冬休みの工作も講師

は男性。『素敵な大人の男性モデル』を子どもたちに見せたいと考えている。

2. 専従になったけどわからない事だらけ～教えてくれるのは誰？

2004年のDV防止法改正に伴い、相談が増加することを見越して専従職員（嶋田）を配置し事務所を設置。ワンルームマンションの床にfax電話が一台。「電話が鳴ったらどうする？」と武者震い。

わからないことを民間シェルターの先輩に聞くと「そんなことも知らないのか」とまず説教。そこで、“叱らない”振興局の担当者に何かにつけ連絡し相談した。社会保険事務所や市役所の窓口で「嶋田さん、それは無理です」と言われても「では、どうしたら可能になるか知恵を貸してください」と一緒に考えて貰うなど、職員さんを味方にした。

振興局が関係機関に協力を働き掛ける際には、当事者を実際に支援しているシェルターが「振興局提案のようにして貰うと助かる」と会議で発言することで環境が整う、といった成果があった。DV防止法が認知されていない機関に、振興局から通達を根拠とした電話をしてもらった後に出かけていくとスムーズに手続きが進むなど、行政ができることと民間の柔軟な機動力をお互いに補完しあいながら進めてきた。

3. あちこちで説明～帯広市職員の気遣い

2004年、生活保護、転校、保育所入所など、窓口へ行って同じ説明を何度も繰り返すことの負担（当事者、スタッフともに）を、帯広市のある職員に愚痴ったところ、彼が関係部局の担当者を1室に集めてくれ、一度で手続きが済んだことがあった。2004年秋の『DV防止法関係機関連絡調整会議』の際に、帯広市の配慮を紹介するとともに窓口の一本化を訴えた。時期を同じくして市議会の一般質問で窓口一本化を求めた議員の尽力もあり、2005年度から帯広市においてDV相談窓口が設置された。

4. 十勝総合振興局の頑張りで町村の窓口一本化～こんな成果が

2005年春から振興局の担当者が十勝管内の18町村を訪ね、窓口設置を依頼した。「道と町村は対等なはずだ。それは強制か」等、反発する発言もあったが、シェルターが「窓口があると当事者も私たちも助かる」と理解を求め振興局の後押しをした。2006年度末には十勝全市町村にDV総合窓口が設置された。

配布資料の『対応可能事項とりまとめ表』を振興局が作成し配布することで、どこに総合窓口が設置されどこにまだできていないか、が一目瞭然になったことは、窓口設置へのはずみがついたと思う。このとりまとめ表は毎年更新。『支援の手引』と併せて連絡調整会議の際に配布されており、担当者が代わっても支援の心構えや事務処理、連絡先がわかるすぐれもの。

窓口一本化で担当者の自覚、理解、認識が深まり、関係機関同士だけでなく庁舎内連携が進んだ。庁舎内連携を図ることにより、生活保護課や高齢者福祉課、戸籍住民課、子ども課等でもDV被害者を発見し、支援へとつながるケースが増えている。関係機関の連携により専門家が関わることになり、質の高い適切な支援を当事者が受けられる成果もあった。

5. 駆け込みシェルターとかちの他機関との連携

● 障害のある方、高齢者の自立は専門家の力を借りる

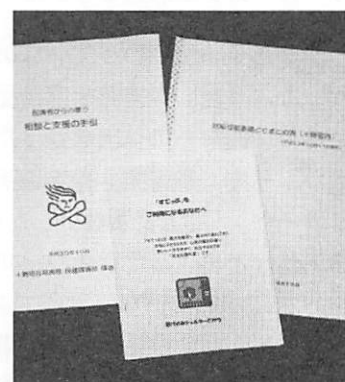
～入所中からケアマネに障害や介護の認定手続きを依頼。シェルター退所の際にグループホームに入所する方が昨年も複数名。『私たちがしなくては』という思い込みは質の高い支援から遠ざかる。専門家の力を借りて迅速に質の高い支援に繋げる。スタッフの負担軽減にも。

● 民間業者の協力

（賃貸契約、リサイクルショップ、引っ越し、設備屋、電気店）～個人商店が多い。スタッフや役員の個人的なつながりで、安心安全な業者さん。

● 弁護士のバックアップで安全に。離婚協議、調停から弁護士に依頼。ほぼ法律扶助を利用。

～弁護士が8人ほど協力。裁判所内での安全確保や自宅からの荷物搬出の際も弁護士立ち会い等。



6. 課題、要望～行政がしてくれるとすごく助かること

- 『診療依頼書』（K市生活保護課が作成したもの。回覧）
～夜間休日、行政に連絡がつかない時間帯でも受診しやすい。
- 遠隔地でも生活保護申請の面談に来てください（現地での代理申請も行っているが）～住民の生命と暮らしに責任を。
- 持たせてほしい書類～住民票・戸籍謄本・課税所得証明 各2通～保育所入園、保護命令や調停申立、賃貸契約、公営住宅申し込み等へ使用
- 当事者の関係機関（学校・保育園など）に連絡調整し情報を共有する
- 不明な点はDVセンターに問い合わせを。DVセンターは情報の集積地
- 転出届は転居先が決まってから
～相談→避難と同時に転出届を出させた町が、入所中に生活保護（医療扶助）申請しようと連絡したら「住民ではないから」と。シェルター所在地が生活保護申請を受けてくれたが・・・。
- 住民票のある市町村（もともとの居住地）は要保護児童対策の協議会は急いで開かない（情報秘匿）～協議会メンバーには民間の方も。一時的に避難しても相手方が逮捕され当事者が戻る場合もある。
町中の噂になり、結局転居したケースがあった。当面は行政だけで対応を。

7. シェルターは具体的に何をしているの？ どんなところ？ etc.

- 『入所時の約束』『退所時の誓約書』『しおり』『シェルター内部写真』を示しながら説明。

ワークショップ 『災害対策どうする？』

駆け込みシェルターとかち 代表 棟方恵理子

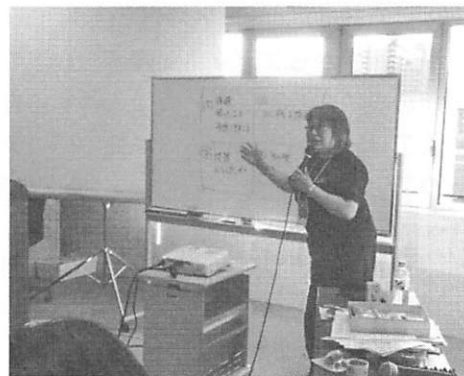
十勝は2年前に水害、今年は地震による全道ブラックアウトに遭った。2年前の水害時に「保護中の方をどのように守るか」を検討し、近隣の支援者所有の建物（自家発電機ありコンクリート造）に避難させていただくことにした。しかし、今年のブラックアウトでは電話が通じない・信号も滅灯した中、早朝から車を走らせ保護中の方の安否確認。電池で点く灯油ストーブ、電池式ランタン、電池のラジオ、缶詰を配置する等の対策を取った。幸い2日間で電気は回復したが、当時の対応を振り返ると反省ばかりである。

今後また起きるであろう災害に対し ①支援する側の安全確保は ②委託元から問われる責任は ③指揮系統は ④災害時の備えは ⑤避難所に行けないDV被害当事者への支援を行政はどう考えるか 等、

災害時の対応について皆さんと意見交換し、いざというときの対応に役立てたいと思い企画した。

ワールドカフェ形式で5グループに分かれて

シェルターに携わっていない参加者でも災害という点は考えやすかったようだ。災害時の備蓄品等は色々出てきたが、対策に関しては具体的なものは出なかった。「どこに避難するか？」「不特定多数がいる場（避難所、給水場所）に出ていかざるを得ない状況をどうするか」「支援者も被災したら誰が何をできるのか？」「災害時に自治体がどのように民間シェルターと関わるのか」についてはまだ検討さえされていない実態であり、「早急に対応マニュアルの作成が必要だ」との意見が出た。関西、東北の災害を経験した方からは、災害を常に想定して考えておかなければならなかった、との発言があった。

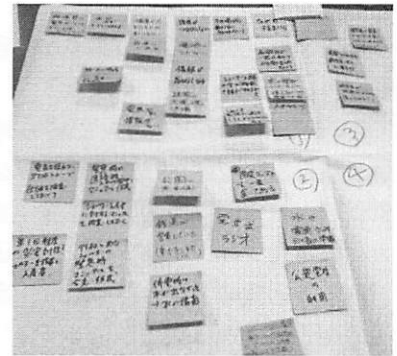


シェルター内部での災害対応（指揮系統やスタッフが被災した時の次の一手）についても具体的に考えていなくてはならないだろう。また、食料品の備蓄や災害トイレ等の準備は、『一時保護委託金』にはなじまない。

行政が災害対策として準備すべきことではないだろうか。

北海道シェルターネットと道で、防災に関する検討に早速取りかかる。

参加者からいただいた意見を反映させ、シェルターにおける災害対策のガイドラインとなるものが作られることに期待し、皆さんと共有できたら、と考えている。



参加アンケートから抜粋

- ・レジュメが欲しかった。会場が狭かった。
- ・丁寧な説明をありがとうございました。最後のWSはドキッと意識させられました。早速スタッフでマニュアルを考えたり、市や県と連携をしたいと思います。
- ・同じ北海道に住んでいながらこんなに真剣に取り組んでいらして感動。スタッフみんながテキパキしていて気持ちよかった。
- ・窓口一本化は当事者にとってとても良いシステムと感じた。WSも変わった形で楽しく勉強できました。帰って他のスタッフと共有したいと思います。とかちファイト!!
- ・DV被害者の他機関との連携を取りながらの安全を第一に考えた一時保護の説明は勉強になりました。レジュメをいただきたかった。中・後半はさらに詳しくシェルターの内容がわかり良かった。災害対策については改めて考えさせられました。
- ・ワークショップが有意義でした。マイクを廻して被災した方のお話が聞けたのも良かった。
- ・北海道のように官民連携ができるシェルターを作っていきたいと思います。資料の綴じ方やアンケート用紙のイラストなど、ちょっとしたことなのに大事にして貰っている印象を受けます。こういうことは大切なのだと思わされました。
- ・災害時の事、考えていなかった。気付きをありがとうございました。
- ・みんなで意見を出しあえて良かった。

B-6 女性と貧困：貧困のサイクルを断ち切るには

報告者：相内 眞子

主催団体：特に主催団体をもたないため、「女のスペース・おん」の全面的なご協力をいただいた。

講師：Aさん：DV被害の当事者（匿名）

中園 桐代さん：北海学園大学経済学部教授

溝江 真紀さん：札幌市母子寡婦福祉連合会副理事長

秀嶋ゆかりさん：弁護士（秀嶋法律事務所）

司会・発題：相内 眞子：北翔大学名誉教授

参加人数：定員60名に対し、全国から59名の方々にご参加いただいた。

発題：司会者

DVは、被害者の女性と子どもを、経済的貧困のみならず社会・文化的貧困に陥れる。着の身着のままで脱出し、まず厳しい経済的困難に直面する。また、周囲に知られぬよう避難するため、自身のネットワークを切断し、さらに追跡への恐怖から仕事や住まいを転々と変え、精神的に不安定な状況に追い込まれる。仕事を得ても、シングルマザーの就労環境は厳しい。子どもも母親同様ネットワークを断ち切らざるをえない。子ども同士のつなが

りが失われ、健全に育つ環境が侵害される。DV 被害者は、社会から孤立し、文化的豊かさを享受するチャンスを失う。

DV 被害者の子どもは、母親の窮状を知るだけに気丈にふるまい、心の傷が見えにくいとされる。また、この傷が成長段階で癒されず克服できない場合は、自尊感情が低く、人間関係構築に悩み、そのため安定した仕事に就けず、結果的に貧困の再生産、貧困のサイクルに結びつく蓋然性が高いという。DV は、平穏な環境の中で十分な教育を受け、学ぶチャンスを子どもから奪う。すなわち子どもから未来を奪う大罪なのである。

以上の認識の下、分科会では、まず DV の実態を当事者の経験を通して知り、シングルマザーの貧困を就業状況の調査結果から明らかにして、「女性と貧困」の実相に迫った。続けて、シングルマザーの支援と互助のための組織的活動を紹介し、最後に、シングルマザーと子どもに対する法的支援体制を検証し、課題の指摘を行った。

報告1 DVの実態：当事者Aさんの経験

Aさんの元夫は、妻と子どもたちを自分に従属させたいという家父長的願望の持ち主であったが、自分の収入だけで家族全員を養うことは難しかった。元夫は、Aさんにも就労を求めるが、家事・育児との両立や土日の在宅等が条件であり、結局週2～3日、一日当たり2～3時間程度の仕事しかできず、収入も月2～3万が限度であった。元夫は、これで足りるかという罵声をAさんに浴びせながらも、他方、妻の給料が自分よりも高いと、プライドを傷つけられたと思い、それがさらにDVを誘発した。

元夫は、酒を飲むと人が変わり、結婚後すぐにDVが始まった。髪の毛をつかんで引きずり回し、深夜に外に放り出されかかったこともあるが、翌日は謝罪と愛の言葉が綴られた手紙が置かれているという日常だった。DVは言葉の暴力として子どもたちにも向けられた。元夫は、子どもが生まれなければもっと自由になる金があったと公言し、さらに児童手当を押収して、子どもの価値は5,000円だとその尊厳を貶めた。子どもたちは、自分たちは生まれてこなければよかったのかと真剣に悩み、自家中毒を起こすなど深刻な状況に陥った。こうした環境で育ったためか、子どもは学校では自分の意見を言わず、友人とのコミュニケーションも難しく、いじめのターゲットになったが反論もできなかった。Aさん自身の父親もDV常習者であり、子どもが成長すると物理的暴力に発展することが予測できたので、離婚を決意し、元夫にその意思を伝えた。元夫は、養育費は払わない、Aさんが正職につく等を離婚の条件として提示したため、Aさんは正職を探し就職したが、その給料が予想以上に高く、元夫のプライドはさらに傷ついた。離婚の調停が進む中、元夫は、クリスマスにプレゼントをしたい、1時間で戻るかと言って子どもたちを連れ出し、そのまま自分の実家に留まらせた。これが10日間続き、Aさんは毎日子どもたちを連れ戻しに出かけるが、窓越しに子どもたちの姿を確認するのみであった。子どもを返す条件として、現在の高収入の仕事を辞めること、親権や年金を放棄することを提示された。一時は、Aさんが子どもたちの不法軟禁を訴えて警察を呼び、相手方は不審者がいると警察を呼び大騒動になったという。

Aさんは、子どもたちを連れ戻せたものの、このまま調停を続けても根本的な解決には至らないと判断し、弁護士に相談して家を出る覚悟を決めた。子どもたちにも説明し、Aさんについていくという意思を確認した後、夫が長期出張の時期を選んで市役所に連絡し、シェルターに避難した。シェルターに滞在している間は、外に出られず、友人を含む外部との連絡も一切取れない。子どもたちも同様で、不安な気持ちで過ごしていた。

現在は、既に離婚も成立してシェルターを離れ、子どもと一緒に過ごす時間を大切に、短時間のパートタイムで働いており、得意分野での資格取得を目指して頑張っている。

報告2 シングルマザーの貧困：中園桐代さん

子ども食堂や学習支援など、子どもの貧困対策が注目されているが、子どもの貧困の背後にはシングルマザーの貧困が存在する。2016年『国民生活基礎調査』によれば、母子世帯の総所得は全世帯の50%、児童のいる世帯の38%にとどまる。小泉政権以降、福祉政策は経済給付から就労支援に転換したが、男女や正規・非正規の格差は温存され続け、2017年度のデータでは男性雇用者の正規雇用の割合が8割近いのに対し、女性は5割に達していない。正規雇用においても男女の賃金格差は大きい。母子世帯では平均就労年収が214万円、うち非正規は133万円である。子育てのため正社員を一旦辞めて、再就職時に非正規につく事の多いシングルマザーを含む女性は貧困に陥らざるを得ない。

こうした格差は、仕事、勤務地、時間を無限定に働かざるを得ない日本のメンバーシップ型雇用と深く関わる。すなわち、企業の意のままに勤務できる正規雇用の男性を正式メンバーとし、出産で退職する可能性の高い女性を準メンバーとみなし、育児や介護で離職し非正規雇用に移れば、非メンバーとなる仕組みである。

OECD のひとり親世帯の就労率が平均 66.5%に対し、日本の母子世帯の就労率は 8 割以上に達しているにもかかわらず、「働いても貧困」という日本の雇用環境の厳しさが浮き彫りになっている。

シングルマザーに対する就労支援事業もその限界が明らかになっている。札幌連のアンケートでは、再就職したとしてもシングルマザーになった後に失業経験がある者は 6 割を超えるが、その理由は、次の転職先が見つかったおおよそ 3 割を除けば、自身の健康、いじめやパワハラ、倒産解雇と続き、彼女らの安定した就労環境の確保が困難であることが見て取れる。

資格取得を目指して 2004 年度に創設された高等職業訓練促進給付金は、高卒者が対象であることや、職種が福祉や看護系に限定されがちであり、訓練中の生活保障が乏しいことも、シングルマザーを遠ざけている。

シングルマザーの貧困状態、「働いても貧困」を解消するためには、特に長時間労働を前提にする（男性）正社員中心の日本の雇用システムを変えることが喫緊の課題である。

報告 3 シングルマザーに対する支援

—札幌市母子寡婦福祉連合会（略称札幌連）の活動：溝江真紀さん

札幌連は、ひとり親家庭の就労・子育て・生活支援を目的に、会員によって構成される団体である。昭和 29 年 4 月に設立され、平成 25 年 4 月に公益社団法人への移行が認定された。近年は、ひとり親になった理由として、離別、中でも DV が原因と思われるケースが増えているようだ（入会に際して理由は問わない）。シェルターに隠れ続け、3 年を経てやっと会員になった例もあり、DV の場合は、組織的な支援のスタートラインに立つまでが難しい。現在の会員数は、母子会員 589 名と寡婦会員 313 名の計 902 名であるが、札幌市内のひとり親家庭は 1 万 8000 世帯あり、会員はごく一部に過ぎない。市内 10 区に母連の単位会があり、DV やモラハラの被害当事者が参加している。DV 被害者の中には市外からの転入者もあり、母子生活支援施設を提供しているが、民間シェルターに比べると、建物も設備も古く、プライバシー保護の面からも課題はあるが、自立に向けて多種多様な支援を行っている。札幌連の活動の概要は、配布の資料等に明記されているが、近年注力しているのが学習支援と就労支援である。最近では、コンビニ大手 LAWSON のひとり親家庭の子どもに対する就学支援・奨学金事業に関わり、支援対象者の推薦を行っている。成績を条件にしない学びの支援と居場所づくりでもある「さっぽろ・まなトピア」を市内 10 箇所で開催。また、就労支援では、就職に有利なスキルを学ぶ講座を 20 年前から無料かつ託児付きで行っている。また、昭和 52 年より奨学金事業をはじめ、大通公園で夏に開宴するピヤガーデンのビールチケットを販売するなど資金獲得にも力を入れている。ひとり親の状況は多様化しているが、これに応えながら、貧困の連鎖を断ち切っていきたい。

報告 4 「自立援助ホーム」の現状と

DV 被害者の置かれている状況との連続性：秀嶋ゆかりさん

貧困の連鎖を断ち切るためには、母と子双方のケアが求められるが、特に子どもの居場所が必要と感じている。それは 10 代後半の女子が実父からの虐待を受け、児相が一時保護するものの、結局実父の元に戻される等の事案を経験したからである。児相と交渉し、入院措置をとり、現在は子育てをしながら治療を継続中である。また、居場所のない少年が、成人男性と共犯になってしまったケースもある。

現在、札幌市初の自立援助ホーム「シーズ南平岸」を運営する NPO 法人「CAN」の理事を務めている。自立援助ホームとは、何らかの理由で家庭に居られず働かざるを得なくなった、原則 15 才から 20 才未満の子どもたちの「生活場所」である。自立援助ホームの子どもたちには、三度の食事が保障されるような生活の経験がない場合がほとんどである。大人を信頼できず、自分の価値を認めるチャンスもない。働いて自立することを前提に入居するが、課題は多い。特に支援の終了時期と費用負担の課題は全国の自立援助ホームが抱える課題である。「シーズ南平岸」は定員 6 名で女子のみのホームであるが、ホームを退所した子ども達が、出産や育児に直面しており、スタッフは退所後の子ども達の支援も行っているが、退所後の支援については行政からの財政援助

が一切ない。

自立援助ホームの法的根拠は児童福祉法にあり、2005 年以降その新設が急速に進んだ。2018 年 9 月 1 日現在、全国で 141 の自立援助ホームが設置されており、北海道の設置数は東京都の 18 に次いで 12、千葉県と同数である。

自立援助ホームも DV 被害者のシェルターも、実際はセーフティネットとして果たす役割が大きい。どちらも現状では被害者が「避難」する構造であり、人間関係、生活場所、職場、学校のすべてがマイナスからのスタートとなる。すなわち、就労支援以前の課題を様ざまに担わざるを得ない状況にある。にもかかわらず、支援を継続するための安定した経済基盤が不十分である。自立とは、生存権、生活権、学習権、就労権が保障され、個性が尊重されて初めて実現するのであり、女性と子どもの自立を連続して支援する仕組みがなければ、貧困の連鎖を断ち切ることはできない。

まとめ

各報告は、「女性と貧困」の深層に潜む問題を、それぞれの経験と専門領域から明らかにした。多様なアプローチから浮かび上がったその問題とは、日本社会に温存され続けてきた、女性に対する差別の視点であり慣行である。DV は、まさにその差別が激しく顕在化した行動の典型といえよう。本分科会で明らかにされた多くの問題を解決に導くのは、「痛み」を「力」に変える女性たちのエンパワメントである。これを確認し、閉会とした。

その他

参加者にはあらかじめ質問用紙を配布しており、記入された内容に即して各報告者が回答した。多くが自立援助ホームに関する質問であったが、シェルターの運営方法に関する指摘もあり、今後の活動にとって参考となるべきものが多々あった。フロアの熱意に感謝したい。

B-7 LGBT 支援マニュアルについての報告書

この分科会は NPO 法人北海道レインボー・リソースセンター L-Port 工藤、川瀬、一般社団法人セーフティネット札幌 神原がファシリテーターとなり、開催した。

また、法的支援に基づいた観点から須田布美子弁護士にご協力をいただき、分科会当日もご参加いただき、お話ししていただきました。心から感謝いたします。

最近の社会的な動きから「LGBT」いわゆる性的マイノリティに関することについて関心が高まっている。2015 年の渋谷区のパートナーシップ条例、世田谷区のパートナーシップ制度を皮切りにニュース番組でも取り上げられるようになってきているが、性的マイノリティの人々の人権を守る法律や制度は未だないのが現状。性的マイノリティの存在は確認しているが、対応はしていないという中で、どのような支援ができるのかを考えられる分科会にしたいと考えた。

分科会の題名を「LGBT 支援マニュアル」ということにしたのは、性的マイノリティについての支援を考えるのは分科会に参加した皆さんで、「マニュアル」というのは皆さんが活動を通してこれから作っていったらいいものだという思いを込めて掲げた。

この分科会の参加者は約 30 名にのぼり、多くの分科会が開催される中、こんなに多い方々に参加していただいたことを感謝したい。

参加していただいた方々に、この分科会でより学びや、気づきが多くなるよう考え、開始前にアンケートをさ

せていただき、参加者が LGBT に対する距離があるのか、知識があるのか把握させていただいた。

その結果、やはり「LGBT 当事者に会ったことがない」「LGBT の人と接したことがない」という方から「実際に支援したことがある」「スタッフにいる」という方まで、大きく差があった。

LGBT、性的マイノリティをテーマにした分科会などを行う時にある、ファシリテーター側にあるひとつの課題は、参加者の LGBT に対する距離間の差がある。参加者のこの差こそ、現在の課題のひとつだと考えている。これがそのままひとつの組織、ひとつのコミュニティにあると、そこに所属する人々の理解や、共有する知識が違ってくるため、支援を行う段階では実際のアプローチ方法に大きく差ができてしまう。

まずは全体的な基礎知識の共有が必要と考え LGBT についての基礎知識の共有をしていただいた。また、参加者には LGBT についての苦手意識や、緊張感があると考え、「自己紹介と呼んでほしい名前（ニックネーム）」と、好きな食べ物紹介」をしていただいた。この自己紹介は、一見何の変哲もないように感じるが、自分が呼ばれたい名前を自分が言う事は性的マイノリティにとって非常に重要であることをさりげなく感じてほしいこと、また、好きな食べ物＝自分が体験してうれしい楽しいと感じたことを話すことは、その場にいる人に自分のことを楽しい体験から知ってもらえること、ヘルプを出しやすい雰囲気を感じていただき、何でもない自己紹介の中にもジェンダーバイアスから解放されるちょっとしたヒントがあり、気持ちよくその場にいられることを体験していただくこととした。やはり、自己紹介中から緊張が少しほぐれ、参加者の笑顔が見られるようになった。実際の現場で、案件が緊張感をはらむことが強いほどジェンダーバイアスや、緊張から解き放たれた空間であることが必要と考えている。

この部分については、今回の分科会のかくれた命題として重要な点ととらえている。

自己紹介とアンケートが終わり、時間の都合で LGBT の基礎知識と NPO 法人北海道レインボー・リソースセンター L-Port の紹介をかなり圧縮した感じで進行した。

その後、特別に飛び入り参加して下さった須田布美子弁護士から、実際の弁護活動を通じて性的マイノリティと思われる案件に携わった時の法的な問題や、ヘテロセクシュアルシスジェンダーの方とは違い難しい点など解説していただいた。

この時点で参加者の方々は気づいていたかと思うが、そもそも LGBT についてのマニュアルなど現状つれない。なぜなら、日本のドメスティックバイオレンスで定義されているのは「配偶者からの暴力」「交際相手からの暴力」「内縁の者からの暴力」で、同性のパートナーや、戸籍上同性のパートナーの相手は DV とみなされていない。

LGBT についての支援を行う時の一番の弊害はこの点にあるということ。

かつて内縁にあたる関係が DV として扱われなかったことと類似していることを指摘し、だからこそ「LGBT 支援マニュアル」なるものを作り出すのは、この分科会に参加していただいたみなさんのネットワークなのだと結び、以下の 3 つの提言を提示した。

- ・セクシュアルマイノリティに対する社会的暴力の存在があることの「視点」を広める
- ・現時点で国としても、自治体としてもセクシュアルマイノリティの支援策が必要
- ・まずはセクシュアルマイノリティへの暴力被害の支援のためのネットワーク構築の必要性

この 3 点の提言に基づき、この分科会に参加した方々で『LGBT シェルター会議』という SNS のネットワークを立ち上げることができた。この『LGBT シェルター会議』は、第 22 回、第 23 回と続くシェルターシンポジウムで継続したいネットワークである。

次回の主催団体につなげていただきたいお願いとともに、今回のシェルターシンポジウム主催団体「女のスペース・おん」の皆様、スタッフの皆様に感謝と御礼の言葉をもって報告をおわりたい。本当にお疲れさまでした、ありがとうございました。

NPO 法人北海道レインボー・リソースセンター L-Port 工藤 久美子、川瀬 亜矢子
一般社団法人 セーフティーネット北海道 神原 琴美

B-8 子どもの視点から見た面会交流

主催団体：NPO法人ウィメンズ結（民間シェルター） 苫小牧市

弁護士 池田 賢太・弁護士 山田 暁子

発題者：ウィメンズ結、池田賢太(弁護士)

シンポジスト：札幌おやこ面会交流の会 通称「あやの会」相談支援員 川守田京子

相談支援員 松岡 あい

児童精神科「こころと発達クリニック えるむの木」院長 須見よし乃

コーディネーター：山田 暁子（弁護士）

参加人数：86名

山田（コーディネーター） 弁護士としてDV離婚調停事案を扱うなかで、裁判所が面会交流の取り決めを積極的に進めている。同伴した子どももDVを目撃し虐待を受けているが、非監護親である父親から面会交流を求められている。子どもの成長にプラスになる面会交流にしていくにはどうしたらよいか、パネリストの話を伺い考えていく場としたい。まず、この分科会を企画した民間シェルターウィメンズ結の鈴木から、課題の報告をお願いしたい。

鈴木 シェルターで支援している現場から現状と課題の報告をさせて頂く。2011年に民法で面会交流の実施が明記され、その年の離婚調停の場で支援していた当事者が、調停員から子どもを父親に面会させるようにと指示されて大変驚いた。DV事案の離婚調停で子が面前DVを受けていても母親への被害と子と父親との関係は違うと言われて、2012年には保護命令が発令された事案でも面会交流の取り決めを要求された。面会交流を求められた当事者である母親はDVで避難をして居所を隠しているのに、子と父親が会うことで居所が見つかる不安、父親と子どもを切り離して良いのかと葛藤し怒りや不安に苛まれている。調停中に子どもの写真や手紙を要求され、面会交流を実施する条件を夫から突きつけられることで、夫の支配が継続してDV被害を受けていた当時がフラッシュバックしてPTSDの症状が悪化したケースもある。離婚調停が長期化する事で母親の心の安定が図れず新生活の構築が困難になり、子どもの養育に支障をきたして母子分離したケースもあった。昨年（2017年）面会交流を巡って悲惨な事件が起きた。

2017年4月23日、兵庫県で初めての面会交流で4歳の長女を元夫の住む自宅へ連れて行っただが、迎えの連絡が取れず警察官が自宅を訪問し、長女の遺体と元夫の自死が確認された。同年の1月28日、長崎県では面会交流で2歳の長男を連れてきた元妻を刺殺し、長男と同じ屋内で元夫が首つり自殺をする事件が起こった。この事件で面会交流を恐れて拒否したいと訴える当事者が増えた。アメリカでDV加害者の更生と被害女性の支援に取り組んできたランディ・バンクラフト氏は、北米では面会交流を巡る殺人事件が年間70件以上報告されており、このような事件は夫に逆らって家を出た妻への復讐だと語っている。

面会交流に係るシェルターの支援として、裁判所や弁護士面談の同行を行っている。裁判所が面会交流を原則取り決めとなった2011年以降、同伴児童を伴う離婚手続きは殆ど弁護士に依頼しており、分科会を担当した池田弁護士と山田弁護士は結と連携してDV事案の離婚を数多く担当している。

当事者が夫と対峙する裁判所へ出向くことは一番ストレスを抱える場面で、調停期日が近づく不安症状（めまい、頭痛、吐き気など）が現れる。裁判に向き合う事が困難で弁護士や夫からの書面を手にとることも一人ではできず、解決まで寄り添うケースも増えている。面会交流の話し合いが盛り込まれてから解決までの時間が掛かり、2～3年を要するケースもある。今回、北海道の民間シェルターへ「面会交流」に関わった事例について呼びかけ、5つの質問内容の回答を得た。質問内容は①保護命令が発令されたが面会交流が決まったケース。②面会交流が却下されたケース。③面会交流を実施して問題が生じた

(生じている) ケース。④面会交流が円滑に実施されているケースと支援体制。以上の質問に対し④の円滑に実施されているケース以外に回答が13件集まったので一部紹介する。

①保護命令が発令されたケース：

保護命令発令中の離婚調停で当事者側の弁護士が助言し、月に1回の面会が決まった。子と父親の面会交流を実施していたが、夫が再婚したことで子どもが面会を拒否したところ、養育費の支払いを止めた。裁判所が介入して養育費を減額、面会は停止となった。

②却下となったケース：②-1

同伴男児は自閉症と適応障害の症状があったが、母子で生活するようになってから症状が改善された。裁判所が子の症状は父親からの虐待の影響と判断して面会は却下となった。

②却下となったケース：②-2

間接交流の試行で小3の男児は父親あての手紙に「死ね、消えろ」と何度も書き、父親からの手紙を破り捨てる行為で面会を拒否した。父親が面会を諦めて取り下げとなった。

③問題が生じたケース：③-1

保育園児の長女が面会に「行きたくない」と訴え、理由を聞くと「父親から身体を触られる」と告白した。性虐待を案じた母親が元夫に会いたくない理由を娘から聞いたと伝えたところ、面会要求が止まった。

③問題が生じたケース：③-2

未就学児の男児は父親から「保育園の名前はなんて言うの」と聞かれて返答してしまった。母子が暮らす町村名を知られてしまい、長男は自責の念にかられてめそめそしていた。面会を続ける際、子どもは嘘をつくことを強られる。

質問事項以外の回答として、面会交流の取り決めなしを紹介する。面会交流調停で実施せよと審判が出たが、取り決めなどは行わなかった。元夫が面会について再度取り決めの調停を起こそうとしたが、申立ての送達先(元妻の居所)が不明で諦めた。以上の報告からも支援現場では面会交流で母子が困難を抱えている現状に対応していることが判る。面前DVを受けている子どもに対しても面会交流が決定され、心身が不安定になる子どもがいることを知ってもらいたい。10歳以下の子どもが面会を拒否しても意思が通らず、母親の意向を酌んだと判断されたり、思春期の子供が勉強や部活、友人との約束を優先しようとする、父親が取り決めを守らないと母親へ罰金を科すなど、父親の都合が優先されている。シェルターで支援する立場から子どもと母親の生活が安定するまでは面会交流を避けて欲しい、現行のやり方を変えて欲しいと考えている。ウィメンズ結ではシェルターに避難してきた同伴児童に対して、学習支援を提供している。男性の指導者がマンツーマンで指導にあたり、勉強以外にも子どもが興味を持つ事を引出してくれている。学習の指導はもちろん、安全な男性の見本として接することが重要と捉えて、シェルターの退所後も継続的に関わっている。こどもたちが将来自分を好きになり、健全な大人になってくれることを心から望んでいる。以上、支援現場からの報告と課題提起とする。

山田 札幌の弁護士でDV事案や児童虐待の事件を多く手掛けている池田弁護士から事例の紹介と発題をお願いしたい。

池田 昨日は警備の腕章を付けて会場を見回っていたが、実は弁護士である。本業の傍ら、北海学園大学で法律を学ぶ学生の授業を受け持っており、面会交流をどう思うか質問したところ交流させた方が良いと答える学生が多かった。色々な問題があるが判るかと問いかけたところ「何が」と返答は無かった。学生自身は、自分の両親が離婚後にどちらかに会うことを想像して答えている。子どもが小さくて自分で会いにいけない、虐待があった、DVがあったなど様々な問題があった場合どんな支援が必要かと問いかけても回答は無かった。

一般の方の面会交流についての反応も学生と同じで、会う方が良いと答え、問題を深く捉えていないと感じる。裁判所では離婚調停から面会交流の調停が同時に話し合われて、解決できない時は審判に付される流れになっている。面会交流の取り決めが調停条項や審判条項で月に何回、引き渡しの方法など細かく決められ、条項を守れない時は間接強制、損害賠償請求などの形で、面会をさせない監護者に罰金が科せ

られ、金銭的負担や心理的なプレッシャーがかかっている。

離婚手続きの代理人を引き受ける時に面会交流について説明をしているが、率直な感想として当事者は面会を待って欲しいと望んでいる。今まで家族間で支配、非支配の関係にあり、自分の意見は全く通らなかったのに、調停の場で「対等な関係だから、何を言っても良い」と言われても自分の気持ちを言えない。弁護士にすら本音を言えず、「会わせただけが良いですね」と言ったから、「そうだ」と答えると当事者はどんな気持ちになるのかと察して、「今はまだこの問題（面会）を考えなくて良い。解決まで時間が掛かるからゆっくり考えよう」と説明して調停の場に臨んでいる。現在、間接交流の扱いが多いが、写真を撮ることも注意が必要で背景に居所が判る情報や、カレンダーや新聞なども写らないように細かく指示し、当事者に大きな負担が強いられている現状がある。今日用意した事例2件はウィメンズ結と一緒に関わったケースで、いずれも強度のモラハラ事例である。身体への暴力は無く保護命令の対象にならず、精神的暴力が顕著だった。

事例① 夫から日常的に暴言があり、長女の出産の際切迫流産の危険があって寝ている妻に対して、「いつまで寝ている」と責めたり、お金を自由に使わせず妻はつぎだらけの服を着ていたり、日常的に「馬鹿だ、死ね」と子ども達の前で言われて生活し避難をした母子。解決までの時間が掛かり、先に面会交流の審判が先行して調査官調査が入った。結果、長男は面会を拒否する意思を言葉で示したので間接、長女は2歳で別居時には0歳で父親の記憶がないため直接交流との意見が出て、調査官の意見を汲む形で決まった。決定を不服として高裁、最高裁まで争ったが棄却された。離婚訴訟が並行して行われ、相手側の弁護士が離婚案件に不慣れだったため、面会交流の取り決めは離婚が解決するまで棚上げとした。

離婚解決前に面会を強いることは母親の心的負担が大きく、意見書には拡大自殺の危険性があると訴えて試行面会などは行わなかった。夫はそれなりの収入があったため婚費をずっと支払っていたのに子どもに会えない不満を主張していたが、妻は婚費が入金される通帳に夫の名前が記載されるだけでフラッシュバックが起きるPTSDを抱えていた。係争が長引き、夫は婚費を払い続けることが負担になってきた時に、妻が婚費、養育費の請求を取り下げ、夫側はその意向に同意して離婚が決まった。

結局、面会交流は決まっても具体的な取り決めはされず、当事者の主張が通り面会は行っていない。当事者の母親は調停期日が2週間前に迫るとめまい、食欲不振、不眠の症状が出て係争中に2か月ほど入院したこともあった。母親の安定が図れない状態で面会交流をさせて子どもの養育にプラスにならないと何度主張しても裁判所の理解が得られなかった。

事例② 妻へのモラハラと子どもへの虐待があったケース。先に離婚が決まり、面会交流調停を継続して行った。夫はDV（精神的）を認めず、離婚調停の時もDVを取り外すなら離婚に応じると主張した。子どもに対しても虐待ではない冗談でやった行為と主張。調査官調査の際に8歳の長女は父親と会いたくないが、直接嫌だと言ったら、スズメバチに刺されたみたいに頭がボコボコになるまで叩かれる、今まで159回くらい家を出て行けと言われてきたから、160回目にママと一緒に家を出たと答えた。

5歳の妹は姉への暴言を聞いていたので、直接の虐待を受けていないが「嫌な言葉をこれ以上聞きたくない」と返答。調査官はこの子ども達には面会交流はできないと判断、併せて長女は児童精神科を受診した際に父親へ「死ね」と書きなぐった紙がカルテと共に提出、父親からの手紙をびりびりに破った物も継ぎ合せて提出した。父親が面会を諦め調停に出頭しなくなり、交流を行わないとの審判となった。長女は夫と生活をしていた時に母親と強制的に分離させられた体験からシェルターに避難当時、トイレに一人で行くこともできず母親から片時も離れることを恐れていた。自立後、母親は登下校を付き添うなど長女の不安症状が続いたが、解決後は劇的に回復し夜に妹と二人のお留守番も平気になり、母子の生活は安定した。父親と離れたことで子どもの心身が健康になるケースがあることから、面会交流の在り方は個々のケースで考えていく必要がある。以上、問題提起を兼ねた事例報告とする。

山田 こうした様ざまな困難な事例があり、中には裁判所も面会をさせない判断を下す場合もあるが、基本的には面会交流を認めているケースが非常に多い。中には第3者機関を利用すれば大丈夫だろうと言うケースもある。しかし公的な第3者機関は存在せず、裁判所は当事者に丸投げしている状態で、当事者の困難さを理解した民間の第3者機関が面会交流の実施を支援している。札幌おやこ面会交流「あやの会」シン

ポジストの川守田京子さんを紹介する。経歴は児童相談所判定員、言語障害児学級教員、市立札幌病院静療院児童部セラピスト・心理指導課長など児童心理に関わる仕事を歴任。その後、家庭裁判所調停委員をしている時に、別居・離婚後の親子の面会交流を支援する民間団体「札幌おやこ面会交流の会」通称「あやの会」の立ち上げに関わり、現在もあやの会の支援員として面会交流のサポートを行っている。

松岡あいさんは元家庭裁判所調査官。退職後、家事調停委員をしながら、別居・離婚後の支援をする道内初めての民間団体「札幌おやこ面会交流の会」（通称「あやの会」）に関わり、調停委員を退任後の現在もあやの会の支援員として面会交流のサポートを行っている。

川守田 私たちは片一方の親と離れて暮らす子どもたちが面会交流を通じて心豊かに育つようにと願って活動を始めた。発題者の話を聞き DV を受けて別居した子どもたちが大変な思いをしている、その中で面会交流を行って良いのか、望ましい面会交流とは何か、DV 事案のケースはきちんと現状を踏まえて支援していかなければいけないと感じた。まず、「あやの会」の紹介をしていきたい。「あやの会」に相談されるケースはDV以外もあるが、どのケースも当事者が大変傷ついている。基本理念は ①子ども中心の支援であること ②父母による自主的な面会交流実施までの一時的支援であるため当人同士で話し合いができるようになることが目標、と定めている。会の組織は、弁護士、元裁判官、現職及び元職の家事調停委員、元家裁調査官、元家裁書記官など。会員数は 60 名で支援員は現在 37 名で運営している。支援の流れを説明する。

①電話による申込み（火・金曜日午後 1：00～4：00）

（双方が「あやの会」利用に同意していることが条件）

②見学

（父母それぞれに施設を見学して貰い、同意の上利用の申込みを受ける）監護親には子どもの同伴を求めている。場所や支援員に会い、子どもに安心感を持ってもらうことが重要。

③事前面接（どのような支援が希望なのか時間をかけた面接を行い、会の利用規則などの説明を行う）

禁止事項として、連れ去りや暴力、暴言、飲酒などがあった場合は支援を中断。子どもの安心安全を最大限に優先する。現在の子どもの生活状況を尊重して介入しない、子どもに双方の親の悪口は言わない、情報を得ようと利用しない、父母の紛争に巻き込まない、来所、退所の時間をきちんと守るなど。急病で利用をキャンセルする場合は担当スタッフの携帯番号へ連絡する。訴訟中に面会で利用した場合、面会の報告を「あやの会」として報告することはしない。約束事項を守れる方のみ利用可能で、利用案内と規則に同意したうえで申込みと支援の決定となる。

1. 支援の種類と内容

イ. 連絡調整支援（日時などの調整）

ロ. 受け渡し支援、見守り支援（支援室での交流・近くの大通り公園などへ外出見守り）

2. 支援期間、頻度、支援時間について

支援期間は原則 1 年。1 年後に更新面接を行い、必要に応じて利用の更新ができるが 2 回が原則で最大 3 年間利用が可能。頻度は月に 1 回、支援時間は支援室を使う場合 2 時間以内、外出型の場合は 5 時間以内としている。体制は 1 組を 2 人の支援員が対応し、親子の担当となり継続的に支援する。

援助の目標は面会交流が父母や子どもにとって安全で安心できる場、楽しめる場になるように援助し親子の繋がりを見守るとともに側面的に援助する。両親が顔を合わせられないケースの利用が殆どのため、受け渡しなどで接触しないように配慮している。子どもの利用開始年齢が殆どは幼児で、監護親から離れられない場合が多く、支援室の遊具を見せて根気よく離れるまで支援する。非監護親から祖父母に会わせたいなどの要求が入るが取り決めに基づいて調整、説明を行っている。父母が自主的な面会交流を行えるよう個人面接をしたり、当人同士で行えない阻害要因について助言するなど具体的な問題の相談を行っている。支援の卒業は見守り支援→受け渡し中心支援→連絡調整支援→自立が一般的な流れになっている。

1 年間の支援件数（平成 30 年 7 月 31 日現在）は①連絡調整支援は延べ 16 回。②受け渡し支援 延べ 255 回（見守り型 150 件、外出型 105 件）③見学 49 件（弁護士同伴 9 人）④事前面接 12 件、⑤更新面接 13 件となっている。

設立時からの支援件数は①支援件数105件、②終了件数56件【うち自立件数26件】、③現在支援中の件数49件となっている。支援室は3DKのマンションの1室を借りているが子どもの足音や声で騒音の苦情があり、平屋の1階を支援室と事務所として用意して好きなだけ跳ね回っても良い環境を作った。近くの大通り公園で遊ばせる面会もある。支援室での面会に慣れてから双方の同意の上、外出見守り支援に移行する。支援員は短時間のみ同行できる。当会での支援ケースの特徴は殆どがなんらかの対立感情や被害感情を持っている。DVケースもあるので、状態を受け止めた個別的な配慮を行い、事務所まで行けないと訴えがあれば地下鉄駅まで迎えに行くなど臨機応変な対応をしている。

裁判所で係争中のケースもあり試行的な面会交流として利用され、そのまま面会交流に移行する場合もある。試行で終了するケースもある。面会親が本州など遠隔地のケースが一定数あり、子どもの病気などで急なキャンセルになった時に飛行機のコケット代を監護親に請求しても良いかなど訴えもあったが調整は却下した。運営上の課題は支援ケースの増大と支援員の増員で、当初はボランティア精神でスタートをしたが、子育て支援としての役割を担っているため札幌市へ要望を入れていきたいと考えている。

子どもにとって安全安心な支援は基本理念に基づいている。監護親から子どもを預かって非監護親に渡す時と、面会交流が終わって監護親に返す時にしがみついて離れない場合の対応が重要。支援員が子どもにとって安全な大人であることを理解してもらうことが大事な点である。子どもの興味や関心がどこにあるのか気づいて非監護親に助言する時は子どもに注目しつつ安心して頼れる存在である立場を守っている。

面会初期の事例では2歳の女兒が母親からしがみついて離れず、母親自身は元夫の声を聴くと震えていた。まず支援員は子供に関心のありそうなおもちゃを持っていきお母さんの膝の上で一緒に遊び、支援員が安全な大人であることを根気よく示し、徐々にたくさんおもちゃのある支援室に誘っていく。

支援員が子どもをおもちゃで関心を誘い支援の部屋と支援員が安全な場所と存在であることを認知させて、非監護親との面会に繋げていく。まだ、様々な事例があるが時間の関係で活動の紹介と支援体制の報告とする。

山田 非常に専門性の高い面会交流の仕事を行っている。両親にも子どもにも配慮されている。

専門性が高くかつ必要な問題を扱っているのにも関わらず、民間が担っているところに課題がある。面会交流は子どもの福祉のためという目的で行われているが、年齢の低い場合は、話し合いに加われない、心情がくみ取ってもらえないという状況がある。特に面前DVの場合は直接その子どもに与える虐待行為が顕在化していない場合、子どもが直接被害に遭っていないから問題ないのではないかと軽く考えている場合がある。

面会交流が精神的に子どもに与える影響についてお話を伺いたい。児童精神科医小児科医の須見よし乃先生。札幌医科大学を卒業後、一般小児科医を経て児童精神医学を学び、児童精神科医として札幌医科大学病院コドモックル・苫小牧市立病院・道立緑ヶ丘病院などで児童精神外来を担当されてきた。発達障害や思春期の神経症圏の子供たちを主に診療されてきた。昨年10月から「こころと発達クリニックえるむの木」を札幌市東区にて開設している。

須見 小児科医として心の問題、特に身体症状を入りに心の問題の方に入っていく、あるいは発達の問題があってアプローチしていく、そういうところを専門にしている。今の仕事の95%が児童精神科医の仕事になっているので児童精神科医と名乗っている。今回はDVの子どもへの影響、いかに子どものことを理解するか、面会交流に関して臨床の中で実感していることをお話しする。身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクトの4種類の子供も虐待がある。たまたま露見することもあるが、2種類・3種類かぶっていることが多い。暴力もあり、暴言もあり、性的暴行もあり、脅しもあり、複雑に絡み合っている場合がある。

児童の目の前でDVが行われている面前DVは、被害が間接的であっても児童虐待に含まれている。それは2004年に法律が改正されて認められるようになった。臨床的には、母親は暴力を受けているが子どもは直接暴力を受けていない、けれども小さい子どもに出ている症状は、身体的虐待など他の虐待を受けた

子どもと全く同じだったので、どういうことなんだろう、と思っていたところにこの法律ができた。本当に面前DVは臨床的には被虐待児と同じと考えてよいと思う。面前DVだけでなく、ほかの虐待が絡んでいたこともある。

先程、話のあった面会交流の時に体を触られたケースもあった。面前DVはお母さんだけのDVだけではないということを疑ってかかっても良いのではないかなと思う。また、子どもの目の前のDVでなくても、子どもが寝てからの夫婦喧嘩であってもDVの影響がある。夫婦喧嘩を子どもが全く知らない訳がない。

面前でなくともDVがある家で育った子どもは児童虐待を受けていると考えてよいと思っている。それは面前DVではなく、心理的虐待である。心理的虐待とは、子どもの世話をすべき人間の言動、あるいは残酷な出来事が子どもたちに次のようなメッセージを繰り返して伝えることだと言われている。

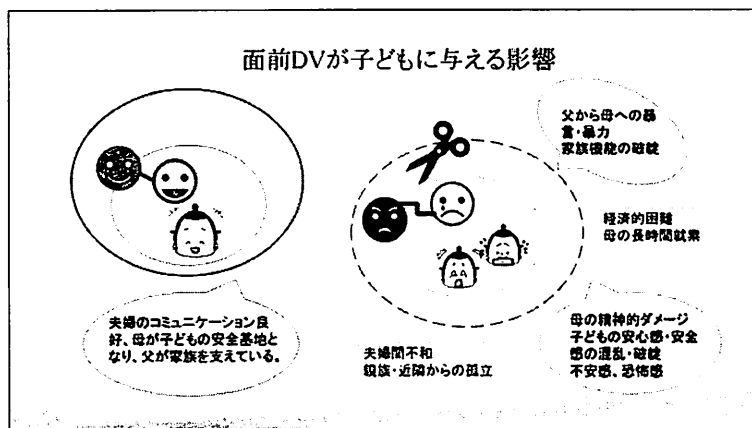
まず1つは、こどもの存在や価値を侮辱し、軽蔑するようなメッセージ「死ぬ」とかそのような言葉。

もう1つは、子どもに恐怖感を与える、怯えさせるようなメッセージ。お母さんが死にそうになるくらい暴力を振られる、あるいは、お母さんの心が壊れてしまうような暴言を受けている時は、子どもは怖い思いをするのに決まっている。これは虐待された子どもという題の本に書かれているが全くその通りだと思う。友田明美先生が、DVを目撃して育った子は身体虐待やネグレクトと同様のトラウマ症状を生じる、身体的DVを目撃した子どもよりも言葉によるDVを目撃した子のほうが脳にダメージが残ると報告している。お母さんが侮辱されたり、様々な暴言を投げかけられて、存在を軽んじられているというような状況は子どもに影響がある。

子ども虐待の発達の影響は、身体的影響としてすぐ分かるものとしては、骨折、熱症、身体的虐待による身体損傷。長期的影響としては、頭部外傷の後遺症として精神遅滞・てんかん・視聴覚障害が考えられる。心理的要因としての症状は成長障害、愛情遮断症候群がある。体に病気があるわけではなく、ご飯を食べているのに身長が伸びない、体重が増えない、運動発達が停滞するが、環境が変わると普通に身長が伸び体重が増える。以前小児センターで勤務していた時、3歳4歳でも歩けず、知的にも低く、身長も、体重も増えない事例があった。救急当番病院にみずとりぞうさんの水を飲んだと運ばれてきたが、普通の子どもはそんなものは飲まない。ゲージ吐いて、自分の吐いた吐物を食べている。これはなんだろうと思ったら結局ネグレクトだった。母親が子どもの愛情要求にあまり応えることなく、放っておかれたケースだった。母子分離をしてこどもだけ入院で預かることになったが、身長が増え体重が増えた。前は注射をしてもニタニタ笑って泣かない子だったが、入院後は痛いと言ったり癇癪を起すようになった。それが私が最初に見た愛情遮断症候群の事例である。友田先生が言っていることだが、虐待・トラウマは脳の形態的变化を引き起こす。視覚野・聴覚野といった大脳辺縁系、記憶をつかさどる海馬、情動をつかさどる扁桃体に異常が現れる。虐待は子どもの脳を傷つける。記憶が飛び、記憶がない、やたら忘れるといった記憶障害がでる。また情動のコントロールが上手くできない。心理的問題と捉えるよりは、生物学的なダメージであると言われているところが新しい。

次に心理及び行動面への影響について。認知機能、運動発達が遅れたり、知的な遅れも生じるが、なによりも愛着形成の障害がでる。情緒・行動への影響では、不安、自尊心や自己肯定感の低下、抑うつ、攻撃性で表出される。小学校の頃は目立たなかったが、中学生くらいから不登校になって受診した子どもの成育歴を確認すると、小さいときの育ちの問題に気付くことがある。

思春期になると、問題行動・学校不適応・自殺関連行動・性的逸脱行動・アルコール依存障害といった症状問題が出てくる。愛着の対象者である養育者からの長期



的な虐待の後遺症が複雑性PTSDで説明される。交通事故や災害に遭った時の単回性のPTSDではなく、繰り返し本来守ってくれるべき人からのトラウマであり、より複雑な症状として説明される。面前DVが子どもに与える影響として図解してみた。

安全な家庭では夫婦のコミュニケーションが良好で母が子どもの安全基地となり、父が家族全体を支えている。一方、両親にDVがあり家族機能が破たんしている家庭がある。他の家族の背景として経済的困難があり、父親が働かず、母が家計を支えるため長時間労働になり、子どもと離れる時間が長い。夫婦間の不和の問題から親族や近隣から孤立している。母親が精神的ダメージを受けて子どもの安心、安全感が混乱して破綻したことで不安感や恐怖感を抱いている。虐待を受けた子どもの愛着の問題とトラウマは奥山真紀子氏の本から抜粋してきた。愛着の対象であるべき親から虐待を受けて育った場合、安心して他者を信頼し、自分を守ってもらおうとするアタッチメントの形成が阻害される。アタッチメントと言う安全基地が形成されていない子どもは「守られていない自己」という感覚を持ち、トラウマの影響を受けやすい。

虐待を受けた子どものトラウマ反応の特徴として

- ①外界（他者）への強い恐怖
- ②他人を頼れない臨戦態勢、ADHDなど発達障がいに似たちょっとした物音にも過剰反応する過覚醒、多動、衝動性、不注意や注意力散漫症状が見られる。
- ③刹那的な行動として長期的な展望を持たず、注意されると凍りつく、同じことを繰り返してしまう。
- ④他者との距離感の問題、自分からべたべた近づいても必要な時に他者の力を利用できない。
- ⑤無力感、自己評価の低下で、抑うつ感情を持つようになる。
- ⑥否認・解離：自我の処理能力を超えた刺激に対して、解離や否認という形で直面化を避ける防衛手段を取る。診察の場面で経験したことだが母親がDVを受けた場面を子どもの前で話していた際、子どもが解離してぼーっと意識が飛んだ様子を見せたため、母親の話を止めたことがある。思春期になると頻回に意識消失、失神するようになることがある。
- ⑦強い怒り：攻撃性が自分や他者へ向かう母親へ怒りが向けられると、母親もDV場面をフラッシュバックして、辛い状況になる。子どもも辛いが怒りを受け止める母親も大変な状態になってしまう。
- ⑧自己調整不全：感情のコントロールができず、睡眠覚醒リズムや食事のリズムが崩れてしまう。
- ⑨共感性の低下：他の子が嫌だ、痛いと言っているから攻撃を止めようと話しても、他者の感情に共感できず攻撃を止めない、など。
- ⑩不安定な感覚入力、情報処理能力の発達不全：虐待を受けた子は身体の痛みを訴える。強い刺激や痛みには無感覚な一方、小さな刺激を敏感に感じることがある。
- ⑪感情の認識障がい：アタッチメントが阻害されて育つと、自分が何を感じているのか言葉にできず認識できない。ニコニコ笑った表情でしんどい話をするなど、感情と表情の不一致が生じる。
- ⑫自己感の発達不全：自分の存在感がわからなくなる。

これらの症状は発達障がいの子どものみで見られる。“ニワトリと卵”のたとえと同じで、元々発達障がいがあり育てにくいから虐待を受けたのか虐待を受けたから発達障がいと同様の症状が出たのか、どちらかわからないケースがある。また、もともと発達に脆弱な面があり、不適切な養育を受けたために発達障がいが見らなくなった症例も多々ある。被虐待の体験のある子どもは不安感が強い。診察の場で感覚過敏で不安感が強く母親と離れられない子どもの成育歴を聞くと、実は父から母へのDVがあって離婚をした過去があるというケースを経験している。

面前DVを目撃した子どもに対するサポートとして、

まず子どもにとって安全な環境とは何か、愛着の対象は誰であるか考える必要がある。基本は家族で生活していけるという保証があることである。衣食住はもちろん生活基盤が安定しているかどうか、母子の心身の健康が保たれているかどうか、家族機能が保たれていて、社会的支援が届いているかどうか、が重

要である。母親が心理的ダメージを受けている場合、愛着の対象となり得る他者と、子どもを守る大人の存在が必要である。祖父母、保育士、教師がその対象に成り得る。子どもが発達の問題を有する場合、適切な療育機関に繋がり、学校では特性に合わせた配慮を受けていることが大切である。身体症状や行動上の問題を呈する場合は、専門機関（小児心療内科、発達支援センター、デイサービス）への繋がりが必要で、母親への育児支援にもなる。傷ついた母親が安全感を回復するためには時間を要する。ゆっくりと子どもの育ちに合わせた保護的な環境を整える必要がある。面会交流が母子の安全感を脅かすものになっていないか考える必要がある。子供が父親の存在を振り返り、自分の気持ちを語れるようになるまでは面会交流を控えた方が良いというのが私の意見である。

事例紹介：

初診時4歳11か月の女儿。主訴は心因性けいれん発作の疑い。

家族構成は、母（専門職）、兄（8歳）、本児（4歳）、弟（2歳）母方祖母の5人家族。

母にとっての一人目の夫（長男の父）は死別。

妊娠分娩に異常はなく、発達、発育面でも問題は指摘されていない。

1歳ころから、父から母への暴言があった。弟が出生した2歳すぎから子どもの前で母に対する身体的暴力が始まり、兄にも手を挙げるようになった。2歳7か月の時に両親が別居、母が地方の実家に帰省した。3歳7か月の頃、母方祖母と札幌で同居。母はフルタイムで仕事を始めた。4歳時に初回けいれん発作があり、父との1回目、2回目の面会交流の間でのエピソードだった。てんかん疑いで小児科を受診。4歳1か月の頃、DV認定のもと離婚が成立。父との面会交流が決まり、面会時には叔父夫婦が付き添ったが、父は叔父夫婦に暴力をふるう一方で被害届を出したり、面会に現れなかったりした。母は家裁に訴えて父との面会交流を止めてもらったが、父は執拗に面会交流を要求し、裁判所に申立てていた。この時期、幼稚園行き渋りや母子分離不安が見られていた。4歳8か月の頃、2回目のけいれん発作があった。父に居場所が見つかったため急ぎょ引っ越しをした後だった。4歳9か月時、3回目のけいれん発作があった。脳波異常が見つからず、心因性の可能性があり、児童精神外来受診となった。

見立てと治療方針：

診察場面では質問に返答はなく回避的だった。母はしっかりしている一方で不安が強い印象だった。過覚醒、フラッシュバックなどPTSDの症状は認められなかった。心理検査の結果、IQ 114と高く、発達障がい示唆されなかった。

安心、安全感を脅かされた状態で、言語化できない不安や緊張が身体化したと考えられた。怖いものを排除したいという思いがありそれでバランスを取ろうとしていること、家族への意識が高いことが示唆された。

心因性けいれんと診断し、安心、安全な環境を保証する事が大切であると判断した。

面会交流が心理的負荷になっているため制限が必要な旨を説明して診断書を作成した。それを踏まえて、家裁は面会交流を行わない方針となった。その後も、数か月に1回、外来フォローを続けた。

臨床経過：

幼稚園は適応上の問題なし。夜トイレが怖いと泣いたりするエピソードが単発に見られた。

小学校1,2年生は情緒行動の問題は特に認められず。

失敗するのが嫌で、緊張しやすい性格傾向はあった。小3でクラス替え。そのころから女子のグループに入れず辛い思いをするようになった。成績優秀でリーダーになったり、絵や発表でも選ばれていた。小4になって、心因性けいれんが再発した。クラスでは一部の男児が喧嘩して、担任にかなり怒られていた。ルールに厳格な先生で本人が叱られることは無いが忘れ物をしないように気を張っていた、女子の中では孤立気味ですごく周囲に気を使っていた。母親は多忙で帰宅時間が遅く、限られた時間の中で子どもの話を聞いていた。

穏やかではないクラス環境、神経を張りつめてストレスをためこんでいた状態での心因性けいれんと考えられた。

母子共に頑張っている状況で、本人が母に上手に甘えることが苦手な様子だった。母親の話では父親の記憶が丸ごと抜けており、死別した兄の実父を父と思いこんでいる。記憶が無い中で以前は面会交流の場

を「なんかここ嫌だ」と言っていたが最近は言わなくなったとのことだった。面前DVは外傷的体験であり、解離症状として父親を健忘している可能性があること、面会交流そのものも外傷体験となっていると考えられた。

知的な問題が無く、家庭環境が安定しているケースに置いても、心理的虐待の長期的影響には留意が必要であると考えられた。本症例においても、面会交流を止める措置は引き続き必要と考えられた。短期的な判断で面会交流は大丈夫と簡単には言えないケースがあると考える。以上で発表を終わる。

山田 面前DVは児童虐待と定義されたが臨床的にも面前DV、モラハラ、暴言など子どもは直接的な暴力と同じか、それ以上のダメージがあるものだということが再認識できたと思う。また子ども達が自分で意思を表明していくことが難しいということも認識できたと思う。DV事案の面会交流を行うかは慎重に判断していくことが大事ではないか。短い時間ではあるがこれまでの話を踏まえてシンポジストの方々にこちらからの質問に答えて頂く。裁判所は面会交流を実施すべきとの判断姿勢を取っているが、実施すべきではないケースがあるのではないかと、面会交流が子どもにとってプラスになるにはどのような条件、体制が必要なのか答えて頂きたい。

鈴木 子どもと母親の環境が安定するまで（面会交流実施は）待っていて欲しい。面会交流を母親も実施すべきと考えるケースもあるので、あやの会のようなコーディネートしてくれる組織が各地域で必要。

現在は帯広と札幌2所に限られている。各裁判所に1か所は設置し安全と安心が図られる状況が整ってから裁判所は面会交流を推し進めていくべきではないかと考えている。

池田 DVシェルターと連携して離婚事案を扱っているのですが、通常の離婚事案の体験が少ない。DV事案の中で面会交流は過酷で悩ましい問題。

暴力を受けて何もかも捨てて逃げだすという選択をした時、この父親から子どもを切り離すことが一番良い、父親と会わせない方が良いと確信をして行動を起こした母親に対して、私たちは何という言葉かけをしていけばよいのかと悩む。お母さんが子どもと会わせない方が良いと確信的に判断している場合、その方が良いが裁判は進まない。子どもにとって何が一番良い面会交流なのかといつも考えさせられる。家を構築して環境を整えつつある中で、離婚調停、面会交流がどんどん進んでいくのは大変。裁判所からの要求はもう少し待っていてほしいと、いつも現場で実感している。

川守田 面会交流を支援する立場であるが、もう少し時間をかけて調整してから実施した方が良いと思うことがある。始めの調整で当事者にとってこれは大変なことだと感じる人が多い。事例として、子どもの拒否があって面会を中止したケースが5件ある。小学校中学年の女兒。面会交流時、風邪気味で外出は避けたかったが、父親がいつもの場所に行くと連れ出した。

父親に寄りつかない態度を取ったので、終了後に質問をしたところ「お父さんからいろんなことを訊かれる。言ってはいけない事、学校の事とか質問されることが辛いので会いたくない」と言った。「お父さんに質問はしないで。とはっきり伝えていいよ」とアドバイスし、子どもは自分の言葉で意思を伝えることができた。

父親は子供の気持ちを了解し、その後も面会は続いた。子どもの拒否を受け止めて対処することは難しいと感じている。

5歳児のケースでは、幼児室で待機している母親と支援室にいる父親の元を行き来していたが、遊びの中で父親が「プレゼントしたおもちゃで遊んでいるか？」と質問し、その子は「いや、忘れた」と返答した。その後、父親のそばに行かなくなった。子どもが拒否を示し支援員は面会を一旦中止した。母親は有給休暇を取って子どもの面会をさせているのにと不満を訴え、子どもは両親の板挟み状態になり、面会交流を中止した。その後、母親から今は無理だがもう少し時間が欲しいとコメントがあった。父親と子どもがいきいきと楽しそうにしている場面をたくさん見ている。子どもの拒否的な反応には迅速に対応を心がけ、面会の場が親子のより良い場になるよう努めている。

山田 サポートの難しさ、長期的なサポートが必要不可欠であることが共有できるような事例の紹介だった。裁判所では子どもの意思をくみ取ることが非常に難しいとされているが、臨床の立場でどう判断していくのか須見先生に意見を伺いたい。

須見 子ども自身に自分の気持ちを言葉にする力があれば、その言葉は説得力を持つ。その力を持っていない子ども達の場合、葛藤が身体症状に出るか行動に出る。周りはそれをどのように解釈するかが重要になる。

面前DV、心理的虐待の事例をあげる。両親離婚後、父との面会交流をどうするか問題になっていた。5歳児で表面的には明るく良く喋る子だったが、母の話では家族に暴力を振るい、父親との交流に拒否的な態度を取っているということだった。他者が居ると態度に出さないで、母の思い込みとされていた。

臨床の場で観察する分には、不自然ににやにやする子どもだなという印象だった。心理検査では知的には問題は無く、発達障がいも見られなかった。診察室から離れて待合室で、その子が祖母と弟をボコボコにしている姿がスタッフに目撃された。家裁の調査官の前でみせる“良い子”の態度は本当ではないと感じた。きちんとアセスメントをしてこの子が全力で面会交流を拒否しているのであれば、その意思を家裁へ伝えていなくてはならないと感じた。母から聞く子どもの言葉があまりにも流暢で、フラッシュバックの描写も鮮明であるために、母の話を疑ったこともあった。しかし人前で見せる姿と違う子どもの暴行現場を見て、この子ならありえるなと感じた。

一方で、長い目で見れば父親がきちんと愛着を作っていくケースもあった。母親が父親と子どもを会わせない方が良い判断をしている場合は母子関係が重要になる。ケース by ケースだと思う。

山田 ケース by ケースで丁寧に見て行かないといけないことを改めて感じさせられた。面会交流に関して様々な課題が見えてきたと思う。

イスタンブール条約の31条に監護権、面会権について被害者、子どもの権利及び安全を危うくしないことを確保するため、必要な立法上その他の措置を取ると明記されている。親子断絶防止法案などが取り上げられているが、子どもの安全が損なわれない面会交流のあり方を共通認識として持って行きたい。



第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌 大会アピール

#Me too #We too #With you の運動が世界中に広がる中、性暴力被害当事者がノーベル平和賞を受賞するなど、国際社会は性暴力の根絶に向けて大きく舵をきりました。しかし現状は、地球上のありとあらゆる地域で性暴力犯罪は起こり続け、被害は止むことがありません。

日本社会の性暴力被害の実態もまた、紛争・戦時下にある諸外国と変わることがありません。性暴力が支配の手段として使われ、女性・子どもたちが深刻な被害影響を受け、時には人生・命そのものを奪われています。加害者は不処罰のままで責任を問われることなく、さらに犯罪が再生産され続けています。どこにも相談できず、支援の入り口にすらたどり着けないたくさんの人々が、被害がなかったことにされ、社会から放置されたままになっています。

被害は潜在化し、DV・性暴力犯罪は減少することなく、被害者の低年齢化が顕在化しています。子ども、若年女性への回復支援は緊急の課題となっていますが、支援システムは脆弱なままといわなければなりません。

私たちが生きるこの社会は、日に日にジェンダーのしぼりが強まり、社会全体が暴力的な傾向を強めています。売春防止法を根拠として動いてきたこれまでの女性支援事業には限界があり、ジェンダーの構造による暴力被害から、女性や子どもたちの尊厳を十分に回復することができないままとなっています。暴力の根絶なしに、女性・子どもの人権が確立されることはありません。

イスタンブール条約をはじめとするDV・性暴力根絶のための国際スタンダードに沿って、私たちは、暴力のない社会の実現に向けて新たな歩みを進めることを決意し、以下の通り要望いたします。

- 一、私たちは、女性や子どもに対する暴力のない社会の実現を目指し、包括的な「性暴力禁止法」の制定を求めます。
- 一、私たちは、DV・性暴力被害者の回復支援と人権救済システム確立の法的根拠となる「性暴力被害者支援法」の制定を求めます。
- 一、私たちは、「DV・性暴力被害者回復支援センター」および「女性・子どものための中長期回復支援センター」を、都道府県に一か所以上設置することを求めます。
- 一、私たちは、困難を抱える若年女性に対応する支援システムの構築を求めます。
- 一、私たちは、性暴力、性虐待の実態に即した刑法改正がなされることを強く求め、2018年の改正作業において積み残された課題について、被害当事者および支援関係者の提案を尊重し、性暴力被害の実態に即した抜本的改正を求めます。
- 一、私たちは、緊急保護命令の導入、加害者に対する不処罰を終焉させるためのDV罪の新設、交際相手等を含めた法の対象拡大、同伴児者を被害者と位置付けることなど、DV防止法の抜本的改正を求めます。
- 一、私たちは、当事者支援の担い手である民間サポートグループおよび性暴力被害者救援センター等に対して、国の責任による財政支援の確立を求めます。
- 一、私たちは、女性支援の根拠法とされてきた売春防止法を見直し、あらゆる女性のニーズに対応できる総合的支援の枠組みと国際基準に沿った法的根拠の整備を求めます。

2018年11月4日

第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌 参加者一同



閉会セレモニー

第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌 実行委員長

山崎菊乃

(NPO 法人 女のスペース・おん 代表理事)

みなさま、2日間本当にありがとうございました。2年間にわたり、絶対に札幌で“シェルターシンポをやりたい”という強い気持ちで、まわりの方がたに助けられ支援されながら、昨日今日と2日間を終えることが出来ました。今年は思いがけず海外からもたくさんのお客様が見えて、非常にグローバルな…グローバルスタンダードってなんだろう？というものを私たちの目の前にみせてくれて、これから日本はどうしたらいいのかと、考えるいいきっかけになったと思います。

イスタンブール条約の話聞いた方が目から鱗が5枚も6枚も落ちたと言ってくださいました。私も去年、台湾でハムザさんやロレインさん、ローザさんと出会って、目から何十枚も鱗が落ちた——。それを皆さんに感じていただきたいという気持ちで、今回の札幌の企画をいたしました。幸いなことに2日間で延べ1,000名以上の方が参加してくださいました。これを又来年につなげていきたいと思っております。

来年は台湾で国際シンポジウムがあります。皆さんと一緒にいきたいと思っておりますので、今後ともご支援よろしくお願いいたします。本当に2日間、ありがとうございました。

立憲民主党参議院議員 福山哲郎

お疲れ様です。立憲民主党参議院議員をしております福山哲郎と申します。

21回の全国シェルターシンポジウム in 札幌、お疲れさまでした。毎年参加させていただいているので、このようにマイクを持たせていただけているのかなと思ひまして、主催者に心から感謝を申し上げる次第です。昨日来たかったのですが、残念ながら他の用事と重なって、今日慌てて京都から北海道に來させていただきました。山崎実行委員長はじめ主催者側の皆さん、参加者された皆さんの毎年のご助力に心から敬意を表します。

DV法、ストーカー防止法、昨年の100年ぶりの刑法改正、いろんなところでシェルターネットの皆さんが大きなうねりを作ってください、世論を作ってください、そして法の中身までいろんな形で影響力を駆使して、行使していただいて、力添えをいただいていることに、いつもながら感謝を表したいと思います。今日も分科会に出させていただいて、もちろんイスタンブール条約について改めて重要な論点を提示いただいたこと。それから分科会ではILOで暴力をなくすという条約の来年の春に向けての大きなうねりがあること、それから均等法の改正の中でセクシャル・ハラスメントとパワハラの問題について、より実効性を高めるための改正の議論が国内で出ていること、さらにはノーベル平和賞で性暴力被害者が自らカミングアウトすることで受賞されるという世界のうねりの中で、今札幌の会が行われたこと、大変重要なところだと僕も感じました。国としてセクハラ、パワハラを調査をしなければいけないこと、全体として人権を救済する第三者機関が日本には必要で、その中でセクハラもパワハラも性暴力被害も含めて対応していく余地があること、国が性暴力被害やセクハラ、パワハラの実体を調査する必要性があることなど、私も改めて国会で提起する必要性をいくつも感じながら今日分科会に出させていただきました。別にここは党の宣伝をするところではありませんが、立憲民主党はジェンダー平等推進本部というのを作って、そこで奥原さんに事務局長をやっていただいております。やはり国際潮流にしっかりとのっていった情報等としても受け止めて、国会の中で議論していきたいと思っています。それから先般の通常国会に出しました性暴力被害者支援法、これは野党みんなを出させていただいた法律ですが、この法律を国会できちんと審議をして、出来れば与党にも理解をしてもらい、成立の運びまで持っていきたいと思いますが、与党はなかなか審議に応じてくれませんので、そういった気運もあげていきたいと思っています。

この札幌のシェルターネットの大会が、来年に向けて大きな第一歩となりましたことを心からお祝い申し上げまして、大変雑駁ですが私のご挨拶とさせていただきます。いつもありがとうございます。

全国シェルターシンポジウムの軌跡

1993			女性に対する暴力撤廃宣言
1995			世界女性会議（北京）
1998	第1回札幌大会	拡がれ、シェルタームーブメント	
1999	第2回新潟大会	ストップ！ 女性・子どもへの暴力	改正均等法施行 男女共同参画社会基本法 成立
2000	第3回東京大会	私の生（いのち）は私のもの	
2001	第4回旭川大会	DVのない地域を作っていこう	DV防止法制定
2002	第5回大阪大会	あかん！ 女性・子どもへの暴力 ～みんなで活かそうDV防止法～	
2003	第6回石川大会	DVのないまちづくりをめざして ～市民と自治体の協働（コラボレーション）～	
2004	第7回鳥取大会	なくそう暴力！ 協働で変わる社会	DV予防法改正および 基本方針の策定
2005	第8回愛媛大会	DVを許さない！ 理解・行動・勇気 ～暴力のない社会をめざして～	
2006	第9回函館大会	DVを許さない！ 自治・人権・協働 ～当事者女性と子どもの自立を考える～	
2007	第10回東京大会	ノーモアDV（DV根絶国際フォーラム）	DV防止法2次改正 均等法施行
2008	第11回岡山大会	ストップDV！ とりもどそう元気 ささえよういのち	
2009	第12回茨木大会	STAND UP！ 立ち上がろう！DV根絶をめざして	
2010	第13回久留米大会	つながれ ひろがれ DV根絶ネット	
2011	第14回宮城大会	災害を乗り越えて Wake Up人権！ ～暴力の連鎖を断ち切る～	東日本大震災
2012	第15回大阪大会	わたしのからだはわたしのもの DV・性被害救援センターを全国 に！～とりもどそう性の自己決定権～	
2013	第16回岩手大会	性暴力禁止法の制定に向けて つながる、ひろげる、 パープルネット～女性・子どもに対する暴力の根絶～	ストーカー規制法改正 DV防止法3次改正
2014	第17回山口大会	性暴力禁止法の制定に向けて つながる 変える 女性・子どもに対する暴力のない地域に	リベンジポルノ防止法
2015	第18回沖縄大会	性暴力禁止法の制定に向けて 命 ^め どう宝 ^{たから} ～暴力のない世界へ～	
2016	第19回大分大会	性暴力禁止法制定に向けて だめっちゃDV！ 暴力を許さない社会をめざして	ストーカー規制法改正
2017	第20回東京大会	NO More Violence（ノーモア暴力） ～DV・虐待・性被害・差別・貧困の根絶～	刑法性犯罪改正
2018	第21回札幌大会	官民の境を超え、地域を超え、国境を超える、女たちのネ ットワーク～#Me Too, #We Too, #With You～	

〈資料〉 イスタンブール条約

欧州評議会 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの防止
およびこれとの闘いに関する条約
(2011年)

平野裕二仮訳

目次

前文.....	3
第1章－目的、定義、平等および差別の禁止、一般的義務.....	4
第1条－条約の目的.....	4
第2条－条約の適用範囲.....	4
第3条－定義.....	4
第4条－基本的権利、平等および差別の禁止.....	5
第5条－国の義務および相当な注意義務.....	5
第6条－ジェンダーに配慮した政策.....	5
第2章－統合的政策およびデータ収集.....	6
第7条－包括的かつ調整のとれた政策.....	6
第8条－財源.....	6
第9条－非政府組織および市民社会.....	6
第10条－調整機関.....	6
第11条－データ収集および調査研究.....	6
第3章－防止.....	7
第12条－一般的義務.....	7
第13条－意識啓発.....	7
第14条－教育.....	7
第15条－専門家の訓練.....	7
第16条－予防的介入および治療プログラム.....	8
第17条－民間部門およびメディアの参加.....	8
第4章－保護および支援.....	8
第18条－一般的義務.....	8
第19条－情報.....	9
第20条－一般的支援サービス.....	9
第21条－個人的／集団的苦情申立てに関する援助.....	9
第22条－専門的支援サービス.....	9
第23条－シェルター.....	9
第24条－電話ヘルプライン.....	9
第25条－性暴力被害者の支援.....	9
第26条－暴力を目撃した子どもの保護および支援.....	10
第27条－通報.....	10
第28条－専門家による通報.....	10
第5章－実体法.....	10
第29条－民事上の訴訟および救済措置.....	10
第30条－賠償.....	10

第31条ー監護権、面会権および安全	10
第32条ー強制婚の民事的効力	11
第33条ー心理的暴力	11
第34条ーストーカー行為	11
第35条ー身体的暴力	11
第36条ー性暴力（強姦を含む）	11
第37条ー強制婚	11
第38条ー女性性器切除	11
第39条ー強制的妊娠中絶および強制的不妊手術	12
第40条ーセクシュアル・ハラスメント	12
第41条ー幫助または教唆および未遂	12
第42条ー犯罪（いわゆる「名誉」の名のもとに行なわれる犯罪を含む）の正当化の拒否	12
第43条ー罪名の適用	12
第44条ー裁判権	12
第45条ー制裁および措置	13
第46条ー加重事由	13
第47条ー他の締約国が言い渡した刑	13
第48条ー義務的な代替的紛争解決手続または量刑の禁止	14
第6章ー捜査、訴追、手続法および保護措置	14
第49条ー一般的義務	14
第50条ー即時的対応、防止および保護	14
第51条ーリスク評価およびリスク管理	14
第52条ー緊急の接近禁止命令	14
第53条ー差止命令または保護命令	14
第54条ー捜査および証拠	15
第55条ー一方当事者手続および職権手続	15
第56条ー保護措置	15
第57条ー法律扶助	16
第58条ー時効	16
第7章ー移住および庇護	16
第59条ー在留資格	16
第60条ージェンダーに基づく庇護申請	17
第61条ーノン・ルフールマン	17
第8章ー国際協力	17
第62条ー一般的原則	17
第63条ー危険な状況に置かれた者に関する措置	18
第64条ー情報	18
第65条ーデータの保護	18
第9章ー監視機構	18
第66条ー女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンス対策に関する専門家委員会	18
第67条ー締約国委員会	19
第68条ー手続	19
第69条ー一般的勧告	20
第70条ー監視への議会の関与	20

第 10 章－他の国際文書との関係	20
第 71 条－他の国際文書との関係	20
第 11 章－条約改正	20
第 72 条－改正	20
第 12 章－最終条項	21
第 73 条－この条約の効果	21
第 74 条－紛争解決	21
第 75 条－署名および発効	21
第 76 条－条約への加入	21
第 77 条－領域的適用	21
第 78 条－留保	22
第 79 条－留保の有効性および再検討	22
第 80 条－廃棄	22
第 81 条－通告	23
付属書－特権および免除（第 66 条）	23

前文

欧州評議会の加盟国およびこの条約の他の署名国は、

人権および基本的自由の保護に関する条約（ETS NO. 5、1950 年）およびその諸議定書、欧州社会憲章（ETS No. 35、1961 年（1996 年改正、ETS No. 163））、人身売買に対する行動に関する欧州評議会条約（CETS NO. 197、2005 年）ならびに性的搾取および性的虐待からの子どもの保護に関する欧州評議会条約（CETS NO. 201、2007 年）を想起し、

閣僚委員会が欧州評議会加盟国に対して行なった次の勧告（暴力からの女性の保護に関する勧告 Rec(2002)5、ジェンダー平等の基準および機構に関する勧告 CM/Rec(2007)17、紛争の防止および解決ならびに平和構築における女性および男性の役割に関する勧告 CM/Rec(2010)10）および他の関連の勧告を想起し、

欧州人権裁判所において蓄積されつつある、女性に対する暴力の分野で重要な基準を定める一連の判例を考慮に入れ、

市民的および政治的権利に関する国際規約（1966 年）、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（1966 年）、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際連合条約（「CEDAW」、1979 年）およびその選択議定書（1999 年）ならびに女性に対する暴力に関する CEDAW 委員会の一般的勧告 19 号、子どもの権利に関する国際連合条約（1989 年）およびその選択議定書（2000 年）、ならびに、障害のある人の権利に関する国際連合条約（2006 年）を顧慮し、

国際刑事裁判所ローマ規程（2002 年）を顧慮し、

国際人道法の基本原則、ならびに、とくに戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約（第 4 条約、1949 年）ならびにその第 1 および第 2 追加議定書（1977 年）を想起し、

あらゆる形態の女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスを非難し、

女性と男性間の法律上および事実上の平等を実現することが女性に対する暴力の防止において鍵となる要素であることを認め、

女性に対する暴力は女性と男性間に歴史的に存在する不平等な権力関係の表れであり、これが男性による女性の支配および女性に対する差別ならびに女性の全面的地位向上の阻害につながってきたことを認め、

女性に対する暴力の、ジェンダーに基づく暴力としての構造的性質、および、女性に対する暴力が男

性に比して従属的な立場を女性に強要する決定的な社会的機構のひとつである事実を認め、

女性および女子が、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、強姦、強制婚、いわゆる「名誉」の名のもとに行なわれる犯罪および女性性器切除のような、女性および女子の人権の重大な侵害でありかつ女性および男性間の平等の達成を妨げる主要な障壁である、深刻な形態の暴力にしばしばさらされていることを重大な懸念とともに認め、

武力紛争中の継続的人権侵害が文民、とくに広範なまたは組織的な強姦および性暴力という形で女性に影響を及ぼしており、かつ武力紛争中にも武力紛争後もジェンダーに基づく暴力が増加する可能性があることを認め、

女性および女子がジェンダーに基づく暴力にさらされるおそれは男性よりも大きいことを認め、

ドメスティック・バイオレンスが女性に不均衡に影響を及ぼしていること、および、男性もドメスティック・バイオレンスの被害者になりうることを認め、

子どもが、家庭における暴力を目撃する場合も含め、ドメスティック・バイオレンスの被害者であることを認め、

女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスが存在しないヨーロッパをつくりたいと切望し、

次のとおり協定した。

第1章—目的、定義、平等および差別の禁止、一般的義務

第1条—条約の目的

1. この条約の目的は、次のとおりである。
 - a. あらゆる形態の暴力から女性を保護し、ならびに女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスを防止し、訴追しおよび撤廃すること。
 - b. 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に寄与し、かつ、女性のエンパワーメント等により女性と男性間の実質的平等を促進すること。
 - c. 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの被害者全員の保護および被害者全員に対する援助のための、包括的な枠組み、政策および措置を立案すること。
 - d. 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスを撤廃する目的で、国際協力を促進すること。
 - e. 諸機関および法執行機関に対し、女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの撤廃に対して統合的アプローチをとる目的で効果的に協力するための支援および援助を提供すること。
2. この条約は、締約国によるその規定の効果的实施を確保するため、特定の監視機構を設置する。

第2条—条約の適用範囲

1. この条約は、女性に不均衡に影響を及ぼしているドメスティック・バイオレンスを含む、女性に対するあらゆる形態の暴力に適用される。
2. 締約国は、ドメスティック・バイオレンスの被害者全員にこの条約を適用することを奨励される。締約国は、この条約の規定を実施するにあたり、ジェンダーに基づく暴力の被害を受ける女性に特段の注意を払う。
3. この条約は、平時および武力紛争の状況下において適用される。

第3条—定義

この条約の適用上、

- a. 「女性に対する暴力」とは、人権侵害および女性に対する差別のひとつの形態として理解され、かつ、公的生活または私的生活のいずれで生ずるかを問わず、ジェンダーに基づくあらゆる暴力行為であって、女性に対する身体的、性的、心理的もしくは経済的危害もしくは苦痛（当該行為を行なうという脅迫を含む）、強制または恣意的な自由の剥奪に至るものまたはそのおそれがあるものをいう。
- b. 「ドメスティック・バイオレンス」とは、加害者が被害者と住居を同じくしまたは同じくしていたか否かに関わらず、家庭もしくは家族単位内でまたは従前のもしくは現在の配偶者もしくはパートナーの間で生ずる、身体的、性的、心理的または経済的暴力のあらゆる行為をいう。
- c. 「ジェンダー」とは、ある社会が女性および男性にとって適当であると見なす、社会的に構築された役割、行動、活動および属性をいう。
- d. 「女性に対するジェンダーに基づく暴力」とは、女性であることを理由として女性に向けられる暴力または女性に不均衡に影響を及ぼす暴力をいう。
- e. 「被害者」とは、a および b に定められた行為の対象とされたすべての自然人をいう。
- f. 「女性」には、18 歳未満の女子を含む。

第4条—基本的権利、平等および差別の禁止

- 1. 締約国は、公的領域および私的領域の双方において暴力から自由な生活を送るすべての者、とくに女性の権利を促進しおよび保護するため、必要な立法上その他の措置をとる。
- 2. 締約国は、女性に対するあらゆる形態の差別を非難し、かつ、とくに次の手段をとることによってこのような差別を防止するため、遅滞なく、必要な立法上その他の措置をとる。
 - 女性と男性間の平等の原則を国内の憲法または他の適当な法律に掲げ、かつこの原則の実際の実現を確保すること。
 - 適当なときは制裁を活用すること等により、女性に対する差別を禁止すること。
 - 女性を差別する法律および慣行を廃止すること。
- 3. 締約国によるこの条約の規定の実施、とくに被害者の権利を保護するための措置は、性、ジェンダー、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的その他の意見、国民的もしくは社会的出身、国民的マイノリティとのつながり、財産、出生、性的指向、性自認、年齢、健康状態、障害、婚姻上の地位、移住者もしくは難民としての地位またはその他の地位等のいかなる事由による差別もなく、確保される。
- 4. ジェンダーに基づく暴力を防止しかつ女性をそのような暴力から保護するために必要な特別措置は、この条約の規定上、差別と見なされない。

第5条—国の義務および相当な注意義務

- 1. 締約国は、女性に対するいかなる暴力行為に関与することも差し控えるものとし、かつ、国の機関、職員、代理人、施設および国に代わって行動する他の主体がこの義務にしたがって行動することを確保する。
- 2. 締約国は、この条約の適用範囲にある暴力行為であって国以外の主体によって行なわれるものを防止し、捜査し、処罰し、かつ当該暴力行為に対する保障を提供する目的で相当な注意義務を果たすため、必要な立法上その他の措置をとる。

第6条—ジェンダーに配慮した政策

締約国は、この条約の規定の実施およびこれらの規定の影響評価にジェンダーの視点を含めること、ならびに、女性と男性間の平等および女性のエンパワーメントの政策を促進しかつ効果的に実施することを約束する。

第2章－統合的政策およびデータ収集

第7条－包括的かつ調整のとれた政策

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力を防止しおよびこれと闘い、ならびに女性に対する暴力へのホリスティックな対応を提供するためのあらゆる関連の措置を包含した、全国的、効果的、包括的かつ調整のとれた政策を採択しおよび実施するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、1の政策において被害者の権利があらゆる措置の中心に位置づけられ、かつ当該政策があらゆる関連の機関、施設および団体間の効果的な協力によって実施されることを確保する。
3. この条にしたがってとられる措置には、適当なときは、政府機関、国、広域行政圏および地方の議会および公的機関、国内人権機関ならびに市民社会組織のような、あらゆる関連の主体が関与する。

第8条－財源

締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力を防止しおよびこれと闘うための統合的政策、措置およびプログラム（非政府組織および市民社会によって実行されるものを含む）を十分に実施するため、適当な財源および人的資源を配分する。

第9条－非政府組織および市民社会

締約国は、女性に対する暴力との闘いの分野で活動する関連の非政府組織の活動および市民社会の活動をあらゆるレベルで承認し、奨励しおよび支援し、ならびにこれらの組織との効果的協力を確立する。

第10条－調整機関

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力を防止しおよびこれと闘うための政策および措置の調整、実施、監視および評価に責任を負う、一または複数の公的機関を指定しまたは設置する。当該機関は、第11条に掲げるデータの収集を調整し、分析を行ない、かつその結果を普及する。
2. 締約国は、この条にしたがって指定されまたは設置された機関が、第8章にしたがってとられた措置に関する一般的性質の情報を受け取ることを確保する。
3. 締約国は、この条にしたがって指定されまたは設置された機関が、他の締約国の同様の機関と直接連絡しかつ関係を醸成する能力を有することを確保する。

第11条－データ収集および調査研究

1. この条約の実施のため、締約国は次のことを約束する。
 - a. この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の事案に関する、細分化された関連の統計的データを定期的に収集すること。
 - b. この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の根本的原因および影響、発生率および有罪判決率、ならびに、この条約を実施するためにとられた措置の効力について研究するため、当該暴力の分野における調査研究を支援すること。
2. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の蔓延率および推移を評価するため、定期的に一般住民集団調査を実施するよう努める。
3. 締約国は、国際協力を活性化しかつ国際的基準設定を可能とするため、この条約の第66条に掲げる専門家グループに対し、この条にしたがって収集された情報を提供する。

4. 締約国は、この条にしたがって収集された情報が公衆に対して利用可能とされることを確保する。

第3章－防止

第12条－一般的義務

1. 締約国は、女性の劣等性の観念または女性および男性の定型化された役割に基づく偏見、慣習、伝統その他あらゆる慣行を根絶する目的で、女性および男性の社会的および文化的な行動様式の変化を促進するために必要な措置をとる。
2. 締約国は、自然人または法人によって行なわれる、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力を防止するため、必要な立法上その他の措置をとる。
3. この章にしたがってとられるいかなる措置においても、特定の状況によって脆弱な立場におかれた者の具体的ニーズを考慮しおよびこれに対応し、ならびにすべての被害者の人権を中心に位置づける。
4. 締約国は、社会のすべての構成員、とくに男性および男子に対し、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の防止に積極的に寄与するよう奨励するため、必要な措置をとる。
5. 締約国は、文化、慣習、宗教、伝統またはいわゆる「名誉」が、この条約の適用範囲にあるいかなる暴力の行為についても正当化事由と見なされないことを確保する。
6. 締約国は、女性のエンパワーメントのためのプログラムおよび活動を促進するため、必要な措置をとる。

第13条－意識啓発

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力のさまざまな表れ方、それが子どもに及ぼす影響およびこのような暴力を防止する必要性に関する一般公衆の意識および理解を高めるため、適当なときは国内の人権機関および平等問題担当機関、市民社会ならびに非政府組織（とくに女性組織）とも協力しながら、日常的にかつあらゆるレベルで、意識啓発のキャンペーンまたはプログラムを促進または実施する。
2. 締約国は、この条約の適用範囲にある暴力行為を防止するために利用可能な措置に関する情報が一般公衆の間で広く普及されることを確保する。

第14条－教育

1. 締約国は、適当なときは、女性と男性間の平等、定形化されていないジェンダー役割、相互の尊重、対人関係における非暴力的な紛争解決、女性に対するジェンダーに基づく暴力および人身の不可侵性に対する権利に関する、学習者の発達しつつある能力に適合した教育資料を公式カリキュラムおよびあらゆるレベルの教育に含めるため、必要な措置をとる。
2. 締約国は、非公式な教育施設ならびにスポーツ施設、文化施設、余暇施設およびメディアにおいて1に掲げる原則を促進するため、必要な措置をとる。

第15条－専門家の訓練

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力行為の加害者または被害者に対応する関連の専門家を対象として、このような暴力の防止および発見、女性と男性間の平等、被害者のニーズおよび権利ならびに二次被害を防止する方法に関する適当な訓練を提供または強化する。
2. 締約国は、この条約の適用範囲にある暴力の事案の付託が包括的かつ適切に処理されることを可能とするため、調整のとれた機関間協力に関する訓練が1の訓練に含まれることを奨励する。

第 16 条—予防的介入および治療プログラム

1. 締約国は、さらなる暴力を防止しかつ暴力的な行動様式を変化させる目的で、ドメスティック・バイオレンスの加害者に対し、対人関係において非暴力的行動をとることを教えるためのプログラムを設置または支援するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、加害者、とくに性犯罪者の再犯を防止することを目的とする治療プログラムを設置または支援するため、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 1 および 2 に掲げる措置をとるにあたり、締約国は、被害者の安全、被害者に対する支援および被害者の人権が第一義的な関心事とされること、および、これらのプログラムが、適当なときは、被害者のための専門的支援サービスとの緊密な調整に基づいて設置されかつ実施されることを、確保する。

第 17 条—民間部門およびメディアの参加

1. 締約国は、民間部門、情報通信技術部門およびメディアに対し、表現の自由およびこれらの部門の独立を正当に尊重しながら、女性に対する暴力を防止しかつ女性の尊厳の尊重を増進させるための政策の策定および実施に参加することならびに当該目的のための指針および自主規制基準を定めることを奨励する。
2. 締約国は、民間部門の主体と協力しながら、品位を損なう性的または暴力的性質のコンテンツであって有害となるおそれがあるものへのアクセスを提供する情報通信環境に対処する方法についての子ども、親および教育者のスキルを発達させおよび促進する。

第 4 章—保護および支援

第 18 条—一般的義務

1. 締約国は、すべての被害者をすべてのさらなる暴力行為から保護するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の被害者および目撃者の保護および支援に際し、関連するすべての国の機関（司法機関、検察官、法執行機関、地方および広域行政圏の公的当局を含む）ならびに非政府組織その他の関連の組織および機関の効果的協力（この条約の第 20 条および第 22 条で詳しく定める一般のおよび専門的支援サービスへの付託によるものも含む）の体制を整える適当な機関が存在することを確保するため、国内法にしたがって、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 締約国は、この章にしたがってとられる措置が次のようなものであることを確保する。
 - 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスに関するジェンダー化された理解を基盤とし、かつ被害者の人権および安全に焦点が当てられること。
 - 被害者、加害者、子どもおよびこれらの者が置かれたより幅広い社会環境の関係を考慮に入れた、統合的アプローチを基盤とすること。
 - 二次被害の防止を目的とすること。
 - 暴力の被害を受けた女性のエンパワーメントおよび経済的自立を目的とすること。
 - 適当なときは、保護および支援のための一連のサービスを同じ敷地内に設けられるようにすること。
 - 脆弱な立場に置かれた者（被害を受けた子どもを含む）の具体的ニーズに対応し、かつこれらの被害者に対して利用可能とされること。
4. サービスの提供において、いずれかの加害者を告発またはいずれかの加害者に不利な証言を

する意思が被害者にあることは条件とされない。

5. 締約国は、領事的その他の保護および支援を自国民および国際法上の自国の義務にしたがって当該保護を受ける資格のある他の被害者に提供するため、適当な措置をとる。

第 19 条—情報

締約国は、利用可能な支援サービスおよび法的措置に関する十分なかつ時宜を得た情報を、被害者が自己の理解する言語で受け取ることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 20 条—一般的支援サービス

1. 締約国は、暴力からの回復を促進するサービスに被害者がアクセスできることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。これらの措置には、必要なときは、法律相談および心理カウンセリング、金銭的援助、住居、教育、訓練および就労援助が含まれるべきである。
2. 締約国は、被害者が保健ケア・サービスおよび社会サービスにアクセスできること、ならびに、サービスに対して十分な資源が配分され、かつ専門家が被害者の援助および適当なサービスへの被害者の付託に関して訓練されていることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 21 条—個人的／集団的苦情申立てに関する援助

締約国は、被害者が、地域および国際社会の適用可能な個人的／集団的苦情申立て機構に関する情報を得られかつ当該機構にアクセスできることを確保する。締約国は、そのような苦情申立てに際し、配慮および見識のある援助が被害者に提供されることを促進する。

第 22 条—専門的支援サービス

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるいずれかの暴力行為の対象とされたいかなる被害者に対しても、十分な地理的分布をもって即時的、短期的および長期的な支援サービスを提供しまたはそのための手配を行なうため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、暴力の被害を受けたすべての女性およびその子どもに専門的な女性支援サービスを提供し、またはそのための手配を行なう。

第 23 条—シェルター

締約国は、寝泊まりのできる安全な場所を被害者、とくに女性および子どもに提供し、かつこれらの被害者に対して能動的に援助のための働きかけを行なう、適当な、容易にアクセスできるシェルターが十分な数だけ設置される体制を整えるため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 24 条—電話ヘルプライン

締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力との関連で、秘密裡にまたは相談者の匿名性を正当に顧慮しながら相談者に助言を提供する、24 時間対応でありかつ無償の全国的電話ヘルプラインを設置するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 25 条—性暴力被害者の支援

締約国は、被害者のために医学的および法医学的検査、トラウマ支援ならびにカウンセリングを準備する、適当な、容易にアクセスできるレイプ・クライシス・センターまたは性暴力被害者対応センターが十分な数だけ設置される体制を整えるため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 26 条—暴力を目撃した子どもの保護および支援

1. 締約国は、被害者に対する保護および支援のサービスの提供に際し、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力を目撃した子どもの権利およびニーズが正当に考慮されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. この条にしたがってとられる措置には、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力を目撃した子どもを対象とする年齢にふさわしい心理社会的カウンセリングを含み、かつ、措置に際しては子どもの最善の利益が正当に顧慮される。

第 27 条—通報

締約国は、この条約の適用範囲にある暴力行為が行なわれるのを目撃し、またはそのような行為が行なわれる可能性があるもしくはさらなる暴力行為が予見されると考えるに足る合理的な理由を有するいかなる者に対しても、これを権限ある組織または公的機関に通報するよう奨励するため、必要な措置をとる。

第 28 条—専門家による通報

締約国は、国内法によって一定の専門家に課されている守秘義務の規則により、当該専門家が、この条約の適用範囲にある重大な暴力行為が行なわれかつさらなる重大な暴力行為が予見されると考えるに足る合理的な理由を有する場合に、適当な条件のもと、権限ある組織または公的機関に通報する可能性が妨げられないことを確保するため、必要な措置をとる。

第 5 章—実体法

第 29 条—民事上の訴訟および救済措置

1. 締約国は、加害者を相手どった十分な民事上の救済措置を被害者に提供するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、国際法の一般的原則にしたがい、その権限の範囲内にある必要な防止措置または保護措置をとる義務を怠った国の機関を相手どった十分な民事上の救済措置を被害者に提供するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 30 条—賠償

1. 締約国は、この条約にしたがって定められたいずれかの犯罪について被害者が加害者に対する賠償請求権を有することを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 身体的重傷を負いまたは健康を深刻に損なった者に対しては、当該損害が加害者、保険または国の資金による保健的もしくは社会的支給等の他の資金源によって保障されない限度で、十分な国家賠償が行なわれる。このことは、被害者の安全が正当に顧慮されるかぎりにおいて、締約国が、加害者によって支払われた賠償金からの償還請求を行なうことを妨げるものではない。
3. 2にしたがってとられる措置においては、賠償が合理的期間内に行なわれることを確保する。

第 31 条—監護権、面会権および安全

1. 締約国は、子どもの監護権および面会権に関する決定に際し、この条約の適用範囲にある暴力の発生が考慮されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、いかなる面会権または監護権の行使も被害者または子どもの権利および安全を危うくしないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 32 条—強制婚の民事的効力

締約国は、強制に基づく婚姻を、被害者に不当な金銭的または行政的負担を課すことなく無効にでき、取り消し、または解消できることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 33 条—心理的暴力

締約国は、威迫または脅迫を通じて人の心理的不可侵性を深刻に損なう故意の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 34 条—ストーカー行為

締約国は、他の者に向けられた脅迫的行為を繰り返し行ない、もってその者に自己の安全に関する恐怖を抱かせる故意の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 35 条—身体的暴力

締約国は、他の者に対して身体的暴力行為を故意に行なうことが犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 36 条—性暴力（強姦を含む）

1. 締約国は、故意に行なわれる次の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 - a. 同意に基づかず、他の者の身体に対し、いずれかの身体部位または物をもって膣、肛門または口への性的性質の挿入行為を行なうこと。
 - b. 人に対し、同意に基づかない他の性的性質の行為を行なうこと。
 - c. 他の者をして、同意に基づかない性的性質の行為を第三者と行なわせること。
2. 同意は、自由意思の結果として、自発的に与えられなければならない。当該自由意思は、関連する状況の文脈において評価される。
3. 締約国は、1 の規定が、国内法で認められた従前のまたは現在の配偶者またはパートナーに対して行なわれた行為にも適用されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 37 条—強制婚

1. 締約国は、成人または子どもを強要して婚姻させる故意の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、成人または子どもを、強要して婚姻させる目的をもってその居住国以外の締約国または国の領域に連れ出す故意の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 38 条—女性性器切除

締約国は、故意に行なわれる次の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

- a. 女性の大陰唇、小陰唇または陰核の全体または一部を切除し、封鎖しまたはその他の損傷を加えること。
- b. 女性を威迫しまたは誘導して a に掲げられたいずれかの行為を行なわせること。
- c. 女子を扇動し、威迫しまたは誘導して a に掲げられたいずれかの行為を行なわせること。

第 39 条—強制的妊娠中絶および強制的不妊手術

締約国は、故意に行なわれる次の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

- a. 事前のかつ十分な情報に基づく本人の同意を得ることなく、女性に対して妊娠中絶を行なうこと。
- b. 女性の自然な生殖能力を喪失させる目的または効果を有する手術を、事前のかつ十分な情報に基づく本人の同意を得ることなくまたは本人が手続について理解しないまま行なうこと。

第 40 条—セクシュアル・ハラスメント

締約国は、人の尊厳を侵害する目的または効果を有する、性的性質の望まれない言語的、非言語的または身体的行為（とくに当該行為が脅迫的な、敵対的な、品位を傷つける、屈辱的なまたは侮辱的な環境をつくり出すとき）が、その形態を問わず、刑事上の又はその他の法的制裁の対象とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 41 条—幫助または教唆および未遂

1. 締約国は、この条約の第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条 a および第 39 条にしたがって定められた犯罪の遂行を幫助しまたは教唆することを、当該幫助または教唆が故意に行なわれたときは犯罪とするため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、この条約の第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条 a および第 39 条にしたがって定められた犯罪の未遂が故意に行なわれたときはこれを犯罪とするため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 42 条—犯罪（いわゆる「名誉」の名のもとに行なわれる犯罪を含む）の正当化の拒否

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるいずれかの暴力行為の遂行後に開始された刑事手続において、文化、慣習、宗教、伝統またはいわゆる「名誉」が当該行為の正当化事由と見なされないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。これには、とくに、適切な行動に関する文化的、宗教的、社会的もしくは伝統的規範または慣習に被害者が違反した旨の主張が含まれる。
2. 締約国は、いずれかの者が子どもに対して 1 に掲げられたいずれかの行為を行なうよう扇動したことにより、行なわれた行為に関する当該扇動者の刑事責任が軽減されないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 43 条—罪名の適用

この条約にしたがって定められた罪名は、被害者と加害者間の関係の性質に関わらず、適用される。

第 44 条—裁判権

1. 締約国は、次のいずれかの場合において、この条約にしたがって定められたいかなる犯罪についても裁判権を設定するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 - a. 当該犯罪が自国の領域内で行なわれるとき。
 - b. 当該犯罪が自国を旗国とする船舶内で行なわれるとき。
 - c. 当該犯罪が自国の法令に基づいて登録された航空機内で行なわれるとき。
 - d. 当該犯罪が自国の国民のいずれかによって行なわれるとき。
 - e. 当該犯罪が自国の領域内に常居所を有する者によって行なわれるとき。
2. 締約国は、この条約にしたがって定められたいずれかの犯罪が自国の国民のいずれかまたは自国の領域内に常居所を有する者に対して行なわれる場合に当該犯罪について裁判権を設定するため、

必要な立法上その他の措置をとるよう努める。

3. この条約の第 36 条、第 37 条、第 38 条および第 39 条にしたがって定められた犯罪の訴追のため、締約国は、自国の裁判権が、当該行為がその遂行地において犯罪とされていなければならないという条件に服させられないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
4. この条約の第 36 条、第 37 条、第 38 条および第 39 条にしたがって定められた犯罪の訴追のため、締約国は、1 d および e に関わる自国の裁判権が、被害者からの申告または犯罪実行地である国からの情報の提出がなければ訴追を開始することができないという条件に服させられないことを確保するために、必要な立法上その他の措置をとる。
5. 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ容疑者の国籍のみを理由として他の締約国に当該容疑者の引渡しを行なわない場合においてこの条約にしたがって定められた犯罪についての裁判権を設定するため、必要な立法上その他の措置をとる。
6. この条約にしたがって定められた犯罪が行なわれたとされる場合において、二以上の締約国が当該犯罪についての裁判権を主張するときは、関係締約国は、適当な場合には、訴追のためにもっとも適した裁判管轄国を決定するため協議を行なう。
7. この条約は、国際法の一般規則を損なわないかぎりにおいて、締約国がその国内法にしたがって行使するいかなる刑事裁判権も排除するものではない。

第 45 条—制裁および措置

1. 締約国は、この条約にしたがって定められた犯罪が、その重大さを考慮に入れた効果的な、均衡のとれたかつ抑止効果のある制裁によって処罰されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。当該制裁には、適当なときは、犯罪人引渡しにつながる可能性もある、自由の剥奪をとらなう刑を含む。
2. 締約国は、加害者について次のようなその他の措置をとることができる。
 - 有罪判決を受けた者の監視または監督。
 - 子どもの最善の利益（被害者の安全を含むことがある）が他のいかなる方法によっても保障できないときは、親としての権利の喪失宣告。

第 46 条—加重事由

締約国は、この条約にしたがって定められた犯罪に関わる刑の決定において、次の事由を、当該事由がすでに犯罪の構成要件の一部となっている場合を除き、国内法の関連規定に一致する形で加重事由として考慮できることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

- a. 当該犯罪が、家族構成員、被害者と同居している者または自己の権威を濫用した者によって、国内法で認められた従前のまたは現在の配偶者またはパートナーに対して行なわれたこと。
- b. 当該犯罪または関連の犯罪が繰り返し行なわれたこと。
- c. 当該犯罪が、特別な状況によって脆弱な立場に置かれた被害者に対して行なわれたこと。
- d. 当該犯罪が子どものいる前で行なわれたこと。
- e. 当該犯罪が、ともに行動する 2 名以上の者によって行なわれたこと。
- f. 当該犯罪に先行または並行して極度の水準の暴力が用いられたこと。
- g. 当該犯罪が、武器を使用してまたは武器による威嚇をとらなうて行なわれたこと。
- h. 当該犯罪の結果、被害者が重大な身体的または精神的危害を受けたこと。
- i. 加害者が過去に同様の性質の犯罪を理由として有罪判決を受けていること。

第 47 条—他の締約国が言い渡した刑

締約国は、刑の決定において、この条約にしたがって定められた犯罪に関わって他の締約国が言い渡

した終局判決を考慮できるようにするため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 48 条—義務的な代替的紛争解決手続または量刑の禁止

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力との関連で義務的な代替的紛争解決手続（斡旋および調停を含む）を禁ずるため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、金銭的制裁が命じられる場合において被害者に対する金銭的義務を引き受ける加害者の能力が正当に考慮されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 6 章—捜査、訴追、手続法および保護措置

第 49 条—一般的義務

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力に関わる捜査および司法手続が、刑事手続のすべての段階において被害者の権利を考慮しつつ、不当な遅滞なく進められることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、この条約にしたがって定められた犯罪の効果的捜査および訴追を確保するため、人権の基本的原則に一致する形で、かつ暴力に関するジェンダー化された理解を顧慮しながら、必要な立法上その他の措置をとる。

第 50 条—即時的対応、防止および保護

1. 締約国は、法執行機関が、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力に対し、被害者に対して十分かつ即時的な保護を提供することによって迅速かつ適切に対応することを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、責任のある法執行機関が、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の防止および当該暴力からの保護に迅速かつ適切に関与すること（防止のための運用上の措置を採用することおよび証拠を収集することも含む）を確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 51 条—リスク評価およびリスク管理

1. 締約国は、リスクを管理し、かつ必要なときは調整のとれた安全対策および支援を行なう目的で、死亡リスク、状況の深刻性および暴力が繰り返されるおそれに関する評価がすべての関連の公的機関によって実施されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、1 の評価にあたり、捜査および保護措置の適用のすべての段階において、この条約の適用範囲にある暴力行為の加害者が火器を所持しておりまたは火器にアクセスできることが正当に考慮されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 52 条—緊急の接近禁止命令

締約国は、権限ある公的機関が、差し迫った危険が存する状況において、ドメスティック・バイオレンスの加害者に対して被害者または危険な状況にある者の住居から十分な期間退去することを命じ、かつ、当該加害者が被害者または危険な状況にある者の住居に立ち入ることまたはこれらの者に接触することを禁ずる権限を与えられることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。この条にしたがってとられる措置においては、被害者または危険な状況にある者の安全が優先される。

第 53 条—差止命令または保護命令

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の被害者に対し、適当な差止命令または保護命令が利用可能とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

2. 締約国は、1の差止命令または保護命令が次のようなものであることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 - 即時的保護の目的で、かつ被害者に不当な金銭的または行政的負担を課すことなく利用可能であること。
 - 定められた期間または修正されもしくは解除されるまで有効な命令として発令されること。
 - 必要なときは、一方の当事者の申立てのみに基づき、即時的効力を有するものとして発令されること。
 - 他の法的手続に関わりなく、または他の法的手続に加えて利用可能であること。
 - その後の法的手続で提出することが可能であること。
3. 締約国は、1にしたがって発令された差止命令または保護命令の違反が、効果的な、均衡のとれたかつ抑止効果のある刑事上その他の法的制裁の対象とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第54条—捜査および証拠

締約国は、民事上または刑事上のいかなる手続においても、被害者の性的過去および性的行為に関する証拠が、当該証拠が関連性および必要性を有していないかぎり認容されないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第55条—一方当事者手続および職権手続

1. 締約国は、この条約の第35条、第36条、第37条、第38条および第39条にしたがって定められた犯罪の捜査または訴追について、当該犯罪の全部または一部が自国の領域内で行なわれたときは被害者による申告または告発が必須の要件とされないこと、および、たとえ被害者がその陳述を撤回しても手続の継続が可能であることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、国内法で定められた条件にしたがって、政府機関および非政府組織ならびにドメスティック・バイオレンス・カウンセラーが、この条約にしたがって定められた犯罪に関わる捜査および司法手続の間、被害者の要請により当該被害者を援助しかつ（または）支援できることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第56条—保護措置

1. 締約国は、とくに次の対応をとることにより、捜査および司法手続のあらゆる段階で被害者の権利および利益（証人としての特別なニーズも含む）を保護するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 - a. 脅迫、報復および被害の再発からの、被害者の安全ならびにその家族および被害者側証人の安全を確保できるようにすること。
 - b. 少なくとも被害者および家族が危険な状況に置かれる可能性がある事件において、当該被害者等に対し、加害者が逃亡したときまたは一時的にもしくは最終的に釈放されるときにその旨の情報が提供されることを確保すること。
 - c. 被害者に対し、国内法で定められた条件にしたがって、被害者の権利および被害者が利用可能なサービスについて、ならびに、被害者の申立てに対するフォローアップの状況、告訴の罪状、捜査または手続の一般的進展状況および当該捜査または手続における被害者の役割ならびに事件の結果について、情報を提供すること。
 - d. 被害者が、国内法の手続規則に一致する方法で、意見を聴かれ、証拠を提出し、かつ、その意見、ニーズおよび関心事が直接または仲介者を通じて表明および考慮されることを求められるようにすること。

- e. 被害者の権利および利益が適正に提示および考慮されるようにするため、被害者に適切な支援サービスを提供すること。
 - f. 被害者のプライバシーおよび肖像を保護するための措置をとれることを確保すること。
 - g. 可能なときは、裁判所および法執行機関の施設内で被害者および加害者が接触しないことを確保すること。
 - h. 被害者が手続の当事者であるときまたは被害者が証拠を提出するときは、被害者に対して独立のかつ能力がある通訳者を提供すること。
 - i. 被害者が、国内法で定められた規則にしたがい、とくに、利用可能なときは適当な通信技術を活用して、自らが出廷することなく、または少なくとも容疑者が出廷していない状態で、証言できるようにすること。
2. 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの被害者および目撃者である子どもは、適当なときは、子どもの最善の利益を考慮した特別な保護措置を提供される。

第 57 条—法律扶助

締約国は、国内法で定められた条件に基づき、弁護士による援助および無償の法律扶助に対する被害者の権利を保障する。

第 58 条—時効

締約国は、被害者が成年に達した後に有効に手続を開始することを可能にする目的で、この条約の第 36 条、第 37 条、第 38 条および第 39 条にしたがって定められた犯罪に関わるいずれかの法的手続の開始に関する時効が、十分な、かつ当該犯罪の重大さに相応する期間消滅しないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 7 章—移住および庇護

第 59 条—在留資格

1. 締約国は、被害者の在留資格が国内法で認められた配偶者またはパートナーの在留資格に依存している場合であって当該婚姻または関係が解消した際、当該被害者が、とくに困難な状況にある場合に、当該婚姻または関係の継続期間に関わらず申請によって独立の在留許可を付与されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。独立の在留許可の付与および期間に関する条件は、国内法でこれを定める。
2. 締約国は、被害者の在留資格が国内法で認められた配偶者またはパートナーの在留資格に依存している場合であって当該在留資格に関わる国外追放手続が開始された際、当該被害者が、独立の在留許可を申請できるようにする目的で当該手続を停止させられることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 締約国は、次の 2 つの状況のいずれかまたは双方にある被害者に対し、更新可能な在留許可を与える。
 - a. 権限ある公的機関が、当該被害者の個人的状況を理由としてその滞在が必要であると考えるとき。
 - b. 権限ある公的機関が、当該被害者が捜査または刑事手続において権限ある公的機関と協力するためその滞在が必要であると考えるとき。
4. 締約国は、婚姻のため他国に連れてこられた強制婚の被害者がその結果その常居所国における在留資格を喪失した場合に、当該被害者が資格を回復できることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 60 条—ジェンダーに基づく庇護申請

1. 締約国は、女性に対して行なわれるジェンダーに基づく暴力を、難民の地位に関する 1951 年条約第 1 条 A (2) にいう迫害の一形態としておよび補完的／副次的保護を生じさせる重大な危害の一形態として認めることができることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、〔難民〕条約に掲げられた事由のそれぞれについてジェンダーに配慮した解釈が行なわれ、かつ、これらの事由の一以上を理由として迫害の恐怖が生じていることが立証されたときは、適用可能な関連の文書にしたがって申請者に難民資格が与えられることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 締約国は、庇護希望者を対象とするジェンダーに配慮した受入れ手続および支援サービスならびにジェンダー指針およびジェンダーに配慮した庇護手続(難民認定および国際的保護申請を含む)を発展させるため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 61 条—ノン・ルフールマン

1. 締約国は、国際法上の既存の義務にしたがってノン・ルフールマンの原則を尊重するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、その地位または在留場所に関わらず、女性に対する暴力の被害者であって保護を必要とする者が、いかなる状況においても、その生命が危険にさらされ、または当該被害者が拷問または非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは処罰を受けるおそれのあるいかなる国に対しても送還されないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 8 章—国際協力

第 62 条—一般的原則

1. 締約国は、この条約の規定にしたがって、かつ、民事上および刑事上の問題における協力についての関連の国際文書および地域文書、統一法または互惠法を基礎とする取決めならびに国内法の適用を通じて、次の目的のため、可能なかぎり最大限に相互協力を行なう。
 - a. この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の防止、これとの闘いおよびその訴追。
 - b. 被害者の保護および被害者への援助の提供。
 - c. この条約にしたがって定められた犯罪に関わる捜査または手続。
 - d. 締約国の司法機関が言い渡した関連の民事判決または刑事判決（保護命令を含む）の執行。
2. 締約国は、この条約にしたがって定められた犯罪の被害者であって居住国以外の締約国の領域内で当該犯罪の被害を受けた者が、その居住国の権限ある機関に申告を行なえることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 条約がなければ刑事共助、犯罪人引渡しまたは他の締約国が言い渡した民事判決もしくは刑事判決の執行を行なうことはできない旨の条件を設けている締約国が、そのような条約を締結していない締約国から当該法的協力の要請を受けたときは、当該締約国は、この条約を、この条約にしたがって定められた犯罪に関わる刑事共助、犯罪人引渡しまたは他の締約国が言い渡した民事判決もしくは刑事判決の執行の根拠と見なすことができる。
4. 締約国は、適当なときは、女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの防止ならびにこれとの闘いを、第三国のために提供される開発援助プログラムに統合するよう努める。このための手段には、第 18 条第 5 項にしたがって被害者の保護を促進することを目的として、第三国と二国間または多国間協定を締結することを含む。

第 63 条—危険な状況に置かれた者に関する措置

締約国が、その有する情報に基づき、ある者が他の締約国の領域でこの条約の第 36 条、第 37 条、第 38 条および第 39 条に掲げられたいずれかの暴力行為を受ける差し迫ったおそれがあると考え合理的理由を有するときは、当該情報を有する締約国は、適切な保護措置がとられることを確保する目的で、当該他の締約国に対し、遅滞なく当該情報を送付するよう奨励される。この情報には、適用可能なときは、危険な状況におかれた当該人物のためにすでにとられている保護体制に関する詳細を含む。

第 64 条—情報

1. 要請を受けた締約国は、要請を行なった締約国に対し、この章に基づいてとられた行動の最終的結果を迅速に通知する。要請を受けた締約国はまた、要請を行なった締約国に対し、追求された行動の実行を不可能にする事情またはこれを著しく遅延させるおそれがある事情があるときは、これについても通知する。
2. 締約国は、自国の捜査の枠組みの中で入手した情報を、当該情報の開示が、この条約にしたがって定められた犯罪の防止または当該犯罪に関わる捜査もしくは手続の開始もしくは遂行に関して情報を受け取る締約国の役に立つ可能性があると考えるとき、または、当該情報の開示によって、情報を受け取る締約国がこの章に基づく協力を要請する可能性があると考えるときは、国内法の制約の範囲内で、事前の要請を受けることなく、当該情報を他の締約国に送付することができる。
3. 2 にしたがっていずれかの情報を受け取った締約国は、適当と考えられるときは手続を開始できるようにするため、または関連の民事手続および刑事手続において当該情報を考慮することができるようにするため、自国の権限ある公的機関に当該情報を提出する。

第 65 条—データの保護

個人データは、個人データの自動処理に関する個人の保護のための条約（ETS No. 108）に基づいて締約国が約束した義務にしたがって保存されおよび利用される。

第 9 章—監視機構

第 66 条—女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンス対策に関する専門家委員会

1. 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンス対策に関する専門家委員会（以下「GREVIO」）は、締約国によるこの条約の実施を監視する。
2. GREVIO は、ジェンダーの均衡および地理的均衡ならびに学際的専門性を考慮しながら、10 名以上 15 名以下の委員で構成する。GREVIO の委員は、1 回の更新が可能な 4 年の任期で締約国によって指名され、かつ締約国の国民から選ばれた候補者の中から、締約国委員会が選出する。
3. 10 名の委員の最初の選挙は、この条約の発効後 1 年以内に行なう。追加の 5 名の委員の選挙は、25 番目の批准または加入の後に行なう。
4. GREVIO の委員の選挙は、次の原則に基づいて行なう。
 - a. 委員は、人権、ジェンダーの平等、女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスもしくは被害者の援助および保護の分野で能力を認められていることまたはこの条約の対象分野において専門的経験を示してきたことで知られている、高潔な人格を有する者のなかから、透明な手続にしたがって選ばれる。
 - b. GREVIO の委員のうちいずれの 2 名も同一国の国民であってはならない。
 - c. 委員は、主要な法体系を代表しているべきである。
 - d. 委員は、女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの分野における主要な主体および機関を代表しているべきである。

5. GREVIO の委員の選出手続は、この条約の発効後 6 か月以内に、締約国と協議しかつその全会一致の同意を得た後、欧州評議会閣僚委員会が決定する。
6. GREVIO は、独自の手続規則を採択する。
7. GREVIO の委員、および、委員以外の者であつて第 68 条第 9 項および第 14 条に掲げられた国別訪問を行なう代表団の団員は、この条約の付属文書に定める特権および免除を享受する。

第 67 条—締約国委員会

1. 締約国委員会は、この条約の締約国の代表で構成する。
2. 締約国委員会は、欧州評議会事務総長がこれを招集する。その第 1 回会合は、GREVIO の委員を選出するため、この条約が効力を生じた後 1 年以内に開催する。その後は、締約国の 3 分の 1 以上、締約国委員会議長または事務総長の要請があるときは、いつでも会合を行なう。
3. 締約国委員会は、独自の手続規則を採択する。

第 68 条—手続

1. 締約国は、GREVIO による検討に供するため、欧州評議会事務総長に対し、GREVIO が作成する質問票に基づき、この条約の規定を実施するための立法上その他の措置に関する報告書を提出する。
2. GREVIO は、1 にしたがって提出された報告書を、当該締約国の代表とともに検討する。
3. その後の評価手続はラウンドに分割して進めるものとし、ラウンドの期間は GREVIO が決定する。GREVIO は、各ラウンドの開始時に、評価手続の基礎となる特定の規定を選択し、かつ質問票を送付する。
4. GREVIO は、この監視手続を実施するための適当な手段について定める。GREVIO はとくに、締約国による実施の評価手続の基礎となる質問票を評価ラウンドごとに採択することができる。この質問票は、全締約国に宛てられるものとする。締約国は、この質問票に対し、かつ GREVIO による他のいかなる情報要請に対しても、回答する。
5. GREVIO は、非政府組織および市民社会ならびに人権の保護のための国内機関から、この条約の実施に関する情報を受け取ることができる。
6. GREVIO は、この条約の適用範囲内の分野に関する他の地域的および国際的文書および機関から入手可能な既存の情報を正当に考慮する。
7. 各評価ラウンドについての質問票を採択するにあたり、GREVIO は、この条約の第 11 条に掲げられた、締約国ですで行なわれているデータ収集および調査研究を正当に考慮する。
8. GREVIO は、欧州評議会人権コミッショナー、議員会議および関連する欧州評議会の専門機関ならびに他の国際文書に基づいて設置されている機関から、条約の実施に関する情報を受け取ることができる。これらの機関に申し立てられた苦情およびその結果は、GREVIO に対して利用可能とされる。
9. GREVIO は、得られた情報が不十分であるとき、または 14 に定める場合には、国内の公的機関と協力し、かつ独立の国内専門家の援助を得ながら、補助的に国別訪問を行なうことができる。当該訪問の際、GREVIO は、特定分野の専門家の援助を得ることができる。
10. GREVIO は、評価の基礎とされた規程の実施に関する分析、ならびに、特定された問題に当該締約国が対処する方法についての提言および提案を記載した報告書案を作成する。当該報告書案は、コメントを求めるため、評価を受けた締約国に送付される。当該締約国のコメントは、報告書の採択の際、GREVIO によって考慮される。
11. GREVIO は、受領したすべての情報および締約国によるコメントに基づき、この条約の規定を実施するために当該締約国がとった措置に関する報告書および結論を採択する。この報告書および

結論は、当該締約国および締約国委員会に送付される。GREVIO の報告書および結論は、当該締約国による最終コメントとともに、採択時から公開される。

- 1 2. 締約国委員会は、1 から 8 までの手続を妨げることなく、GREVIO の報告書および結論に基づき、(a) GREVIO の結論を実施するためにとるべき措置（必要なときは、その実施に関する情報が提出されるべき日を定めるものとする）に関する、かつ (b) この条約の適正な実施のために当該締約国との協力を促進することを目的とした、当該締約国に宛てた勧告を採択することができる。
- 1 3. GREVIO は、重大な条約違反を防止しまたはその規模もしくは回数を制限するために即時に注意を払うべき問題がある状況を示す信頼できる情報を受け取ったときは、重大な、大規模なまたは執拗な様式で行なわれる女性に対する暴力を防止するためにとられた措置についての報告書を緊急に提出するよう、要請することができる。
- 1 4. GREVIO は、締約国から提出された情報および GREVIO が入手した他のいずれかの信頼できる情報を考慮に入れ、1 名以上の委員を指名して調査を行なわせ、かつ GREVIO に緊急に報告させることができる。正当な理由および締約国の同意があるときは、この調査に当該締約国の領域への訪問を含むことができる。
- 1 5. GREVIO は、14 の調査の知見を検討した後、当該知見を、いずれかのコメントおよび勧告があればそれとともに、当該締約国ならびに適当なときは締約国委員会および欧州評議会閣僚委員会に送付する。

第 69 条—一般的勧告

GREVIO は、適当なときは、この条約の実施に関する一般的勧告を採択することができる。

第 70 条—監視への議会の関与

1. 国内議会は、この条約の実施のためにとられた措置の監視に参加するよう慫慂される。
2. 締約国は、GREVIO の報告書を自国の国内議会に提出する。
3. 欧州評議会議員会議は、この条約の実施に関する定期的評価を行なうよう慫慂される。

第 10 章—他の国際文書との関係

第 71 条—他の国際文書との関係

1. この条約は、この条約の締約国が現に締約国であるまたは締約国になるものとされる他の国際文書であって、この条約が規律する事柄についての規定を含んでいる他の国際文書から生ずる義務に影響を及ぼすものではない。
2. この条約の締約国は、この条約の規定を補足もしくは強化しまたはこの条約に掲げられた原則の適用を促進する目的で、この条約で扱われている事柄について相互に二国間または多国間協定を締結することができる。

第 11 章—条約改正

第 72 条—改正

1. 締約国がこの条約について行なうたいかなる改正の提案も、欧州評議会事務総長に送付され、事務総長により、欧州評議会加盟国、すべての署名国、すべての締約国、欧州連合、第 75 条の規定にしたがってこの条約への署名を慫慂されたすべての国および第 76 条の規定にしたがってこの条約への加入を慫慂されたすべての国に送付される。
2. 欧州評議会閣僚委員会は、当該改正案を検討するものとし、欧州評議会加盟国以外のこの条約

の締約国と協議した後、欧州評議会規程第 20 条 d に定める過半数をもって当該改正を採択することができる。

3. 2 にしたがって閣僚委員会が採択した改正文は、受託のため、締約国に送付される。
4. 2 にしたがって採択されたいかなる改正も、すべての締約国が改正の受託を事務総長に通告した日の後 1 か月が経過した月の 1 日に効力を生ずる。

第 12 章－最終条項

第 73 条－この条約の効果

この条約の規定は、国内法およびすでに効力を生じているまたはその可能性がある拘束力のある国際文書の規定であって、女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの防止およびこれとの闘いに関して人により手厚い権利を付与しておりまたは付与することになる規定を害するものではない。

第 74 条－紛争解決

1. この条約の規定の適用または解釈に関して生ずる可能性のあるいずれかの紛争の当事国である締約国は、まず、交渉、調停、仲裁の手段によってまたは当事国間の相互の合意によって受け入れられた他のいずれかの平和的解決方法によって、当該紛争を解決するよう努める。
2. 欧州評議会閣僚委員会は、紛争当事国である締約国が合意した場合に利用可能な解決手続を定めることができる。

第 75 条－署名および発効

1. この条約は、欧州評議会加盟国、その作成に参加した非加盟国および欧州連合による署名のために開放しておく。
2. この条約は、批准、加入または承認されなければならない。批准書、加入書または承認書は、欧州評議会事務総長に寄託する。
3. この条約は、少なくとも 8 か国の欧州評議会加盟国を含む 10 か国の署名国が、前項の規定にしたがって条約に拘束されることへの同意を表明した日の後 3 か月が経過した月の 1 日に効力を生ずる。
4. 1 に掲げられたいずれかの国または欧州連合が、その後、条約に拘束されることへの同意を表明したときは、条約は、当該国または欧州連合について、その批准書、加入書または承認書が寄託された日の後 3 か月が経過した月の 1 日に効力を生ずる。

第 76 条－条約への加入

1. この条約の発効後、欧州評議会閣僚委員会は、この条約の締約国との協議を行ないかつその全会一致の同意を得た後、欧州評議会の非加盟国であって条約の作成に参加しなかったいかなる国に対しても、欧州評議会規程第 20 条 d に定められた過半数による決定をもって、かつ閣僚評議会に出席する資格を有する締約国の代表の全会一致の投票をもって、この条約に加入するよう慫慂することができる。
2. 条約は、加入したいかなる国についても、欧州評議会事務総長に加入書が寄託された日の後 3 か月が経過した月の 1 日に効力を生ずる。

第 77 条－領域的適用

1. いずれの国または欧州連合も、署名時または批准書、受託書、承認書もしくは加入書の寄託時に、この条約が適用される単一のまたは複数の領域を特定することができる。

2. いずれの国も、その後のいかなる時点においても、欧州評議会事務総長に宛てた宣言によって、当該宣言で特定され、かつ国際的關係について自国が責任を負っているまたは自国が代わって保証を行なうことが認められている他のいずれの領域に対しても、この条約を新たに適用することができる。当該領域については、条約は、事務総長が当該宣言を受領した日の後3か月が経過した月の1日に効力を生ずる。
3. 1および2の規定に基づいて行なわれたいずれの宣言も、当該宣言で特定されたいずれの領域についても、欧州評議会事務総長に宛てた通告によって撤回することができる。撤回は、事務総長が当該通告を受領した日の後3か月が経過した月の1日に効力を生ずる。

第78条－留保

1. この条約のいかなる規定についても、2および3に定められた例外を除き、いかなる留保も付すことができない。
2. いずれの国または欧州連合も、署名時または批准書、受託書、承認書もしくは加入書の寄託時に、欧州評議会事務総長に宛てた宣言によって、次の条に掲げられた規定を適用しない権利または特定の事案もしくは特定の条件が存するときにきざって適用する権利を留保する旨、宣言することができる。
 - 第30条第2項
 - 第44条第1項e、第3項および第4項
 - 第55条第1項（微罪に関わる第35条の適用について）
 - 第58条（第37条、第38条および第39条の適用について）
 - 第59条
3. いずれの国または欧州連合も、署名時または批准書、受託書、承認書もしくは加入書の寄託時に、欧州評議会事務総長に宛てた宣言によって、第33条および第34条に掲げられた行動について刑事的制裁に代えて非刑事的制裁を定める権利を留保する旨、宣言することができる。
4. いずれの締約国も、欧州評議会事務総長に宛てた宣言によって、留保の全部または一部を撤回することができる。この宣言は、事務総長の受領の日から効力を生ずる。

第79条－留保の有効性および再検討

1. 第78条第2項および第3項に掲げられた留保は、当該締約国についてこの条約が効力を生じた日から5年間、その効力を維持する。ただし、当該留保は同一の期間で更新することができる。
2. 欧州評議会事務総長は、留保が失効する日の18か月前に、当該締約国に対して当該失効について通告する。締約国は、失効の3か月前までに、事務総長に対し、自国の留保を維持し、修正しまたは撤回する旨を通告する。当該締約国による通告がないときは、事務総長は、当該締約国に対し、当該締約国の留保は自動的に6か月間延長されたと見なされる旨、通知する。当該締約国が、自国の留保を維持しまたは修正する意思を当該期間の終了までに通告しないときは、当該留保は執行する。
3. 第78条第2項および第3項にしたがって留保を付した締約国は、その更新までにまたは要請により、当該留保を継続する正当な理由について GREVIO に説明を行なう。

第80条－廃棄

1. いかなる締約国も、欧州評議会事務総長に宛てた通告を行なうことによって、いつでもこの条約を廃棄することができる。
2. 当該廃棄は、事務総長が通告を受領した日の後3か月が経過した月の1日に効力を生ずる。

第 81 条—通告

欧州評議会事務総長は、欧州評議会加盟国、この条約の作成に参加した非加盟国、すべての署名国、すべての締約国、欧州連合およびこの条約への加入を慫慂されたすべての国に対し、次の事項を通告する。

- a. すべての署名。
- b. すべての批准書、受託書、承認書または加入書の寄託。
- c. 第 75 条および第 76 条にしたがってこの条約が効力を生ずるすべての日付。
- d. 第 72 条にしたがって採択されたすべての改正および当該改正が効力を生ずる日付。
- e. 第 78 条にしたがって行なわれたすべての留保および留保の撤回。
- f. 第 80 条の規定にしたがって行なわれたすべての廃棄。
- g. この条約に関わる他のいずれかの行為、通告または連絡。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

2011 年 5 月 11 日、イスタンブールにおいて、ひとしく正文である英語およびフランス語により本書 1 通を作成した。本書は、欧州評議会に寄託する。欧州評議会事務総長は、欧州評議会の各加盟国、この条約の作成に参加した非加盟国、欧州連合およびこの条約に加入するよう慫慂されたすべての国に対し、その認証謄本を送付する。

付属書—特権および免除（第 66 条）

1. この付属書は、第 66 条に掲げられた GREVIO の委員および国別訪問代表団の他の構成員について適用される。この付属書の適用上、「国別訪問代表団の他の構成員」には、条約第 68 条第 9 項に掲げられた独立の国内専門家および特定分野の専門家、欧州評議会の職員、ならびに、欧州評議会によって雇用された、国別訪問中に GREVIO に随行する通訳者を含む。
2. GREVIO の委員および国別訪問代表団の他の構成員は、国別訪問の準備および実行ならびにそのフォローアップに関わる任務の遂行中、かつこれらの任務に関係する旅行の期間中、次の特権および免除を享受する。
 - a. 逮捕または拘禁および個人用の荷物の押収の免除、ならびに、公の資格で口頭または書面により行なった発言および公の資格で行なったあらゆる行動に関わるすべての種類の法的手続の免除。
 - b. その居住国からの出国および当該国への帰国ならびに任務遂行地である国への入国および当該国からの出国に関するいずれかの制限の免除、ならびに、訪問国または任務の遂行に際して通過する国における外国人登録の免除。
3. GREVIO の委員および国別訪問代表団の他の構成員は、任務の遂行に際して行なう渡航の過程で、関税および為替管理の問題について、一時的な公の任務を有する外国政府の代表に与えられる便益と同一の便益を与えられる。
4. GREVIO の委員および国別訪問代表団の他の構成員が携行する、条約の実施の評価に関する書類は、当該書類が GREVIO の活動と関係するかぎりにおいて不可侵とする。GREVIO の公用通信または GREVIO の委員および国別訪問代表団の他の構成員の公的通信に対しては、いかなる差止めまたは検閲も適用されない。
5. GREVIO の委員および国別訪問代表団の他の構成員に対して職務遂行における完全な言論の自由および完全な独立を保障するため、当該委員等がもはや当該職務の遂行に関与していない場合

であっても、当該委員等が職務遂行に際して口頭または書面により行なった発言および職務遂行に際して行なったあらゆる行為に関わる法的手続の免除は、引き続き与えられる。

6. 特権および免除は、GREVIO の利益のために任務を独立して遂行できることを保障する目的でこの付属文書の 1 に掲げられた者に与えられるものであり、当該委員等の個人的便宜のために与えられるものではない。欧州評議会事務総長は、この付属文書の 1 に掲げられた者の免除が正義の遂行の妨げとなると考えられ、かつ GREVIO の利益を損なうことなく当該免除を放棄できる場合にはいつでも、当該免除を放棄する。

賛同・後援・助成団体リスト

■賛同団体

あかつき篠路保育園労働組合、アジア女性センター、
NPO法人ウィメンズネット函館、
NPO法人ウィメンズネット・マサカーネ、
ウィメンズハウスとちぎ、AWS ムーンストーン、
NPO法人女のスペース・にいがた、NPO法人駆け込みシェルター釧路、
駆け込みシェルターとかち、医療法人かとうメンタルクリニック、
キャンパス・セクシュアルハラスメント・全国ネットワーク北海道ブロック、
社会福祉法人草の実会、窪田法律事務所 弁護士窪田良弘、
国際ソロプチミスト札幌中央、国際ソロプチミスト苫小牧、
小柳電気商事株式会社、土地家屋調査士 佐藤彰宣、渋谷司法書士事務所、
嶋田・平井法律事務所 弁護士嶋田敬昌、NPO法人女性サポート・大阪、
しんぐるまざあず・ふぉーらむ北海道、ZEEN（ゼン）札幌店、
弁護士法人 武部雅充法律事務所、WS・ひょうご、
NPO法人男女平等参画推進みなと（GEM）、NPO法人ハーティー仙台、
ハートスペースM、有限会社ハッピースマイルサービス、
医療法人ひろ内科循環器科クリニック、北海道教職員組合、
有限会社モリ自動車サービス、柳法律事務所、友名会有志一同

■個人賛同

相内俊一、石川しのぶ、伊藤武史、伊藤道子、尾崎高博、北島未来、黒光ひさ、
渋谷遊姫野、高松良男、多原良子、中島和歌子、前田節子、ミヤザワ ケイコ、
八幡悦子、山川妙子、山中冬樹

■後援

内閣府、厚生労働省、文部科学省、外務省、北海道、札幌市、
北海道弁護士連合会、札幌弁護士会、
キャンパス・セクシュアル・ハラスメント・全国ネットワーク北海道ブロック

■助成

北海道、札幌市、国際交流基金アジアセンター、GARDEN OF HOPE、広島大学

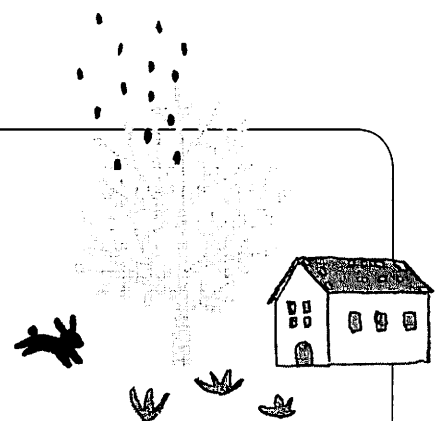
第21回 全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌

報告集

NPO 法人 全国女性シェルターネット
第21回 全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌

2019年8月1日発行

s_sympo2018@yahoo.co.jp



♡ #Me Too, #We Too, #With You



【後援】

内閣府、厚生労働省、文部科学省、外務省、北海道、札幌市、
北海道弁護士連合会、札幌弁護士会、
キャンパス・セクシュアル・ハラスメント・全国ネットワーク 北海道ブロック

【助成】

北海道、札幌市、国際交流基金アジアセンター、
GARDEN OF HOPE、広島大学

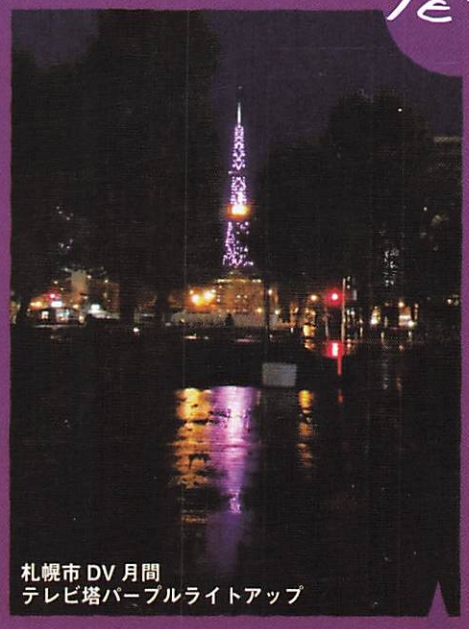
第21回 全国シェルター シンポジウム 2018 in 札幌

「官民の境を超え、地域を超え、
国境を超える、女たちのネットワーク
～ #Me Too, #We Too, #With You～」

DV

デート
DV

貧困



札幌市 DV 月間
テレビ塔パープルライトアップ

虐待

性被害

差別

2018 年

11月3日(土)・4日(日)

会場：北海道立道民活動センター
(かでの2・7)

#Me Too,
#We Too,
#With You



主催

NPO 法人 全国女性シェルターネット (代表理事 北仲千里)

実行委員会

第21回 全国 シェルターシンポジウム 2018 in 札幌事務局 (実行委員長 山崎菊乃)

第21回 全国シェルターシンポジウム 2018 in 札幌

大会資料

目次

大会日程	2
主催者挨拶	3
北海道知事メッセージ	5
札幌市長メッセージ	6
議員メッセージ	7
基調講演	15
シンポジウム	24
議員フォーラム	37
2日目の日程と分科会一覧	38
分科会	40
シェルターシンポジウムの軌跡	51
〈資料〉イスタンブール条約	52
賛同・後援・助成団体リスト	76
会場地図	77
広告	78

シェルターシンポジウムご参加にあたってのお願い

- 参加者のみなさまには撮影、録音の一切をご遠慮いただいております。
「撮影許可」の腕章をしたスタッフおよびメディア関係者のみが、参加者が特定されない範囲での撮影を行います。シンポジウムの記録につきましては、別紙にてご案内の報告集をご活用ください。
- シンポジウムのチラシや当日プログラムなどを含むすべての配布物は、コピーやスキャンによる無断での転記、転載、二次利用をご遠慮いただいております。
- 携帯電話・スマートフォンなどはマナーモードにさせていただき、電源をお切りいただきますようお願いいたします。
- 大ホール客席での飲食はご遠慮ください。
- 議事・運営の円滑な進行を妨げる言動が確認できた場合は、主催者側の判断で、退去を求めるとともに、損害賠償責任を負っていただくこともあります。さらに場合によっては業務妨害罪として刑事告訴することもあります。



第 21 回

全国シェルターシンポジウム 2018 in 札幌

会場：かでの 2・7 大ホール

10:30 ~ 受付

11:30 ~ 12:10

開会セレモニー **手話通訳**

知事、市長、省庁職員等挨拶、アトラクション（漫談）

12:10 ~ 13:40

基調講演 **英日逐次通訳・手話通訳**

欧州評議会「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約」（イスタンブール条約）と欧州における女性シェルター

■講師：ローザ・ローガーさん（オーストリア）

WAVE（ヨーロッパ・シェルター・ネットワーク）理事長
「イスタンブール条約」専門家監視委員会第一副委員長

13:45 ~ 15:45

シンポジウム **手話通訳**

「官民の連携・ネットワーク～シンガポール・北海道～」

■進行：山崎菊乃（NPO法人女のスペース・おん代表理事）

■シンポジスト

ハムザ アブダル ムタリブさん（シンガポール）

シンガポールの DV や家庭内暴力被害者のためのシェルター、Casa Raudha Women Home 前理事長、現理事

ロレイン・リムさん（シンガポール）

シンガポール女性団体協議会（Singapore Council of Women's Organizations, SCWO）が運営する女性のシェルター、Star Shelter のマネージャー

美藤加代子さん 北海道立女性相談援助センター所長

北仲千里さん NPO法人 全国女性シェルターネット代表理事

16:00 ~ 17:30

議員フォーラム 国会議員、道・市議会議員

「包括的な性暴力禁止法の制定に向けて～イスタンブール条約と女性支援国内法の整備～」

18:30 ~ 20:30

交流会 会場：センチュリーロイヤルホテル



分科会 会場：かでの 2・7 会議室

9:00 ~ 10:00 分科会受付

10:00 ~ 12:00 **分科会 A**

12:00 ~ 13:00 昼休み

13:00 ~ 15:00 **分科会 B**

15:30 ~

**かでの 2・7
大ホールにて**

閉会セレモニー

大会アピール文の採択

16:00 終了

主催者挨拶

NPO 法人 全国女性シェルターネット 代表理事
北仲 千里



大変な地震被害があったにも関わらず、全国シェルターシンポジウムの開催にご尽力いただいた、地元北海道の実行委員会の皆さん、そして道や札幌市の皆さま、本当にありがとうございます。

この1年は各地で自然災害に見舞われましたが、被災者支援におけるジェンダーの視点（女性も意思決定に参加させること、女性の被災者のニーズを考慮すること、被災時の性暴力やDVの防止、LGBTの人々への配慮など）も、少しずつ認識され始めているようで、少し良い方向に進んでいるのではないかと思います。

さて、私たちが日本各地で取り組んでいるDVや性暴力などに対しては、この1年、「#me, too ムーブメント」が世界中で盛り上がり、戦時性暴力の被害者支援にノーベル平和賞が授与されるなどして、ようやく、多くの人々がその被害者の声に耳を傾けはじめています。ただこの被害者支援をするということは、今まで誰も耳を傾けなかった「声」を聴き、一緒に動き、社会の変化を働きかける行動をすることだと言えます。

なぜなら、従来の（男性中心に作られた）法や、制度、概念、専門家の仕事のやり方では、適切に取り扱われてこなかったし、古い教科書には答は書いていないことだからです。

では、どんなことを大切にして、どんな支援のシステムを作っていけばいいのでしょうか。日本の中では、ここ北海道が先進的な取り組みをしている地域の一つであります。

そして、ヨーロッパでは、これまでのシェルター運動や支援活動の蓄積の上に、「イスタンブール条約」というグローバル・スタンダードが作られています。

今回の大会では、これらについて知って、皆さんと議論していけることと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌 実行委員長

山崎 菊乃

(NPO 法人 女のスペース・おん 代表理事)



1995 年、北京世界女性会議に参加した女性たちが全国各地で民間シェルターを立ち上げ、女性に対する暴力は社会問題であるという運動のうねりをつくりました。このうねりの中で、1998 年に札幌で第 1 回全国シェルターシンポジウムが開催されました。

1997 年、私は 3 人の子どもを連れて、立ち上がったばかりの民間シェルターに避難しました。法律も制度も何もない中、女性に対する暴力根絶を強く求める女性たちの連携と連帯で私たち親子は守られました。同時に被害当事者を軸とする新たな女性運動は、これまでなかった道を切り開いてきました。

第 21 回を迎えるシェルターシンポジウムは再び札幌で行います。当時 DV 被害当事者として傍観していたシンポジウムに主催者としてかわれるとは、想像もしていませんでした。しかし、これこそが、私たちの運動の本質であると思っています。当事者が声をあげなければ何も変わらないということをこの 20 年で学ばせてもらいました。

2001 年に DV 防止法が施行されてから 17 年がたちました。その間、新たな制度が作られ、被害者支援に対する理解も広がってきました。刑法も 110 年ぶりに改正されました。しかし、性暴力被害女性に対するバッシングに象徴されるように、日本における女性に対する差別はまだまだ強く残っています。一方諸外国を見ると、クォーター制度など、女性の政治参加が活発な国は女性や子どもへの支援制度がとても整っています。シンポジウムを開催することにより、国内外の情報を共有し、今後私たちは何をなすべきなのか、何が出来るのかを模索していきたいと思います。

北海道知事メッセージ



北海道知事
高橋 はるみ

北海道では平成18年の第9回大会以来、12年ぶりの開催となる「第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌」に、全国各地からお越しの皆様を心より歓迎いたしますとともに、全国女性シェルターネットの北仲代表理事をはじめ本大会の開催にご尽力いただいた皆様に深く敬意を表します。

皆様が日々、根絶に取り組まれているDVや性暴力などの暴力は絶対に許されるものではありません。
また、DVは子どもへの心理的虐待に当たる、子どもへの重大な人権侵害です。

DV等の暴力の根絶を目指す官民の職員や被害者支援に携わる方々が一堂に会し、DV被害者を支援する条約や官民協働の支援体制といった海外の現状、さらには最新の支援ノウハウなどを学ぶ本シンポジウムの開催は、本道はもとより我が国における安全・安心で多様な人々が活躍できる地域づくりの一層の促進につながるものと考えます。

ご参加の皆様には、「官民の境を超え、地域を超え、国境を超える、女たちのネットワーク」のテーマの下、日頃の活動での課題や成功事例、研究の成果など、この機会を活かして貴重な情報を共有されるとともに、基調講演や種々の分科会、交流会などを通じて、国内外で活躍されている方々とのネットワークを築かれ、今後の活動につなげていただくことを期待しています。

道としましては、市町村をはじめ関係機関、団体の皆様との連携を深め、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護、自立支援など切れ目のない取組を進めてまいりますので、今後とも皆様のお力添えをお願い申し上げます。

結びに、本シンポジウムのご成功とお集まりの皆様のご健勝、ご多幸を心から祈念し、メッセージいたします。

札幌市長メッセージ



札幌市長
秋元 克広

「第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌」の開催をお祝い申し上げますとともに、全国からお越しいただきました皆様を心より歓迎申し上げます。

皆様には、日頃から配偶者等からの暴力被害者の一時保護や自立支援などに日々ご尽力いただいておりますことに感謝申し上げますとともに、深く敬意を表します。

札幌市では平成17年11月に札幌市配偶者暴力相談センターを開設、平成21年3月にはシェルター退所後の被害者の自立支援の場となるステップハウスを開設等、配偶者暴力被害者支援に取り組んでまいりました。

本年4月に改定した「第4次男女共同参画さっぽろプラン」では、女性に対するあらゆる暴力の根絶を重点事項に掲げ、配偶者等からの暴力防止と被害者支援に加え、市民への意識啓発・若年層への予防教育に取り組み、暴力を許さない社会づくりを推進していくこととしています。

配偶者等からの暴力や性暴力は、いかなる場合も決して許されるものではなく、重大な人権侵害です。

互いの個性や多様性を認め合い、誰もが自分らしく活躍できる社会を目指す札幌市は、今後も民間団体を始め、関係機関の皆様と連携しながら、暴力被害者に対する切れ目のない支援を続けてまいります。

終わりに、本シンポジウムの開催にあたりご尽力いただいたすべての皆様に厚く御礼申し上げますとともに、ご参加の皆様の今後ますますのご活躍を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

沖縄の風 参議院議員

糸数 慶子

「第21回全国シェルターシンポジウム2018in 札幌」の開催をお祝い申し上げます。

戦後、米軍占領下にあった沖縄は、本土の高度経済成長から取り残されたことに起因する遅れを未だ克服していません。近年の沖縄の観光業の活況にもかかわらず、雇用のお半が非正規であり、県民所得は未だ全国最下位の状況にあります。深刻な経済問題の影響を最も受けているのは子どもたちです。沖縄県の調査において、子どもの3人に1人が相対的貧困のなかに暮らしていることが明らかになりました。経済大国と呼ばれる日本において、子どもたちが幸福な生活を送るための十分な環境が整わず、行き場を失って夜の街で働き、暴力や売春強要などを受けるという問題が現実にあるのです。貧困問題はすべての問題の根底にあります。本日のシンポジウムが、日本のすべての女性や子どもが幸せに暮らせる社会を実現するための大きな一歩となることをご期待申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。



立憲民主党政調会長代理員 衆議院議員

逢坂 誠二

第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌の開催、誠におめでとうございます。ご参集の皆様、大変ご苦勞様でございます。

女性や子どもに対する暴力を根絶し、被害者当事者の回復に向けての不断の取り組みを行われている皆様方の精力的な活動に敬意を表しますとともに、21回目を数える札幌でのこのシェルターシンポジウムがDVだけではなく、「あらゆる暴力」をなくすために様々な立場のかたが参加し、より一層力強い取り組みになりますことを祈念申し上げます。

その一つが超党派での「性暴力被害者支援法案」です。現在、国会では継続審議になっていますが、今後、成立に向け、皆様と再び力を合わせてまいります。

私、逢坂誠二は、お集まりの皆様の強い思いが政府、国会に届けられるように、引き続き全力で取り組ませていただきます。

本日は残念ながら出席叶いませんが、ご参集の皆様の益々のご発展とご健勝をご祈念申し上げ、激励のメッセージとさせていただきます。



2018年11月3日

立憲民主党 衆議院議員

尾辻 かな子

「第21回全国シェルターシンポジウム 2018 in 札幌」のご開催をお慶び申し上げますとともに、あらゆる暴力の根絶を目ざし、日々ご尽力されている皆さまに敬意を表します。

先の通常国会では、立憲民主党などの6野党1会派で、性暴力の被害者の立場に寄り添った適切なワンストップ支援を実現する体制と財源措置を盛り込んだ「性暴力被害者支援法案」を提出いたしました。現在、この法案は継続審議となっておりますが、問題の所在を明らかにし、総合的な対策を進めるためにこの法律の制定は必要不可欠です。

又、立憲民主党・刑法改正WTでは先月、京都と大阪の性暴力被害者支援ワンストップセンターを視察、その役割と現状と課題についてお話を伺うなど、臨時国会に向け準備を進めています。

これからも国内外の情報を共有しながら、当事者の皆さんや支援者の皆さんとともに様々な重要な課題の解決に向け活動を進めてまいります。

今回のテーマの「官民の境を超え、地域を超え、国境を超える、女たちのネットワーク～MeToo、# WeToo、# With You～」の大きな一歩となるシンポジウムになることをご期待申し上げます。

一人ひとりが尊重される多様性のある社会の実現に向け、ともに頑張りましょう。



日本共産党 参議院議員

紙 ともこ

第21回全国シェルターシンポジウムの札幌での開催を心からおよこび申し上げます。

1998年に第1回シェルターシンポジウムがここ札幌で開かれて以来20年ぶりに再び札幌で開かれますことに感慨を覚えます。

みなさんのこの20年の歩みは、理不尽な暴力にさらされている女性たちを暴力から守り、救済し、自立して生活できるように自らが取り組むとともに政府や自治体に施策、法整備を求め、社会にも働きかけてきたものであり心から敬意を表します。

暴力は人間の尊厳と基本的人権を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。日本共産党は、国の予算を増やし、相談体制のいっそうの充実、関係諸機関との連携協力・ネットワークづくりと支援を進めます。

世界でも、日本でも、新しい動きが大きく前進しています。当事者・支援関係者とも手をつなぎ、あらゆる暴力をゆるさない社会をつくるため、私もみなさんと一緒にがんばります。



立憲民主党 参議院議員

神本 美恵子

第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌の開催、おめでとうございます。

性暴力被害のサバイバーたちの声はさまざまなボーダーラインを越えて少しずつ大きくなり、お互いを勇気づけ、社会を変える原動力になりつつあります。それでも、日本では、昨年は、刑法が100年ぶりに改正され、強姦罪が強制性交罪に変わりました。しかし、「暴行・脅迫」という成立要件は残され、本当に被害者を救うことのできる法律に変えていけるまで取みを続けていかなければなりません。

“Mee Too”から“We Too”への連帯が、政治を変えるまでにつながっていくことを心から願い、そのつながりを強いつながりに変えていけるのかは大きな政治課題であるべきです。立憲民主党は、ボトムアップの政治、まっとうな政治をめざして生まれました。今年、9月によりやく結成1周年を迎えました。まずは、パリテ（男女半々の議会）実現のために、努力を積み重ねていく政党として、年月を重ねていきたいと思っています。



公明党 参議院議員

佐々木 さやか

第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌の開催、誠におめでとうございます。関係者の皆様方のご尽力に心より敬意を表します。

2018年のノーベル平和賞の発表がありました。アフリカ中部コンゴ（旧ザイール）で民兵らから性暴力を受けた数万人の女性の治療をしてきた産婦人科医デニ・ムクウェゲ氏と、過激派組織「イスラム国」（IS）に性奴隷として拘束されながら生還し、性暴力根絶を訴える活動を続けるイラク人女性ナディア・ムラドさんの2人に授与されるとのことです。

日本では、昨年110年ぶりに刑法の性犯罪規定が改正されましたが、未だ課題が残っております。

東京のNPO団体が「障がい児者への性暴力調査」結果を7月に発表しました。こうした問題についての調査研究を日本においてもさらに進める必要があると思います。

日本そして国際社会の中に、性暴力は決して許されないとの意識を広げていくため、今後とも力を尽くしていきたいと思っています。



公明党 参議院議員

竹谷 とし子



ノーベル平和賞が女性への暴力根絶に取り組むお二人への授与が決まり、また #Me Too, が世界的に広がるなど、女性への暴力根絶が新たなうねりとなる中での第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌の開催、誠におめでとうございます。女性への暴力根絶の草分けとして、精力的に活動を展開されているシェルターネットの皆様、また「あらゆる暴力をなくす」ために活動されている多くの皆様に改めまして心より御礼と感謝を申し上げます。

DVや性犯罪、ストーカー行為、さらにデートレイブドラッグやAV出演強要など女性の人権を著しく侵害する行為の根底にあるのは、社会の中に根強く残る女性の人権の軽視に他ならないと考えています。女性や子ども、高齢者など全ての人が尊重され、暴力はどのような形であれ許さないという意識を醸成する社会全体での取り組みが必要です。

また暴力の被害者となった女性がいつでも安心して相談でき、支援を求められるようメールやSNSの活用、アウトリーチでの相談・支援体制など、ハードルの低い包括的な支援も充実させなくてはなりません。

皆様のお力を頂きながら、女性の暴力根絶のため、そして暴力は許さない社会構築のために取り組みを続けて参ります。

日本共産党 参議院議員

田村 智子



様々な暴力に虐げられている女性や子どもたち、その命を守り、自分の人生を取り戻すための支援を広げ深めるために、大きな役割をはたしておられる皆様に、心からの敬意を表します。

官僚トップによるセクハラ事件が、被害女性の勇気ある告発で明らかとなり、私たち国会議員にも大きな衝撃が走りました。市民のみなさんの呼びかけに、党派を超えて議員が共同を広げました。声をあげることもできない女性たち、子どもたちが、どれほど大勢いるのか、直視して本気の人権擁護のとりくみが求められています。現場で、様々な困難に直面しながら支援活動続ける皆様から、私たち議員がもっともっと学び、行動を起こさなければなりません。

同時に、被害の告発や「助けて」という叫びを抑圧する「自己責任の押しつけ」を、まず政治が克服すべきだと思っています。暴力を許さない、被害者に寄り添い支援する、共生と相互尊重の心根を育てる、そのために現行法制度の足らざるところ、問題点は、多々あると思います。率直に議論し、自己責任論を乗り越えた、対策・支援策を構築しましょう。

第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌のご盛会を祈念いたします。

立憲民主党 衆議院議員

西村 ちなみ

「第21回全国シェルターシンポジウム 2018 in 札幌」が盛大に開催されますことを、心よりお喜び申し上げます。

女性や子どもに対する暴力の根絶を目指し、被害当事者の回復支援に日々尽力されている皆様のご活動に、心より敬意を表します。

今の日本は、配偶者による暴力、子どもへの虐待、性暴力による被害、差別、貧困などが大きな社会問題となっています。

皆様方が全国ネットワークの力を結集して、最新の支援情報を共有し、情報交換・意見交換を続けてこられた活動は、一人ひとりが尊重される多様性のある社会を目指すうえで欠かすことができません。

私も皆様と一緒に、暴力に悩む女性を生み出さない、誰もが安心して暮らせる、暴力を許さない社会づくりに、しっかり取り組んでまいります。

本日のシンポジウムを通じて、女性に対する暴力の問題について考え、DV根絶の大きなうねりが全国に広がることをご期待申し上げます。

共に頑張りましょう。



日本共産党 参議院議員

仁比 聡平

「第21回全国シェルターシンポジウム 2018 in 札幌」の開催、おめでとうございます。

世界的な#Me Too運動のうねりの中で、今回のシンポジウムが、女性に対する暴力・セクハラNO！の声をさらに高める、大きな意義を果たされることでしょう。

長年、牽引してこられた皆様に、心からの敬意と連帯のごあいさつを申し上げます。

110年ぶりの刑法改正は、わが国法制度が国際水準から30～40年遅れている現状を明らかにし、暴行・脅迫要件の撤廃、公訴時効の停止・撤廃、「性交同意年齢」の引上げ、夫婦間レイプの処罰化などさらなる改正と、ワンストップ支援センターの抜本的強化が喫緊の課題であることを鮮明にしました。

刑法の「3年後見直し」=改正実現のため、当事者、支援者、みんなで声を上げて行こうではありませんか。

この度、イスタンブール条約（女性に対する暴力とドメスティック・バイオレンスの防止及びそれとの闘いに関する条約）の、欧州最先端の動向を共有できることは、運動に大きな弾みとなることを確信するものです。

昨年来、私もイスタンブール条約批准を政府に訴えてまいりました。

今回の成果を十分に学んで、今後ともともにがんばる決意です。



自民党 衆議院議員
野田 聖子



「第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌」のご開催、誠におめでとうございます。また、日頃よりあらゆる暴力をなくすための活動に取り組まれている方々に対し、心より敬意を表します。

いかなる理由があれ、暴力は容認できるものではありません。ましてや、大人が子どもへ、男性が女性へなど、身体的に力の差がある「弱者」に対する暴力は決して許されるものではありません。しかし、残念ながらその被害にあう方は後を絶たず、発生件数は年々増加傾向にあります。そして、その被害者は恐怖心や人に話すことへのためらいにより、独りで悩み苦しむケースが多くみられます。

本シンポジウムを通じ、被害者は決して孤独ではなく、すぐ近くに助けとなってくれる良き理解者が存在することが周知され、一人でも多くの被害者の心が救われるきっかけが生まれることを願います。

立憲民主党 衆議院議員
初鹿 明博



「第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌」の開催、誠におめでとうございます。「あらゆる暴力」をなくすため日々ご活動されている皆様に対して、心から敬意を表します。

貧困が貧困を生み、虐待が虐待を生んでいます。「貧困の連鎖」「暴力の連鎖」を切断するためには、所得再配分機能を高め、格差是正が不可欠です。「誰ひとり置き去りにしない、誰ひとり見捨てない政治の実現、それが私の使命」私・初鹿明博の政治信条です。低所得世帯の子どもの学習支援、児童手当の増額、住宅手当制度の拡充、生活保護受給者の生活支援と就労支援の充実、また、DV被害者の更生プログラムへの仕組みの創設、児童相談所との連携の強化など、まだまだ課題は山積です。引き続き、国会審議で厳しく追及してまいります。共にがんばりましょう。

社民党 参議院議員
福島 みずほ



第21回全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌の開催本当におめでとうございます。

私自身この大会の発足から毎回必ず参加をしています。

現場で頑張る人たちの思いに触れ、悩みを聞き、政策を語り合い、法律を作る事を一緒にやってきました。大会に参加されるすべてのみなさん、またこの大会を準備された皆さんに心から敬意と感謝と連帯の挨拶をしたいと思います。

女性への暴力をなんとか根絶したいと長い期間にわたり、全身全霊で奮闘してこられた皆さんを心から尊敬しています。DV防止法を超党派の女性たちで作り、3回改正をし、また刑法の改正を行い、現在、性暴力被害者支援法案を何とか成立させたいと奮闘しています。

性暴力の根絶のためには、性暴力被害者支援法がなんとしても必要です。47都道府県に病院拠点形も含めたワンストップサービスを作り、被害にあった人たちが安心してすぐにかかることができ、ケアを受けられることを実現したいと考えています。社民党のなかに、子どもに対する全ての暴力をなくすプロジェクトチームを作り、活動をしています。

財務省事務次官によるセクシャルハラスメントの事件、伊藤詩織さんが提起しているもの、Me Too運動、職場やあらゆるところに蔓延するセクハラやパワハラ、そして、今年のノーベル平和賞の受賞といった、性暴力と関わざるを得ない世界の現実など私たちがこの社会で闘わなければならないことはたくさんあります。

しかし、みんなで力合わせ、一つ一つを解決し、成果を出していきたいと考えています。そのことを国会の中で、全身全霊で行うことを皆さんにお誓いしたいと思います。

性暴力の根絶のためには性差別を打ち砕かなければなりません。日常的に存在する性差別、マンスプレイングやマウンティングなどには怒りを感じています。性差別の根絶にも力をあわせていきましょう。

平和と平等は手を携えてやってくるというのは大好きな言葉です。戦争する国のもとでは、自由も平等も保障されません。私は安倍内閣が、憲法9条改悪案を国会に提出しようとしていることに最大の危機感を感じています。憲法9条改悪を発議させない闘いも一緒にやっていきたいと思っています。この社会をとりわけ女性の力で変えていきましょう。

日本国憲法が公布された11月3日の日に。

立憲民主党 参議院議員

福山 哲郎



「第21回 全国シェルターシンポジウム 2018 in 札幌」の開催、誠におめでとうございます。全国女性シェルターネットをはじめとする関係者の皆さんの日頃からのご尽力に改めて敬意を表します。

立憲民主党は、綱領に「ジェンダー平等推進」を掲げ、体現する政党として、党内にジェンダー平等推進本部を設置しました。政策面、党内ガバナンスなどあらゆる面においてジェンダーの視点を取り込む、ジェンダーの主流化を進めていきたいと考えています。

皆さんの粘り強い活動により、昨年の刑法改正で性犯罪の厳罰化は前進しましたが、暴行・脅迫の要件や配偶者間の被害など様々な課題が残っています。立憲民主党としても、刑法改正検討 WT において次の法改正に向けた準備を進めて参ります。あわせて、性暴力被害者の心と体を守るために適切な支援ができる体制づくりに努めます。

私たちは、当事者の声を国会につなぐ、ボトムアップの政治をめざしています。性暴力被害の根絶に向けた取り組みを皆様とともに進めていきたいと考えています。

今回のシンポジウムが、DVをはじめとする全ての暴力の根絶に向けた大きな一歩となることをご期待申し上げ、メッセージとさせていただきます。



11月3日(土)12:10~13:40

会場：かでる2・7大ホール

英日逐次通訳・手話通訳

欧州評議会「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約」(イスタンブール条約)と 欧州における女性シェルター

講師：

ローザ・ローガー さん

欧州評議会 (Council of Europe) 「イスタンブール条約」 専門家監視委員会 GREVIO (Group of Experts on Action against Violence against Women and Domestic Violence) 第一副委員長

ヨーロッパ・シェルター・ネットワーク (Women Against Violence Europe : WAVE) 理事長、Domestic Abuse Intervention Center (オーストリア、ウィーン) 理事長

*イスタンブール条約とは「欧州評議会 女性に対する暴力及びDV防止条約」(2014年)DV対策のグローバルスタンダード。現在ヨーロッパを中心に20か国以上が締結。(P.52~資料参照)



全国シェルターシンポジウム 2018年11月3日、北海道札幌市

欧州評議会「女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンス防止条約」(イスタンブール条約)と欧州における女性シェルター

ローザ・ローガー

ウィーンDV介入センター所長、ヨーロッパネットワーク WAVE共同創設者、欧州評議会GREVIO委員会メンバー

National Conference of All Japan Women's Shelter Network 3rd November 2018, Sapporo, Hokkaido, Japan

The Council of Europe Istanbul Convention
on Preventing and Combating Violence
against Women and Domestic Violence
& Women's Shelters in Europe

by Rosa Logar

Director of the Domestic Violence Intervention Center
Vienna, Co-Founder of the European Network WAVE,
Member of the Council of Europe GREVIO Committee

はじめに

- まず、北海道知事、札幌市長などこのシンポジウムを支えてくださった皆様とともに、全国女性シェルターネットワークや北海道女性センターの仲間たちに、感謝を申し上げたいと思います。今日はここ札幌でのシンポジウムにお招きいただきましてありがとうございます。
- DVをはじめとする女性と少女(women and girls)に対する暴力の防止と被害者支援に関する私たちの経験をこの場で共有できることを、私は大変光栄に、嬉しく思います。
- 女性と少女に対する暴力はありふれたもので、世界中のどの国でも大きな問題となっており、私たち全員に関わりのある事柄です。
- この暴力を防止するために私たちはもう一歩前進する必要があります。暴力は女性と少女はもちろん、その家族や社会全体にも多大な悪影響を及ぼすとともに、暴力のない生活を送るという人権を享受する機会を女性と少女から奪うものだからです。

Introduction

- First I want to thank the colleagues from the National Network of Women's Shelters in Japan and from the Women's Support Center in Hokkaido, as well as all sponsors of the conference and the Governor of Hokkaido and the Mayor of Sapporo, for inviting me to this conference and receiving me here in Sapporo.
- It is an honour and pleasure for me to be here, to exchange our experiences in preventing violence against women and girls and domestic violence and supporting the victims.
- Violence against women and girls is a common and vast problem in every country of the world, it concerns all of us.
- We need to step-up our efforts to prevent this violence, because it causes a lot of harm to women and girls, to our families and societies and it prevents women and girls from enjoying their human rights to live free from violence.

個人的な背景

- 私はオーストリアやヨーロッパ、また国際的に女性に対する暴力とドメスティック・バイオレンスの防止に専門家としての人生を注いで来ました。
- 普段はDV介入センターの所長として働いています。私たちは毎年、6,000人を超えるDVやストーカーなどの女性に対する暴力のサバイバーにサービスを提供しています。
- 私は1994年に共同創始者としてヨーロッパネットワークWAVE (Women against Violence Europeヨーロッパ暴力に反対する女性たち)を立ち上げ、今でもこの活動に関わっています。
- 47カ国が加盟する政府横断的国際機関である欧州評議会では、2008年から2010年にイスタンブール条約草案の作成に貢献する機会を得ました。
- 2015年6月からは、独立した専門家委員会であるGREVIOのメンバーとしてイスタンブール条約のモニタリング(監視)をしています。
- 私の発表では、イスタンブール条約についてオーストリアやヨーロッパの女性シェルターについてお話ししたいと思います。

Personal background

- I have dedicated my professional life to the work of preventing violence against women and domestic violence in Austria, in Europe and internationally
- In my every day work I am the Director of the Domestic Violence Intervention Center; we are serving over 6000 survivors of violence against women, domestic violence and stalking a year
- I am also active in the European Network WAVE (Women against Violence Europe) which I have co-founded in 1994.
- In the Council of Europe, an inter-governmental body comprised of 47 countries, I had the opportunity to contribute to the drafting of the Istanbul Convention from 2008-2010
- Since June 2015 I am a member of the independent expert Committee GREVIO monitoring the Istanbul Convention.
- In my presentation I will talk about the Istanbul Convention and also about Women's Shelters in Austria and in Europe.

女性に対する暴力及びドメスティック・バイオレンスに関する条約はなぜ必要なのか？

女性に対する暴力がいまだに広範に存在しており、憂うべき問題であるから:

女性に対する暴力に関する欧州連合調査 (2014年):

- 27カ国が参加、約40,000人の女性がインタビュー調査を受けた

主な調査結果:

- 3人に1人の女性が、15才以降になんらかの身体的および/または性的暴行を経験したことがある。つまり、6,200万人の女性に被害経験がある。
- 18才から74才の女性の7%にあたる約1,300万人の女性が、調査の前12ヶ月以内に身体的暴力を経験していた。
- ヨーロッパにいた約370万人の女性(2%)は調査の前12ヶ月以内に、レイプやその他の性的暴力を経験していた。
- 婚姻関係や交際関係にある、または、あった女性の5人に1人が身体的および/または性的暴行をパートナーから受けたことがある。
- パートナーからの暴力を受けた女性の42%は、妊娠中に暴力を受けた経験があると回答した。

参照: European Union Agency for Fundamental Rights – survey on violence against women 2014
<http://fra.europa.eu/en/survey/2012/survey-gender-based-violence-against-women>

Why do we need a Convention on Violence against Women and Domestic Violence?

Because the problem is still widespread and concerning:

European Union Survey on violence against women (2014):

- 27 EU countries involved, approx. 40,000 women were interviewed.

Some main results:

- 1 in 3 women has experienced some form of physical and/or sexual assault since the age of 15, translating into 62 million women.
- About 13 million women have experienced physical violence in the 12 months prior to the survey, or about 7% of women aged 18-74.
- About 3.7 million women in the EU (2%) have experienced rape and other forms of sexual violence in the 12 months prior to the survey.
- 1 in 5 of all women who are or have been in a marriage/relationship has experienced physical and/or sexual violence from the partner.
- Of the women who were abused by their partner, 42% reported that they experienced violence while pregnant.

European Union Agency for Fundamental Rights – survey on violence against women 2014
<http://fra.europa.eu/en/survey/2012/survey-gender-based-violence-against-women>

イスタンブール条約はどのように生まれたか？

- 2008年から2010年にCAHVIO委員会で草稿が書かれ、2011年5月にイスタンブールで採択された。
- 2014年8月に施行が始まった。
- ヨーロッパにおいて、女性に対する暴力とドメスティック・バイオレンスを根絶することを目的として作られた、初めて法的拘束力のある文書である。
- この条約はまた国際的に見ても最も包括的な内容である: 12章、80条以上
- ヨーロッパにおける女性に対する暴力とドメスティック・バイオレンス防止の共通の基準となった
- EU加盟国だけでなくあらゆる国が批准することのできる開かれた条約である

How did the Istanbul Convention come about?

- It was drafted from 2008-2010 by the CAHVIO Committee and adopted in May 2011 in Istanbul
- It came into force in August 2014
- It is the first legally binding instrument aiming at eliminating violence against women and domestic violence in Europe
- The Convention is also the most comprehensive international document: 12 chapters, more than 80 articles and
- sets common standards in the prevention of violence against women and domestic violence in Europe.
- It is open to ratification for all countries.

署名と批准

2018年10月1日時点でこの条約は

33カ国が批准:

• アルバニア、アンドラ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、ドイツ、ギリシャ、フィンランド、フランス、グルジア、アイスランド、イタリア、ルクセンブルグ、マケドニア、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ

12カ国が署名:

• アルメニア、ブルガリア、チェコ、ハンガリー、アイルランド、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、モルドバ、スロバキア、ウクライナ、イギリス

• 2017年7月にヨーロッパ連合がイスタンブール条約に署名

Signatures and ratifications

As of 1st October 2018 the Convention has been

Ratified by 33 countries:

• Albania, Andorra, Austria, Belgium, Bosnia & Herzegovina, Croatia, Cyprus, Denmark, Estonia, Germany, Greece, Finland, France, Georgia, Iceland, Italy, Luxembourg, Macedonia, Malta, Monaco, Montenegro, Netherlands, Norway, Poland, Portugal, Romania, San Marino, Serbia, Slovenia, Spain, Sweden, Switzerland, Turkey.

Signed by 12 countries:

• Armenia, Bulgaria, Czech Republic, Hungary, Ireland, Latvia, Liechtenstein, Lithuania, Moldova, Slovakia, Ukraine, UK.

• In July 2017 the EU has signed the Istanbul Convention.

モニタリング(監視)

イスタンブール条約の監視機構:

- 締結国委員会:
 - 条約締結国代表によって組織された組織
- 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスを撲滅する行動に関する専門家グループ (GREVIO):
 - 独立した専門機関であり、この条約の監視と実施を目的として設立された
 - 専門家が締結国からの推薦され、締結国委員会で選ばれた15名の独立した専門家からなる

Monitoring

The Istanbul Convention monitoring mechanisms:

- the Committee of the Parties:
 - a political body composed of Government representatives of all the Parties to the Convention
- the Group of Experts on action against Violence against Women and Domestic Violence (GREVIO):
 - an independent expert body set up to monitor the implementation of the Convention
 - composed of 15 independent experts elected by the Committee of the Parties upon nominations by the state parties.

監視手順(約1年)

GREVIO監視チーム(報告者2〜3名、事務局、外部の専門家ら)

- GREVIO質問票
<https://rm.coe.int/CoERMPublicCommonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentId=09000016805c9580>
- 締結国による報告書
- NGOからの報告書 (shadow report) やその他の情報
- 締結国訪問調査(1週間)
- GREVIO報告書と勧告の発行、GREVIOのウェブサイトで誰でも閲覧可能
(<https://www.coe.int/en/web/istanbul-convention/country-monitoring-work>)
- 締結国への送付
- 締結国委員会への送付- 勧告の採択
- 締結国の国会への送付

Monitoring procedure (approx. 1 year)

GREVIO monitoring team (2-3 rapporteurs, secretariat, external experts)

- GREVIO questionnaire
<https://rm.coe.int/CoERMPublicCommonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentId=09000016805c9580>
- State report
- Shadow reports by NGOs and other information
- Country visits (1 week)
- GREVIO report and recommendations published, publicly available on the GREVIO website (<https://www.coe.int/en/web/istanbul-convention/country-monitoring-work>)
- Transmission to state party
- Transmission to Committee of the Parties – Adoption of recommendations
- Transmission to national parliaments.

GREVIO国別報告書

- 2018年10月現在、4カ国のGREVIO報告書が発行されている: モナコ、オーストリア、アルバニア、デンマーク
- GREVIOのウェブサイトで誰でも閲覧可能 (サイト上の Country-monitoringのページを参照)
- 2018年10月にもう2カ国分の報告書が発行される予定: トルコ、モンテネグロ
- 2019年1月: スウェーデン、ポルトガル
- 現在、5カ国が評価の最中: フィンランド、フランス、オランダ、セルビア、イタリア

GREVIO Country reports

- Currently (October 2018) 4 GREVIO reports have been published: **Monaco, Austria, Albania, Denmark**
- They are publicly available on the GREVIO website (see Country-monitoring)
- Two more reports will be published in October 2018: Turkey and Montenegro
- And two in January: Sweden and Portugal
- Five more countries are currently evaluated: Finland, France, The Netherlands, Serbia and Italy.

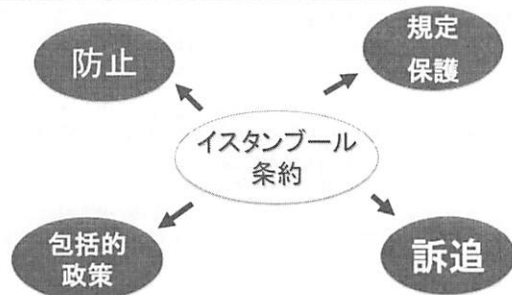
イスタンブール条約の射程

- ドメスティック・バイオレンスを含む女性と少女に対するあらゆる暴力を対象としている
- ドメスティック・バイオレンスが特に女性に偏って影響を与えているということを認識している
- 国はほかのドメスティック・バイオレンスの被害者にもこの条約を適応するように推奨されている

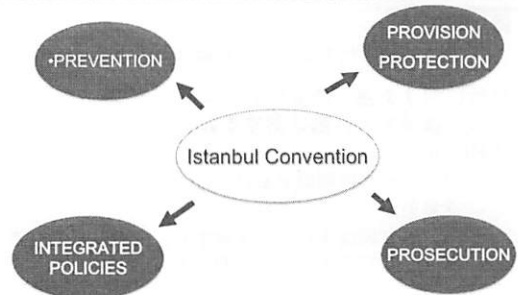
Scope of the Convention

- The Convention covers **all forms of violence against women and girls, including domestic violence.**
- It recognises that **domestic violence affects women disproportionately.**
- States are also encouraged to apply the Convention to other victims of domestic violence.

女性に対する暴力と闘う 包括的で総合的なアプローチ



Comprehensive and holistic approach to combating violence against women



ジェンダーを考慮したアプローチ

- この条約は、女性に対する暴力が男女間の歴史的に不平等な力関係を明らかに示すものであると述べている—女性に対する暴力の構造的性質を認めている
- 女性に対する暴力(VAW)はジェンダーに基づく暴力(GBV)であるという定義: 女性が女性であるという理由で向けられる、または特に女性に偏って影響を及ぼしている暴力
- 女性と男性の間での法令上および事実上の平等は、暴力防止の重要な要素であるとの認識
- ジェンダー不平等と女性に対する暴力の結びつきを認識し、実質的な女性と男性の平等を実現する義務(4条2項)。

Gender-specific approach

- Convention states that violence against women is a manifestation of the historically unequal power relations between women and men – it recognizes the structural nature of VAW
- Definition of violence against women as gender-based violence: **violence that is directed against a woman because she is a woman or that affects women disproportionately**
- Recognition that the **realisation of *de jure* and *de facto* equality between women and men is a key element in the prevention**
- Link between gender-inequality and VAW and obligation to ensure the practical realisation of equality of women and men (Article 4.2).

ジェンダーを考慮したアプローチ 2

ジェンダーを考慮した政策(6条)

- 条約の実施と評価にジェンダー視点を取り入れる
- 女性と男性の平等のための政策を促進し、効果的に実施する

女性のための特別措置(4条4項)

- ジェンダーに基づく暴力を防止しかつ女性をそのような暴力から保護するために必要な特別措置は、差別と見なされない

Gender-specific approach 2

Gender-sensitive policies (Article 6)

- Include gender perspective in the implementation and evaluation of the Convention
- Promote and effectively implement policies of equality between women and men

Special measures for women (Article 4.4)

- Special measures necessary to prevent and protect women from violence shall not be considered discrimination.

人権に基づくアプローチ

条約の中で人権に基づくアプローチを確立させている中心的な規定:

- 公的領域および私的領域の双方において暴力から自由な生活を送るすべての者、とくに女性の権利を促進しおよび保護する(4条1項)
- 差別禁止(4条3項)
この条約の規定の実施において、国籍、宗教、性自認、性的指向、移住者もしくは難民としての地位、その他のいかなる事由によっても差別を禁止する
- 政策において被害者の権利があらゆる措置の中心に位置づけられる(7条2項)
- 被害者/サバイバーの支援および保護のための措置は、女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスに関するジェンダー化された理解を基盤とし、かつ被害者の人権および安全に焦点が当てられること(第4章保護および支援、第18条3項)

Human rights based approach

Core provisions establishing the human rights based approach in the Convention:

- Protect and promote **the right for everyone, particularly women, to live free from violence in both the public and the private sphere** (Article 4.1)
- **Non-discrimination** (Article 4.3)
Prohibition of any ground of discrimination in the implementation of the Convention, including nationality, religion, gender identity, sexual orientation, migrant or refugee status, and other grounds.
- All measures must **place the rights of the victim at the centre** (Article 7.2)
- Measures of protection and support of victims/survivors shall be **based on a gendered understanding** of violence against women and domestic violence and shall **focus on the human rights and safety of the victim** (Chapter protection and support, Art. 18. 3).

非政府組織(NGO)の重要な役割

イスタンブール条約は独立したNGOの重要性を認めている:

締約国は、女性に対する暴力との闘いの分野で活動する関連の非政府組織の活動および市民社会の活動をあらゆるレベルで承認し、奨励しおよび支援し、ならびにこれらの組織との効果的協力を確立する

Important role of Non-governmental organisations

The Istanbul Convention recognised the importance of independent NGOs:

Parties shall recognise, encourage and support, at all levels, the work of relevant non-governmental organisations and of civil society active in combating violence against women and establish effective co-operation with these organisations.

イスタンブール条約の実施における民間女性団体の重要な役割

女性に対する暴力防止のため、民間女性団体はこの条約の実施にあらゆる領域で重要である:

- ・ 防止: 地方や地域レベルの民間女性団体が、意識向上や啓発活動においては主役となることがしばしばあり、この問題が検討課題として認識され続けるようにしているのも彼女たちである
- ・ 包括的政策: 民間女性団体は、総合的で包括的な政策を作り上げ、実施する際(例えば、国別行動計画を作成する際など)にその専門的ノウハウを政府・行政に提供することができる
- ・ 訴追: 暴力被害を受けた女性は、司法手続きを取ろうとする際にたくさんの障壁にぶつかる — 独立した女性団体によるエンパワメント支援がなければ、被害者は法的手続きをとることができないことが多く、暴力被害が報告として上がらないままになってしまう
- ・ 規定: 民間女性団体は専門的で、ジェンダーに配慮した、エンパワメントとなるような支援を、暴力被害にあった女性とその子どもに提供するのに重要な役割を果たす

Important roles of Women's NGOs in implementing the Istanbul Convention

Women's NGOs working to prevent violence against women are important in all areas of the implementation of the Convention:

- ・ **Prevention:** women's NGOs on the regional and local level are often the main protagonists of awareness raising and campaigning, they ensure that the issue is kept on the agenda
- ・ **Integrated policies:** women's NGOs provide their expertise to governments in developing and implementing comprehensive and integrated policies, for instance in the form of National Action Plans
- ・ **Prosecution:** women victims of violence face many barriers in accessing justice — without empowering support by independent women's organisation, victims are often not able to access legal measures and violence remains unreported
- ・ **Provision:** women's NGOs play an important role in providing specialist, gender sensitive and empowering support to women victims of violence and their children.

イスタンブール条約における暴力からの保護の原則

- ・ 公的領域および私的領域の双方において暴力から自由な生活を送るすべて女性と少女の権利を促進しおよび保護する(4条1項)
- ・ 女性に対するいかなる暴力行為に関与することも差し控える締結国の義務
- ・ 被害者を先を見越して(pro-active)保護するとともに、暴力を防止し、捜査し、処罰し、かつ暴力行為に対する保障を提供する目的で相当な注意義務を果たす締結国の義務(5条)
- ・ 暴力被害を受けた女性とその子どもに対して、その場を離れる(女性シェルターや新たな住居への移動する)権利および住居にとどまる権利を保障する(52条 緊急保護命令、53条 接近禁止または保護命令)
- ・ 被害者の一人ひとりが自由にパートナーのもとを離れるかどうかを選択する権利(人権と基本的自由の保護のための条約第8条)および保護を受ける権利
- ・ フェミサイド(女性が女性であると言う理由で殺害されること)や深刻で繰り返される暴力を防止する(第51条 リスク評価とリスク管理)。

Principles of protection from violence in the Convention

- ・ Promote and protect the right of every woman and girl to live free from violence in both the public and the private sphere (Art 4.1).
- ・ State obligation to refrain from engaging in any act of violence and
- ・ state obligation to provide pro-active protection to victims and to exercise due diligence to prevent, investigate and punish violence and to provide reparation (Art 5).
- ・ Guarantee women victims of violence and their children the right to leave (women's shelters, housing) AND the right to stay in their home (Art 52 Emergency protection orders, Art 53 Restraining or protection orders).
- ・ The right of every victim to freely choose whether to leave the partner or not (Art 8 European Human Rights Convention) AND the right to be protected.
- ・ The prevention of Femicide, severe and repeat violence (Art 51 Risk assessment and risk management).

自宅で安全に過ごす権利—緊急退去・接近禁止命令 (Emergency Barring Order)

第52条 – 緊急退去・接近禁止命令

締約国は、権限ある公的機関が、差し迫った危険が存する状況において、ドメスティック・バイオレンスの加害者に対して被害者または危険な状況にある者の住居から十分な期間退去することを命じ、かつ、当該加害者が被害者または危険な状況にある者の住居に立ち入ることまたはこれらの者に接触することを禁ずる権限を与えられることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。この条にしたがってとられる措置においては、被害者または危険な状況にある者の安全が優先される

The Right to Stay Safe at Home - Emergency Barring Order

Article 52 – Emergency barring orders

Parties shall take the necessary legislative or other measures to ensure that the competent authorities are granted the power to order, in situations of immediate danger, a perpetrator of domestic violence to vacate the residence of the victim or person at risk for a sufficient period of time and to prohibit the perpetrator from entering the residence of or contacting the victim or person at risk. Measures taken pursuant to this article shall give priority to the safety of victims or persons at risk.

ドメスティック・バイオレンスと女性に対する暴力の犯罪化

- この条約は以下の形態の女性に対する暴力を犯罪化する:
 - 身体的、性的、および精神的暴力
 - 性的暴行および強かん（暴行が用いられたことではなく、同意がなかったことに基づいて定義される）
 - ストーカー行為
 - 強制結婚
 - 女性器切除 (FGM)
 - 強制中絶および強制不妊手術
- セクシャルハラスメントの犯罪化もしくは制裁措置を取
- 「名誉」という名目で行われる犯罪群に取り組む
- 職権による審理

Criminalisation of Violence against Women and Domestic Violence

- The Convention criminalises the following forms of VAW:
 - physical, sexual and psychological violence
 - Sexual assault and rape (definition not based on force but lack of consent)
 - Stalking
 - Forced marriage
 - Female genital mutilation
 - Forced abortion and forced sterilisation
- Criminalises or otherwise sanctions sexual harassment
- Tackles crimes in the name of so-called "honour"
- Ex officio proceedings

被害者への支援

- イスタンブール条約は被害者保護と支援の2つを並行して行うことを見こしている:
- 保健・福祉サービスによる一般的な支援:** 被害者を援助し、適切な専門的サービスへつなぐのが役割
 - 一般的な支援には経済的支援や住宅供給、教育、仕事を見つけるための教育及び訓練も含まれる (20条)
 - 専門的女性支援サービス (22条～25条)**

Support to victims

- The IC foresees a dual track on protection and support of victims:
- General support** by social and health services; their role is to assist victims and to refer them to the appropriate specialist services.
General support also includes financial assistance, housing, education, training and education in finding employment (Art 20).
 - Specialist women's support services** (Art 22-25)

被害者支援における中心的主体としての専門的女性支援サービス (22条～25条)

- 暴力の被害を受けたすべての女性およびその子どもには専門的な女性支援サービスを受ける権利がある (22条)
 - これには以下が含まれる: 地理的に適切に配置された、暴力被害を受けたすべての女性のための即時的、短期的および長期的な支援サービス
 - この条約は母親に対する暴力を目撃した子どもが年齢にふさわしいカウンセリングを受けるよう措置することを求めている (26条)
- 以下のサービスが必要である:
- 女性のための電話相談: 24時間365日匿名でかけられる電話相談窓口少なくとも1つ、無償
 - すべての地域に女性シェルターがあること
推奨される最低基準: 住民10,000人に対して1か所
 - 強かん救援センターや性暴力センターを含む女性センター
推奨: 住民 200,000人に対して1か所

Specialist Women's Support Services as core agencies to support victims (Art 22-25)

- Women and girls victims of violence have the right to specialist women's support services (Artikel 22)
 - This includes: immediate, short- and long-term specialist support for all women victims of violence, in adequate geographical distribution.
 - The Convention also requires that children witnessing violence against their mothers receive age-appropriate counselling (Artikel 26).
- The following services are needed:
- Women's Helpline** At least one 24/7 confidential helpline, free of charge
 - Women's Shelters in all regions**
Recommendation minimum standard: 1 place per 10,000 inhabitants
 - Women's Centers including rape crises and sexual assault centers**
Recommendation: 1 Centre per 200,000 inhabitants.

ヨーロッパにおける専門的女性支援サービスに関するデータ

WAVE2017年報告書からのデータ (46か国):
https://wave-network.org/wp-content/uploads/2018/09/WAVE_CR_2017_180702_web.pdf

- 女性のための電話相談:**
- 24か国が無料で掛けることのできる全国的な24時間365日稼働の女性のための電話相談を提供している
 - 22か国ではそのような全国的な女性相談電話はない
- 女性シェルター:**
- ヨーロッパにはおよそ1,900の女性シェルター運営団体があり
 - 26,900か所を提供している
 - 最低基準からすると68,000か所が必要とされるはずである
 - 女性センター:** 女性のためのカウンセリング、強かん救援センター、介入センターなどを含む居住型でないあらゆる種類のサービス
 - ヨーロッパにはおよそ3,861か所の女性センターがある

Data on Specialist Women's Support Services in Europe

Data from the WAVE Report 2017 (46 countries):
https://wave-network.org/wp-content/uploads/2018/09/WAVE_CR_2017_180702_web.pdf

- Women's helpline:**
- 24 countries have a national women's helpline operating 24/7 and free of charge
 - 22 have no such national women's helpline.
- Women's shelters:**
- There are approximately 1,900 women's shelters in Europe.
 - They provide about 26,900 places.
 - According to the minimum standard approx. 68,000 places would be needed.
- Women's centers** (all types of non-residential services including women's counselling and rape crises centers, intervention centers, etc.):
- There are approximately 3,861 women's centers in Europe.

結論 ヨーロッパにおける専門的女性支援サービス

- 専門的女性支援サービスはEU加盟国を中心に、EUの中でも主に北西部に位置している
- 多くの国と地域ではいまだに専門的支援を受けられるかどうかにより大きな地域差がある

結論:

- ヨーロッパにおいて女性と子どもを支援するためにはさらに努力を重ねていく必要があり、専門的女性支援サービスの数を増やしていかなければならない
- イスタンブール条約はこうしたサービスの提供を締結国の義務としている点で、この目標を達成するのに重要な法的手段である
- モナコ、オーストリア、アルバニア、デンマークについてのGREVIOは、専門的支援サービスの増加と資金提供についての具体的な勧告を含んでいる

Conclusions Specialist Women's Support Services in Europe

- Specialist women's support services are mainly located in EU countries, and within the EU mainly in the north and west.
- In many countries and regions there is still a concerning gaps in specialist support.

Conclusions:

- We need to step up our efforts to assist women and their children in Europe and increase the number of specialist women's support services.
- The Istanbul Convention is an important legal instrument to reach this goal because it obliges state parties to provide such services.
- GREVIO reports from Monaco, Austria, Albania and Denmark contain concrete recommendations on the need to increase specialist support services and provide funding.

暴力による損失と 暴力防止のための経済的資源の投資

- イスタンブール条約8条:締結国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力を防止およびこれと闘うための統合的政策、措置およびプログラム(非政府組織および市民社会によって実行されるものを含む)を十分に実施するため、適当な財源および人的資源を配分する

暴力による損失:

- 欧州付加価値評価(The European Added Value Assessment) *は2011年に、EUにおける女性に対する暴力による1年間の経済的損失は2,280億ユーロ(EUのGDPの1.8%)であると見積もりを出した。この金額はヨーロッパ市民一人当たり 毎年450ユーロ が失われているのと同じである。
- この損失のたった10%(一年間で市民1人当たり45ユーロに相当)を投資すれば、暴力による経済的打撃を減らすことに貢献できるかもしれない。
- 人権という視点から見ても女性に対する暴力の防止と被害者支援への投資は重要であると同時に、十分に報われる投資である!

- 欧州議会(2014年): 女性への暴力対策委員会への勧告を含んだ2014年2月25日の欧州評議会決議(2013/2004(INL)), Para R.

Costs of violence and Investments of financial resources to prevent it

- Article 8 Istanbul Convention: Parties shall allocate appropriate financial and human resources for the adequate implementation of integrated policies, measures and programmes to prevent and combat all forms of violence covered by the scope of this Convention, including those carried out by non-governmental organisations and civil society.

Costs of violence:

- The European Added Value Assessment* estimates that the annual cost to the EU of violence against women in 2011 was about EUR 228 billion (1.8% of EU GDP); This amounts to about EUR 450 per European citizen each year!
- An investment of only 10% of this cost (or EUR 45 per citizen, per year), would contribute to reducing the financial impact of violence.
- INVESTMENTS in preventing VAW and supporting victims are important for human rights reasons and they pay off!

- European Parliament (2014): European Parliament resolution of 25 February 2014 with recommendations to the Commission on combating Violence against Women (2013/2004(INL)), Para R.

オーストリア - 概要

- およそ860万人の住民
- ウィーンの人口:およそ180万人
- オーストリアは連邦共和制国家であり、立法と行政権を持った9つの州でできている。
- 国の機関としては自治体が最小の単位である
- オーストリアは国連、欧州評議会、ヨーロッパ連合の加盟国である

Austria - Overview

- Approximately 8,6 million inhabitants
- Vienna: approx. 1,8 million of population
- Austria is a Republic and a federal state consisting of nine provinces, vested with legislative and executive powers.
- The municipalities are the smallest units in the state organisation.
- Austria is a member of the United Nations, the Council of Europe and the European Union.

オーストリアにおける女性シェルター

- 1978年: 初めての女性と子どもたちのためのシェルターが設立
- 女性シェルターは一般的に独立した民間女性団体が運営しており、政府機関(主に州政府)からはほぼ100%資金提供されている
- 女性団体と国との密接な協力関係が出来上がっている: 官民連携
- 女性シェルターの中には1年や3年、もしくは期限なしの契約(ウィーンの場合)を国と結んでいる
- 女性と子どもたちの支援を受ける権利が明確な法的根拠を持って保障されているところで、資金は最も適切に提供されている。連邦レベルではまさにこの通りだが、州によってはかならずしもこの通りではない。
- 国と民間女性団体との協力関係はおおむね良好なものである; 女性の社会進出や女性と男性の権利平等を支持しない右派政党が強くなると緊張関係が生まれる

Women's shelters in Austria

- 1978: first women's shelter for women and their children was established.
- Women's shelters are typically run by independent women's NGOs and almost 100% funded by governmental bodies (mainly provincial gov.).
- Close cooperation between women's organisations and the state developed: Public - private partnership.
- Several women's shelters have one-year, some three-year or unlimited contracts (Vienna) with the government.
- The funding is most appropriate where there is a clear legal base guaranteeing women and their children the right to support, as it is the case on the Federal level and in some, but not in all provinces.
- The cooperation between state and women's NGOs is mostly very positive; tensions arise when right wing parties gain power which do not support the advancement of women and equal rights of women and men.

オーストリアにおける 専門的女性支援サービスの概要

- 政府関係機関からの資金提供で組織された支援サービス:
- 女性のための全国電話相談窓口1つ、24時間通話料無料: 0800 222 555 (女性・家族・若者大臣による資金提供、女性シェルターネットワークによる運営)
 - 性暴力被害を受けた女性のための6つの地域別電話相談
 - 1978年から31か所の女性シェルター; ウィーンには4か所
 - 9か所のDVおよびストーカー被害者のための介入センター - 組織的介入システムと立法の一部として (最初の法律は1997年)
 - 1か所の人身取引の被害者のための介入センターおよびシェルター
 - 1か所の強制結婚の被害者を受けた少女と若い女性のためのシェルター
 - 暴力被害を受けた女性のためのカウンセリングセンター5か所;
 - 女性の地位向上のための30か所の一般的カウンセリングセンター

54

Overview specialist women's support services in Austria

- Coordinated services funded by governmental bodies:
- 1 national helpline for women, 24-hour service, toll free phone no: 0800 222 555 (funded by the Federal Minister for Women, Family and Youth, run by the women's shelter network)
 - 6 regional helplines for women victims of sexual violence,
 - 31 women's shelters (since 1978); 4 shelters in Vienna
 - 9 intervention centres for victims of DV and stalking – part of the coordinated intervention system and legislation (first Bill 1997)
 - 1 intervention centre & shelter for victims of trafficking
 - 1 shelter for girls and young women victims of forced marriage.
 - 5 counselling centres for women victims of violence;
 - 30 general counselling centres for the advancement of women.

53

法的および支援のための措置

暴力からの保護のための法律 (1997年5月1日に最初の法律が制定され、のちに数回にわたる改正とそれ以降さらなる法律がいくつかできている)

- 法的および保護規定の中の3つの主要要素:
1. 警察による退去および接近禁止命令: 被害者の住居からの加害者の即時退去は2週間; 被害者の住居への加害者の帰宅を禁止する、あるいは、子どもの幼稚園や学校へ出向くことを禁止する(オーストリア警察法38a節); 2週間以内に被害者が裁判所に保護命令の申請をする場合、警察による退去・接近禁止の期間は4週間まで延長される
 2. 民法による接近禁止および保護命令は、6か月もしくは1年もしくはそれ以上の期間、仮差止命令 (interim injunction) の形で発行されることがある; ストーカーのケースでは保護命令も発行されることがある
 3. 被害者のための先回りの (pro-active) 支援: 9か所の介入センターが設立されている; 警察は緊急退去・接近禁止命令を出した場合、地域の介入センターに知らせなければならない; 被害者からの連絡を待つのではなく、センター側から被害者に連絡が取られ、包括的な支援を提案される

Legal and support measures

Laws for the protection from violence (01 May 1997 first law, several amendments and additional laws since then)

- Three main elements in the legal and support provisions:
1. **Eviction and barring order by the police:** immediate eviction of the violent person from the home of a victim for 2 weeks; barring the perpetrator from returning to the home of the victim or from going to the kindergarten or school of the children (Section 38a of the Austrian Security Police Act); the police barring order is extended to 4 weeks if the victim applies for a court protection order within 2 weeks.
 2. **Civil law restraining and protection orders** can be issued in the form of an interim injunction for 6 months or 1 year, or longer; protective orders can also be issued in cases of stalking.
 3. **Pro-active support for victims:** 9 intervention centres were established; the police have to notify the regional Center from all emergency barring orders; victims are contacted pro-actively and offered holistic support.

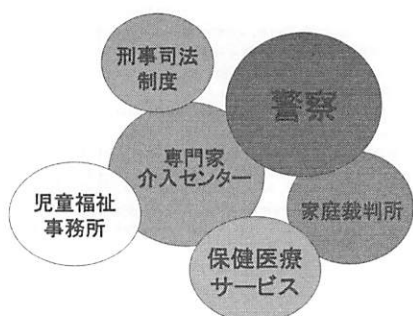
さらなる法的および支援のための措置

- すべての暴力(刑法上のあらゆる強力犯)被害者が無料で心理社会的支援と法的支援を受ける権利 (裁判での法定代理人を含む)2006年より;
- ストーカー防止法、2006年から (オーストリア刑法107a節);
- 2009年6月に新たな条文が刑法に採用され、暴力の度重なる行使は処罰の対象となった (刑法107節).

Further legal and support measures

- The right to free psycho-social and legal support (including legal representation in court) **for all victims of violence** (all violent crime according to the criminal code) - since 2006;
- **Anti-stalking legislation**, effective since 2006 (Section 107a of Austria's Criminal Code);
- New article in the Criminal Code adopted in June 2009, under which the **repeated exercise of violence** is punished (Section 107b criminal code).

オーストリアにおける組織的介入システム: 関係者



Austrian coordinated system of interventions: Actors



制度化された協力関係

警察は以下の機関に報告する義務がある:

- 地域の介入センター: 電子メールもしくはファックスにて、DVおよびストーカークのすべてのケースは24時間以内に;
 - 緊急退去命令に関する最初の報告と命令違反に関する報告;
 - その他のDVへの介入およびストーカークに関する報告
- 児童福祉事務所は未成年者が関わっている(目撃者もしくは被害者、加害者として)すべてのケースについて通知を受ける;
- 家庭裁判所: 被害者が民事裁判所命令を申請する場合または、加害者が家庭裁判所が発行した保護命令を違反した場合
- 警察は押収した鍵を家庭裁判所に提出しなければならない
- 病院は被害者支援ユニットを持つ必要があり、専門家サービスへ被害者をつなぎ、警察と児童福祉へ通報する

Institutionalised cooperation

The police are obliged to send a report to:

- The local Intervention Centre: in all cases of DV and stalking; within 24 hours, by fax or e-mail;
 - initial reports on emergency barring orders and reports on violations of orders;
 - reports on other DV interventions and stalking.
- The child welfare office is notified in all cases in which minors are involved (as witnesses, victims or perpetrators);
- The family court: if the victim applies for an civil court order or if the perpetrator has violated the family court protection orders.
- The police has to send seized keys to the family court.
- Hospitals need to have victims support units, refer victims to specialist services and report to police and child welfare.

ご清聴ありがとうございました!

これからも協力し合えることを楽しみにしています!

ローザ・ローガー連絡先:

rosa.logar@interventionsstelle-wien.at

オーストリアにおける法的手段および保護措置について、詳しくは以下のサイトをご覧ください(英語):

<https://www.interventionsstelle-wien.at/gewaltschutzbrochure>

Thank you for your attention!

I am looking forward to further cooperation!

Contact Rosa Logar:

rosa.logar@interventionsstelle-wien.at

Further information on the Austrian legal and support measures in English:

<https://www.interventionsstelle-wien.at/gewaltschutzbrochure>



シンポジウム

11月3日(土)13:45~15:45

会場：かでる2・7大ホール

手話通訳

「官民の連携・ネットワーク ～シンガポール・北海道～」

いま日本では…4日に1人の女性が、配偶者によって殺されています。

1週間に1人の子どもが、虐待で命を落としています。

性被害を受けた10人のうち7人の女性は、誰にも相談できていません。

男女平等ランキングで、世界144カ国中114位です。

6人に1人の子どもが貧困にあります。

こうしたDV・虐待・性被害・差別・貧困などの様々な社会問題の根源には、力の不均衡とその濫用からおこる暴力が存在しています。

あらゆる暴力を容認せず、一人ひとりが尊重される多様性のある社会にすることは、日本および国際社会にとって重要な課題です。

本シンポジウムでは、DV 被害者支援の国際条約を紹介し、官民協働で支援体制を築いているシンガポールの現状を学びます。

■進行：山崎菊乃（NPO 法人 女のスペース・おん代表理事）

■シンポジスト

ハムザ アブダル ムタリブさん

シンガポールの DV や家庭内暴力被害者のためのシェルター、Casa Raudha Women Home
前理事長、現理事

ロレイン・リムさん

シンガポール女性団体協議会（Singapore Council of Women's Organizations, SCWO）が
運営する女性のシェルター、Star Shelter のマネージャー

美藤加代子さん 北海道立女性相談援助センター所長

北仲千里さん NPO 法人 全国女性シェルターネット代表理事

人生をインスパイアする カサ・ラウダ——女性の家

講師：

ハムザ アブダル ムタリブ さん

Casa Raudha Women Home 前理事長、現理事



人生をインスパイアする

Casa Raudha
WOMEN HOME

カサ・ラウダ
女性の家

Casa Raudha
INSPIRING LIVES

私たちの声明



ビジョン

不当な扱いを受けた女性のための前向きな変化と新しい始まりのための安息所



ミッション

暴力被害を受け居場所を失った女性のためのシェルターとケアを提供し、自信を持って自立できるようにエンパワーすること

OUR STATEMENT



VISION

A haven for positive change and new beginnings for mistreated women



MISSION

To provide shelter and care for the abused and homeless women and to empower them to be confident and self-reliant

家庭内暴力に対する政府の立場

“

社会・家族発展大臣に対する質問
「省庁として、家庭内暴力や精神的暴力被害を受けた女性をどのように保護し、また、仕事や学業、社会活動へ段階的に復帰できるよう支援するためにこれらの弱い立場に置かれた当事者の回復を手助けするNGOとどのように協働しますか？」

— Mr Christopher de Souza (オランダ・ブキティマ氏 集団選挙区の国会議員) 2017年7月4日

GOVERNMENT'S STANCE ON FAMILY VIOLENCE

“

Question to the Minister for Social and Family Development
“how does the Ministry protect women who suffer from domestic abuse or emotional violence and work with NGOs to help rehabilitate these vulnerable persons so as to encourage them to gradually reintegrate into society, school and work”.

— Mr Christopher de Souza (MP for Holland-Bukit Timah GRC) on 4 July 2017.

参考: <https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Protection-for-women-who-suffer-from-domestic-abuse.aspx>

Source: <https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Protection-for-women-who-suffer-from-domestic-abuse.aspx>

家庭内暴力に対する政府の立場

社会・家族発展省の回答より一部抜粋:

- 1) 身体的または精神的暴力を経験した女性を保護するため
 - a. 政府関係機関と草の根の活動家たちとの間の強固な協力関係が必要とされる
 - b. 提供される介入方法にはカウンセリング、集団療法、安全のための適切な計画づくりの補助が含まれる
 - c. 被害者は緊急シェルターでの一時的な宿泊ができる
 - d. 加害的な家族構成員からの法的保護には個人保護命令が適用されることがある
- 2) 「沈黙を破れ家庭内暴力反対」キャンペーン
 - a. DVは個人的な問題ではなく社会問題である
 - b. 家庭内暴力についての認識を改め、認知度を上げる
 - c. 被害者を助けるために安全に介入する技術と社会資源を非当事者に身につけてもらう
- 3) 沈黙の中で暴力に耐え忍ばなければならない人はひとりもない
 - a. 私たち全員に(家族、友達、隣人)
 - b. 役割がある(通報や暴力に影響を受けた人のために助けを求めること)

参考: <https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Protection-for-women-who-suffer-from-domestic-abuse.aspx>

GOVERNMENT STANCE ON FAMILY VIOLENCE

Quoted from Ministry of Social Family and Development

- 1) **Protecting women experiencing physical or emotional abuse**
 - a. Requires a strong partnership among Government agencies and community partners
 - b. Interventions offered include counseling, group therapy and helping victims work out a suitable safety plan
 - c. Victims will receive temporary accommodation at the crisis shelters
 - d. Legal protection from an abusive family member may apply for a Personal Protection Order
- 2) **Campaign "Break the Silence | Against Family Violence"**
 - a. Domestic violence is not a private matter but a social issue
 - b. Renew and raise awareness of family violence
 - c. To equip bystanders with resources and skills to safely step in to help victims
- 3) **No one should endure abuse in silence**
 - a. All of us (family members, friends and neighbours)
 - b. Play a part (reporting and seek help for those affected by violence)

Source: <https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Protection-for-women-who-suffer-from-domestic-abuse.aspx>

続き....家庭内暴力に対する政府の立場

緊急シェルター

家庭内暴力の被害者のため、社会・家族発展省は一時宿泊を提供するために緊急シェルターに資金を提供しており、これらの被害女性とその家族には安全計画が策定される
合計220床を備えた4つの緊急シェルターがある



参考: <https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Statistics-on-shelters.aspx>

CONT'D.... GOVERNMENT'S STANCE ON FAMILY VIOLENCE

CRISIS SHELTERS

For victims of family violence, MSF funds Crisis Shelters to provide them with temporary accommodation, while safety plans are mapped out for these women and their families.

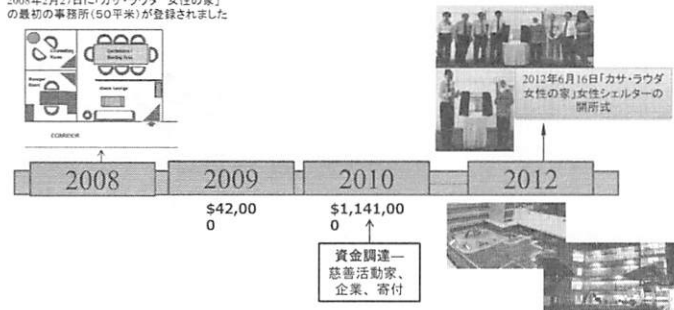
There are 4 crisis shelters with a Capacity of 220 beds.



Source: <https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Statistics-on-shelters.aspx>

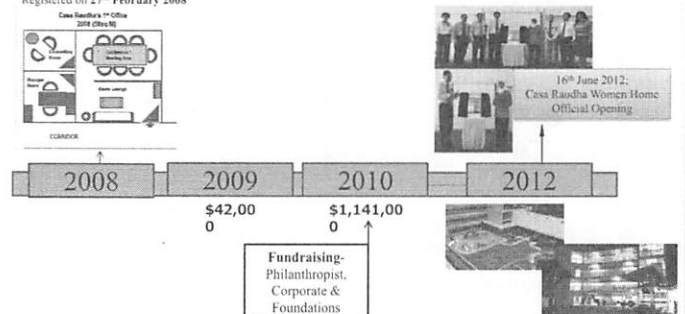
私たちの歩み

2008年2月27日に「カサ・ラウダ 女性の家」の最初の事務所(50平米)が登録されました



OUR JOURNEY

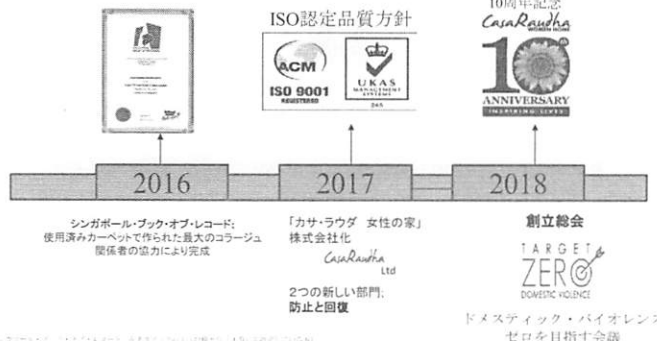
Registered on 27th February 2008



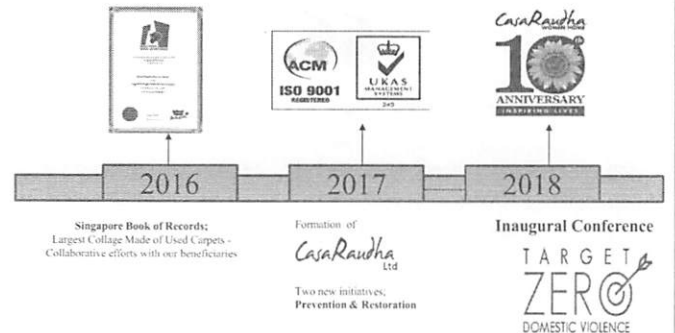
私たちの歩み

「カサ・ラウダ 女性の家」10周年記念

ISO認定品質方針



OUR JOURNEY



カサ・ラウダ

ISO認定品質方針



- ✓ なぜISO?
 - ・ 構造化されたシステムと手順
 - ・ 方向性を定め、収支のバランスを保証する
- ✓ 誰に利点があるの?
 - ・ 関係者
- ✓ なぜ関係者に利点をもたらすの?
 - ・ 役割と責任や明らかになる
- ✓ 運営強化
- ✓ 信用の獲得

CASA RAUDHA

ISO Certified Quality Policy



- ✓ Why ISO?
 - ・ Structured systems and processes
 - ・ Set directions and ensure check & balance (Board)
- ✓ Who benefits?
 - ・ Beneficiaries
- ✓ How does it benefit the beneficiaries?
 - ・ Clear Roles & Responsibilities (Staff)
- ✓ Strengthen the Governance
- ✓ Gain Credibility

株式会社「カサ・ラウダ 女性の家」



防止



保護



回復

学校
ユース団体
企業
宗教組織
地域クラブ



講習
一般向け講座
会議
座談会
啓発活動

カサ・ラウダ 女性の家

エンパワメントプログラム

カウンセリング



起業家となるための
能力開発



瞑想/カウンセリング



就業訓練

Casa Raudha Ltd



Prevention



Protection



Restoration

Schools
Youth groups
Corporates
Religious
Institutions
Community
Clubs



Training
Public
Seminars/
Conferences/
Talks
Advocacy

CasaRaudha WOMEN HOME

Empowerment Programmes

Counselling



Entrepreneurial
Development



Mediation/Counselling



Employability

SOSUPプログラム(ステップアウト・ステップアップの頭文字)

教育する

現在の状況に対する気づき
と
将来への展望をつくる



豊かにする

目標を追求し、生活の質を高める
新しいことを経験する



エンパワーする

自ら指揮をとって、
自分の人生を変える



PROGRAMMES; SOSUP (STEP OUT STEP UP)

EDUCATE

Heighten awareness
On current situation &
Insight of the future



ENRICH

Pursue goals & experience
New things that enhance
life quality



EMPOWER

Take control of their lives



社会的企業

知識や技術を
獲得する

女性の自立のための
支援をする

経済的
エンパワメント



SOCIAL ENTERPRISE

Acquiring Skills &
Knowledge

Supporting women
to be self-reliant

Financial
Empowerment



「カサ・ラウダ」は社会に貢献します

女性たちが自分自身のことを超えて他の人のために貢献し、前向きな社会変革を起こす主体となるためのプラットフォームを作ることを目指している

心理的な影響:

- ・ 自尊心の強化
- ・ 他人を癒し、自分を癒す



CASA RAUDHA GIVES BACK

A platform for women to look beyond self and becoming Change Agent for positive social change

Psychological impact;

- ・ Increased sense of self-worth
- ・ Heal others, heal self



I AM SMART
「私は賢い (smart)」
プログラム
(子供向けプログラム)

社会的に

- ・ コミュニケーション
- ・ 経験
- ・ 社会技能

たのしみ

- ・ 自信
- ・ やさしさ
- ・ 前向きな考え方

声上げる

- ・ 自信を持って発言する
- ・ 習慣として読書をする

責任感を持って

役割と責任

目的意識を持つ

- ・ 目標設定
- ・ 目標達成

I AM S.M.A.R.T
(Children's Programme)

SOCIAL

- ・ Communication
- ・ Respect
- ・ Social Skills

ARTICULATE

- ・ Speaking with Confidence
- ・ Reading as a Habit

RESPONSIBLE

- ・ Roles & Responsibilities

MERRY

- ・ Confidence
- ・ Kindness
- ・ Positive Thinking

TASK-ORIENTED

- ・ Goals-setting
- ・ Achieving Goals

成功の指標

自尊感情の高まり

- ・ 与えられた情報をもとに自ら選択することができる
- ・ 自ら決定を下すことを恐れない
- ・ 加害者への恐怖心がやわらぐ
- ・ 思考の変化: 被害者からサバイバーへ

「カサ・ラウダ 女性の家」のプログラムに積極的に参加する

- ・ エンパワメントプログラムやイベントに参加する

自立

- ・ 自身に得るものがある雇用関係を結び、仕事を維持する

生涯学習

- ・ 生活のための技術を得るために講座を受講する



SUCCESS INDICATORS

INCREASED SELF-ESTEEM

- ・ Able to make informed choices
- ・ Not afraid to make decision
- ・ Overcoming fear towards the person who abuse
- ・ Shift of mindset: Victim to Survivor

ACTIVELY PARTICIPATED IN PROGRAMMES

- ・ Attended the empowerment programmes and events

SELF RELIANT

- ・ Gainfully employed and able to sustain work

LIFELONG LEARNING

- ・ Signup for courses / life skills
- ・ Become a social change agent



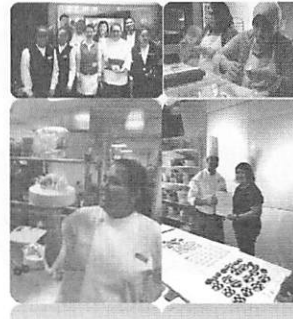
サバイバーたち... ライフストーリーを書き換える



Farhanaさん

- ・ 病院からの紹介。暴力による怪我が残っていた。
- ・ シェフになりたいという夢を失っていた
- ・ 新しくやり直す勇気を持っていた
- ・ 後援:
 - ・ 焼き菓子作り講座
 - ・ Webデザイン
- ・ インターネットでケーキ販売を開始
- ・ 製菓の卒業証書を取得
- ・ 現在アメリカでインターンシップ中
- ・ 社会をよくする運動の主体となった

SURVIVORS... RE WRITE LIFE STORY

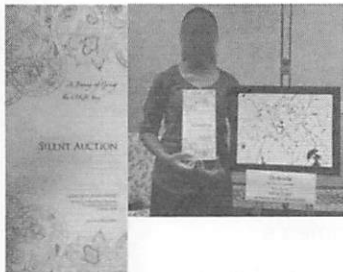


Mdm Farhana

- ・ Referred by the hospital. Sustained injuries due to the inflicted violence
- ・ Lost dream of becoming Chef
- ・ Found courage to start new beginning
- ・ Sponsored:
 - ・ baking courses
 - ・ web design
- ・ Started on-line baking business
- ・ Obtained a Diploma in Baking
- ・ Currently in USA - Internship
- ・ Became a Change Agent of positive Social change

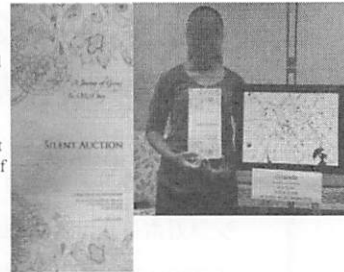
Aishahさん (仮名)

- 言葉の暴力を受け、家族からも拒絶された
- アートセラピーの講座で、自らのアートの才能と情熱を発見した
- 彼女の初めての作品がチャリティーサイレントオークションに出展された
- 2番目と3番目の作品は歯科医師によって買い取られた
- 自尊心と自信が非常に高まった
- 心理学者になるという目標があったが、アートセラピストになるという新しい選択肢が見えてきた

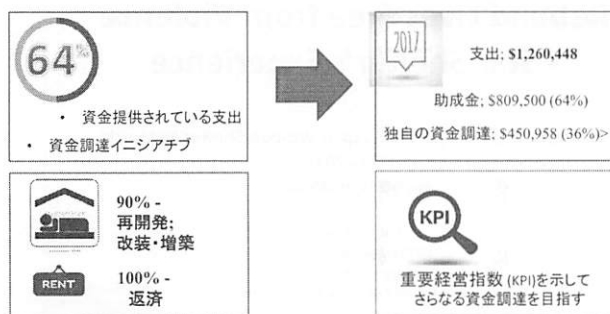


Ms Aishah (Pseudonym)

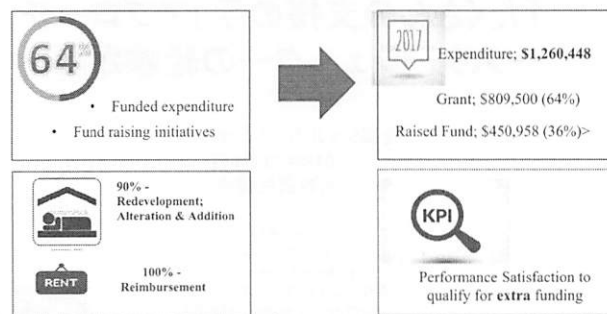
- Faced verbal abuse and rejected by family members
- From the Art Therapy session, discovered her talent / passion in art
- Her 1st painting took part in the Charity Silent Auction
- 2nd & 3rd Art pieces were sold to a Dentist
- It has tremendously increased her sense of self-worth and confidence
- Opened new options for her to pursue her goal of becoming psychologist to Art Therapist



FUNDING BY THE GOVERNMENT



FUNDING BY THE GOVERNMENT



資金調達 - 地域の支え

- 企業: 交流ディナー (ガラノ年1度のディナー)
- チャリティゴルフ
- 金曜日のモスクでの募金活動
- クラウドファンディング
- 協賛
- 基金
- 寄付 企業・慈善事業家
- 大統領チャレンジ
- 社会的企業



FUNDRAISING - COMMUNITY SUPPORT

- Corporate Adopt: Networking Dinner (Gala / Annual dinner)
- Golf Charity
- Friday Mosque Collection
- Crowd Funding
- Sponsorship
- Foundations
- Outright donation Corporates & Philanthropists
- President Challenge
- Social Enterprise



ありがとう
ございました
Arigatōgozai
mashita

Terima
kasih!



நன்றி

ขอบคุณค่ะ
Khòob - khun - kà



谢谢您
xiè xiè nín

cảm ơn bạn

暴力のない生活再建のための 「たくさんの支援の手」アプローチ ～スターシェルターの経験から～

講師：

ロレイン・リム さん

シンガポール女性団体協議会（Singapore Council of Women's Organizations, SCWO）が運営する女性のシェルター、Star Shelter の Manager



暴力のない生活再建のための 「たくさんの支援の手」アプローチ ～スターシェルターの経験から～

全国シェルターシンポジウム
2018年11月3日
北海道札幌市

Lorraine Lim
ロレイン・リム
lorraine@scwo.org.sg
スターシェルターマネージャー
シンガポール女性団体協議会

SCWO



Many Helping Hands Approach to Rebuild Lives Free from Violence - Star Shelter's Experience

National Conference of All Japan Women Shelter Network
3 Nov 2018
Sapporo, Hokkaido

Lorraine Lim
lorraine@scwo.org.sg
Manager - Star Shelter
Singapore Council of Women's Organisation

SCWO



発表内容

- シンガポールの
 - ・ 「たくさんの支援の手」アプローチ
 - ・ ファミリー・バイオレンスへの対処法
- スターシェルターにおける「たくさんの支援の手」
- 事例紹介
- 前進するための提案

SCWO



Scope of Presentation

- Singapore's
 - ・ Many Helping Hands Approach
 - ・ Strategy in Managing Family Violence
- Star Shelter's Many Helping Hands
- Case Study
- Recommendations Moving Forward

SCWO



シンガポールの「たくさんの支援の手」アプローチ

「力強くありながら思いやりや配慮のある社会の中で自立を促すためには」政府と「市民、企業、地域住民組織、宗教団体、家族の一人ひとりが」協力して、不利な状況に置かれている人を支援する必要がある



Abdullah Tarmugi
アブドゥラ・タルムギ
地方自治開発省大臣代理（1995年当時）



Singapore's Many Helping Hands Approach

“To develop **self-reliance** in a society that is robust, yet **compassionate & caring**” through the government's **partnership** with “concerned citizens, corporations, community organisations, religious groups & family members” in helping the disadvantaged.



Mr Abdullah Tarmugi
Then Acting Minister for Community Development, 1995



「たくさんの支援の手」の考え方

- 支援の第一線は自身であり家族
- 尊厳は自立によって生まれる
- 全ての人に責務がある
- 思いやりのある社会



Philosophy of Many Helping Hands

- Self & family as the first line of support
- Self-reliance gives dignity
- Shared responsibility
- Compassionate society



ファミリーバイオレンスへの対処法

- ファミリーバイオレンスは複雑で多面的であり、様々な専門分野を総合したアプローチを要する
- シンガポールにおける被害者、加害者への対応と家族を強化するための4段階アプローチ
 - 法的枠組み
 - 専門家の養成
 - 公共教育と調査
 - 「たくさんの支援の手」アプローチ



Strategy in Managing FV

- FV is complex, multidimensional, requires **multidisciplinary** approach
- Singapore's 4-pronged approach to manage **victims, abusers** and **strengthen families** through:
 - Legislative Framework
 - Training for Professionals
 - Public Education & Research
 - The 'Many Helping Hands' Approach



虐待を防ぐのはみんなの責任

政府

主導: 社会・家庭振興省
ほか: 保健省、法務省、教育省、内務省、国家開発省

法定期間

全国ソーシャル・サービス評議会

公的機関／団体

警察、刑務所、病院、裁判所、学校、住宅、移住

社会福祉機関

社会福祉事務所

ファミリー・バイオレンス専門家センター、ファミリー・サービスセンター、危機シェルター

地域社会と家族

企業、NPO、市民、家族



Everyone's Responsibility to Prevent Abuse

Government

Led by: Ministry of Social & Family Development
Others: Health, Law, Education, Home Affairs, National Development

Statutory Board

National Council of Social Services

State Agencies/Organisations

Police, Prisons, Hospitals, Courts, Schools, Housing, Immigration

Social Service Agencies

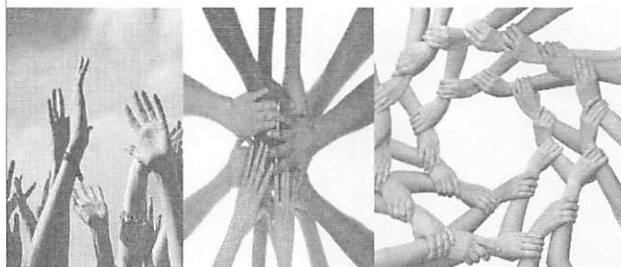
Social Service Offices
FV Specialist Centres, Family Service Centres, Crisis Shelters

Community & Family

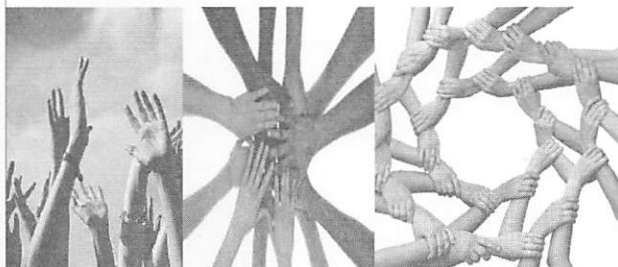
Private Corporations, Non-profits, Concerned Citizens, Family

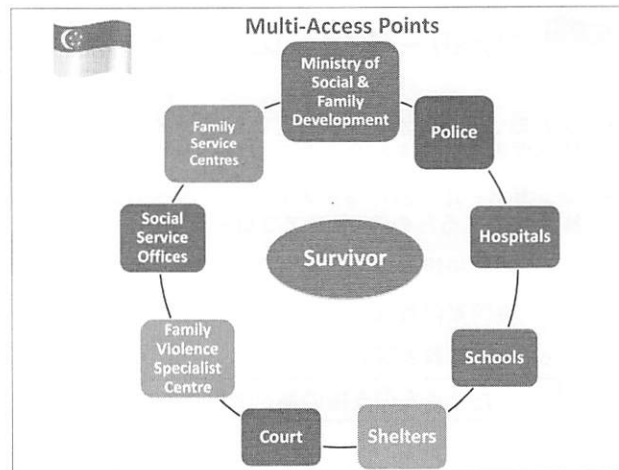
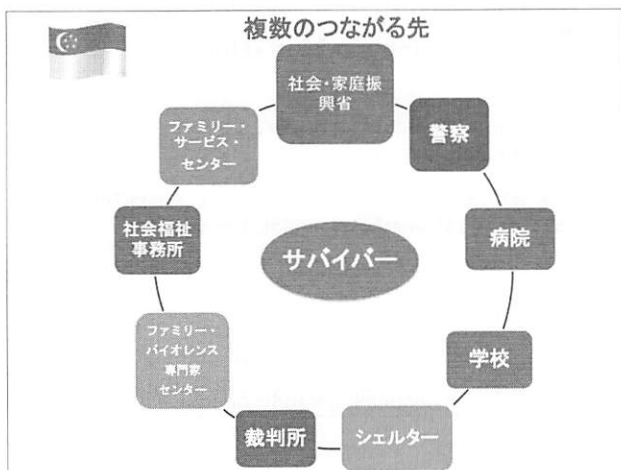
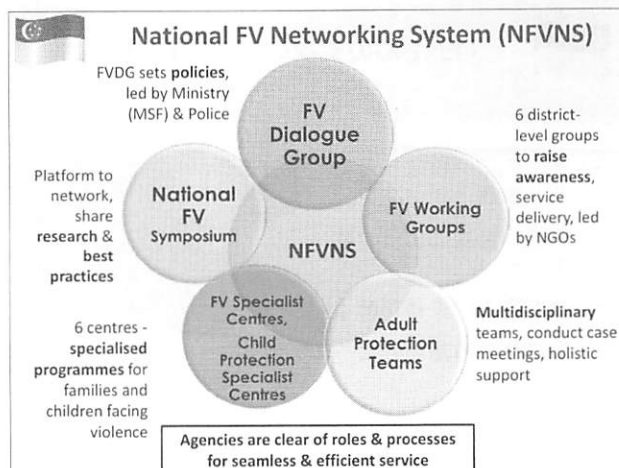
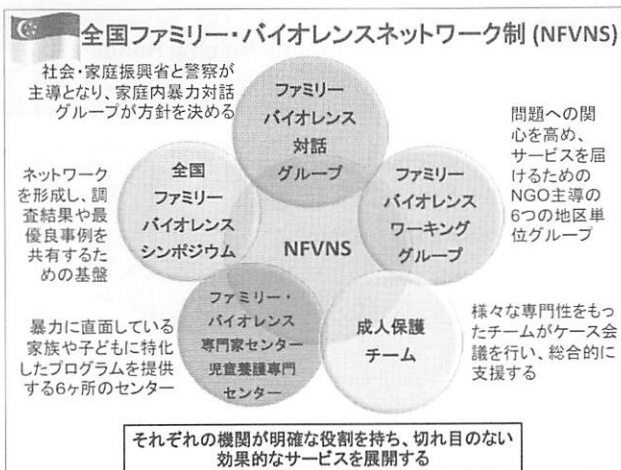


協調、協力、協働



Coordinate, Cooperate, Collaborate





暴力のサバイバーである女性や子どものための一時避難所

サービス提供:

SCWO

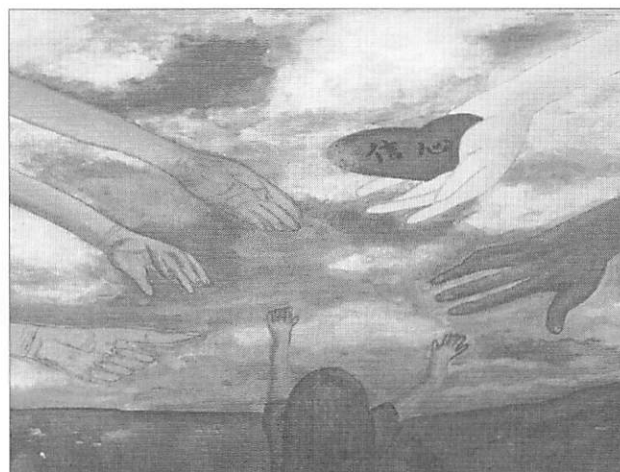
Singapore Council of Women's Organisations

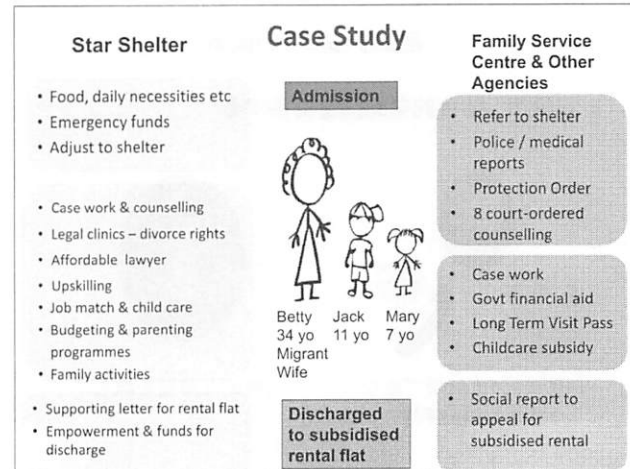
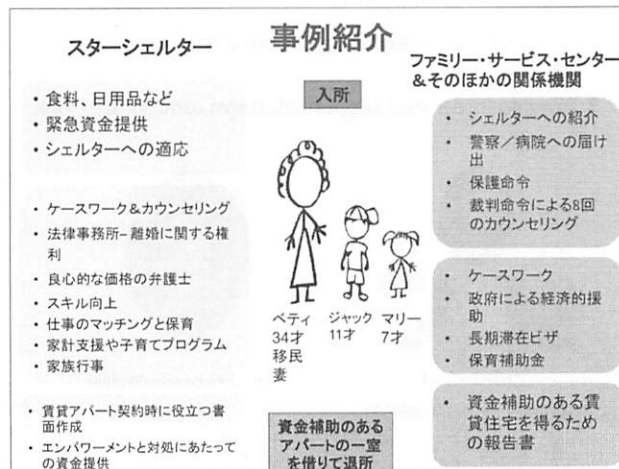
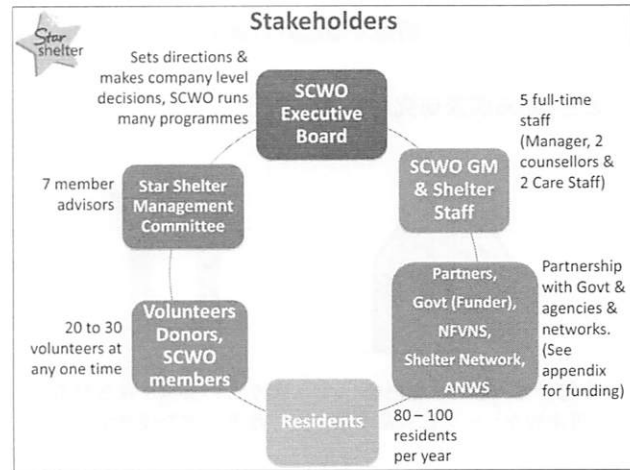
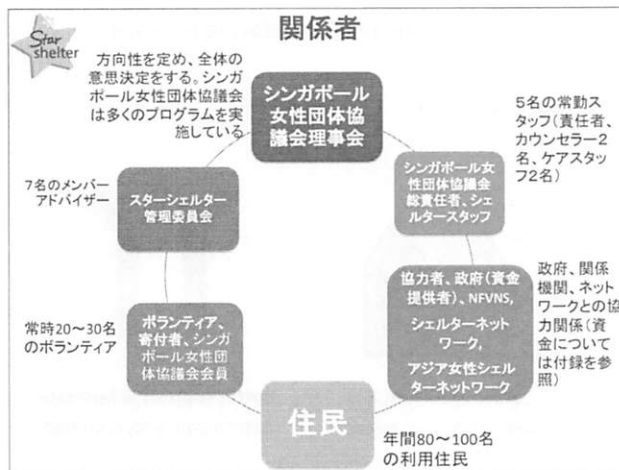
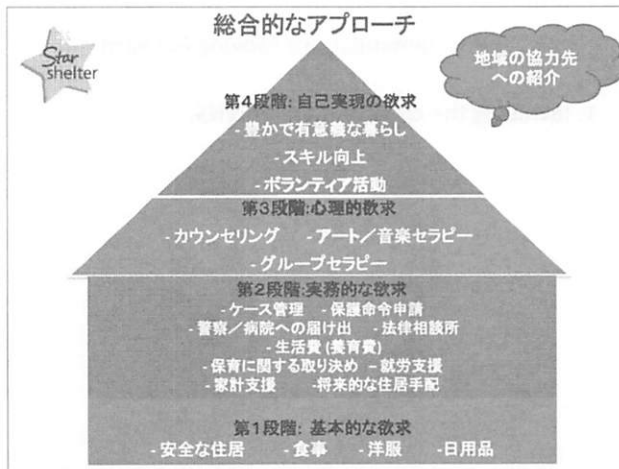
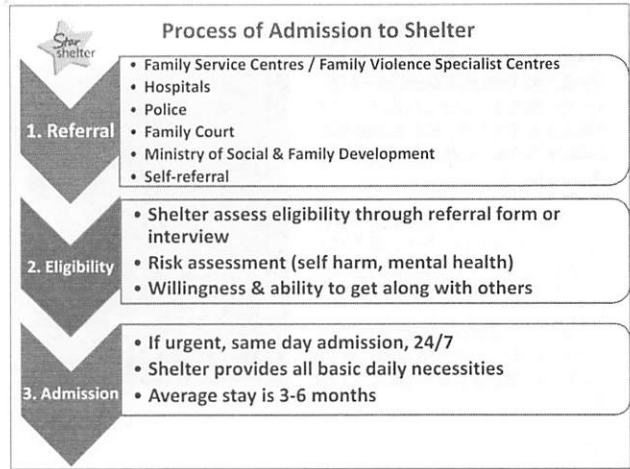
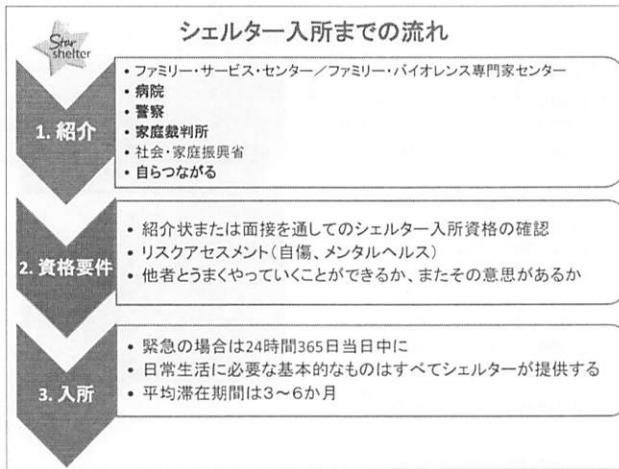
A temporary refuge for women & children who are survivors of violence

A Service by:

SCWO

Singapore Council of Women's Organisations





ベティからのコメント

シェルターと関係者のみなさん、ありがとうございます！シェルターがなかったら私たちにはどこにも行くところがありませんでした。私たちの必要なものはもちろん、それ以上のものを提供してもらいました。

どう考えたらいいのかもわからないことがたくさんありましたが、暴力などたくさんのことについてどう受け止めればいいのかを教えてくださいました。

子どもたちも勉強や生活全般で助けられました。私たちは今、暴力のない新しい生活を幸せに過ごしています。

ベティより



Quote from Betty

"Thank you shelter & everyone! We would have no where to go if not for the shelter. You provided all our needs and more.

Many things that I didn't know how to think and you showed me how to think about the violence and all.

You also helped my children with their studies and their lives! We are so happy now living a new life without violence."

Sincerely, Betty.



前進するための提案

1. NFNVSの中に地域社会を巻き込んでいく:



地域社会における
草の根のリーダー



サバイバー/
関心のある市民

Recommendations Moving Forward

1. Involving the community in NFNVS:



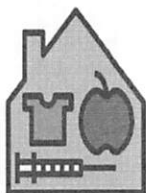
Community
Grassroots leader



Survivor /
Concerned Citizen

前進するための提案

2. さらなる調査研究



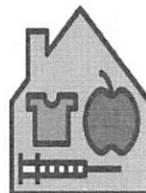
今起きていることを把握し、
現実的なニーズに対応する



よりよい支援&さらなる
政策形成を促進する

Recommendations Moving Forward

2. More research



Staying current &
addressing real needs



Better support & facilitate
future policy formulation

前進するための提案

3. 24時間、総合的な支援を提供する



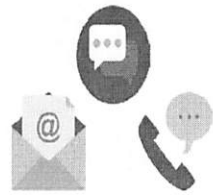
24時間365日利用可能な
複数の連絡手段



心理的な障壁を減らす

Recommendations Moving Forward

3. Provide integrated support platform around the clock



Channels of
communication available
24/7



Reduces psychological
barriers

前進するための提案

4. 公共教育をより広く、より深いものにする



対象者の拡大

異なるプラットフォーム
を使った啓発活動

Recommendations Moving Forward

4. Increasing the breadth and depth of public education

Widen target
audienceRaising awareness through
different platforms

参考

写真&情報

- <https://summitpowerinternational.com/abdullah-tarmugi>
- <http://www.calgarydiocese.ca/news-events/bishops-blog/bishops-blog-archives.html?theme=pastoralcare>

SCWO



REFERENCES

Photographs & Information

- <https://summitpowerinternational.com/abdullah-tarmugi>
- <http://www.calgarydiocese.ca/news-events/bishops-blog/bishops-blog-archives.html?theme=pastoralcare>

SCWO



付録

目標を達成するための資金繰り

資源の獲得:

- ・ 社会・家庭振興省が利用者一人当たりに対して資金提供。満室で稼働したとして、運営費用総額の75%
- ・ 社会サービス協議会によるプログラムにたいする資金提供、運営費用総額の約 12.5%
- ・ シンガポール女性団体協議会が運営するリサイクルショップの収益の一部
- ・ 寄付

資源の配分:

- ・ 人件費、運営費、光熱費

資源の報告:

- ・ 資金提供を続けてもらうための重要業績評価指標 (KPI)
- ・ 省庁、シンガポール女性団体協議会理事会と委員会への月次報告
- ・ 必要に応じて、寄付者への報告
- ・ 省庁、National Council of Social Services、Commissioner of Charitiesへの監査済み財務諸表の提出



APPENDIX

Managing Finances to Meet Goals

Resource Acquisition:

- ・ Ministry (MSF) funds per capita basis. If full capacity, 75% of shelter's TOE (Total Operating Expenditure)
- ・ National Council of Social Services funds programmes, about 12.5% of TOE
- ・ A portion of SCWO's thrift store proceeds
- ・ Public Donations

Resource Disposition:

- ・ Staff Costs, Operating Costs and Infrastructure Costs

Resource Reporting:

- ・ Meeting Key Performance Index (KPIs) for funding to continue
- ・ Monthly reports to Ministry, SCWO Board & Committee
- ・ Reports to donors, if required
- ・ Audited financial statements to Ministry, National Council of Social Services & Commissioner of Charities



道立女性相談援助センターについて ～民間シェルター等との連携～

講師：

美藤加代子 さん

北海道立女性相談援助センター所長

*memo

議員フォーラム

11月3日(土)16:00~17:30

会場：かでの2・7大ホール

包括的な性暴力禁止法の制定に向けて ～イスタンブール条約と女性支援国内法の整備～

議員フォーラムは、一般市民を含めた参加者全員参加の大ホールでの開催となります。

*memo



二日目の日程と分科会一覧

2018
11/4
(日)

9:00 ~ 10:00分科会受付
10:00 ~ 12:00**分科会 A**
12:00 ~ 13:00昼休み
13:00 ~ 15:00**分科会 B**

A 10:00 ~ 12:00

A-1
会場
820

**シェルターにおける支援理念と
安全対策の在り方を考える**
～「がんじがらめの安全確保対策」を
検証し、真に安全・安心な支援を考える～

全国女性シェルターネット理事

A-2
会場
1030

**今、「性暴力被害者支援法（仮）」が
必要だ！**

性と身体を考えるネットワーク会議

A-3
会場
1040

**米国研修ツアーから学ぶ
性虐待被害者支援の対応**

NPO 法人レジリエンス

A-4
会場
1060

**DV 離脱後のサバイバーを日常的に
支える仕組みづくり**

NPO 法人いくの学園

A-5
会場
1070

**若年層への DV 予防教育の
内容紹介と効果**
—高校、大学での結果から—

酪農学園大学

A-6
会場
1050

**AV 被害とリベンジポルノの
現状と課題**

ポルノ被害と性暴力を考える会

A-7
会場
1010

**包括的な性暴力禁止法をめざして
～刑法の見直しを！～**

性暴力禁止法をつくろうネットワーク



B 13 : 00 ~ 15 : 00

B-1 会場 1040	女性自立支援法（仮称）の 制定をめざして	全国婦人保護施設等連絡協議会
B-2 会場 1030	高齢者虐待？ それとも DV 被害？ ～家庭内の高齢者への暴力の状況と課題～	NPO 法人ウィメンズネット・マサカーネ
B-3 会場 1010	暴力とハラスメントのない社会へ ～私たちが求める法整備の実現に向けて～	パープル・ユニオン
B-4 会場 1060	アイヌ文化に触れてみませんか？ アイヌ女性の生き方を聞いてください！	「アイヌ女性会議」メノコモシモシ
B-5 会場 1020	DV 被害者支援基礎講座	駆け込みシェルターとかち
B-6 会場 1070	女性と貧困：貧困のサイクルを断ち 切るには	相内眞子
B-7 会場 1050	セクシュアルマイノリティの被害者支援	NPO 法人 L-port
B-8 会場 820	子どもの視点から見た面会交流	NPO 法人ウィメンズ結

15 : 30 ~
かでの 2・7 大ホールにて

閉会セレモニー／大会アピール文の採択
16 : 00 終了

A-1

会場：820

**シェルターにおける支援理念と安全対策のあり方を考える
～「がんじがらめの安全確保対策」を検証し、真に安全・安心な
支援を考える～**

担当団体：全国女性シェルターネット

協力団体：S・ぱ～ぷるリボン 外

◆目的・ねらい

シェルター運営する民間団体と行政機関では、安全対策の考え方や被害当事者への支援の仕方に明確な違いがある。被害当事者が安全に安心して自立と回復に向けて進むための支援のあり方について検証・検討する。

◆概要

司 会：北仲千里 全国女性シェルターネット 代表理事

発題者：近藤恵子 理事

石本宗子 理事

- ① 開 会
- ② 被害当事者への支援において、官民の安全対策と支援の現状と問題点を報告する
例として、携帯電話の使用と外出の取り扱い事例を報告 北仲千里、石本宗子 外
- ③ 意見交換
- ④ シェルター運営の理念とスタンダードについて 近藤恵子
- ⑤ コメント Rosa Logar
- ⑥ 問題、課題の解決に向けた具体的な取り組みの方向性について 意見交換
- ⑦ まとめ

A-2

会場：1030

今、「性暴力被害者支援法（仮）」が必要だ！

担当団体：性と身体を考えるネットワーク会議

協力団体：性暴力救援センター・大阪 SACHICO・ウィメンズセンター大阪

◆目的・ねらい

内閣府は性暴力被害者支援のためのワンストップセンターを全国に一カ所つくるとしているが、本当に性暴力被害者にとって有用な総合的・包括的支援が実行されるのか。当事者のための法律の必要性を考え提起したい。

◆概要

司 会：原田 薫 ウィメンズセンター大阪 代表
 発題者：加藤 治子 性暴力救援センター・大阪SACHICO 代表
 雪田 樹理 性暴力救援センター・大阪SACHICO 理事 弁護士

内閣府は2020年を目途に、性暴力被害者支援のためのワンストップセンターを全都道府県に少なくとも一カ所つくるとして交付金を出しているが、果たして本当に性暴力被害者にとって有用な総合的・包括的支援が実行されるのかは疑問である。

日本初の病院拠点型ワンストップセンターとして2010年より活動を続ける性暴力救援センター・大阪SACHICO代表：加藤治子から、当事者に必要な支援とは何か、その現状と課題を提示する。

その課題を踏まえ、刑法のみに依拠するのではなく、当事者のための法律としての「性暴力被害者支援法（仮）」の意義と必要性を弁護士であり性暴力救援センター・大阪SACHICO理事：雪田樹里から提起する。

また時間が許せば会場から、「性暴力被害者支援法（仮）」に関しての意見交換もおこないたい。

A-3

会場：1040

米国研修ツアーから学ぶ 性虐待被害者支援の対応

担当団体：NPO法人レジリエンス

協力団体：NPO法人博多ウィメンズカウンセリング

◆目的・ねらい

性虐待被害者支援の現場を視察する米国研修ツアーの報告を通して、性虐待被害者支援の対応、施設の在り方、支援方法、他機関連携チームなどについて学び考える。

◆概要

司 会：西山さつき NPO法人レジリエンス
 発題者：中島 幸子 NPO法人レジリエンス
 樫木 京子 NPO法人博多ウィメンズカウンセリング

米国オレゴン州での性虐待被害者支援関連の現場の視察を報告する。The Children's Center（性虐待にあった子どもの診察・司法面接を行う施設）、ワンストップセンターなどの現場での対応や、支援に関わる支援者ひとりひとりが様々な立場で大切にしている視点を吸収する。現場ならではの視点から学ぶものは大きい。

他機関連携チームの重要性や難しさについても触れていく。警察、司法など様々な関わりについても視

察の内容を報告する。

グリーフワークの施設ダギーセンター視察からは、喪失を乗り越える子どもたちの力を通し、子どもたちに寄り添うケアの方法、喪失の乗り越えるために必要なことを考えるきっかけにしたい。虐待被害、暴力被害は、ひとつの喪失体験として考えられる、

研修ツアーの映像などにより、日本のこれからの被害者支援体制充実の促進に役立てられる内容にしたい。

A-4

会場：1060

DV 離脱後のサバイバーを日常的に支える仕組みづくり

担当団体：特定非営利活動法人 いくの学園

◆目的・ねらい

「PTSD等暴力被害の影響」という視点が多くの社会資源には理解が少ないため、障害福祉サービスを利用した「日常を仲間と共に過ごす支援」の取組みを始めました。「加害者からの離脱後の支援」について一緒に考えたい。

◆概要

司 会：特定非営利活動法人 いくの学園 スタッフ 相談員
発題者：特定非営利活動法人 いくの学園 スタッフ 相談員

1. 活動内容の紹介
2. 日常的に支えるということと、求められることの課題
3. 共有と質疑応答

A-5

会場：1070

若者層へのDV 予防教育の内容紹介と効果 —高校、大学での結果から—

担当団体：酪農学園大学

協力団体：北海道深川東高等学校

◆目的・ねらい

若者層に「DV予防教育」を行うことは、意義があることを、研究効果を元に説明を行う。この分科会を通して、中学、高校、大学でDV予防教育の実践を行うことを啓発する。

◆概要

司 会：須賀 朋子 酪農学園大学 准教授
 発題者：須賀 朋子 酪農学園大学 准教授
 塩田 真弓 北海道深川東高等学校 養護教諭
 高橋 飛鳥 酪農学園大学 大学院生
 社本 麗南 酪農学園大学 大学院生

酪農学園大学教職課程学生353名、北海道深川東高等学校全校生徒116名に、「DV予防教育」の講義を行い、その効果を、質問紙調査を元に検証し、海外のジャーナルで発表をした¹⁾²⁾。結果をデーターで示すとともに、北海道深川東高等学校養護教諭から、生徒の反応についてお話しをする。

また、2名の酪農学園大学大学院生より、DV予防教育の講義を大学4年生の時に聞いて、感じたことや、周囲の学生の様子、実態についての話しをする。合わせて、「DV予防教育プログラム」³⁾ の実際の内容の、紹介も行う。

参考文献

- 1) Tomoko Suga (2018) Effectiveness of Dating Violence Prevention Program in Japanese Agricultural University. Journal of Social and Political Sciences, 1 (2), 158-167. DOI:10.31014/aior.1991.0102.11
- 2) Tomoko Suga, Mayumi Shiota (2018) The Effectiveness of Preventive Education against Dating Violence in Japanese Agricultural and Commercial High Schools. Open Access Library Journal, 5, e4542. DOI:10.4236/oalib.1104542
- 3) 授業で活用できる高校生のためのDV, デートDV予防教育プログラム, 須賀朋子著, かりん舎, 2017

A-6

会場：1050

AV被害とリベンジポルノの現状と課題

担当団体：ポルノ被害と性暴力を考える会

◆目的・ねらい

AV出演被害、リベンジポルノ、児童ポルノなどでのデジタル性暴力や性産業や児童買春に関わって困っている方の相談窓口や支援を通じて見えてきた、日本の性搾取の実態とその課題について解説を行い、皆さんと一緒に考えていきます。

◆概要

司 会：ヒルレイチエル恵 ポルノ被害と性暴力を考える会 支援員
 発題者：金尻カズナ ポルノ被害と性暴力を考える会 支援チーフマネージャー

AV性産業の実態について解説を行いグループディスカッションを行い、若年女性の断りにくい心理状態について解説し、事業者の若年女性へのアプローチに対してどのように身を守っていくか？について学びを深めていきます。

包括的な性暴力禁止法をめざして ～刑法の見直しを！～

担当団体：性暴力禁止法をつくろうネットワーク

◆目的・ねらい

性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや性暴力を告発する裁判など性暴力被害者を支援する現場の実態を共有して、刑法性犯罪の再改正の必要性について議論し、当事者の声を国会に伝える力にする。

◆概要

司 会：戒能 民江 性暴力禁止法をつくろうネットワーク共同代表、お茶の水女子大学名誉教授

発題者：秀嶋ゆかり 弁護士・秀嶋法律事務所（札幌）

須田布美子 弁護士・NPO法人 ゆいネット北海道理事

周藤由美子 性暴力禁止法をつくろうネットワーク共同代表

性暴力禁止法をつくろうネットワークは、性暴力をめぐる包括的な法制度整備を求めて活動している全国組織である。性暴力関連法制の大きな動きとして、2017年7月に110年ぶりに刑法性犯罪の大幅改正が実現した。この改正は、非親告罪化、法定刑の引き上げ（下限が3年から5年に）、強姦罪で口陰性交や肛門性交が膣性交と同等に扱われ被害者も加害者も性別を問われなくなる強制性交等罪への変更、18歳未満が監護者から被害にあった場合は暴行・脅迫の立証が必要ない監護者わいせつ・性交等罪の新設などが内容である。ただ、被害者がどれだけ抵抗したかを証明できないと加害者が処罰されない「暴行・脅迫」要件がそのまま残ったこと、公訴時効の撤廃・延長もなかった、等々、この改正では十分とは言えず、施行3年後の再改正が必要と言われている。

法務省では「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」が立ち上がっているが、改正の必要があるかどうかを調査するという状況で、再改正の実現にはさらに粘り強い働きかけが必要である。性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや性暴力を告発する裁判など性暴力被害者を支援する現場の実態を明らかにすることで、法改正の必要性を説得力を持って訴えていくことができると考えている。

この分科会では須田布美子弁護士にSACRACH（さくらこ：性暴力被害者支援センター北海道）の活動から性暴力禁止法の必要性について、秀嶋ゆかり弁護士には釧路PTSD裁判の経験から刑法性犯罪改正の必要性などをご報告いただく。性暴力禁止法をつくろうネットワークの周藤由美子は法改正に向けた動きについて報告したい。再改正の実現に向けて、参加者の皆さんと現場の状況を共有しながら議論を深めたい。

B-1

会場：1040

女性自立支援法（仮称）の制定をめざして

担当団体：全国婦人保護施設等連絡協議会

◆目的・ねらい

多様化・複合化する女性支援のニーズに対応するためには、現在の婦人保護事業による支援では限界がある。女性の人権保障を目的とし、さまざまな困難を抱えた女性たちのニーズに対応しうる新たな女性支援の枠組みを構想する。

◆概要

司 会：阿部千恵子 全国婦人保護施設等連絡協議会・元婦人保護施設長
発題者：横田千代子 全国婦人保護施設等連絡協議会会長・婦人保護施設長
戒能 民江 お茶の水女子大学名誉教授
小松留美子 元母子生活支援施設主任相談員
古川満寿子 NPO法人ウィメンズネット函館代表

全婦連から、女性自立支援法（仮称）実現をめざす全婦連の取り組みを紹介するとともに、性暴力被害者を中心に、婦人保護施設における女性支援の現状と問題点を報告する。次に、研究者の立場から、売春防止法に法的根拠を持つ現行の婦人保護事業に基づく支援の問題点を指摘するとともに、本年7月から始まった厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の論点を紹介する。元母子生活支援施設相談員および民間シェルターの立場から、北海道における女性支援の現状と課題についてご報告をいただく。そのうえで、全体討議を行い、女性自立支援法（仮称）に盛り込むべき内容について議論を深める。

B-2

会場：1030

高齢者虐待？ それとも DV 被害？ ～家庭内の高齢者への暴力の状況と課題～

担当団体：ウィメンズネット・マサカーネ

◆目的・ねらい

高齢のDV被害者の増加の傾向から、高齢者虐待とDV被害の両面から家庭内での高齢者への暴力について検証し、ファミリー・バイオレンスの視点を取り入れた包括的な支援の在り方を探る。

◆概要

司 会：佐々木博美 ウィメンズネット・マサカーネ
発題者：ハムザ アブダル ムタリブ（シンガポール）

石井佐登子 ウィメンズネット・マサカーネ 代表
通訳・コメンテーター：清末愛砂

最近、65歳以上の高齢者からのDV相談が配偶者暴力相談センター等においても、増えており、高齢福祉機関(地域包括支援センター等)との更なる連携が必要になっている。ここでは、家庭内での高齢者に対する暴力を例にして、ファミリー・バイオレンスへの視座の必然性について考える。

家庭内での暴力に対して、わが国では児童虐待防止法(2000)、DV防止法(2001)、高齢者虐待防止法(2005)、障害者虐待防止法(2012)と個別に対応しているが、世界的にはファミリー・バイオレンスという視点で、包括的な対応をしている。

わが国では、介護保険制度が定着し、各地域において高齢福祉の相談体制は整ってきているが、その中でDV被害に対する理解や支援については地域差がある。また、家庭内に入り夫婦双方と接触するケアマネージャーでは、暴力被害者だけを支援することは困難である。

室蘭市における高齢者DV被害の動向や事例をとおり、高齢福祉関係者とDV被害者支援者の共通理解と連携を検証する。

ハムザ アブダル ムタリブさんより、シンガポールの家庭内での高齢者への暴力とその支援の状況について、ご紹介いただき、これからの家庭内での暴力被害者支援の在り方を探る。

B-3

会場：1010

暴力とハラスメントのない社会へ ～私たちが求める法整備の実現に向けて～

担当団体：パープル・ユニオン

協力団体：北海道ウィメンズ・ユニオン

◆目的・ねらい

ILO(国際労働機構)総会で、職場でのハラスメントをなくすための拘束力のある条約を制定すべきとする委員会報告が採決されました。国際的な動向を踏まえて、被害実態に即した法整備について参加者と検討します。

◆概要

司会：佐藤 香 パープル・ユニオン 執行委員長

発題者：内藤 忍 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 副主任研究員

今年6月にILO(国際労働機構)総会で「仕事の世界における暴力とハラスメント」基準設定委員会の報告が採択されました。昨年9月にアメリカで始まった#MeeToo運動が世界的広がりを見せる中、日本では官僚トップや市長、町長など自治体トップのセクハラ問題が相次ぎ、被害者へのパッシングや組織の対応など、の本ではいかにセクハラが軽視されているかを国内外に露呈しました。

多くの被害者の求める「セクハラと認めてほしい」「謝罪をしてほしい」「二度と同じことを繰り返さないでほしい」と訴えますが、今の日本には、セクハラを禁ずる法律もなく、被害者が救済される法整備は急務です。発題者にJILPTの内藤さんを迎え、現状の課題と国際的な動向を踏まえ、被害実態に即した法

整備について参加者と検討します。

B-4

会場：1060

アイヌ文化に触れてみませんか？ アイヌ女性の生き方を聞いて下さい！

担当団体：「アイヌ女性会議」メノコモシモシ

◆目的・ねらい

アイヌ女性が民族とジェンダー差別が交差する複合差別に苦しんできた。
その抑圧と偏見から能力を発揮できなかったアイヌ女性たちが、自らの文化を体得し発信することで目覚め、エンパワメントした姿を伝えたい。

◆概要

司 会：阿部 千里「アイヌ女性会議」メノコモシモシ理事

報 告：多原 良子「アイヌ女性会議」メノコモシモシ代表

○アイヌ女性の複合差別と「アイヌ女性会議」メノコモシモシの活動

月山 佳代「アイヌ女性会議」メノコモシモシ理事

○アイヌ女性のアンケート調査報告

シンポジウム・パネラー：

川上 恵 「アイヌ女性会議」メノコモシモシ会員 ○アイヌ女性として生きて

松平 亜美 「アイヌ女性会議」メノコモシモシ会員 //

楢木貴美子 「アイヌ女性会議」メノコモシモシ会員 //

田中 妙子 「アイヌ女性会議」メノコモシモシ会員 //

アイヌ女性の活動の歩みと文化の伝承、発信、また、現在の取組等、本州からこられる方、普段アイヌ文化に触れる機会の少ない方に知って頂ける内容にする。

現在、行っているアイヌ食文化の一端に触れることが出来るレシピの紹介も行いたい。

B-5

会場：1020

DV 被害者支援基礎講座

担当団体：駆け込みシェルターとかち

◆目的・ねらい

DVの構造と被害者支援の基礎を学ぶ分科会です。民間・行政の相談員に“今日から具体的に役に立つ”分

科会を目指します。

また、一般の方々にはDVへの知識と理解を深めていただき、暴力根絶を希求する輪が広がっていくことを期待します。

◆概要

司 会：棟方恵理子 駆け込みシェルターとかち 代表

発題者：美藤加代子 北海道立女性相談援助センター 所長

北海道立女性相談援助センターの所長から、DVの構造、国・北海道の実態、DVの理解と適切な支援等についてお話しいただきます。相談対応の仕方、一時保護の手続き、民間シェルターを含めた関係機関との連携等について等、具体的にお話しいただきます。

市町村や振興局の相談員、警察官、民生委員、看護師、保健師、保育士、教員等、DV被害者に対応する可能性のある方々と、DVに関心のある一般の方にぜひご参加いただきたいと思います。

分科会後半では課題や疑問、成功例を共有しあうワールドカフェ。日々の活動のなかで迷ったり困ったり…知恵と経験を寄せ合って解決しましょう！

B-6

会場：1070

女性と貧困：貧困のサイクルを断ち切るには

担当者：相内 眞子 北翔大学・名誉教授

協力団体：女のスペース・おん

◆目的・ねらい

女性の貧困の根底には、ジェンダー間の社会・経済的不平等が存在する。DV被害者やシングルマザーの多くは孤立し、経済的のみならず、社会・文化的貧困状態に陥るが、十分な支援を得ているわけではない。分科会では、貧困の実態と社会的支援の仕組みを検証する。

◆概要

司 会：相内 眞子 北翔大学・名誉教授

発題者：中園 桐代 北海学園大学経済学部・教授

溝江 真紀 札幌市母子寡婦福祉連合会・副理事長

秀嶋ゆかり 弁護士（秀嶋法律事務所） 他1名

「男女共同参画」が謳われ、ジェンダーイクオリティが目指されて久しいが、日本のジェンダーギャップは縮まらない。世界経済フォーラムの2017年報告では、男性を1とした場合の日本のジェンダーギャップ指数は0.657で144か国中114位。政治と経済分野でのギャップが際立っており、この傾向が統計開始以来続いていることから、この分野における女性と男性の平等実現への道は、なお遠く険しいことが認識できる。

経済分野におけるジェンダーギャップの根底にあるのは、依然根強い「性別役割分業」の中で女性が引き受けてきた無償の家事労働であり、労働市場に進出したとしても突き当たる男女の地位と賃金格差の壁である。DVの多くは、女性の自立を敵視し、男性への経済的従属を強いる中で発生する。

日本における社会福祉や社会保障の制度も、家族を中心とした体系であり、DV被害者やシングルマザー、女性ホームレスの出現に迅速に対応できず、制度的救済の多くは未整備のままである。DV被害者やシングルマザーの多くは、社会的統合から疎外され、経済的困窮の中で貧困を再生産せざるを得ない。このサイクルを断ち切る方法を社会は真剣に考えなければならない。

女性が貧困に陥る要因は、以上に留まらず、さらに複合的であると考えられる。分科会では、多様な視点からの問題提起や議論を歓迎し、解決の方向性をともに探りたい。

B-7

会場：1050

セクシュアルマイノリティの被害者支援

担当団体：NPO法人北海道レインボー・リソースセンターL-port
一般社団法人北海道セーフティネット協議会

◆目的・ねらい

セクシュアルマイノリティの被害者支援から見る各法律・制度の現状と課題

◆概要

司 会：工藤夏央 NPO法人北海道レインボー・リソースセンターL-port 代表
神原琴美 一般社団法人北海道セーフティネット協議会 コーディネーター
発題者：同上

被害者支援の各制度や法律から、対象者とは誰なのか。多様な人たちが使っているのかを考察する。

B-8

会場：820

子どもの視点から見た面会交流

担当団体：NPO法人ウィメンズ結・池田 賢太（弁護士）・山田 暁子（弁護士）

◆目的・ねらい

DV被害を受けた当事者が家庭裁判所で離婚手続を進める場合、同伴児童と加害者である非監護親との面会交流の取り決めを行うことを家庭裁判所が積極的に認める方向にある。

DVを目撃し精神的虐待を受けて傷ついている子ども達の成長にプラスになる面会交流のあり方と必要な支援について考える。

◆概要

司 会：山田 暁子 弁護士
発題者：弁護士・シェルタースタッフ

分科会

須見よし乃 児童精神科「こころと発達クリニック えるむの木」院長

あやの会スタッフから支援現場の実情と問題点、須見医師から子どもの心身への影響について発言していただく。子どもにとって、非監護親との面会交流は特別な出来事である。その特別な時間が、少しでも子どもの成長に望ましいものでなければ、継続的に行うことはもちろん、その実施も困難である。

監護親、非監護親双方の見え方の違い、子どもの意向の確認など、論点は多岐にわたるが、子どもにとって望ましい面会交流のあり方と必要な支援という基本的であり、かつもっとも困難な課題について意見を出し合い考えていく場としたい。

*memo

全国シェルターシンポジウムの軌跡

1993			女性に対する暴力撤廃宣言
1995			世界女性会議（北京）
1998	第1回札幌大会	拡がれ、シェルタームーブメント	
1999	第2回新潟大会	ストップ！ 女性・子どもへの暴力	改正均等法施行 男女共同参画社会基本法 成立
2000	第3回東京大会	私の生（いのち）は私のもの	
2001	第4回旭川大会	DVのない地域を作っていこう	DV防止法制定
2002	第5回大阪大会	あかん！ 女性・子どもへの暴力 ～みんなで活かそうDV防止法～	
2003	第6回石川大会	DVのないまちづくりをめざして ～市民と自治体の協働（コラボレーション）～	
2004	第7回鳥取大会	なくそう暴力！ 協働で変わる社会	DV予防法改正および 基本方針の策定
2005	第8回愛媛大会	DVを許さない！ 理解・行動・勇気 ～暴力のない社会をめざして～	
2006	第9回函館大会	DVを許さない！ 自治・人権・協働 ～当事者女性と子どもの自立を考える～	
2007	第10回東京大会	ノーモアDV（DV根絶国際フォーラム）	DV防止法2次改正 均等法施行
2008	第11回岡山大会	ストップDV！ とりもどそう元気 ささえよういのち	
2009	第12回茨木大会	STAND UP！ 立ち上がろう！DV根絶をめざして	
2010	第13回久留米大会	つながれ ひろがれ DV根絶ネット	
2011	第14回宮城大会	災害を乗り越えて Wake Up人権！ ～暴力の連鎖を断ち切る～	東日本大震災
2012	第15回大阪大会	わたしのからだはわたしのもの DV・性被害救援センターを全国 に！～とりもどそう性の自己決定権～	
2013	第16回岩手大会	性暴力禁止法の制定に向けて つながる、ひろげる、 パープルネット～女性・子どもに対する暴力の根絶～	ストーカー規制法改正 DV防止法3次改正
2014	第17回山口大会	性暴力禁止法の制定に向けて つながる 変える 女性・子どもに対する暴力のない地域に	リベンジポルノ防止法
2015	第18回沖縄大会	性暴力禁止法の制定に向けて 命どう宝 ～暴力のない世界へ～	
2016	第19回大分大会	性暴力禁止法制定に向けて だめっちゃDV！ 暴力を許さない社会をめざして	ストーカー規制法改正
2017	第20回東京大会	NO More Violence（ノーモア暴力） ～DV・虐待・性被害・差別・貧困の根絶～	刑法性犯罪改正
2018	第21回札幌大会	官民の境を超え、地域を超え、国境を超える、女たちのネ ットワーク～#Me Too, #We Too, #With You～	

〈資料〉 イスタンブール条約

欧州評議会 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの防止
およびこれとの闘いに関する条約
(2011年)

平野裕二仮訳

目次

前文.....	3
第1章－目的、定義、平等および差別の禁止、一般的義務.....	4
第1条－条約の目的.....	4
第2条－条約の適用範囲.....	4
第3条－定義.....	4
第4条－基本的権利、平等および差別の禁止.....	5
第5条－国の義務および相当な注意義務.....	5
第6条－ジェンダーに配慮した政策.....	5
第2章－統合的政策およびデータ収集.....	6
第7条－包括的かつ調整のとれた政策.....	6
第8条－財源.....	6
第9条－非政府組織および市民社会.....	6
第10条－調整機関.....	6
第11条－データ収集および調査研究.....	6
第3章－防止.....	7
第12条－一般的義務.....	7
第13条－意識啓発.....	7
第14条－教育.....	7
第15条－専門家の訓練.....	7
第16条－予防的介入および治療プログラム.....	8
第17条－民間部門およびメディアの参加.....	8
第4章－保護および支援.....	8
第18条－一般的義務.....	8
第19条－情報.....	9
第20条－一般的支援サービス.....	9
第21条－個人的／集团的苦情申立てに関する援助.....	9
第22条－専門的支援サービス.....	9
第23条－シェルター.....	9
第24条－電話ヘルプライン.....	9
第25条－性暴力被害者の支援.....	9
第26条－暴力を目撃した子どもの保護および支援.....	10
第27条－通報.....	10
第28条－専門家による通報.....	10
第5章－実体法.....	10
第29条－民事上の訴訟および救済措置.....	10
第30条－賠償.....	10

第31条ー監護権、面会権および安全	10
第32条ー強制婚の民事的効力	11
第33条ー心理的暴力.....	11
第34条ーストーカー行為	11
第35条ー身体的暴力.....	11
第36条ー性暴力（強姦を含む）	11
第37条ー強制婚.....	11
第38条ー女性性器切除.....	11
第39条ー強制的妊娠中絶および強制的不妊手術.....	12
第40条ーセクシュアル・ハラスメント.....	12
第41条ー幫助または教唆および未遂.....	12
第42条ー犯罪（いわゆる「名誉」の名のもとに行なわれる犯罪を含む）の正当化の拒否.....	12
第43条ー罪名の適用.....	12
第44条ー裁判権.....	12
第45条ー制裁および措置	13
第46条ー加重事由	13
第47条ー他の締約国が言い渡した刑	13
第48条ー義務的な代替的紛争解決手続または量刑の禁止.....	14
第6章ー捜査、訴追、手続法および保護措置.....	14
第49条ー一般的義務.....	14
第50条ー即時的対応、防止および保護.....	14
第51条ーリスク評価およびリスク管理.....	14
第52条ー緊急の接近禁止命令	14
第53条ー差止命令または保護命令.....	14
第54条ー捜査および証拠	15
第55条ー一方当事者手続および職権手続.....	15
第56条ー保護措置	15
第57条ー法律扶助	16
第58条ー時効	16
第7章ー移住および庇護	16
第59条ー在留資格	16
第60条ージェンダーに基づく庇護申請.....	17
第61条ーノン・ルフールマン	17
第8章ー国際協力	17
第62条ー一般的原則.....	17
第63条ー危険な状況に置かれた者に関する措置	18
第64条ー情報	18
第65条ーデータの保護.....	18
第9章ー監視機構.....	18
第66条ー女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンス対策に関する専門家委員会.....	18
第67条ー締約国委員会	19
第68条ー手続	19
第69条ー一般的勧告.....	20
第70条ー監視への議会の関与	20

第 10 章—他の国際文書との関係	20
第 71 条—他の国際文書との関係	20
第 11 章—条約改正	20
第 72 条—改正	20
第 12 章—最終条項	21
第 73 条—この条約の効果	21
第 74 条—紛争解決	21
第 75 条—署名および発効	21
第 76 条—条約への加入	21
第 77 条—領域的適用	21
第 78 条—留保	22
第 79 条—留保の有効性および再検討	22
第 80 条—廃棄	22
第 81 条—通告	23
付属書—特権および免除（第 66 条）	23

前文

欧州評議会の加盟国およびこの条約の他の署名国は、

人権および基本的自由の保護に関する条約（ETS NO. 5、1950 年）およびその諸議定書、欧州社会憲章（ETS No. 35、1961 年（1996 年改正、ETS No. 163））、人身売買に対する行動に関する欧州評議会条約（CETS NO. 197、2005 年）ならびに性的搾取および性的虐待からの子どもの保護に関する欧州評議会条約（CETS NO. 201、2007 年）を想起し、

閣僚委員会が欧州評議会加盟国に対して行なった次の勧告（暴力からの女性の保護に関する勧告 Rec(2002)5、ジェンダー平等の基準および機構に関する勧告 CM/Rec(2007)17、紛争の防止および解決ならびに平和構築における女性および男性の役割に関する勧告 CM/Rec(2010)10）および他の関連の勧告を想起し、

欧州人権裁判所において蓄積されつつある、女性に対する暴力の分野で重要な基準を定める一連の判例を考慮に入れ、

市民的および政治的権利に関する国際規約（1966 年）、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（1966 年）、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際連合条約（「CEDAW」、1979 年）およびその選択議定書（1999 年）ならびに女性に対する暴力に関する CEDAW 委員会の一般的勧告 19 号、子どもの権利に関する国際連合条約（1989 年）およびその選択議定書（2000 年）、ならびに、障害のある人の権利に関する国際連合条約（2006 年）を顧慮し、

国際刑事裁判所ローマ規程（2002 年）を顧慮し、

国際人道法の基本原則、ならびに、とくに戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約（第 4 条約、1949 年）ならびにその第 1 および第 2 追加議定書（1977 年）を想起し、

あらゆる形態の女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスを非難し、

女性と男性間の法律上および事実上の平等を実現することが女性に対する暴力の防止において鍵となる要素であることを認め、

女性に対する暴力は女性と男性間に歴史的に存在する不平等な権力関係の表れであり、これが男性による女性の支配および女性に対する差別ならびに女性の全面的地位向上の阻害につながってきたことを認め、

女性に対する暴力の、ジェンダーに基づく暴力としての構造的性質、および、女性に対する暴力が男

性に比して従属的な立場を女性に強要する決定的な社会的機構のひとつである事実を認め、

女性および女子が、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、強姦、強制婚、いわゆる「名誉」の名のもとに行なわれる犯罪および女性性器切除のような、女性および女子の人権の重大な侵害でありかつ女性および男性間の平等の達成を妨げる主要な障壁である、深刻な形態の暴力にしばしばさらされていることを重大な懸念とともに認め、

武力紛争中の継続的人権侵害が文民、とくに広範なまたは組織的な強姦および性暴力という形で女性に影響を及ぼしており、かつ武力紛争中にも武力紛争後もジェンダーに基づく暴力が増加する可能性があることを認め、

女性および女子がジェンダーに基づく暴力にさらされるおそれは男性よりも大きいことを認め、

ドメスティック・バイオレンスが女性に不均衡に影響を及ぼしていること、および、男性もドメスティック・バイオレンスの被害者になりうることを認め、

子どもが、家庭における暴力を目撃する場合も含め、ドメスティック・バイオレンスの被害者であることを認め、

女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスが存在しないヨーロッパをつくりたいと切望し、

次のとおり協定した。

第1章 目的、定義、平等および差別の禁止、一般的義務

第1条 条約の目的

1. この条約の目的は、次のとおりである。
 - a. あらゆる形態の暴力から女性を保護し、ならびに女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスを防止し、訴追しおよび撤廃すること。
 - b. 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に寄与し、かつ、女性のエンパワーメント等により女性と男性間の実質的平等を促進すること。
 - c. 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの被害者全員の保護および被害者全員に対する援助のための、包括的な枠組み、政策および措置を立案すること。
 - d. 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスを撤廃する目的で、国際協力を促進すること。
 - e. 諸機関および法執行機関に対し、女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの撤廃に対して統合的アプローチをとる目的で効果的に協力するための支援および援助を提供すること。
2. この条約は、締約国によるその規定の効果的实施を確保するため、特定の監視機構を設置する。

第2条 条約の適用範囲

1. この条約は、女性に不均衡に影響を及ぼしているドメスティック・バイオレンスを含む、女性に対するあらゆる形態の暴力に適用される。
2. 締約国は、ドメスティック・バイオレンスの被害者全員にこの条約を適用することを奨励される。締約国は、この条約の規定を実施するにあたり、ジェンダーに基づく暴力の被害を受ける女性に特段の注意を払う。
3. この条約は、平時および武力紛争の状況下において適用される。

第3条 定義

この条約の適用上、

- a. 「女性に対する暴力」とは、人権侵害および女性に対する差別のひとつの形態として理解され、かつ、公的生活または私的生活のいずれで生ずるかを問わず、ジェンダーに基づくあらゆる暴力行為であって、女性に対する身体的、性的、心理的もしくは経済的危害もしくは苦痛（当該行為を行なうという脅迫を含む）、強制または恣意的な自由の剥奪に至るものまたはそのおそれがあるものをいう。
- b. 「ドメスティック・バイオレンス」とは、加害者が被害者と住居を同じくしまたは同じくしていたか否かに関わらず、家庭もしくは家族単位内でまたは従前のもしくは現在の配偶者もしくはパートナーの間で生ずる、身体的、性的、心理的または経済的暴力のあらゆる行為をいう。
- c. 「ジェンダー」とは、ある社会が女性および男性にとって適当であると見なす、社会的に構築された役割、行動、活動および属性をいう。
- d. 「女性に対するジェンダーに基づく暴力」とは、女性であることを理由として女性に向けられる暴力または女性に不均衡に影響を及ぼす暴力をいう。
- e. 「被害者」とは、a および b に定められた行為の対象とされたすべての自然人をいう。
- f. 「女性」には、18 歳未満の女子を含む。

第4条－基本的権利、平等および差別の禁止

1. 締約国は、公的領域および私的領域の双方において暴力から自由な生活を送るすべての者、とくに女性の権利を促進しおよび保護するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、女性に対するあらゆる形態の差別を非難し、かつ、とくに次の手段をとることによってこのような差別を防止するため、遅滞なく、必要な立法上その他の措置をとる。
 - － 女性と男性間の平等の原則を国内の憲法または他の適当な法律に掲げ、かつこの原則の実際の実現を確保すること。
 - － 適当なときは制裁を活用すること等により、女性に対する差別を禁止すること。
 - － 女性を差別する法律および慣行を廃止すること。
3. 締約国によるこの条約の規定の実施、とくに被害者の権利を保護するための措置は、性、ジェンダー、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的その他の意見、国民的もしくは社会的出身、国民的マイノリティとのつながり、財産、出生、性的指向、性自認、年齢、健康状態、障害、婚姻上の地位、移住者もしくは難民としての地位またはその他の地位等のいかなる事由による差別もなく、確保される。
4. ジェンダーに基づく暴力を防止しかつ女性をそのような暴力から保護するために必要な特別措置は、この条約の規定上、差別と見なされない。

第5条－国の義務および相当な注意義務

1. 締約国は、女性に対するいかなる暴力行為に関与することも差し控えるものとし、かつ、国の機関、職員、代理人、施設および国に代わって行動する他の主体がこの義務にしたがって行動することを確保する。
2. 締約国は、この条約の適用範囲にある暴力行為であって国以外の主体によって行なわれるものを防止し、捜査し、処罰し、かつ当該暴力行為に対する保障を提供する目的で相当な注意義務を果たすため、必要な立法上その他の措置をとる。

第6条－ジェンダーに配慮した政策

締約国は、この条約の規定の実施およびこれらの規定の影響評価にジェンダーの視点を含めること、ならびに、女性と男性間の平等および女性のエンパワメントの政策を促進しかつ効果的に実施することを約束する。

第2章－統合的政策およびデータ収集

第7条－包括的かつ調整のとれた政策

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力を防止しおよびこれと闘い、ならびに女性に対する暴力へのホリスティックな対応を提供するためのあらゆる関連の措置を包含した、全国的、効果的、包括的かつ調整のとれた政策を採択しおよび実施するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、1の政策において被害者の権利があらゆる措置の中心に位置づけられ、かつ当該政策があらゆる関連の機関、施設および団体間の効果的な協力によって実施されることを確保する。
3. この条にしがたってとられる措置には、適当なときは、政府機関、国、広域行政圏および地方の議会および公的機関、国内人権機関ならびに市民社会組織のような、あらゆる関連の主体が関与する。

第8条－財源

締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力を防止しおよびこれと闘うための統合的政策、措置およびプログラム（非政府組織および市民社会によって実行されるものを含む）を十分に実施するため、適当な財源および人的資源を配分する。

第9条－非政府組織および市民社会

締約国は、女性に対する暴力との闘いの分野で活動する関連の非政府組織の活動および市民社会の活動をあらゆるレベルで承認し、奨励しおよび支援し、ならびにこれらの組織との効果的協力を確立する。

第10条－調整機関

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力を防止しおよびこれと闘うための政策および措置の調整、実施、監視および評価に責任を負う、一または複数の公的機関を指定または設置する。当該機関は、第11条に掲げるデータの収集を調整し、分析を行ない、かつその結果を普及する。
2. 締約国は、この条にしがたって指定されまたは設置された機関が、第8章にしがたってとられた措置に関する一般的性質の情報を受け取ることを確保する。
3. 締約国は、この条にしがたって指定されまたは設置された機関が、他の締約国の同様の機関と直接連絡しかつ関係を醸成する能力を有することを確保する。

第11条－データ収集および調査研究

1. この条約の実施のため、締約国は次のことを約束する。
 - a. この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の事案に関する、細分化された関連の統計的データを定期的に収集すること。
 - b. この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の根本的原因および影響、発生率および有罪判決率、ならびに、この条約を実施するためにとられた措置の効力について研究するため、当該暴力の分野における調査研究を支援すること。
2. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の蔓延率および推移を評価するため、定期的に一般住民集団調査を実施するよう努める。
3. 締約国は、国際協力を活性化しかつ国際的基準設定を可能とするため、この条約の第66条に掲げる専門家グループに対し、この条にしがたって収集された情報を提供する。

4. 締約国は、この条にしたがって収集された情報が公衆に対して利用可能とされることを確保する。

第3章－防止

第12条－一般的義務

1. 締約国は、女性の劣等性の観念または女性および男性の定型化された役割に基づく偏見、慣習、伝統その他あらゆる慣行を根絶する目的で、女性および男性の社会的および文化的な行動様式の変化を促進するために必要な措置をとる。
2. 締約国は、自然人または法人によって行なわれる、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力を防止するため、必要な立法上その他の措置をとる。
3. この章にしたがってとられるいかなる措置においても、特定の状況によって脆弱な立場におかれた者の具体的ニーズを考慮しおよびこれに対応し、ならびにすべての被害者の人権を中心に位置づける。
4. 締約国は、社会のすべての構成員、とくに男性および男子に対し、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の防止に積極的に寄与するよう奨励するため、必要な措置をとる。
5. 締約国は、文化、慣習、宗教、伝統またはいわゆる「名誉」が、この条約の適用範囲にあるいかなる暴力の行為についても正当化事由と見なされないことを確保する。
6. 締約国は、女性のエンパワーメントのためのプログラムおよび活動を促進するため、必要な措置をとる。

第13条－意識啓発

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力のさまざまな表れ方、それが子どもに及ぼす影響およびこのような暴力を防止する必要性に関する一般公衆の意識および理解を高めるため、適当なときは国内の人権機関および平等問題担当機関、市民社会ならびに非政府組織（とくに女性組織）とも協力しながら、日常的にかつあらゆるレベルで、意識啓発のキャンペーンまたはプログラムを促進または実施する。
2. 締約国は、この条約の適用範囲にある暴力行為を防止するために利用可能な措置に関する情報が一般公衆の間で広く普及されることを確保する。

第14条－教育

1. 締約国は、適当なときは、女性と男性間の平等、定形化されていないジェンダー役割、相互の尊重、対人関係における非暴力的な紛争解決、女性に対するジェンダーに基づく暴力および人身の不可侵性に対する権利に関する、学習者の発達しつつある能力に適合した教育資料を公式カリキュラムおよびあらゆるレベルの教育に含めるため、必要な措置をとる。
2. 締約国は、非公式な教育施設ならびにスポーツ施設、文化施設、余暇施設およびメディアにおいて1に掲げる原則を促進するため、必要な措置をとる。

第15条－専門家の訓練

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力行為の加害者または被害者に対応する関連の専門家を対象として、このような暴力の防止および発見、女性と男性間の平等、被害者のニーズおよび権利ならびに二次被害を防止する方法に関する適当な訓練を提供または強化する。
2. 締約国は、この条約の適用範囲にある暴力の事案の付託が包括的かつ適切に処理されることを可能とするため、調整のとれた機関間協力に関する訓練が1の訓練に含まれることを奨励する。

第 16 条—予防的介入および治療プログラム

1. 締約国は、さらなる暴力を防止しかつ暴力的な行動様式を変化させる目的で、ドメスティック・バイオレンスの加害者に対し、対人関係において非暴力的行動をとることを教えるためのプログラムを設置しまたは支援するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、加害者、とくに性犯罪者の再犯を防止することを目的とする治療プログラムを設置しまたは支援するため、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 1 および 2 に掲げる措置をとるにあたり、締約国は、被害者の安全、被害者に対する支援および被害者の人権が第一義的な関心事とされること、および、これらのプログラムが、適当なときは、被害者のための専門的支援サービスとの緊密な調整に基づいて設置されかつ実施されることを、確保する。

第 17 条—民間部門およびメディアの参加

1. 締約国は、民間部門、情報通信技術部門およびメディアに対し、表現の自由およびこれらの部門の独立を正当に尊重しながら、女性に対する暴力を防止しかつ女性の尊厳の尊重を増進させるための政策の策定および実施に参加することならびに当該目的のための指針および自主規制基準を定めることを奨励する。
2. 締約国は、民間部門の主体と協力しながら、品位を損なう性的または暴力的性質のコンテンツであって有害となるおそれがあるものへのアクセスを提供する情報通信環境に対処する方法についての子ども、親および教育者のスキルを発達させおよび促進する。

第 4 章—保護および支援

第 18 条—一般的義務

1. 締約国は、すべての被害者をすべてのさらなる暴力行為から保護するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の被害者および目撃者の保護および支援に際し、関連するすべての国の機関（司法機関、検察官、法執行機関、地方および広域行政圏の公的当局を含む）ならびに非政府組織その他の関連の組織および機関の効果的協力（この条約の第 20 条および第 22 条で詳しく定める一般的小および専門的支援サービスへの付託によるものも含む）の体制を整える適当な機関が存在することを確保するため、国内法にしたがって、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 締約国は、この章にしたがってとられる措置が次のようなものであることを確保する。
 - 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスに関するジェンダー化された理解を基盤とし、かつ被害者の人権および安全に焦点が当てられること。
 - 被害者、加害者、子どもおよびこれらの者が置かれたより幅広い社会環境の関係を考慮に入れた、統合的アプローチを基盤とすること。
 - 二次被害の防止を目的とすること。
 - 暴力の被害を受けた女性のエンパワーメントおよび経済的自立を目的とすること。
 - 適当なときは、保護および支援のための一連のサービスを同じ敷地内に設けられるようにすること。
 - 脆弱な立場に置かれた者（被害を受けた子どもを含む）の具体的ニーズに対応し、かつこれらの被害者に対して利用可能とされること。
4. サービスの提供において、いずれかの加害者を告発しまたはいずれかの加害者に不利な証言を

する意思が被害者にあることは条件とされない。

5. 締約国は、領事的その他の保護および支援を自国民および国際法上の自国の義務にしたがって当該保護を受ける資格のある他の被害者に提供するため、適当な措置をとる。

第 19 条—情報

締約国は、利用可能な支援サービスおよび法的措置に関する十分なかつ時宜を得た情報を、被害者が自己の理解する言語で受け取ることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 20 条—一般的支援サービス

1. 締約国は、暴力からの回復を促進するサービスに被害者がアクセスできることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。これらの措置には、必要なときは、法律相談および心理カウンセリング、金銭的援助、住居、教育、訓練および就労援助が含まれるべきである。
2. 締約国は、被害者が保健ケア・サービスおよび社会サービスにアクセスできること、ならびに、サービスに対して十分な資源が配分され、かつ専門家が被害者の援助および適当なサービスへの被害者の付託に関して訓練されていることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 21 条—個人的／集团的苦情申立てに関する援助

締約国は、被害者が、地域および国際社会の適用可能な個人的／集团的苦情申立て機構に関する情報を得られかつ当該機構にアクセスできることを確保する。締約国は、そのような苦情申立てに際し、配慮および見識のある援助が被害者に提供されることを促進する。

第 22 条—専門的支援サービス

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるいずれかの暴力行為の対象とされたいかなる被害者に対しても、十分な地理的分布をもって即時的、短期的および長期的な支援サービスを提供しまたはそのための手配を行なうため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、暴力の被害を受けたすべての女性およびその子どもに専門的な女性支援サービスを提供し、またはそのための手配を行なう。

第 23 条—シェルター

締約国は、寝泊まりのできる安全な場所を被害者、とくに女性および子どもに提供し、かつこれらの被害者に対して能動的に援助のための働きかけを行なう、適当な、容易にアクセスできるシェルターが十分な数だけ設置される体制を整えるため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 24 条—電話ヘルプライン

締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力との関連で、秘密裡にまたは相談者の匿名性を正当に顧慮しながら相談者に助言を提供する、24 時間対応でありかつ無償の全国的電話ヘルプラインを設置するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 25 条—性暴力被害者の支援

締約国は、被害者のために医学的および法医学的検査、トラウマ支援ならびにカウンセリングを準備する、適当な、容易にアクセスできるレイプ・クライシス・センターまたは性暴力被害者対応センターが十分な数だけ設置される体制を整えるため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 26 条—暴力を目撃した子どもの保護および支援

1. 締約国は、被害者に対する保護および支援のサービスの提供に際し、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力を目撃した子どもの権利およびニーズが正当に考慮されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. この条にしたがってとられる措置には、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力を目撃した子どもを対象とする年齢にふさわしい心理社会的カウンセリングを含み、かつ、措置に際しては子どもの最善の利益が正当に顧慮される。

第 27 条—通報

締約国は、この条約の適用範囲にある暴力行為が行なわれるのを目撃し、またはそのような行為が行なわれる可能性があるもしくはさらなる暴力行為が予見されると考えるに足る合理的な理由を有するいかなる者に対しても、これを権限ある組織または公的機関に通報するよう奨励するため、必要な措置をとる。

第 28 条—専門家による通報

締約国は、国内法によって一定の専門家に課されている守秘義務の規則により、当該専門家が、この条約の適用範囲にある重大な暴力行為が行なわれかつさらなる重大な暴力行為が予見されると考えるに足る合理的な理由を有する場合に、適当な条件のもと、権限ある組織または公的機関に通報する可能性が妨げられないことを確保するため、必要な措置をとる。

第 5 章—実体法

第 29 条—民事上の訴訟および救済措置

1. 締約国は、加害者を相手どった十分な民事上の救済措置を被害者に提供するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、国際法の一般的原則にしたがい、その権限の範囲内にある必要な防止措置または保護措置をとる義務を怠った国の機関を相手どった十分な民事上の救済措置を被害者に提供するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 30 条—賠償

1. 締約国は、この条約にしたがって定められたいずれかの犯罪について被害者が加害者に対する賠償請求権を有することを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 身体的重傷を負いまたは健康を深刻に損なった者に対しては、当該損害が加害者、保険または国の資金による保健的もしくは社会的支給等の他の資金源によって保障されない限度で、十分な国家賠償が行なわれる。このことは、被害者の安全が正当に顧慮されるかぎりにおいて、締約国が、加害者によって支払われた賠償金からの償還請求を行なうことを妨げるものではない。
3. 2 にしたがってとられる措置においては、賠償が合理的期間内に行なわれることを確保する。

第 31 条—監護権、面会権および安全

1. 締約国は、子どもの監護権および面会権に関する決定に際し、この条約の適用範囲にある暴力の発生が考慮されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、いかなる面会権または監護権の行使も被害者または子どもの権利および安全を危うくしないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 32 条—強制婚の民事的効力

締約国は、強制に基づく婚姻を、被害者に不当な金銭的または行政的負担を課すことなく無効にでき、取り消し、または解消できることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 33 条—心理的暴力

締約国は、威迫または脅迫を通じて人の心理的不可侵性を深刻に損なう故意の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 34 条—ストーカー行為

締約国は、他の者に向けられた脅迫的行為を繰り返し行ない、もってその者に自己の安全に関する恐怖を抱かせる故意の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 35 条—身体的暴力

締約国は、他の者に対して身体的暴力行為を故意に行なうことが犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 36 条—性暴力（強姦を含む）

1. 締約国は、故意に行なわれる次の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 - a. 同意に基づかず、他の者の身体に対し、いずれかの身体部位または物をもって膣、肛門または口への性的性質の挿入行為を行なうこと。
 - b. 人に対し、同意に基づかない他の性的性質の行為を行なうこと。
 - c. 他の者をして、同意に基づかない性的性質の行為を第三者と行なわせること。
2. 同意は、自由意思の結果として、自発的に与えられなければならない。当該自由意思は、関連する状況の文脈において評価される。
3. 締約国は、1 の規定が、国内法で認められた従前のまたは現在の配偶者またはパートナーに対して行なわれた行為にも適用されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 37 条—強制婚

1. 締約国は、成人または子どもを強要して婚姻させる故意の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、成人または子どもを、強要して婚姻させる目的をもってその居住国以外の締約国または国の領域に連れ出す故意の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 38 条—女性性器切除

締約国は、故意に行なわれる次の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

- a. 女性の大陰唇、小陰唇または陰核の全体または一部を切除し、封鎖しまたはその他の損傷を加えること。
- b. 女性を威迫しまたは誘導して a に掲げられたいずれかの行為を行なわせること。
- c. 女子を扇動し、威迫しまたは誘導して a に掲げられたいずれかの行為を行なわせること。

第 39 条—強制的妊娠中絶および強制的不妊手術

締約国は、故意に行なわれる次の行為が犯罪とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

- a. 事前のかつ十分な情報に基づく本人の同意を得ることなく、女性に対して妊娠中絶を行なうこと。
- b. 女性の自然な生殖能力を喪失させる目的または効果を有する手術を、事前のかつ十分な情報に基づく本人の同意を得ることなくまたは本人が手続について理解しないまま行なうこと。

第 40 条—セクシュアル・ハラスメント

締約国は、人の尊厳を侵害する目的または効果を有する、性的性質の望まれない言語的、非言語的または身体的行為（とくに当該行為が脅迫的な、敵対的な、品位を傷つける、屈辱的なまたは侮辱的な環境をつくり出すとき）が、その形態を問わず、刑事上の又はその他の法的制裁の対象とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 41 条—幫助または教唆および未遂

1. 締約国は、この条約の第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条 a および第 39 条にしたがって定められた犯罪の遂行を幫助しまたは教唆することを、当該幫助または教唆が故意に行なわれたときは犯罪とするため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、この条約の第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条 a および第 39 条にしたがって定められた犯罪の未遂が故意に行なわれたときはこれを犯罪とするため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 42 条—犯罪（いわゆる「名誉」の名のもとに行なわれる犯罪を含む）の正当化の拒否

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるいずれかの暴力行為の遂行後に開始された刑事手続において、文化、慣習、宗教、伝統またはいわゆる「名誉」が当該行為の正当化事由と見なされないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。これには、とくに、適切な行動に関する文化的、宗教的、社会的もしくは伝統的規範または慣習に被害者が違反した旨の主張が含まれる。
2. 締約国は、いずれかの者が子どもに対して 1 に掲げられたいずれかの行為を行なうよう扇動したことにより、行なわれた行為に関する当該扇動者の刑事責任が軽減されないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 43 条—罪名の適用

この条約にしたがって定められた罪名は、被害者と加害者間の関係の性質に関わらず、適用される。

第 44 条—裁判権

1. 締約国は、次のいずれかの場合において、この条約にしたがって定められたいかなる犯罪についても裁判権を設定するため、必要な立法上その他の措置をとる。
 - a. 当該犯罪が自国の領域内で行なわれるとき。
 - b. 当該犯罪が自国を旗国とする船舶内で行なわれるとき。
 - c. 当該犯罪が自国の法令に基づいて登録された航空機内で行なわれるとき。
 - d. 当該犯罪が自国の国民のいずれかによって行なわれるとき。
 - e. 当該犯罪が自国の領域内に常居所を有する者によって行なわれるとき。
2. 締約国は、この条約にしたがって定められたいずれかの犯罪が自国の国民のいずれかまたは自国の領域内に常居所を有する者に対して行なわれる場合に当該犯罪について裁判権を設定するため、

必要な立法上その他の措置をとるよう努める。

3. この条約の第 36 条、第 37 条、第 38 条および第 39 条にしたがって定められた犯罪の訴追のため、締約国は、自国の裁判権が、当該行為がその遂行地において犯罪とされていなければならないという条件に服させられないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
4. この条約の第 36 条、第 37 条、第 38 条および第 39 条にしたがって定められた犯罪の訴追のため、締約国は、1 d および e に関わる自国の裁判権が、被害者からの申告または犯罪実行地である国からの情報の提出がなければ訴追を開始することができないという条件に服させられないことを確保するために、必要な立法上その他の措置をとる。
5. 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ容疑者の国籍のみを理由として他の締約国に当該容疑者の引渡しを行わない場合においてこの条約にしたがって定められた犯罪についての裁判権を設定するため、必要な立法上その他の措置をとる。
6. この条約にしたがって定められた犯罪が行なわれたとされる場合において、二以上の締約国が当該犯罪についての裁判権を主張するときは、関係締約国は、適当な場合には、訴追のためにもっとも適した裁判管轄国を決定するため協議を行なう。
7. この条約は、国際法の一般規則を損なわないかぎりにおいて、締約国がその国内法にしたがって行使するいかなる刑事裁判権も排除するものではない。

第 45 条—制裁および措置

1. 締約国は、この条約にしたがって定められた犯罪が、その重大さを考慮に入れた効果的な、均衡のとれたかつ抑止効果のある制裁によって処罰されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。当該制裁には、適当なときは、犯罪人引渡しにつながる可能性もある、自由の剥奪をとらなう刑を含む。
2. 締約国は、加害者について次のようなその他の措置をとることができる。
 - 有罪判決を受けた者の監視または監督。
 - 子どもの最善の利益（被害者の安全を含むことがある）が他のいかなる方法によっても保障できないときは、親としての権利の喪失宣告。

第 46 条—加重事由

締約国は、この条約にしたがって定められた犯罪に関わる刑の決定において、次の事由を、当該事由がすでに犯罪の構成要件の一部となっている場合を除き、国内法の関連規定に一致する形で加重事由として考慮できることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

- a. 当該犯罪が、家族構成員、被害者と同居している者または自己の権威を濫用した者によって、国内法で認められた従前のまたは現在の配偶者またはパートナーに対して行なわれたこと。
- b. 当該犯罪または関連の犯罪が繰り返し行なわれたこと。
- c. 当該犯罪が、特別な状況によって脆弱な立場に置かれた被害者に対して行なわれたこと。
- d. 当該犯罪が子どものいる前で行なわれたこと。
- e. 当該犯罪が、ともに行動する 2 名以上の者によって行なわれたこと。
- f. 当該犯罪に先行しまたは並行して極度の水準の暴力が用いられたこと。
- g. 当該犯罪が、武器を使用してまたは武器による威嚇をとらなうて行なわれたこと。
- h. 当該犯罪の結果、被害者が重大な身体的または精神的危害を受けたこと。
- i. 加害者が過去に同様の性質の犯罪を理由として有罪判決を受けていること。

第 47 条—他の締約国が言い渡した刑

締約国は、刑の決定において、この条約にしたがって定められた犯罪に関わって他の締約国が言い渡

した終局判決を考慮できるようにするため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 48 条—義務的な代替的紛争解決手続または量刑の禁止

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力との関連で義務的な代替的紛争解決手続（斡旋および調停を含む）を禁ずるため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、金銭的制裁が命じられる場合において被害者に対する金銭的義務を引き受ける加害者の能力が正当に考慮されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 6 章—捜査、訴追、手続法および保護措置

第 49 条—一般的義務

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力に関わる捜査および司法手続が、刑事手続のすべての段階において被害者の権利を考慮しつつ、不当な遅滞なく進められることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、この条約にしたがって定められた犯罪の効果的捜査および訴追を確保するため、人権の基本的原則に一致する形で、かつ暴力に関するジェンダー化された理解を顧慮しながら、必要な立法上その他の措置をとる。

第 50 条—即時的対応、防止および保護

1. 締約国は、法執行機関が、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力に対し、被害者に対して十分かつ即時的な保護を提供することによって迅速かつ適切に対応することを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、責任のある法執行機関が、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の防止および当該暴力からの保護に迅速かつ適切に関与すること（防止のための運用上の措置を採用することおよび証拠を収集することも含む）を確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 51 条—リスク評価およびリスク管理

1. 締約国は、リスクを管理し、かつ必要なときは調整のとれた安全対策および支援を行なう目的で、死亡リスク、状況の深刻性および暴力が繰り返されるおそれに関する評価がすべての関連の公的機関によって実施されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、1 の評価にあたり、捜査および保護措置の適用のすべての段階において、この条約の適用範囲にある暴力行為の加害者が火器を所持しておりまたは火器にアクセスできることが正当に考慮されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 52 条—緊急の接近禁止命令

締約国は、権限ある公的機関が、差し迫った危険が存する状況において、ドメスティック・バイオレンスの加害者に対して被害者または危険な状況にある者の住居から十分な期間退去することを命じ、かつ、当該加害者が被害者または危険な状況にある者の住居に立ち入ることまたはこれらの者に接触することを禁ずる権限を与えられることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。この条にしたがってとられる措置においては、被害者または危険な状況にある者の安全が優先される。

第 53 条—差止命令または保護命令

1. 締約国は、この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の被害者に対し、適当な差止命令または保護命令が利用可能とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

2. 締約国は、1の差止命令または保護命令が次のようなものであることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
- 即時的保護の目的で、かつ被害者に不当な金銭的または行政的負担を課すことなく利用可能であること。
 - 定められた期間または修正されもしくは解除されるまで有効な命令として発令されること。
 - 必要なときは、一方の当事者の申立てのみに基づき、即時的効力を有するものとして発令されること。
 - 他の法的手続に関わりなく、または他の法的手続に加えて利用可能であること。
 - その後の法的手続で提出することが可能であること。
3. 締約国は、1にしたがって発令された差止命令または保護命令の違反が、効果的な、均衡のとれたかつ抑止効果のある刑事上その他の法的制裁の対象とされることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第54条—捜査および証拠

締約国は、民事上または刑事上のいかなる手続においても、被害者の性的過去および性的行為に関する証拠が、当該証拠が関連性および必要性を有していないかぎり認容されないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第55条—一方当事者手続および職権手続

1. 締約国は、この条約の第35条、第36条、第37条、第38条および第39条にしたがって定められた犯罪の捜査または訴追について、当該犯罪の全部または一部が自国の領域内で行なわれたときは被害者による申告または告発が必須の要件とされないこと、および、たとえ被害者がその陳述を撤回しても手続の継続が可能であることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、国内法で定められた条件にしたがって、政府機関および非政府組織ならびにドメスティック・バイオレンス・カウンセラーが、この条約にしたがって定められた犯罪に関わる捜査および司法手続の間、被害者の要請により当該被害者を援助しかつ（または）支援できることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第56条—保護措置

1. 締約国は、とくに次の対応をとることにより、捜査および司法手続のあらゆる段階で被害者の権利および利益（証人としての特別なニーズも含む）を保護するため、必要な立法上その他の措置をとる。
- a. 脅迫、報復および被害の再発からの、被害者の安全ならびにその家族および被害者側証人の安全を確保できるようにすること。
 - b. 少なくとも被害者および家族が危険な状況に置かれる可能性がある事件において、当該被害者等に対し、加害者が逃亡したときまたは一時的にもしくは最終的に釈放されるときにその旨の情報が提供されることを確保すること。
 - c. 被害者に対し、国内法で定められた条件にしたがって、被害者の権利および被害者が利用可能なサービスについて、ならびに、被害者の申立てに対するフォローアップの状況、告訴の罪状、捜査または手続の一般的進展状況および当該捜査または手続における被害者の役割ならびに事件の結果について、情報を提供すること。
 - d. 被害者が、国内法の手続規則に一致する方法で、意見を聴かれ、証拠を提出し、かつ、その意見、ニーズおよび関心事が直接または仲介者を通じて表明および考慮されることを求められるようにすること。

- e. 被害者の権利および利益が適正に提示および考慮されるようにするため、被害者に適切な支援サービスを提供すること。
 - f. 被害者のプライバシーおよび肖像を保護するための措置をとれることを確保すること。
 - g. 可能なときは、裁判所および法執行機関の施設内で被害者および加害者が接触しないことを確保すること。
 - h. 被害者が手続の当事者であるときまたは被害者が証拠を提出するときは、被害者に対して独立のかつ能力がある通訳者を提供すること。
 - i. 被害者が、国内法で定められた規則にしたがい、とくに、利用可能なときは適当な通信技術を活用して、自らが出廷することなく、または少なくとも容疑者が出廷していない状態で、証言できるようにすること。
2. 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの被害者および目撃者である子どもは、適当なときは、子どもの最善の利益を考慮した特別な保護措置を提供される。

第 57 条—法律扶助

締約国は、国内法で定められた条件に基づき、弁護士による援助および無償の法律扶助に対する被害者の権利を保障する。

第 58 条—時効

締約国は、被害者が成年に達した後には有効に手続を開始することを可能にする目的で、この条約の第 36 条、第 37 条、第 38 条および第 39 条にしたがって定められた犯罪に関わるいずれかの法的手続の開始に関する時効が、十分な、かつ当該犯罪の重大さに相応する期間消滅しないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 7 章—移住および庇護

第 59 条—在留資格

1. 締約国は、被害者の在留資格が国内法で認められた配偶者またはパートナーの在留資格に依存している場合であって当該婚姻または関係が解消した際、当該被害者が、とくに困難な状況にある場合に、当該婚姻または関係の継続期間に関わらず申請によって独立の在留許可を付与されることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。独立の在留許可の付与および期間に関する条件は、国内法でこれを定める。
2. 締約国は、被害者の在留資格が国内法で認められた配偶者またはパートナーの在留資格に依存している場合であって当該在留資格に関わる国外追放手続が開始された際、当該被害者が、独立の在留許可を申請できるようにする目的で当該手続を停止させられることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 締約国は、次の 2 つの状況のいずれかまたは双方にある被害者に対し、更新可能な在留許可を与える。
 - a. 権限ある公的機関が、当該被害者の個人的状況を理由としてその滞在が必要であると考えるとき。
 - b. 権限ある公的機関が、当該被害者が捜査または刑事手続において権限ある公的機関と協力するためその滞在が必要であると考えるとき。
4. 締約国は、婚姻のため他国に連れてこられた強制婚の被害者がその結果その常居所国における在留資格を喪失した場合に、当該被害者が資格を回復できることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 60 条—ジェンダーに基づく庇護申請

1. 締約国は、女性に対して行なわれるジェンダーに基づく暴力を、難民の地位に関する 1951 年条約第 1 条 A (2) にいう迫害の一形態としておよび補完的／副次的保護を生じさせる重大な危害の一形態として認めることができることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、[難民] 条約に掲げられた事由のそれぞれについてジェンダーに配慮した解釈が行なわれ、かつ、これらの事由の一以上を理由として迫害の恐怖が生じていることが立証されたときは、適用可能な関連の文書にしたがって申請者に難民資格が与えられることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 締約国は、庇護希望者を対象とするジェンダーに配慮した受入れ手続および支援サービスならびにジェンダー指針およびジェンダーに配慮した庇護手続(難民認定および国際的保護申請を含む)を発展させるため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 61 条—ノン・ルフールマン

1. 締約国は、国際法上の既存の義務にしたがってノン・ルフールマンの原則を尊重するため、必要な立法上その他の措置をとる。
2. 締約国は、その地位または在留場所に関わらず、女性に対する暴力の被害者であって保護を必要とする者が、いかなる状況においても、その生命が危険にさらされ、または当該被害者が拷問または非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは処罰を受けるおそれのあるいかなる国に対しても送還されないことを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。

第 8 章—国際協力

第 62 条—一般的原则

1. 締約国は、この条約の規定にしたがって、かつ、民事上および刑事上の問題における協力についての関連の国際文書および地域文書、統一法または互惠法を基礎とする取決めならびに国内法の適用を通じて、次の目的のため、可能なかぎり最大限に相互協力を行なう。
 - a. この条約の適用範囲にあるあらゆる形態の暴力の防止、これとの闘いおよびその訴追。
 - b. 被害者の保護および被害者への援助の提供。
 - c. この条約にしたがって定められた犯罪に関わる捜査または手続。
 - d. 締約国の司法機関が言い渡した関連の民事判決または刑事判決(保護命令を含む)の執行。
2. 締約国は、この条約にしたがって定められた犯罪の被害者であって居住国以外の締約国の領域内で当該犯罪の被害を受けた者が、その居住国の権限ある機関に申告を行なえることを確保するため、必要な立法上その他の措置をとる。
3. 条約がなければ刑事共助、犯罪人引渡しまたは他の締約国が言い渡した民事判決もしくは刑事判決の執行を行なうことはできない旨の条件を設けている締約国が、そのような条約を締結していない締約国から当該法的協力の要請を受けたときは、当該締約国は、この条約を、この条約にしたがって定められた犯罪に関わる刑事共助、犯罪人引渡しまたは他の締約国が言い渡した民事判決もしくは刑事判決の執行の根拠と見なすことができる。
4. 締約国は、適当なときは、女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの防止ならびにこれとの闘いを、第三国のために提供される開発援助プログラムに統合するよう努める。このための手段には、第 18 条第 5 項にしたがって被害者の保護を促進することを目的として、第三国と二国間または多国間協定を締結することを含む。

第 63 条—危険な状況に置かれた者に関する措置

締約国が、その有する情報に基づき、ある者が他の締約国の領域でこの条約の第 36 条、第 37 条、第 38 条および第 39 条に掲げられたいずれかの暴力行為を受ける差し迫ったおそれがあると考え合理的理由を有するときは、当該情報を有する締約国は、適切な保護措置がとられることを確保する目的で、当該他の締約国に対し、遅滞なく当該情報を送付するよう奨励される。この情報には、適用可能なときは、危険な状況におかれた当該人物のためにすでにとられている保護体制に関する詳細を含む。

第 64 条—情報

1. 要請を受けた締約国は、要請を行なった締約国に対し、この章に基づいてとられた行動の最終的結果を迅速に通知する。要請を受けた締約国はまた、要請を行なった締約国に対し、追求された行動の実行を不可能にする事情またはこれを著しく遅延させるおそれがある事情があるときは、これについても通知する。
2. 締約国は、自国の捜査の枠組みの中で入手した情報を、当該情報の開示が、この条約にしたがって定められた犯罪の防止または当該犯罪に関わる捜査もしくは手続の開始もしくは遂行に関して情報を受け取る締約国の役に立つ可能性があると考えるとき、または、当該情報の開示によって、情報を受け取る締約国がこの章に基づく協力を要請する可能性があると考えるときは、国内法の制約の範囲内で、事前の要請を受けることなく、当該情報を他の締約国に送付することができる。
3. 2 にしたがっていずれかの情報を受け取った締約国は、適当と考えられるときは手続を開始できるようにするため、または関連の民事手続および刑事手続において当該情報を考慮することができるようにするため、自国の権限ある公的機関に当該情報を提出する。

第 65 条—データの保護

個人データは、個人データの自動処理に関する個人の保護のための条約（ETS No. 108）に基づいて締約国が約束した義務にしたがって保存されおよび利用される。

第 9 章—監視機構

第 66 条—女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンス対策に関する専門家委員会

1. 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンス対策に関する専門家委員会（以下「GREVIO」）は、締約国によるこの条約の実施を監視する。
2. GREVIO は、ジェンダーの均衡および地理的均衡ならびに学際的専門性を考慮しながら、10 名以上 15 名以下の委員で構成する。GREVIO の委員は、1 回の更新が可能な 4 年の任期で締約国によって指名され、かつ締約国の国民から選ばれた候補者の中から、締約国委員会が選出する。
3. 10 名の委員の最初の選挙は、この条約の発効後 1 年以内に行なう。追加の 5 名の委員の選挙は、25 番目の批准または加入の後に行なう。
4. GREVIO の委員の選挙は、次の原則に基づいて行なう。
 - a. 委員は、人権、ジェンダーの平等、女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスもしくは被害者の援助および保護の分野で能力を認められていることまたはこの条約の対象分野において専門的経験を示してきたことで知られている、高潔な人格を有する者のなかから、透明な手続にしたがって選ばれる。
 - b. GREVIO の委員のうちいずれの 2 名も同一国の国民であってはならない。
 - c. 委員は、主要な法体系を代表しているべきである。
 - d. 委員は、女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの分野における主要な主体および機関を代表しているべきである。

5. GREVIO の委員の選出手続は、この条約の発効後 6 か月以内に、締約国と協議しかつその全会一致の同意を得た後、欧州評議会閣僚委員会が決定する。
6. GREVIO は、独自の手続規則を採択する。
7. GREVIO の委員、および、委員以外の者であつて第 68 条第 9 項および第 14 条に掲げられた国別訪問を行なう代表団の団員は、この条約の付属文書に定める特権および免除を享受する。

第 67 条—締約国委員会

1. 締約国委員会は、この条約の締約国の代表で構成する。
2. 締約国委員会は、欧州評議会事務総長がこれを招集する。その第 1 回会合は、GREVIO の委員を選出するため、この条約が効力を生じた後 1 年以内に開催する。その後は、締約国の 3 分の 1 以上、締約国委員会議長または事務総長の要請があるときは、いつでも会合を行なう。
3. 締約国委員会は、独自の手続規則を採択する。

第 68 条—手続

1. 締約国は、GREVIO による検討に供するため、欧州評議会事務総長に対し、GREVIO が作成する質問票に基づき、この条約の規定を実施するための立法上その他の措置に関する報告書を提出する。
2. GREVIO は、1 にしたがって提出された報告書を、当該締約国の代表とともに検討する。
3. その後の評価手続はラウンドに分割して進めるものとし、ラウンドの期間は GREVIO が決定する。GREVIO は、各ラウンドの開始時に、評価手続の基礎となる特定の規定を選択し、かつ質問票を送付する。
4. GREVIO は、この監視手続を実施するための適当な手段について定める。GREVIO はとくに、締約国による実施の評価手続の基礎となる質問票を評価ラウンドごとに採択することができる。この質問票は、全締約国に宛てられるものとする。締約国は、この質問票に対し、かつ GREVIO による他のいかなる情報要請に対しても、回答する。
5. GREVIO は、非政府組織および市民社会ならびに人権の保護のための国内機関から、この条約の実施に関する情報を受け取ることができる。
6. GREVIO は、この条約の適用範囲内の分野に関する他の地域的および国際的文書および機関から入手可能な既存の情報を正当に考慮する。
7. 各評価ラウンドについての質問票を採択するにあたり、GREVIO は、この条約の第 11 条に掲げられた、締約国ですすで行なわれているデータ収集および調査研究を正当に考慮する。
8. GREVIO は、欧州評議会人権コミッショナー、議員会議および関連する欧州評議会の専門機関ならびに他の国際文書に基づいて設置されている機関から、条約の実施に関する情報を受け取ることができる。これらの機関に申し立てられた苦情およびその結果は、GREVIO に対して利用可能とされる。
9. GREVIO は、得られた情報が不十分であるとき、または 14 に定める場合には、国内の公的機関と協力し、かつ独立の国内専門家の援助を得ながら、補助的に国別訪問を行なうことができる。当該訪問の際、GREVIO は、特定分野の専門家の援助を得ることができる。
10. GREVIO は、評価の基礎とされた規程の実施に関する分析、ならびに、特定された問題に当該締約国が対処する方法についての提言および提案を記載した報告書案を作成する。当該報告書案は、コメントを求めるため、評価を受けた締約国に送付される。当該締約国のコメントは、報告書の採択の際、GREVIO によって考慮される。
11. GREVIO は、受領したすべての情報および締約国によるコメントに基づき、この条約の規定を実施するために当該締約国がとった措置に関する報告書および結論を採択する。この報告書および

結論は、当該締約国および締約国委員会に送付される。GREVIO の報告書および結論は、当該締約国による最終コメントとともに、採択時から公開される。

- 1 2. 締約国委員会は、1 から 8 までの手続を妨げることなく、GREVIO の報告書および結論に基づき、(a) GREVIO の結論を実施するためにとるべき措置（必要なときは、その実施に関する情報が提出されるべき日を定めるものとする）に関する、かつ (b) この条約の適正な実施のために当該締約国との協力を促進することを目的とした、当該締約国に宛てた勧告を採択することができる。
- 1 3. GREVIO は、重大な条約違反を防止しまたはその規模もしくは回数を制限するために即時に注意を払うべき問題がある状況を示す信頼できる情報を受け取ったときは、重大な、大規模なまたは執拗な様式で行なわれる女性に対する暴力を防止するためにとられた措置についての報告書を緊急に提出するよう、要請することができる。
- 1 4. GREVIO は、締約国から提出された情報および GREVIO が入手した他のいずれかの信頼できる情報を考慮に入れ、1 名以上の委員を指名して調査を行なわせ、かつ GREVIO に緊急に報告させることができる。正当な理由および締約国の同意があるときは、この調査に当該締約国の領域への訪問を含むことができる。
- 1 5. GREVIO は、14 の調査の知見を検討した後、当該知見を、いずれかのコメントおよび勧告があればそれとともに、当該締約国ならびに適当なときは締約国委員会および欧州評議会閣僚委員会に送付する。

第 69 条—一般的勧告

GREVIO は、適当なときは、この条約の実施に関する一般的勧告を採択することができる。

第 70 条—監視への議会の関与

1. 国内議会は、この条約の実施のためにとられた措置の監視に参加するよう慫慂される。
2. 締約国は、GREVIO の報告書を自国の国内議会に提出する。
3. 欧州評議会議員会議は、この条約の実施に関する定期的評価を行なうよう慫慂される。

第 10 章—他の国際文書との関係

第 71 条—他の国際文書との関係

1. この条約は、この条約の締約国が現に締約国であるまたは締約国になるものとされる他の国際文書であって、この条約が規律する事柄についての規定を含んでいる他の国際文書から生ずる義務に影響を及ぼすものではない。
2. この条約の締約国は、この条約の規定を補足もしくは強化しまたはこの条約に掲げられた原則の適用を促進する目的で、この条約で扱われている事柄について相互に二国間または多国間協定を締結することができる。

第 11 章—条約改正

第 72 条—改正

1. 締約国がこの条約について行なうたいかなる改正の提案も、欧州評議会事務総長に送付され、事務総長により、欧州評議会加盟国、すべての署名国、すべての締約国、欧州連合、第 75 条の規定にしたがってこの条約への署名を慫慂されたすべての国および第 76 条の規定にしたがってこの条約への加入を慫慂されたすべての国に送付される。
2. 欧州評議会閣僚委員会は、当該改正案を検討するものとし、欧州評議会加盟国以外のこの条約

の締約国と協議した後、欧州評議会規程第 20 条 d に定める過半数をもって当該改正を採択することができる。

3. 2 にしたがって閣僚委員会が採択した改正文は、受託のため、締約国に送付される。
4. 2 にしたがって採択されたいかなる改正も、すべての締約国が改正の受託を事務総長に通告した日の後 1 か月が経過した月の 1 日に効力を生ずる。

第 12 章—最終条項

第 73 条—この条約の効果

この条約の規定は、国内法およびすでに効力を生じているまたはその可能性がある拘束力のある国際文書の規定であって、女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの防止およびこれとの闘いに関して人により手厚い権利を付与しておりまたは付与することになる規定を害するものではない。

第 74 条—紛争解決

1. この条約の規定の適用または解釈に関して生ずる可能性のあるいずれかの紛争の当事国である締約国は、まず、交渉、調停、仲裁の手段によってまたは当事国間の相互の合意によって受け入れられた他のいずれかの平和的解決方法によって、当該紛争を解決するよう努める。
2. 欧州評議会閣僚委員会は、紛争当事国である締約国が合意した場合に利用可能な解決手続を定めることができる。

第 75 条—署名および発効

1. この条約は、欧州評議会加盟国、その作成に参加した非加盟国および欧州連合による署名のために開放しておく。
2. この条約は、批准、加入または承認されなければならない。批准書、加入書または承認書は、欧州評議会事務総長に寄託する。
3. この条約は、少なくとも 8 か国の欧州評議会加盟国を含む 10 か国の署名国が、前項の規定にしたがって条約に拘束されることへの同意を表明した日の後 3 か月が経過した月の 1 日に効力を生ずる。
4. 1 に掲げられたいずれかの国または欧州連合が、その後、条約に拘束されることへの同意を表明したときは、条約は、当該国または欧州連合について、その批准書、加入書または承認書が寄託された日の後 3 か月が経過した月の 1 日に効力を生ずる。

第 76 条—条約への加入

1. この条約の発効後、欧州評議会閣僚委員会は、この条約の締約国との協議を行ないかつその全会一致の同意を得た後、欧州評議会の非加盟国であって条約の作成に参加しなかったいかなる国に対しても、欧州評議会規程第 20 条 d に定められた過半数による決定をもって、かつ閣僚評議会に出席する資格を有する締約国の代表の全会一致の投票をもって、この条約に加入するよう慫慂することができる。
2. 条約は、加入したいかなる国についても、欧州評議会事務総長に加入書が寄託された日の後 3 か月が経過した月の 1 日に効力を生ずる。

第 77 条—領域的適用

1. いずれの国または欧州連合も、署名時または批准書、受託書、承認書もしくは加入書の寄託時に、この条約が適用される単一のまたは複数の領域を特定することができる。

2. いずれの国も、その後のいかなる時点においても、欧州評議会事務総長に宛てた宣言によって、当該宣言で特定され、かつ国際的關係について自国が責任を負っているまたは自国が代わって保証を行なうことが認められている他のいずれの領域に対しても、この条約を新たに適用することができる。当該領域については、条約は、事務総長が当該宣言を受領した日の後3か月が経過した月の1日に効力を生ずる。
3. 1および2の規定に基づいて行なわれたいずれの宣言も、当該宣言で特定されたいずれの領域についても、欧州評議会事務総長に宛てた通告によって撤回することができる。撤回は、事務総長が当該通告を受領した日の後3か月が経過した月の1日に効力を生ずる。

第78条—留保

1. この条約のいかなる規定についても、2および3に定められた例外を除き、いかなる留保も付すことができない。
2. いずれの国または欧州連合も、署名時または批准書、受託書、承認書もしくは加入書の寄託時に、欧州評議会事務総長に宛てた宣言によって、次の条に掲げられた規定を適用しない権利または特定の事案もしくは特定の条件が存するときにきぎって適用する権利を留保する旨、宣言することができる。
 - 第30条第2項
 - 第44条第1項e、第3項および第4項
 - 第55条第1項（微罪に関わる第35条の適用について）
 - 第58条（第37条、第38条および第39条の適用について）
 - 第59条
3. いずれの国または欧州連合も、署名時または批准書、受託書、承認書もしくは加入書の寄託時に、欧州評議会事務総長に宛てた宣言によって、第33条および第34条に掲げられた行動について刑事的制裁に代えて非刑事的制裁を定める権利を留保する旨、宣言することができる。
4. いずれの締約国も、欧州評議会事務総長に宛てた宣言によって、留保の全部または一部を撤回することができる。この宣言は、事務総長の受領の日から効力を生ずる。

第79条—留保の有効性および再検討

1. 第78条第2項および第3項に掲げられた留保は、当該締約国についてこの条約が効力を生じた日から5年間、その効力を維持する。ただし、当該留保は同一の期間で更新することができる。
2. 欧州評議会事務総長は、留保が失効する日の18か月前に、当該締約国に対して当該失効について通告する。締約国は、失効の3か月前までに、事務総長に対し、自国の留保を維持し、修正しまたは撤回する旨を通告する。当該締約国による通告がないときは、事務総長は、当該締約国に対し、当該締約国の留保は自動的に6か月間延長されたと見なされる旨、通知する。当該締約国が、自国の留保を維持しまたは修正する意思を当該期間の終了までに通告しないときは、当該留保は執行する。
3. 第78条第2項および第3項にしたがって留保を付した締約国は、その更新までにまたは要請により、当該留保を継続する正当な理由について GREVIO に説明を行なう。

第80条—廃棄

1. いかなる締約国も、欧州評議会事務総長に宛てた通告を行なうことによって、いつでもこの条約を廃棄することができる。
2. 当該廃棄は、事務総長が通告を受領した日の後3か月が経過した月の1日に効力を生ずる。

第 81 条—通告

欧州評議会事務総長は、欧州評議会加盟国、この条約の作成に参加した非加盟国、すべての署名国、すべての締約国、欧州連合およびこの条約への加入を懇請されたすべての国に対し、次の事項を通告する。

- a. すべての署名。
- b. すべての批准書、受託書、承認書または加入書の寄託。
- c. 第 75 条および第 76 条にしたがってこの条約が効力を生ずるすべての日付。
- d. 第 72 条にしたがって採択されたすべての改正および当該改正が効力を生ずる日付。
- e. 第 78 条にしたがって行なわれたすべての留保および留保の撤回。
- f. 第 80 条の規定にしたがって行なわれたすべての廃棄。
- g. この条約に関わる他のいずれかの行為、通告または連絡。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

2011 年 5 月 11 日、イスタンブールにおいて、ひとしく正文である英語およびフランス語により本書 1 通を作成した。本書は、欧州評議会に寄託する。欧州評議会事務総長は、欧州評議会の各加盟国、この条約の作成に参加した非加盟国、欧州連合およびこの条約に加入するよう懇請されたすべての国に対し、その認証謄本を送付する。

付属書—特権および免除（第 66 条）

1. この付属書は、第 66 条に掲げられた GREVIO の委員および国別訪問代表団の他の構成員について適用される。この付属書の適用上、「国別訪問代表団の他の構成員」には、条約第 68 条第 9 項に掲げられた独立の国内専門家および特定分野の専門家、欧州評議会の職員、ならびに、欧州評議会によって雇用された、国別訪問中に GREVIO に随行する通訳者を含む。
2. GREVIO の委員および国別訪問代表団の他の構成員は、国別訪問の準備および実行ならびにそのフォローアップに関わる任務の遂行中、かつこれらの任務に関係する旅行の期間中、次の特権および免除を享受する。
 - a. 逮捕または拘禁および個人用の荷物の押収の免除、ならびに、公の資格で口頭または書面により行なった発言および公の資格で行なったあらゆる行動に関わるすべての種類の法的手続の免除。
 - b. その居住国からの出国および当該国への帰国ならびに任務遂行地である国への入国および当該国からの出国に関するいずれかの制限の免除、ならびに、訪問国または任務の遂行に際して通過する国における外国人登録の免除。
3. GREVIO の委員および国別訪問代表団の他の構成員は、任務の遂行に際して行なう渡航の過程で、関税および為替管理の問題について、一時的な公の任務を有する外国政府の代表に与えられる便益と同一の便益を与えられる。
4. GREVIO の委員および国別訪問代表団の他の構成員が携行する、条約の実施の評価に関する書類は、当該書類が GREVIO の活動と関係するかぎりにおいて不可侵とする。GREVIO の公用通信または GREVIO の委員および国別訪問代表団の他の構成員の公的通信に対しては、いかなる差止めまたは検閲も適用されない。
5. GREVIO の委員および国別訪問代表団の他の構成員に対して職務遂行における完全な言論の自由および完全な独立を保障するため、当該委員等がもはや当該職務の遂行に関与していない場合

であっても、当該委員等が職務遂行に際して口頭または書面により行なった発言および職務遂行に際して行なったあらゆる行為に関わる法的手続の免除は、引き続き与えられる。

6. 特権および免除は、GREVIO の利益のために任務を独立して遂行できることを保障する目的でこの付属文書の 1 に掲げられた者に与えられるものであり、当該委員等の個人的便宜のために与えられるものではない。欧州評議会事務総長は、この付属文書の 1 に掲げられた者の免除が正義の遂行の妨げとなると考えられ、かつ GREVIO の利益を損なうことなく当該免除を放棄できる場合にはいつでも、当該免除を放棄する。

賛同・後援・助成団体リスト

■賛同団体

あかつき篠路保育園労働組合、アジア女性センター、
NPO法人ウィメンズネット函館、
NPO法人ウィメンズネット・マサカーネ、
ウィメンズハウスとちぎ、AWS ムーンストーン、
NPO法人女のスペース・にいがた、NPO法人駆け込みシェルター釧路、
駆け込みシェルターとかち、医療法人かとうメンタルクリニック、
キャンパス・セクシュアルハラスメント・全国ネットワーク北海道ブロック、
社会福祉法人草の実会、窪田法律事務所 弁護士窪田良弘、
国際ソロプチミスト札幌中央、国際ソロプチミスト苫小牧、
小柳電気商事株式会社、土地家屋調査士 佐藤彰宣、渋谷司法書士事務所、
嶋田・平井法律事務所 弁護士嶋田敬昌、NPO法人女性サポート・大阪、
しんぐるまざあず・ふぉーらむ北海道、ZEEN（ゼン）札幌店、
弁護士法人 武部雅充法律事務所、WS・ひょうご、
NPO法人男女平等参画推進みなと（GEM）、NPO法人ハーティー仙台、
ハートスペースM、有限会社ハッピーマイルサービス、
医療法人ひろ内科循環器科クリニック、北海道教職員組合、
有限会社モリ自動車サービス、柳法律事務所、友名会有志一同

■個人賛同

相内俊一、石川しのぶ、伊藤武史、伊藤道子、尾崎高博、北島未来、黒光ひさ、
渋谷遊姫野、高松良男、多原良子、中島和歌子、前田節子、ミヤザワ ケイコ、
八幡悦子、山川妙子、山中冬樹

■後援

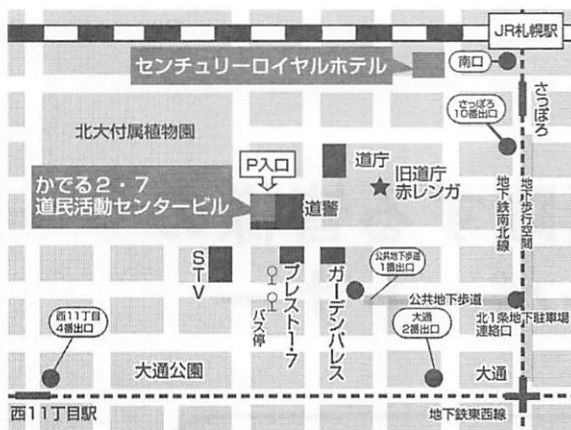
内閣府、厚生労働省、文部科学省、外務省、北海道、札幌市、
北海道弁護士連合会、札幌弁護士会、
キャンパス・セクシュアル・ハラスメント・全国ネットワーク北海道ブロック

■助成

北海道、札幌市、国際交流基金アジアセンター、GARDEN OF HOPE、広島大学

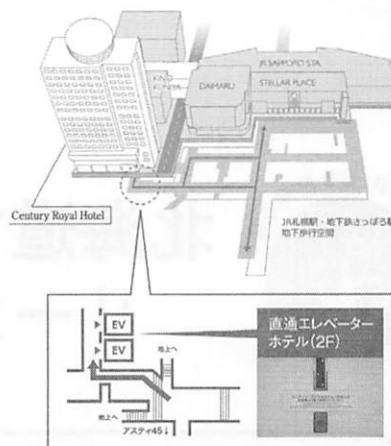
【会場地図】

- ◆北海道立道民活動センター「かでる2・7」
札幌市中央区北2条西7丁目



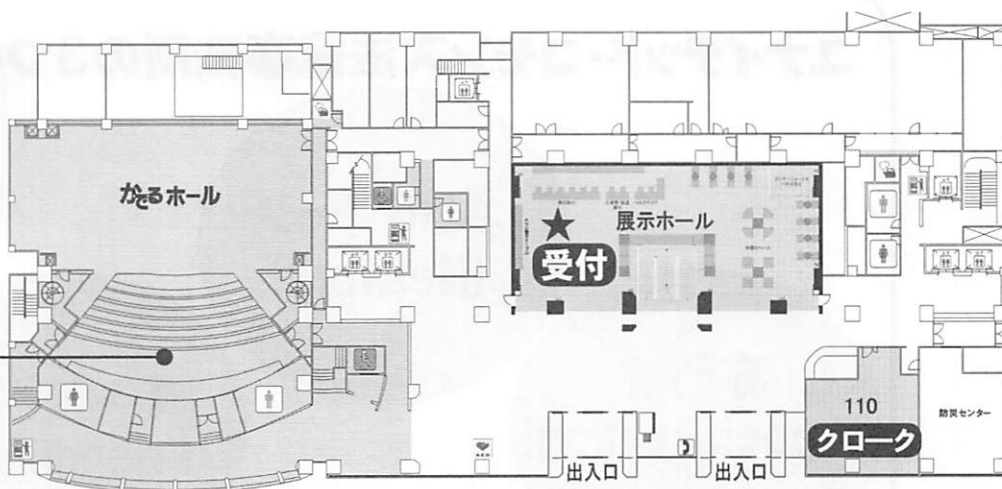
【交流会会場】

- センチュリーロイヤルホテル
札幌市中央区北5条西5丁目

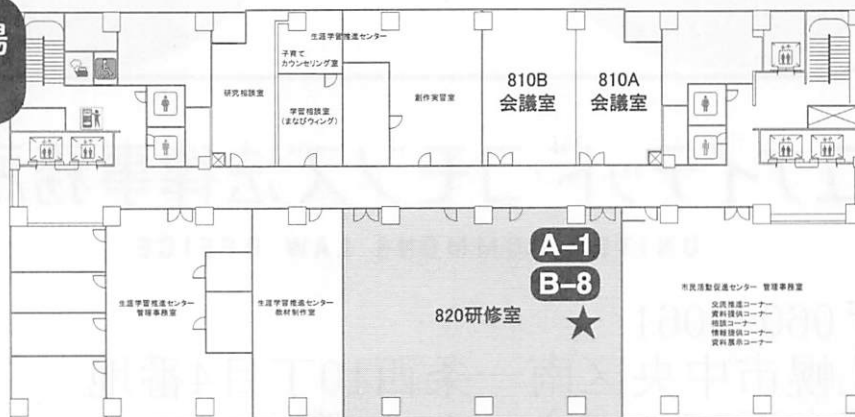


各団体の
物品販売は
交流会会場で
行います。

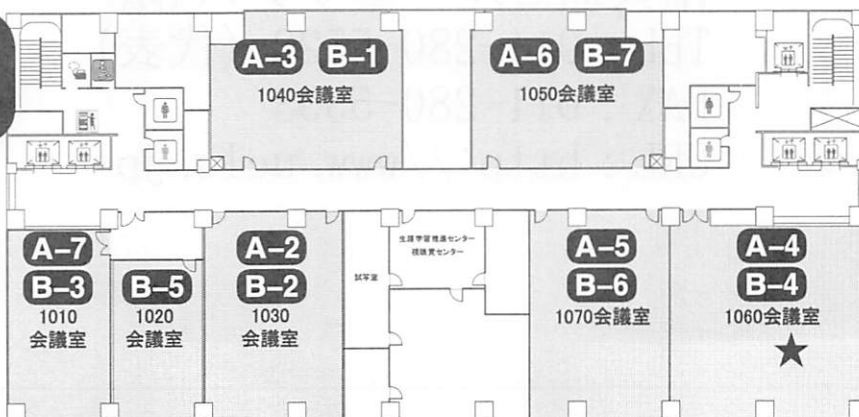
基調講演・
シンポジウム・
フォーラム会場
1F



分科会会場
8F



分科会会場
10F



★＝お弁当は参加証について
る引き換え券で12～13時の
間にお受け取りください。
1F / 受付
8F / 820研修室
10F / 1060会議室



北海道で活躍する皆様の リーガルパートナー

ユナイテッド・コモンズ法律事務所の3つの柱

専門性
(Specialization)

ネットワーク
(Network)

親しみやすさ
(Friendliness)

ユナイテッド・コモンズ法律事務所

UNITED COMMONS LAW OFFICE

〒060-0061

札幌市中央区南一条西10丁目4番地
南大通ビルアネックス4階

TEL : 011-280-5522 (代表)

FAX : 011-280-5533

URL : <http://www.uclo.jp>

Arai Kubota Law firm

弁護士法人

荒井・久保田総合法律事務所

釧路弁護士会所属

本 店—————

〒085-0017 北海道釧路市幸町 6 丁目1番地 2 号AKビル
TEL0154-32-0515 FAX0154-31-0605

代表社員弁護士 泉 敬（特別顧問）

代表社員弁護士 荒井 剛

代表社員弁護士 久保田 庸央

弁護士 鍛冶 孝亮

中標津支店—————

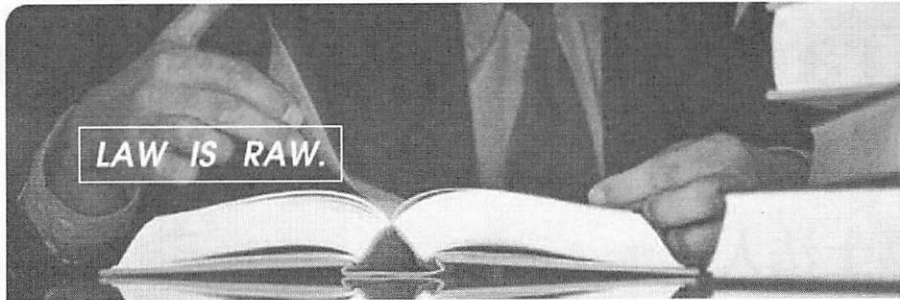
〒086-1125 北海道標津郡中標津町西5条北4丁目5番
TEL0153-72-8121 FAX0153-72-8122

社員弁護士 小田 康夫

<http://www.ak-lawfirm.com>



斉藤道俊法律事務所
SAITO LAW OFFICE



弁護士法人 斉藤道俊法律事務所

弁護士 斉藤 道俊 弁護士 長谷川 亮
弁護士 丸谷 誠 弁護士 山口 耕司
弁護士 石王 大樹

〒080-0803 帯広市東3条南14丁目8番地
TEL(0155)-26-3133 FAX(0155)-26-3134

斉藤法律事務所で検索！

検索



迅速対応・自社物件多数・苫小牧市内管理棟数1000棟

創業46年の信頼と実績

アパート

マンション

一軒家

テナント

お世話させていただきます。



北海道知事免許証振(12)第383号 (公社)北海道宅地建物取引業協会会員

大東開発株式会社

<http://www.daitohkaihatu.co.jp/> (大東開発ホームページアドレス)

お問い合わせは

TEL(0144) 32-9523

本社／苫小牧市若草町2丁目1-6 電話(0144)32-9523



贈り物の専門店

ダイトー

苫小牧市新開町4丁目2-12
TEL.0144-53-0901

和牛レストラン
びび

苫小牧市美沢8-5
TEL.0144-58-3456

Recycling Machineries Clean
Vehicle
中古車部品販売・廃車買取

苫小牧市字植苗166-3
TEL.0144-51-8008

～#MeToo、#WeToo、#WithYou～

DVの問題を抱える女性に寄り添い
解決をめざします。



北海道リブラ法律事務所

Hokkaido Libra Law Office

弁護士 菅 原 仁 人

弁護士 高 橋 亜 林

弁護士 渡 辺 麻里衣

〒004-0051

札幌市厚別区厚別中央1条6丁目2番15号

新札幌センタービル5階。

TEL : 011-802-4545 FAX : 011-802-4546

<http://hokkaido-libra.com/>

北海道合同法律事務所

1970年創設。自由法曹団の歴史と伝統を受け継ぐ、働くひとびとと社会的弱者の方々のための法律事務所です。17名の弁護士が多様な法律相談にお応えします。

労働問題

離婚

相続・遺言

交通事故

その他、成年後見、不動産関係、医療の問題、刑事事件、etc.

初回法律相談料／ 無料、夜間・土曜相談もあります。

ご予約

TEL 011-231-1888、<http://www.hg-law.jp>

《札幌弁護士会所属》

池田賢太 石田明義 内田信也 小野寺信勝 加藤丈晴
川上 有 笹森 学 佐藤哲之 佐藤博文 中島 哲
長野順一 橋本祐樹 樹井妙子 三浦桂子 山田佳以
横山浩之 渡辺達生

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目
北海道高等学校教職員センター5階

弁護士法人 白総合法律事務所

札幌オフィス

札幌市中央区南1条西11丁目 コンチネンタルビル5階



TEL 011-252-7631 / FAX 011-252-7632

営業時間 月～金（祝日・年末年始除く）
午前9時から午後5時

ニセコ倶知安オフィス

北海道虻田郡倶知安町北1条東1丁目2番地7



TEL 0136-55-8397 / FAX 0136-55-8398

営業時間 毎週土曜日
午前9時から午後5時



お問い合わせは代表電話まで

TEL 011-252-7631

営業時間 9:00～17:00

オフィシャル HP はこちら

<http://www.h-jurist.com>

出版・印刷の
お手伝いをいたします

かりん舎

〒062-0933

札幌市豊平区平岸3条9丁目2-5-801

tel 011-816-1901 fax 011-816-1903

<http://kwarin.jp/>



いつでも、どこでも、誰でもが 最善の医療を受けられる社会をめざして



徳洲会グループ 北海道ブロック

医療法人徳洲会

札幌徳洲会病院

札幌市厚別区大谷地東 1 丁目 1-1

☎011-890-1110

院長 奥山 淳

医療法人徳洲会

札幌東徳洲会病院

札幌市東区北 33 条東 14 丁目 3-1

☎011-722-1110

院長 太田 智之

医療法人徳洲会

帯広徳洲会病院

河東郡音更町木野西通 14 丁目 2-1

☎0155-32-3030

院長 棟方 隆

医療法人徳洲会

日高徳洲会病院

日高郡ひだか町静内こうせい町

1-10-27

☎0146-42-0701

院長 井齋 偉矢

医療法人徳洲会

札幌南徳洲会病院

札幌市清田区里塚 1 条 2 丁目 20-1

☎011-883-0602

院長 四十坊 克也

社会福祉法人函館共愛会

共愛会病院

函館市中島町 7-21

☎0138-51-2111

院長 水島 豊

一般社団法人徳洲会

〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-3-1

東京堂千代田ビルディング 14F

TEL : 03-3262-3133 FAX : 03-5213-3602



すべての女性と女兒が 幸せに生きることができるように

ソロプチミストの原点は「奉仕」です

- ・暴力などで困っている方を助けたい
- ・奉仕を実践している方を応援したい
- ・教育の機会を与えたい

身近にそんな方がいらっしゃいましたら
ご相談ください。

チャリティーピンゴパーティー

2018年11月21日(水) 6:00pm～

場所 札幌プリンスホテル

「夢を拓く」アートコンテスト

4～18歳までのアートコンテスト

※詳しくは事務局まで



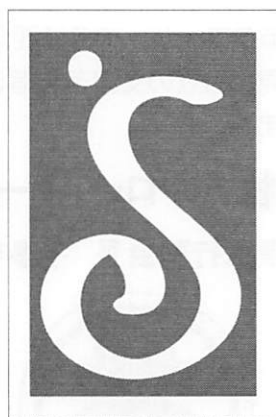
国際ソロプチミストは主に教育支援を通じ地域社会から世界へつながる奉仕活動を行っています

国際ソロプチミスト札幌中央

◆◆◆あなたもソロプチミストになりませんか◆◆◆

お気軽にお問合せください

事務局 ☎090-3114-9238



SOROPTIMIST

Best for Women®

国際ソロプチミスト室蘭

「夢を生きる」

女性と女兒の豊かな未来をつなぐため
DV被害者支援を応援しています



苫小牧市栄町2丁目1-27 TEL0144-34-5627

—女性に対する暴力をなくすために—

あなた自身の
これから
未来へ...

DV被害を受けた女性と子ども達が新しい
人生を始めるためのサポートをします

NPO法人ウィメンズ 結 苫小牧
相談電話 0144-32-0100

～女性のための新しいスペース～
駆け込みシェルター&女性相談

女性の権利と幸せを考える
ウイメンズ・きたみ

〒090-8691 北見郵便局私書箱55号
TEL 0157-24-7293
携帯 090-3397-0325
郵便振替口座番号 02730-6-55747

北の大地からチェンジ！！

～#MeToo、#WeToo、#WithYou～

男女平等参画社会の実現のため
DV、性暴力のない平和な社会の
“バトン”を次世代に繋ぎましょう

平等社会を推進する
ネットワーク苫小牧
会長 高橋 雅子

〒053-0021
苫小牧市若草町3丁目3-8
男女平等参画推進センター内
電話. 0144-32-3610

女性のためのメンタルクリニック

萌クリニック

精神科・心療内科
院長・早苗麻子

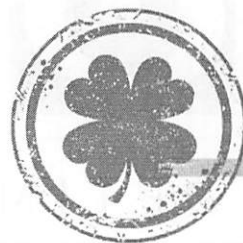
〒003-0024
札幌市白石区本郷通13丁目南4-27
ムトウビル3F
TEL 011-862-0020
URL <http://moe-clinic.on.cookan.jp>
完全予約制です。
お電話にてお問合せ・ご相談ください

～#MeToo、#WeToo、#WithYou～

苫小牧市クローバーの会は要保護女性の
早期発見と自立の支援を目指して活動を
しています。

苫小牧市クローバーの会

会長代行副会長 宇多春美



〒053-0021
苫小牧市若草町3丁目3-8
男女平等参画推進センター内
電話. 0144-32-3610

燒
島



專門

旭川名物

新子焼き

電話 (0166) 225-4604

月曜定休

營業時間 午後1時～10時

5 小路ふらりと

旭川市5条通7丁目



Dramatic Communication

アパマンショップ
NETWORK

株式会社

三光不動産

SANKO Real Estate Co.,Ltd.

アパマンショップ加盟企業の三光不動産では【誠実】をモットーに
安心・安全のお住まいをご紹介します。

女性シェルターを担当して10年の専門スタッフがご対応いたします。

札幌近郊の住居設定の際してのご相談、お部屋情報提供は無料ですので、お気軽にご連絡ください。



※2018年2月1日株式会社経済研究所調べ（1143店舗）
主要9事業者における店舗数。直営店舗とフランチャイズチェーン加盟店舗の合計値。
※各社に加盟している加盟店とは、加盟が終了していない店舗、未だ準備中の店舗を含む。

アパマンショップ中央店 (株)三光不動産

〒060-0061

北海道札幌市中央区南1条西10丁目4番地 有田エースビル1階

TEL : 011-223-2780 FAX : 011-223-2783

E-mail : cyuo@apaman-sanko.jp

ホームページ: <https://jetta.jp>

担当： 課長 嶋田敦仁（シマダ ノブヒト）

貸貸不動産経営管理士

フリーダイヤル：0120-142-781

痛みも力に



相談予約電話

ドメスティックバイオレンス、離婚、児童虐待、
家庭・学校・地域での性暴力被害、レイプ、デートDV、
ストーカー被害などのご相談は



【NPO法人 女のスペース・おん】

TEL 011-219-7011

月曜日～金曜日 10時～17時

面談のみ 相談料1回4,000円

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、
不当解雇、賃金不払い、退職強要、雇い止め、
不当配転、昇格差別などのご相談は



【北海道ウイメンズ・ユニオン】

TEL 011-221-2180

月曜日～金曜日 10時～17時（面談のみ）

ユニオン加入費 4,000円

組合費（月額）1,000円

NPO 法人 女のスペース・おん／北海道ウイメンズ・ユニオン

（所在地）〒060-0061

札幌市中央区南1条西5丁目8番地愛生館ビル508B

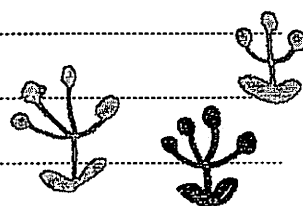
（連絡先）TEL 011-219-7012

（設立）1993年4月

（WEB）<http://www.ne.jp/asahi/sapporo/space-on/>

（郵便振替口座）02730-0-53341

*memo



第21回 全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌 大会資料

NPO 法人 全国女性シェルターネット

第21回 全国シェルターシンポジウム2018 in 札幌

2018年11月3日発行

s_sympo2018@yahoo.co.jp



♥ #Me Too, #We Too, #With You

SociOak Group

社会と共生する樹でありたい。

ソシオークグループは、創業55周年を迎えました

ソシオークグループは、男性も女性も、障がい者も健常者も、子どもも高齢者も、外国人も…全ての人が尊重される社会・会社を創ろうと志をたて、1963年に創業いたしました。

以来、55年、私たちは、創業の志を引継ぎ、社会の様々な課題をビジネスで解決することで、社会的価値と経済的価値を新たに創造する「共通価値の創造経営(CSV= Creating Shared Value)」を推進し、持続的に成長する企業グループを目指しています。

3つのKando(感動・歓働・貫道)への挑戦

かつて女性が家事として担うものとされた食事作り・子育て・送り迎え等を社会で担う基盤づくりに事業として取り組んでいます。

働く仲間に、誇りと歓び(歓働)をもたらしたいと私たちは願っています。

サバイバーの皆さんを積極採用しています。

募集職種・例

栄養士・調理師・看護師・保育士・児童厚生員・心理士・ドライバー・スクールバス添乗員。
資格のない方は、補助員として採用しています。



詳しくはWEBで
socioak.com/jobfind-pc/area/All

ソシオークホールディングス株式会社

葉隠勇進株式会社

学校給食事業

ハガクレフード株式会社

給食サービス事業(介護・福祉施設・保育園・病院・企業)

株式会社明日葉

子育て支援事業(保育園・児童館・学童クラブ・子ども家庭支援センターの運営)
パブリック事業(女性センター・男女平等参画センター等の運営)・生涯学習支援

株式会社みつばコミュニティ

自動車運行事業

株式会社てしお夢ふぁーむ

障がい者就労継続支援A型
野菜の生産・農産物・農産物加工品販売

株式会社リーフサポート

体育指導事業・人材サービス事業

お問い合わせは下記まで

TEL : 03-3452-5500 E-mail : recruit@socioak.com

お問い合わせの際は、「全国シェルターシンポジウムで知った」とお伝え頂くとスムーズです。

ソシオークグループ本社 〒108-0014 東京都港区芝4-13-3 PMO田町東10F www.socioak.com

後援：内閣府、厚生労働省、文部科学省、外務省、北海道、札幌市、北海道弁護士連合会、札幌弁護士会、
キャンパス・セクシュアル・ハラスメント・全国ネットワーク 北海道ブロック

助成：北海道、札幌市、
国際交流基金アジアセンター、
GARDEN OF HOPE、広島大学

アジアの絆を強くする。

ASIA
center
JAPAN FOUNDATION



財団法人
励馨社会福祉事業基金会
The Garden of Hope Foundation



広島大学
文部科学省 研究大学強化促進事業採択大学